令和3年度見直し対象法人の新中(長)期目標 (案)

<総務:	省>
•(中)	郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構・・・・・・・・・・・・
<外務:	
• (中)	国際協力機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
• (中)	国際交流基金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
	科学省>
• (研)	科学技術振興機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
• (研)	日本原子力研究開発機構 · · · · · · · 9
	労働省>
• (中)	労働政策研究·研修機構·····119
<国土	交通省>
• (研)	土木研究所 · · · · · · · · · · · · · · · · · 138
• (研)	建築研究所 · · · · · · · · · · · · · · · 152
• (中)	水資源機構 · · · · · · · · · · · · · · · · · 160
• (中)	自動車事故対策機構 · · · · · · · · · · · · 180
• (中)	日本高速道路保有・債務返済機構20

(公印·契印省略)

総情貯第 30 号令和4年2月18日

独立行政法人評価制度委員会 委員長 澤田 道隆 殿

総務大臣 金子 恭之

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構が達成すべき業務運営に関する目標について(諮問)

標記について、独立行政法人通則法 (平成 11 年法律第 103 号) 第 29 条 第 3 項の規定に基づき、別紙につき独立行政法人評価制度委員会の意見を求める。

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構が達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)

令和4年2月●日

総 務 省

※独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律(平成 30 年法 律第 41 号)の規定に基づき、平成 31 年 4 月 1 日から「独立行政法人郵便貯金・簡易生命 保険管理機構」より名称を変更

目 次

第1 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)	. 1
第 2 中期目標の期間	. 3
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	. 3
1 郵便貯金管理業務	. 3
(1) 委託先及び再委託先の監督	. 3
(2) 資産の確実かつ安定的な運用	. 3
(3)周知・広報	. 4
(4)情報の公表	. 5
2 簡易生命保険管理業務	. 5
(1)委託先及び再委託先の監督	. 5
(2) 資産の確実かつ安定的な運用	. 6
(3) 周知・広報	. 7
(4) 情報の公表	. 7
3 郵便局ネットワーク支援業務	. 7
(1) 交付金の交付及び拠出金の徴収の円滑かつ確実な実施	. 7
(2) 交付金及び拠出金の額の算定の適正かつ確実な実施	. 8
第4 業務運営の効率化に関する事項	. 9
(1)業務経費等の合理化・効率化	. 9
(2)給与水準の適正化	. 9
(3) 調達の合理化	. 9
(4) 情報システムの整備及び管理	. 9
第5 財務内容の改善に関する事項	. 9
第6 その他業務運営に関する重要事項	10
(1)内部統制の充実・強化	10
(2) 情報セキュリティ対策の推進	10
(3) 災害等の不測の事態の発生への対処	10

※下線を引いた事業を一定の事業等のまとまりとする。

第1 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)

<法人の使命>

郵政民営化においては、民営化前に預入等が行われた定額郵便貯金等の郵便貯金及び簡易生命保険については、民営化後も政府保証を継続することとしている。郵政民営化法(平成19年法律第97号)の基本方針においては、これらの管理に関する業務(郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務)は、民営化された会社とは独立した公的な法人格を有する主体において行うこととして、新たに設立する独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律(平成30年法律第41号。以下「改正法」という。)により、平成31年4月1日から「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に名称を変更。以下「機構」という。)に承継することとされた。この基本方針により平成19年10月に設立された機構は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成17年法律第101号。改正法により平成31年4月1日から「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法」に題名を変更。以下「機構法」という。)に基づき、郵便貯金を適下かの確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行するため、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務を行い、国の政策である郵政行政の推進の一端を担っている。

郵便貯金残高及び簡易生命保険契約件数残高については、機構を設立した平成19年から減少しているものの、令和2年度末時点においても依然その水準は高い(郵便貯金残高:約7,380億円、簡易生命保険契約件数残高:約1,038万件)ことから、郵政行政の推進という国の政策を着実に推進するためには、今後も機構が郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務を引き続き実施する必要がある。

機構においては、郵便貯金の払戻し等の業務が委託・再委託されることから、その人員等の体制は、設立当初から最小限のものとされているところ、第2期中期目標期間(平成24年度から平成28年度まで)においては、平成24年10月に郵政民営化法が改正され、機構が日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険は、確実に郵便局において取り扱われるものとされた。すなわち、あまねく全国において利用されることを旨として設置される郵便局において取り扱われることが、法律上、新たに義務付けられた。

更に、郵政事業に係る基本的な役務(以下「郵政事業のユニバーサルサービス」という。)については、郵便局で一体的に、かつ、あまねく全国において公平に利用できるようにする責務が、法令上日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社に対して課されており、国民生活に必要不可欠なサービスとして郵便局ネットワークにより提供されていることを踏まえ、郵政事業のユニバーサルサービスの提供の確保を図ることを目的として、郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金・拠出金制度が改正法により創設された。この交付金・拠出金制度に係る業務は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要であって、この業務を効果的かつ効率的に行わせるため、独立行政法人である機構が実施することとされたところである。

<法人の現状と課題>

機構は、民営化前に預入等が行われた郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行するため、委託先及び再委託先の監督、資産の確実かつ安定的な運用、郵便貯金の早期払戻しや保険金等の早期支払促進のための周知・広報、情報の公表等の業務に取り組んできた。加えて、第3期中期目標期間(平成29年度から令和3年度まで)より、郵政事業のユニバーサルサービスの提供の確保を図ることを目的とした、郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金・拠出金制度に係る業務にも取り組んできた。

なかでも、郵便貯金管理業務のうち、郵便貯金の権利消滅を防止するための周知・広報については、第3期中期目標期間において、重要度の高い業務として位置付け、平成29年度から令和元年度までの間に、全ての預金者に対して、早期払戻しを促す挨拶状を発送するなど、精力的に取り組んできた。平成29年度に全ての定期性の郵便貯金が満期を迎えたことから、第3期中期目標期間においては、その債務残高が大きく減少している一方、少なからぬ額の権利消滅金が発生している。この状況は、次期中期目標期間においても継続すると見込まれ、満期後の経過年数が長くなるにつれ払戻しがされにくくなる傾向があること等を踏まえると、今後もより一層、効果的かつ効率的な周知・広報施策の検討・実施に努めていく必要がある。

また、簡易生命保険管理業務のうち、委託先及び再委託先の監督について、第3期中期目標期間においては、令和元年に発覚した委託先及び再委託先における大規模な保険の不適正募集問題への対応が課題となった。機構が保有する保険契約からの乗換えが顧客の意向やニーズに沿わず行われた可能性があるため、機構はこれまで、契約乗換事案に係る事実関係、委託先及び再委託先における業務改善計画並びに改善計画の進捗状況の把握に努めてきた。今後も、類似の事案が再発し、保険契約者が不利益を被ることのないよう、監督業務により一層取り組む必要がある。機構の保有する保険契約の解約状況や委託先及び再委託先における契約の維持管理に係る取組の実施状況等については、今後も監査の重点項目とし、継続的に確認していく必要がある。

<法人を取り巻く環境の変化>

第3期中期目標期間においては、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大による 出勤抑制等により、在宅勤務環境の整備及び業務のデジタル化を図るなど、従来の業務の あり方を見直す必要が生じた。機構においては、在宅勤務用のモバイル端末の支給、電子 決裁・文書管理システムの導入、グループウェアの導入、財務会計システムのリモート対 応等、業務デジタル化の取組が進められ、在宅勤務に必要なシステム環境がおおむね整備 されたところであるが、今後も必要に応じてデジタル技術の活用等による業務プロセス の見直しを図り、業務の効率化及び働き方改革の推進に努める必要がある。

このような背景、機構に求められる役割、第3期中期目標期間における業務の実績についての評価結果、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等を踏まえ、機構の第4期中期目標を以下のとおりとする。

(別添) 政策体系図、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の使命等と目標との関係

第2 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 郵便貯金管理業務

機構は、上述のとおり、政府保証された郵便貯金を適正かつ確実に管理し、これに係る 債務を確実に履行する必要がある。郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保 のため、以下の項目を実施すること。

(1) 委託先及び再委託先の監督

委託・再委託した郵便貯金の払戻し等の郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、以下の項目を実施すること。

- ・委託先及び再委託先に対して、定期及び随時に、顧客情報管理、預金者からの苦情申告対応等の郵便貯金の払戻し等に係る状況の確認等を行い、必要に応じて改善を求める等の措置を行うこと。
- ・監査業務の実施に当たっては、最新の監査手法を把握し、より実効性のある監査手法 を検討の上実施すること。その際、委託先及び再委託先の実施する内部監査の結果を 利用するなど、各組織の内部統制機能を活用して、効果的かつ効率的な実施に努める とともに、機構全体の経費の増大を招かないようにすること。
- ・委託先に対しては、委託先が行う銀行業務と同等以上の質の確保を求め、再委託先に 対しては、再委託先が行う銀行業の代理業務と同等以上の質の確保を求めること。

【指標】

- ・委託先及び再委託先における郵便貯金の払戻し等に係る状況の検証を半期に1回以上行う。
- ・委託先及び再委託先の監査項目の見直しを毎事業年度1回以上行う。
- ・委託先及び再委託先の実地監査について、中期目標期間中に各地域エリアに1回以上行う。

[指標設定の考え方]

委託・再委託した郵便貯金の払戻し等の郵便貯金管理業務の質の維持・向上及び適 切性の確保のため、委託先・再委託先の郵便貯金の払戻し等に係る状況の検証及び監 査項目の見直しを定期的に行うとともに、実地監査を全国において行うこととする。

(2) 資産の確実かつ安定的な運用

郵便貯金に係る債務の確実な履行を確保するため、引き続き郵便貯金資産について、確実かつ安定的な運用を行うよう努めること。具体的には、機構法及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第102号。以下「整備法」という。)により定められた運用方法(預金者貸付、国債の売買、金融機関への預金、地方公共団体に対する貸付けに係る債権の保有等)の範囲内で、郵便貯金資産の運用計画に従った運用を行うこと。

(3) 周知·広報

民営化後も政府保証を継続することとしている民営化前に預入が行われた定額郵便 貯金等の郵便貯金については、権利消滅を防止する観点から、預入期間を経過した郵便 貯金の早期払戻し促進のため、引き続きその残存状況を適時に把握し、より効果的な周 知・広報を実施すること。具体的には、以下の項目を実施すること。

- ・預入期間を経過した郵便貯金の残存状況をホームページに掲載して公表するととも に、郵便貯金の早期払戻しを呼びかけること。
- ・個々の預金者への周知施策として、郵便貯金の預金者に早期払戻しを促す挨拶状を送付すること。
- ・転居等のため挨拶状が届かなかった預金者に対して、引き続き、住所調査を行うこと。
- ・毎事業年度、預金者に対する実態調査を行う等により、実態把握を促進すること。
- ・広報に当たっては、実態調査等により費用対効果等を検証しつつ、より効果的かつ効率的な実施に努めること。

【重要度:高】民営化前に預入が行われた定額郵便貯金等の郵便貯金については、民営化後も政府保証を継続することとしているが、満期後一定期間を経過した後、機構が預金者に対し催告し、その催告を発した日から2月以内になお払戻しのない場合は預金者の権利が消滅することから、預入期間を経過した郵便貯金の早期払戻しが促進されるよう、より効果的な取組を実施する必要がある。

【指標】

- ・預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を毎事業年度 12 回以上周知する。
- ・預入期間を経過した郵便貯金の預金者に早期払戻しを促す挨拶状を、中期目標期間 中に30万件以上発送する。

引き続き上記のアウトプット指標の目標達成に取り組むほか、周知・広報施策の実施 に当たっては、以下に掲げる指標に着目し、施策の効果検証を行う。

- ・挨拶状発送対象の預金者の払戻率(挨拶状発送対象者のうち、挨拶状の発送日から 2か月以内に払戻しを行った人の割合)
- ・機構の実施した広報施策の認知率(実態調査において、広告等を「見た」及び「見た」な気がする」と回答した人が、各調査の回答者全体に占める割合)
- ・機構の実施した広報施策を契機として行動した人の割合(実態調査において、広告等を契機として「貯金を受取りに行った」、「満期日を確認した」、「郵便局に問合せをした」等の行動をしたと回答した人が、各調査の回答者全体に占める割合。以下「行動率」という。)
- ・機構のホームページへのアクセス件数
- ・委託先に設置されているコールセンターへの権利消滅に係る照会の入電件数
- ・発送した挨拶状が預金者に到達した割合
- ・機構の実施した広報施策を契機として行動した人1人当たりの費用(施策実施時点の想定預金者数に行動率を乗じた「行動した人」の人数で、各施策の費用を割った値)

なお、施策の効果検証を通じたデータの蓄積等により、より適切な指標や達成水準の 設定が可能となった場合には、当該指標等を年度計画等に定めること。

「指標設定の考え方】

- ・権利消滅を防止する観点から、預入期間を経過した郵便貯金の早期払戻しを促すため、その残存状況を定期的に周知する。
- ・第3期中期目標期間において、挨拶状の効果が一定程度認められたことから、第4期中期目標期間においても、毎事業年度、満期後5年目及び満期後15年目の預金者に対して挨拶状を発送するとともに、それ以外の預金者に対しても効果を検証した上で可能な限り行う。
 - ※第4期中期目標期間における満期後5年目の預金者に対する挨拶状の想定発送 件数:約6.5万件
 - ※第4期中期目標期間における満期後15年目の預金者に対する挨拶状の想定発送 件数:約24万件
- ・各種周知・広報施策について、預金者データや実態調査の結果から効果を測定・分析し、施策の継続実施の必要性や施策内容の見直し、新たな施策の実施等を検討することで、より効果的かつ効率的に周知・広報を実施するよう努める。

(4)情報の公表

郵便貯金の適正かつ確実な管理及びこれに係る債務の確実な履行について、透明性を高める観点から、国民に対して実施状況を明らかにするとともに、利用者に対してサービス内容等に関する情報を提供するため、取扱営業所の数、業務の内容等、上述の目的を達するために必要な業務及び組織その他経営内容に関する情報を引き続き公表すること。公表に当たっては、ホームページを活用した情報提供を行うこと。情報提供に当たっては、充実した情報を分かりやすく、迅速に提供することに努めること。

【指標】

・ホームページについての閲覧者からの意見、アクセス状況調査等により、掲載内容 の検証を毎事業年度1回以上行う。

[指標設定の考え方]

郵便貯金の適正かつ確実な管理及びこれに係る債務の確実な履行について、分かりやすい掲載となるよう、毎事業年度ホームページの内容を検証することとする。

2 簡易生命保険管理業務

機構は、上述のとおり、政府保証された簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これに係る債務を確実に履行する必要がある。簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、以下の項目を実施すること。

(1) 委託先及び再委託先の監督

委託・再委託した請求のあった保険金の支払等の簡易生命保険管理業務の質の維持・ 向上及び適切性の確保のため、以下の項目を実施すること。

・委託先及び再委託先に対して、定期及び随時に、顧客情報管理、契約者等からの苦情

申告対応等の請求のあった保険金等の支払等に係る状況の確認等を行い、必要に応じて改善を求める等の措置を行うこと。

- ・保険金等の確実かつ早期の支払に向けた取組の実施等、保険金等支払管理態勢の整備・強化がなされるよう、委託先及び再委託先に対して対応状況のモニタリングを行うとともに適時指導を行うこと。
- ・監査業務の実施に当たっては、最新の監査手法を把握し、より実効性のある監査手法 を検討の上実施すること。その際、委託先及び再委託先の実施する内部監査の結果を 利用するなど、各組織の内部統制機能を活用して、効果的かつ効率的な実施に努める とともに、機構全体の経費の増大を招かないようにすること。
- ・委託先に対しては、委託先が行う生命保険業務と同等以上の質の確保を求め、再委託 先に対しては、再委託先が行う生命保険業の代理業務と同等以上の質の確保を求め ること。
- ・委託先及び再委託先において発覚した保険の不適正募集問題を踏まえ、機構の契約者 が不利益を被るような契約乗換事案が発生することのないよう、機構の保有する契 約の解約状況や、契約の維持管理に係る取組の実施状況等の契約維持管理態勢につ いてモニタリングを行うとともに適時指導を行うこと。
- 契約者に対し、適正な紛争解決手段を提供するという観点から、委託先に設置されている査定審査会について、その運用状況を定期的にモニタリングすること。

【指標】

- ・委託先及び再委託先における請求のあった保険金等の支払等に係る状況の検証を 半期に1回以上行う。
- ・委託先及び再委託先の監査項目の見直しを毎事業年度1回以上行う。
- ・委託先及び再委託先の実地監査について、中期目標期間中に各地域エリアに1回以上行う。

[指標設定の考え方]

委託・再委託した請求のあった保険金等の支払等の簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、委託先・再委託先の請求のあった保険金等の支払等に係る状況の検証及び監査項目の見直しを定期的に行うとともに、実地監査を全国において行うこととする。

(2) 資産の確実かつ安定的な運用

簡易生命保険に係る債務の確実な履行を確保するため、引き続き簡易生命保険資産について、確実かつ安定的な運用を行うよう努めること。具体的には、機構法及び整備法により定められた運用方法(契約者貸付、国債の売買、金融機関への預金、地方公共団体に対する貸付けに係る債権の保有等)の範囲内で、簡易生命保険資産の運用計画に従った運用を行うこと。

再保険先においても、確実かつ安定的な運用が行われるようその状況を把握するとともに、再保険先における安全資産評価額が、再保険先が機構のために積み立てる金額を下回っていないことを確認すること。加えて、保険業界において、2025年に新しい

資本規制が導入されることを踏まえ、再保険先が健全性の向上及び安定化を目指した 対策を行っているかの確認をすること。

(3) 周知·広報

民営化後も政府保証を継続することとしている簡易生命保険については、支払義務が発生した保険金等の早期支払促進のため、引き続きその残存状況を適時に把握し、周知・広報を実施すること。広報に当たっては、費用対効果を検証しつつ、より効果的かつ効率的な実施に努めること。

【指標】

・支払義務が発生した保険金等の残存状況を毎事業年度1回以上周知する。

[指標設定の考え方]

支払義務が発生した保険金等の早期支払促進のため、その残存状況の定期的な周知を行うこととする。

(4)情報の公表

簡易生命保険の適正かつ確実な管理及びこれに係る債務の確実な履行について、透明性を高める観点から、国民に対して実施状況を明らかにするとともに、利用者に対してサービス内容等に関する情報を提供するため、取扱営業所の数、業務の内容等、上述の目的を達するために必要な業務及び組織その他経営内容に関する情報を引き続き公表すること。公表に当たっては、ホームページを活用した情報提供を行うこと。情報提供に当たっては、充実した情報を利用者に分かりやすく、迅速に提供することに努めること。

【指標】

・ホームページについての閲覧者からの意見、アクセス状況調査等により、掲載内容 の検証を毎事業年度1回以上行う。

[指標設定の考え方]

簡易生命保険の適正かつ確実な管理及びこれに係る債務の確実な履行について、 分かりやすい掲載となるよう、毎事業年度ホームページの内容を検証することとす る。

3 郵便局ネットワーク支援業務

機構は、日本郵便株式会社に対し、郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金を 交付することにより、郵政事業のユニバーサルサービスの提供の確保を図り、もって利用 者の利便の確保及び国民生活の安定に寄与する必要がある。郵便局ネットワーク支援業 務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、以下の項目を実施すること。

(1) 交付金の交付及び拠出金の徴収の円滑かつ確実な実施

機構法第 18 条の 2 及び第 18 条の 3 の規定に基づき、日本郵便株式会社に対する交付金の交付並びに関連銀行及び関連保険会社からの拠出金の徴収を円滑かつ確実に実施するため、以下の項目を実施すること。

・日本郵便株式会社に対する交付金の交付並びに関連銀行及び関連保険会社からの拠

出金の徴収を円滑かつ確実に実施するため、交付金の交付及び拠出金の徴収に関する業務について定めた実施方法を遵守すること。

- ・関連銀行及び関連保険会社から徴収した拠出金を、日本郵便株式会社に対して交付するまでの間、安全に管理するための措置を講ずること。
- ・交付金は郵便局ネットワークの維持に要する費用の一部に充てられるという機構法 の趣旨に沿って、日本郵便株式会社に対し適切な時期に交付金を交付するとともに、 関連銀行及び関連保険会社から適切な時期に拠出金を徴収すること。そのため、事前 に日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社と連携を図りながら対応する こと。
- ・交付金を交付した年度(毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。)における郵便 局ネットワークの維持に要した費用の額と、交付した交付金の額の整合性を確認す ること。

【指標】

- ・総務大臣が認可した交付金の額及び交付方法並びに拠出金の額及び徴収方法を遵 守している。
- ・毎事業年度1回以上、交付金の交付及び拠出金の徴収が円滑かつ確実に行われているかどうかについて検証を行う。
- ・毎事業年度1回以上、徴収した拠出金を安全に管理するための措置の有効性について検証を行う。

[指標設定の考え方]

交付金の交付及び拠出金の徴収に関する適切性を確保するため、毎事業年度1回以上、総務大臣が認可した交付金の額及び交付方法並びに拠出金の額及び徴収方法を遵守していることを確認することとする。また、日本郵便株式会社に対する交付金の交付並びに関連銀行及び関連保険会社からの拠出金の徴収を円滑かつ確実に実施しているかどうかについて、毎事業年度1回以上、その検証を行うとともに、拠出された拠出金を安全に管理するための措置の有効性について、毎事業年度1回以上、検証を行うこととする。

- (2) 交付金及び拠出金の額の算定の適正かつ確実な実施
 - 交付金及び拠出金の額を適正かつ確実に算定するため、以下の項目を実施すること。
 - ・総務省令に規定する算定方法に基づき、交付金及び拠出金の額を算定すること。算定 に当たっては、日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社に対する中立性 を保持すること。
 - ・郵便局ネットワークの維持に要する費用の細目、郵政事業のユニバーサルサービスの 利用者の範囲や利用状況その他の交付金及び拠出金の額の算定に必要となる資料を、 日本郵便株式会社並びに関連銀行及び関連保険会社に請求すること等により確実に 入手し、当該資料に基づき交付金及び拠出金の額の算定を行うこと。
 - 郵便局ネットワーク支援業務に係る情報を安全に管理するための措置を講ずること。【指標】

- ・総務省令において定める認可の申請に係る期限までに交付金及び拠出金の額を算 定し総務大臣に認可の申請をするとともに、その認可を受ける。
- ・毎事業年度1回以上、郵便局ネットワーク支援業務に係る情報を安全に管理するための措置の有効性について検証を行う。

[指標設定の考え方]

交付金及び拠出金の額の算定を適正かつ確実に行うため、認可の申請に係る期限までに交付金及び拠出金の額を算定し総務大臣に認可の申請をするとともに、その認可を受けることとし、また、郵便局ネットワーク支援業務に係る情報を安全に管理するための措置を講じ、毎事業年度1回以上、当該措置の有効性について検証を行うこととする。

第4 業務運営の効率化に関する事項

(1)業務経費等の合理化・効率化

郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行するとともに、郵便局ネットワークの維持の支援に関する業務を適正かつ確実に遂行する中で、可能な限り業務の効率化を進めること。特に、一般管理費については、経費削減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、必要に応じて適切な見直しを行うこと。具体的には、機構の一般管理費及び業務経費の合計(業務に係る資金調達費用、残高証明手数料等役務委託手数料、保険金等支払金、訴訟に係る経費、早期払戻し・支払勧奨に係る経費、情報セキュリティ対応経費及び公租公課並びに業務の新規追加や拡充分等の特殊要因により増減する経費を除く。)について、中期目標期間の最終年度において、令和3年度と比べて6%以上を削減すること。

(2) 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等の在り方について検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適 正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。

(3)調達の合理化

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することとし、公正性及び透明性を確保しつつ合理的な調達等を推進し、業務運営の効率化を図ること。一者応札の件数については、引き続き最小限に抑えるよう努めること。

(4)情報システムの整備及び管理

デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。

第5 財務内容の改善に関する事項

「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を

作成し、当該予算による運営を行うこと。

保有資産については、引き続き、その保有の必要性について不断に見直しを行うこと。 加えて、郵便貯金勘定及び簡易生命保険勘定において、中期目標期間の最終年度の決算 整理を行った後、なお積立金があるときは、次期中期目標期間繰越積立金として総務大臣 の承認が行われる金額を控除した残余の金額を国庫に納付すること。なお、当該積立金の 処分に当たっては、次期中期目標期間における積立金として整理する金額を厳格に算出 すること。

第6 その他業務運営に関する重要事項

(1) 内部統制の充実・強化

法令等を遵守しつつ業務を行い、マネジメントに関する内部統制を充実・強化するた め、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知)に基づき、理事長がリーダーシップを発揮できる環境の整 備や、内部統制委員会の開催等により内部統制環境の整備・運用を行うこと。また、こ れらが有効に機能していることについて定期的又は随時にモニタリング・検証を行い、 不断の見直しを行うこと。また、内部監査結果の詳細を監事へ報告する等、内部監査担 当部門・内部統制推進部門と監事による連携を強化すること。さらに、職員の専門性を 高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施するとともに、適材適所の人事配置を行 うこと。また、メンタルヘルス、ハラスメント対策等の労務課題について、講習会の実 施及び外部専門機関を含めた相談体制の構築により、適切な対応を図ること。また、必 要に応じて、デジタル技術を活用すること等により業務プロセスの見直しを図り、業務 の効率化に努めるとともに、在宅勤務等の柔軟な働き方を推進すること。具体的には、 在宅勤務等の推進のために、必要に応じて、機器類やシステムの整備及び制度改正等を 検討するとともに、デジタル技術等を活用した働き方改善に係る実践事例集の作成や 研修の開催を通じて、働き方改革に資するノウハウについて職員間で共有を図ること。 その他、委託先・再委託先に対する監査において、オンライン会議システム等を活用し たリモート監査を取り入れるなど、個別の業務についてもデジタル化等による効率化 を図ること。

(2)情報セキュリティ対策の推進

サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第26条第1項に基づく「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、情報セキュリティ及び保有個人情報の保護に関する規程に基づき、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力を強化する等の対策により、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止に努めること。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルによる改善を図ること。郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の委託先及び再委託先においても個人情報の適切な管理が図られるよう監督を行うこと。

(3) 災害等の不測の事態の発生への対処

東日本大震災の際の対応等を踏まえ、災害等の不測の事態が発生した場合において

も、郵便貯金管理業務、簡易生命保険管理業務及び郵便局ネットワーク支援業務を適切に実行できるように、緊急時対応マニュアルを毎年度見直す等により、リスク管理体制を適切に運用すること。また、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の委託先においても災害等の不測の事態の発生への対処が図られるよう監督を行うこと。

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に係る政策体系図

国の政策体系

郵政行政の推進

(郵政民営化の基本方針(閣議決定)、郵政民営化法、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管 理・郵便局ネットワーク支援機構法)

法人の目的・業務



日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債 務を確実に履行することにより、郵政民営化に資するとともに、郵便局ネットワークの維持の支援のため の交付金を交付することにより、郵政事業(法律の規定により、郵便局において行うものとされ、及び郵 便局を活用して行うことができるものとされる事業をいう。)に係る基本的な役務の提供の確保を図り、 もって利用者の利便の確保及び国民生活の安定に寄与することを目的とする。

- 〇 業務
 - 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務

(業務委託先(※)の監督、郵便貯金・簡易生命保険の早期受取勧奨に関する周知・広報、訴訟・苦情対応等)

- ※ 預金の払戻し、保険金の支払、資産運用等は、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険及び日本郵便に委託
- 二 郵便局ネットワーク支援業務

(郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金の交付、拠出金の徴収(※)等)

※ 郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金・拠出金の額を算定し、関連銀行及び関連保険会社から 拠出金を徴収し、日本郵便に対して交付金を交付する

(参考)

郵便貯金残高7.380億円、簡易生命保険契約件数1,038万件(令和2年度末時点) 日本郵便に対する交付金の額 2.910億円(令和3年度)

注 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律(平成30年法律第41号)に基づき、平成31年4月1日か格6 「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」より名称を変更

^{別添)}独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の使命等と目標との関係

(使命)

日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらにかかる債務を確実に履行することにより、郵政民営化に資するとともに、郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金を交付することにより、郵政事業に係る基本的な役務の提供の確保を図り、もって利用者の利便の確保及び国民生活の安定に寄与すること。

(現状・課題)

- 郵政民営化前に預入された郵便貯金の預金者の権利消滅を防止するため、より効果的かつ効率的な周知・広報を検討の上、実施することが課題。
- 委託先及び再委託先において発覚した保険の不適正募集問題 等を踏まえ、委託先及び再委託先における業務の質の維持・向上 及び適切性の確保のための監督業務の強化が課題。
- 郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金の交付及び 拠出金の徴収を、平成31年度より実施。

(環境変化)

- 郵便貯金は、今後、満期後の経過年数が長くなるにつれ、払戻率が低下することが見込まれるため、周知・広報施策について、効果・効率性の両面から最適な手段を追求・検討していくことが重要。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大による出勤抑制等 により、在宅勤務環境の整備及び業務のデジタル化を 図るなど、従来の業務のあり方を見直す必要が生じた。

(中期目標)

- 委託先及び再委託先における郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保を図ること。 (委託先等における顧客情報管理・苦情対応等の状況の検証、全国の委託先等の拠点に対する監査の実施、より実効性のある 監査手法の実施、委託先等において発覚した保険の不適正募集問題を踏まえたモニタリング・指導の実施、保険契約に係る紛 争処理手続を行う委託先に設置の「査定審査会」に対する関与の強化等)
- 郵便貯金の早期払戻しを促すため、個々の預金者に対する挨拶状の発送や、新聞広告等の一般広報を実施するとともに、施 策の効果や効率性に着目した指標を設定し、施策の効果検証・改善に取り組むこと。
- 郵便局ネットワークの維持の支援のため、交付金の交付及び拠出金の徴収を法令に基づき円滑かつ確実に実施すること。
- デジタル技術等の活用により、業務プロセスの見直しを図り、業務の効率化及び在宅勤務等の柔軟な働き方の推進に努めること。 ₁₇

外国協政第 1 7 7 7 号 財 国 第 4 5 1 号 3 輸国第 4 5 9 6 号 令和 4 年 2 月 1 8 日

独立行政法人評価制度委員会 委員長 澤 田 道 隆 殿

 外務大臣林
 芳正

 (公印省略)

財務大臣鈴木俊一(公印省略)

農林水産大臣 金 子 原 二 郎 (公印省略)

独立行政法人国際協力機構の達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)について

独立行政法人国際協力機構の中期目標を別紙のとおり定め、同機構に指示したく、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第3項の規定に基づき意見を求めます。(ただし、財務大臣が意見を求めるのは、独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)第43条第1項第2号に規定する事項についてのみ。農林水産大臣が意見を求めるのは、同法附則第3条第1項第1号から第3号までに規定する業務のうち農林業の開発に係るものに関する事項についてのみ。)

付属添付

独立行政法人国際協力機構中期目標(案)

独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 29 条の規定により、独立行政 法人国際協力機構(以下「機構」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下 「中期目標」という。)を次のとおり定める。

1. 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)

機構は、我が国開発協力の実施機関として、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力を促進し、我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。

国際社会の繁栄と安定を支えてきた国際秩序に係る構造的変化が加速し、自由、 民主主義、基本的な人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の重要性が増してい る。また感染症や気候変動といった、我が国の持続的繁栄のために対応が不可欠な 国際社会共通の課題も顕在化している。こうした人類共通の問題に対応するに当た り、我が国にはより一層主導的な役割が求められている。

上記を踏まえ、我が国は、重要外交政策である「自由で開かれたインド太平洋」の理念の実現に向けた取組を推進するとともに、世界規模の感染症や気候変動への対応等の地球規模課題の解決、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」等の国際公約の達成に向け具体的な行動をとることが必要である。

開発協力は外交政策上の最も重要な手段の一つであり、「開発協力大綱」(平成27年2月10日閣議決定)では、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献することを目的として開発協力を推進し、それを通じて我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献すると定めている。我が国の開発協力の実施の中核を占める機構は、同方針の実現に当たり極めて重要な役割を担う。

また、機構は、開発協力大綱が示す政策を実現し、国家安全保障戦略、成長戦略、インフラシステム海外展開戦略 2025、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策等政府の重要政策へ適切に貢献するとともに、開発協力の実施を通じて、政府、関係機関、民間企業等と連携し、我が国企業の海外展開や地方をはじめとする日本社会の国際化・活性化にも貢献することが期待される。

2. 中期目標の期間

中期目標の期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

開発課題が多様化、複雑化、広範化する中、機構は、上記1.の役割を果たし、開発途上地域の開発課題の解決に取り組むとともに、我が国及び開発途上地域の経済及び社会の健全な発展に貢献する。

特に、質の高い成長と、人々の命、生活、尊厳を守る人間の安全保障の理念を踏まえた、持続可能性、包摂性、強じん性を伴う経済社会づくりを推進する。

その際、我が国の関連政策や持続可能な開発目標(SDGs)の達成への貢献を念頭に、各地域の地政学的な特性も踏まえつつ、経済成長の基礎となる経済社会インフラ整備及び原動力となる制度整備・人材育成、人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の促進、普遍的価値の共有と平和で安全な社会の実現、持続可能で強じんな国際社会の構築を重点課題として、開発途上地域の自立的発展に向けた支援を行う。また、変化し続ける開発ニーズに適切かつ迅速に応えるため、事業の集合体として開発分野ごとの中長期的な課題やアプローチを明確にすることにより戦略性を高め、国内外の多様なパートナーの開発協力への参画を促し、開発効果の最大化に向けて主導的役割を担うことに留意する。

科学技術の振興や ICT、公共財政・金融等の重点分野における専門人材の確保・ 育成、地方創生や外国人材受入支援・共生社会構築等の国内課題への取組が一層 重要となっている。

こうした状況を踏まえ、機構は、触媒としての ODA の役割を発揮させ、関係府省庁や他の政府機関、自治体、大学、民間企業等と連携して、人的ネットワークの整備や育成に係る仕組みの構築及び知見・経験の共有、多様なパートナーが有するリソースを活用した事業を推進し、我が国の地域社会の活性化及び国際化にも貢献する。また、途上国との長期にわたる信頼・協力関係を構築する観点から、JICA 開発大学院連携等を通じ、我が国独自の発展や開発協力の経験を共有することで、開発途上地域の経済・社会発展の基礎となる親日派・知日派リーダーの育成、及び我が国と開発途上地域との信頼関係の深化にも取り組む。

日本の開発協力の重点課題1

(1)開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保(「質の高い成長」とそれを 通じた貧困撲滅)

持続的な経済成長の基礎と原動力の確保を支援するため、気候変動や災害への 耐性強化等を通じた強じん性、低炭素社会の実現等を通じた持続可能性、格差是正、

¹ 下線部を事業等のまとまりとして扱う。なお、「日本の開発協力の重点課題」については、総務省「独立行政法人の目標の策定に関する指針」II.3(1)③に基づき、細分化した単位で目標を定める。具体的には、3.(1)「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保(「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅)」から「(5)地域の重点取組」の5つを目標単位とする。

地方開発、ジェンダー平等等を通じた包摂性に留意し、特に以下の課題に対して支援を行う。その際、デジタル・トランスフォーメーション(DX)やイノベーションの促進を行うこと及び各取組の相乗効果を高めることを重視する。

ア 都市・地域開発

持続可能な都市・地域開発を目指し、土地利用やまちづくり、インフラ整備に係る支援を行う。その際、官民連携を通じて多様なリソースの力を引き出し、都市計画等で定められたビジョンに沿った開発を実現するため、その基礎となる都市行政に係る制度、計画、人材等の能力開発や、地理空間情報の整備を重視する。

イ 運輸交通

人やモノの円滑・安全な移動を実現すべく連結性を高めるための支援を行う。その際、低炭素社会の実現及び人々の利便性向上に貢献する質の高いインフラ整備とその適切な運営の確保、利用促進、及び海上保安能力強化を重視する。

ウ 資源・エネルギー

全ての人々が十分かつ安定的な電力を持続的に手頃な価格で利用できる社会を構築するための支援を行う。また、鉱物資源賦存国による自国資源の持続的な管理・利用を促進するための支援を行う。その際、電力供給を可能とする電気事業体制の構築、エネルギー利用の低・脱炭素化、鉱物資源管理を担う人材の育成を重視する。

エ 民間セクター開発

開発途上国の自立的発展に不可欠な民間部門の成長を実現し、質の高い成長を促進するための支援を行う。その際、開発途上国企業の競争力強化、産業の多角化やイノベーション促進、ポストコロナ時代の新しい産業構造・産業形態への適応、投資促進を重視する。

才 農林水産業・農村開発

農村部の貧困削減の実現とともに、食料の安定的な生産・供給を通じた食料安全保障の確保のための支援を行う。その際、持続的かつ包摂的な農業・農村開発(水産業・畜産業及び漁村を含む。また、地域の実情に応じた適切な水管理を含む。)及び加工・流通業等関連産業の振興による生産者の所得向上を重視する。

【指標 1-1】都市化の進行が著しい国において、都市マネジメント能力向上に係る取組の促進状況(SDGs Goal 11 関連)

【指標 1-2】運輸総合及び各運輸サブセクターに関連する長期計画の策定数及び公共交通改善の施策数(20件)(SDGs Goal 3、8、9、11、13 関連)

【指標 1-3】能力強化された海上保安機関等の職員数(300 人)(SDGs Goal14、16 関連)

【指標 1-4】低廉かつ低炭素な電力を安定供給するための環境整備状況(SDGs Goal 7 関連)

【指標 1-5】資源分野人材の育成数(100 人)(SDGs Goal 7 関連)

【指標 1-6】産業人材(民間セクター人材)の育成数(92,500 人)(SDGs Goal 8 関連)

【指標 1-7】競争力強化のための支援サービスを享受した企業数(3,500 社)(SDGs Goal 8 関連)

【指標 1-8】SHEP アプローチの恩恵を享受した小規模農家数(15 万戸)(SDGs Goal 1、2、6、8、12、14 関連)

【指標 1-9】アフリカにおける稲作協力の裨益を受けた人材数(研究者、技術者・普及員、農家等)(25万人)(SDGs Goal 1、2、6、8、12、14 関連)

(2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進(「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅)

人間の安全保障の理念の下、包摂性に留意しつつ、貧困層、子ども、女性、障害者、高齢者、難民・国内避難民、少数民族・先住民等ぜい弱な立場に置かれた人々を含む全ての人々に対して、人々の基礎的生活を支える人間中心の開発のために、特に以下の課題に対して支援を行う。その際、各取組の相乗効果を高めることを重視する。

ア 保健医療

平常時のみならず健康危機に際しても安定的に必要な保健医療サービスを提供できる保健システムの構築の支援を行う。その際、新型コロナウイルス感染症の感染症対策も念頭に、保健医療施設への物理的・経済的アクセス改善も含めたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)達成に向けた保健医療体制強化を優先しつつ、母子保健・高齢化対策、予防・警戒・治療の各段階での感染症対策や感染症に強い環境整備の取組を重視する。

イ 栄養

低栄養、過栄養等の不適切な栄養状態の改善及び発育不良や生活習慣病等栄養不良に起因する健康課題の改善に向けた支援を行う。その際、保健、農業、食料を中心としつつ、栄養の改善につながる分野横断的な取組を重視する。

ウ 教育

質の高い教育の拡充に向けた支援を行う。その際、子どもの学びの改善のための質の高い教育環境の提供及び女子、障害者等の教育機会の拡大を重視する。高等教育分野では、拠点大学の強化を通じた国の発展をリードする高度人材の輩出を重視する。

エ 社会保障・障害と開発

子ども、障害者等の脆弱者が包摂される社会の実現のため、人々の生活や社会の安定の基礎となる社会保障制度構築の支援を行う。その際、人材育成支援、障害者の開発プロセスへの参加促進、バリアフリー化や情報保障の推進等開発事業への障害の視点の組込を重視する。

オ スポーツと開発

全ての人がスポーツを楽しむ権利があるとの国内外の共通の理念のもと、開発途上地域におけるスポーツへのアクセスの向上を通じて精神的な豊かさをもたらすための支援を行う。その際、スポーツを通して、心身ともに健全な人材育成、障害者や女性等の社会包摂、平和構築、人間の安全保障の推進を図ることを重視する。

【指標 2-1】支払い可能な保健医療サービスの確保の恩恵を享受した人数(600 万人)(SDGs Goal 3(特に 3.8)関連)

【指標 2-2】新型コロナウイルス感染症等、公衆衛生上の危機発生に対応し得る保健 医療体制の整備状況(SDGs Goal 3 関連)

【指標 2-3】開発途上国の栄養改善を推進する栄養コア人材(政策立案・決定者、普及員等)の育成数(4,000人)(SDGs Goal 2(2.1、2.2)、3(3.1、3.2)関連)

【指標 2-4】栄養改善に資する分野横断的又は複数の機関との連携による取組の促進状況(SDGs Goal 2(2.1、2.2)、3(3.1、3.2)関連)

【指標 2-5】学びの改善のための支援が裨益した子どもの人数(1,000 万人)(SDGs Goal 4(特に 4.1、4.5)関連)

【指標 2-6】開発途上地域において障害者の社会参加の促進状況(SDGs Goal 1 (1.3、1.4、1.5)、8(8.5、8.8)、10(10.4)関連)

【指標 2-7】人々が関心に沿って属性に関わらずスポーツを楽しむことができる環境の整備状況(SDGs Goal 3、4、5、10、16、17 関連)

(3)普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を共有し、安 定・安全が確保された平和で公正な社会の実現のため、特に以下の課題に対して支 援を行う。その際、格差是正やジェンダー平等等を通じ人間の安全保障を実現することとともに、デジタル技術・データを課題解決に活かすことで開発効果を高めることを重視する。

ア 平和と安定

暴力的紛争を発生・再発させない強じんな国・社会づくりに貢献するため、住民から信頼される政府と強じんな社会の形成の促進に資する支援を行う。その際、紛争予防及び紛争リスクの低減、社会・人的資本の復旧・復興・強化、包摂的な行政サービスの提供、住民の生計向上に資する取組、社会の融和促進、難民・国内避難民と受入社会の共生等の視点の人道支援と開発協力の連携を重視する。

イ 法の支配・ガバナンス

人身や言論の自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値が共有され、開発途上地域の国民一人ひとりが人間として尊重される社会の実現に向け、その基盤となる民主的かつ包摂的なガバナンス強化のための支援を行う。その際、立法、行政及び司法並びにメディアにおける制度構築・改善、これらを担う人材等の育成を重視する。また、安定・安全への脅威は、経済社会発展の阻害要因となることに鑑み、法執行・治安維持や国際公共財(海洋、サイバー空間等)に関わる能力強化等を重視する。

ウ 公共財政・金融

国民の生活が安定、向上する社会を目指し、資源の効率的な配分が行われるよう公共財政・金融システム構築のための支援を行う。また、国家の自立的・持続的成長の観点から、債務の持続可能性を担保するための支援を行う。その際、債務持続性の確保等を含む財政・金融当局の機能・能力強化と税関行政の改善を通じた貿易円滑化・連結性の向上を重視する。

エ ジェンダー平等の推進

一人ひとりが性別にとらわれず、人間としての尊厳をもって、それぞれの能力を発揮できる社会の実現に貢献するため、事業にジェンダーの視点を盛り込み、ジェンダー平等と女性のエンパワメントの支援を行う。また、女性が知識・技術を習得する機会を得ることで、女性の自立や自己実現を後押しするため、研修や留学生事業を通じて女性の能力強化の支援を行う。その際、政策・制度の整備・改善、女性の能力強化、差別や社会規範に関する人々の意識や行動変容の3つの視点を重視する。

オ デジタル化の促進(DX)

「信頼性のある自由なデータ流通(DFFT: Data Free Flow with Trust)」等の理念の下、デジタル化の促進を通じた一人ひとりの多様な幸せを実現できる包摂的な経済社会の発展、自由で安全なサイバー空間の構築の支援を行う。その際、サイバーセキュリティの強化、経済社会のデジタル化への対応・推進に向けた人材育成や基盤整備を重視し、開発効果を高めることを目指して、事業におけるデジタル技術・データ活用を推進する。

【指標 3-1】暴力的紛争を発生・再発させない国・社会づくりの促進状況(SDGs Goal 16 関連)

【指標 3-2】国民の権利保障の促進に資する立法上、行政上、司法制度上の取組の進展状況(SDGs Goal 16(特に 16.3、16.6、16.7、16.10)関連)

【指標 3-3】留学生事業を通じたガバナンスに関連するテーマでの学位取得者数(司法・行政分野における政策立案・決定者等)(500 人)(SDGs Goal 16(特に 16.3、16.6、16.7、16.10)関連)

【指標 3-4】歳入・歳出の両面における国家財政基盤強化、適切なマクロ経済運営及び金融システム強化、貿易円滑化のために必要な制度整備・能力強化に関する取組の進展状況(SDGs Goal 5(5.a)、8(8.3、8.10)、17(17.1)関連)

【指標 3-5】プロジェクト(技術協力、有償資金協力、無償資金協力)におけるジェンダー案件比率(40%(2026 年度末まで))(SDGs Goal 5 関連)

【指標 3-6】研修・留学生事業における女性の割合(人数)(40%(2026 年度末まで)) (SDGs Goal 5 関連)

【指標 3-7】デジタル化の進展を支える各国のコア人材(政策立案・決定者、実施に関わる民間事業者等)の育成数(1,000人)(全 SDGs Goal)

【指標 3-8】開発効果の増大を目指したデジタル技術・データ活用の推進状況(全 SDGs Goal)

(4)地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築

国際開発目標や我が国の政策目標を踏まえ、国際社会全体として気候変動をはじめとする地球規模課題に対応し持続可能かつ強じんな社会を構築するため、特に以下の課題に対して支援を行う。その際、民間を含む様々な開発パートナーとの連携を通じた資金・技術の活用、及び各取組間の相乗効果の最大化を重視する。

ア 気候変動

脱炭素社会の実現に向けた取組や持続可能で強じんな社会の実現に向け、気候変動対策に係る国際枠組みであるパリ協定への対応支援を含め、内外の関係機関

との連携を通じて支援を行う。また、機構が実施する各事業の案件形成・立案の段階で「緩和策」「適応策」を検討することによる気候変動対策主流化の促進の支援を行う。 その際、技術革新に向けた取組、民間の資金・技術の活用及び地方自治体等他機 関との連携を重視する。

イ 自然環境保全

森林をはじめとする自然環境の保全と人間活動の調和を図り、自然環境の減少と劣化を防ぐことで、自然環境から様々な恵みを享受し続けられる社会の構築に向けた支援を行う。その際、気候変動対策や生物多様性保全への貢献拡大に向け、国内外の関係機関との連携を重視する。

ウ 環境管理

開発途上地域で工業化や都市化が急速に進行する中、廃棄物管理の改善及び循環型社会の推進、水質汚濁や大気汚染の未然防止と対処能力の向上等を通じて開発途上国の人々の健康を保護、生活環境を保全し、持続可能な社会を構築するための支援を行う。その際、我が国の自治体や民間企業の技術・知見を活用し、政策・法制度整備から実施体制に至るまで包括的な能力強化を重視する。

工 水資源・水供給

人口増加、都市化、気候変動、感染症拡大等の影響により水の需給はますますひつ迫する中、水資源を適切に管理し、全ての人々が飲料水等として持続的に利用できる社会の構築に向けた支援を行う。その際、統合水資源管理の実現及び水道事業体の育成を重視する。

才 防災・災害復興

気候変動等の影響による災害の激甚化・頻発化が進む中、仙台防災枠組を踏まえて、「災害リスクのより少ない社会」の実現に向けた支援を行う。また、大規模災害が発生した際の迅速な緊急支援及び復旧、「より良い復興」(Build Back Better)の考え方を踏まえた国・社会全体の災害リスク削減を行うことにより、自然災害に強い国・社会の再構築の支援を行う。その際、防災インフラ等の構造物対策所管組織の能力強化を重視しつつ、土地利用規制など防災ガバナンス強化も含めた包括的な防災推進体制の拡充を重視する。

【指標 4-1】気候変動対策に資する人材の育成数(10,000 人)(SDGs Goal 1~9、11~13(13.1~13.3、13.a~13.b)、14、15 関連)

【指標 4-2】開発途上国政府の気候変動対策の対応能力が向上し、気候変動対策を

加味した途上国の開発計画の推進状況 (SDGs Goal 1~9、11~13(13.1~13.3、13.a~13.b)、14、15 関連)

【指標 4-3】自然環境保全を担う行政官の育成数(6,000 人)(SDGs Goal 14、15 関連)

【指標 4-4】環境管理行政官の育成数(10,000 人)(SDGs Goal 6(6.2、6.3)、11.6、12(12.4、12.5)、14.1 関連)

【指標 4-5】主体的かつ持続可能な水資源管理の強化、並びに水道事業体及び灌漑排水管理団体(水利組合)の運営・経営の改善状況(SDGs Goal 6.1、6.4、6.5 関連)

【指標 4-6】水供給に関する人材の育成数及び水供給によって増加した給水人口数 (育成人材数:3.5 万人、給水人口:1,100 万人)(SDGs Goal 6.1、6.4 関連)

【指標 4-7】防災インフラ及び重要インフラの所管組織(治水砂防官庁、各インフラ官庁)を支える行政官等(政策・計画立案者等)の育成数(5,000 人)(SDGs Goal 1.5、9.1、11.5、13.1 関連)

【指標 4-8】事前防災投資事業実現のための戦略・計画・政策等の数(20 件)(SDGs Goal 1.5、9.1、11.5、13.1 関連)

(5)地域の重点取組

各国・地域の情勢や特性に応じた重点化を図り、刻々と変化する情勢に柔軟かつ機動的に対応して開発協力事業を実施することにより、効果的かつ戦略的に開発途上地域の開発の支援を行う。また、各国との中長期的な関係強化に向け、親日派・知日派のリーダーとしての活躍が期待される人材を育成する。その際、地域統合や地域連結性の向上に向けた動きや広域開発等の地域に共通する課題、ぜい弱国支援・格差是正・中所得国のわなといった課題への対応や、一定程度発展した国の更なる持続的成長、防災・感染症・環境・気候変動等グローバルな課題への対応を重視する。

ア 東南アジア・大洋州地域

東南アジア地域については、インド太平洋に関する ASEAN アウトルック(AOIP)の 重点分野への協力を念頭に、ハード・ソフト両面での ASEAN 連結性の強化、域内及 び各国内の格差是正、海洋協力、経済・社会強じん化を中心に、ASEAN 全体として の包括的かつ持続的な発展に向けた支援を行う。大洋州地域については、小島しょ 国ならではのぜい弱性を踏まえ、保健医療・経済回復支援、海洋協力、気候変動対 策、防災、強じんかつ持続可能な成長基盤の強化等、開発ニーズに即した支援を行 う。

イ 東・中央アジア及びコーカサス地域

地域共通及び各国の重点課題の解決に向け、格差是正と域内外の連結性の強化を中心に、ガバナンス強化及び市場経済化に資する支援を行う。

ウ 南アジア地域

地域の安定と潜在力の発現を可能とする強じんな社会の構築に向け、インフラの整備や貿易・投資環境の整備、社会開発への投資等、成長を通じた持続可能な発展の基盤を構築するための支援を行う。

エ 中南米・カリブ地域

安定的で強じんな社会・経済開発、貿易・投資等を通じた経済発展を一層促進していくための環境整備、防災や気候変動対策を含む地球規模課題等への対応のための支援を行う。

オ アフリカ地域

各種社会開発課題の解決、平和と安定の確立・定着に寄与するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大等による社会経済的ダメージを克服するべくアフリカの自立的な成長のための支援を行う。その際、これまでの TICAD プロセスの成果を礎に、イノベーションを活用しつつ、対象国だけでなくアフリカ大陸全体に効果が波及するよう取り組む。

力 中東・欧州地域

多様な宗派・部族に属する人々に配慮しつつ全ての人々を包摂する質の高い成長への支援、紛争・難民問題、パンデミックへの対応も含む中東・欧州地域の経済・社会の安定化に資する支援を行う。その際、TICAD、「平和と繁栄の回廊」構想、「西バルカンイニシアティブ」や、南南協力の推進といった地域的な戦略・イニシアティブへの貢献を重視する。

【指標 5-1】地域の特性、地政学的な位置づけ、及び我が国の地域別公約・政策等を踏まえた開発協力の促進状況

【指標 5-2】JICA 国別分析ペーパー及び事業計画作業用ペーパーの新規策定・改定数(700件)

(6) JICA 開発大学院連携・JICA チェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成

人間の安全保障を推進し、法の支配を始めとする共通の価値や原則に基づく「自由で開かれたインド太平洋」の基本理念への理解を得ることも念頭に、JICA 開発大

学院連携や「JICA 日本研究講座設立支援事業(JICA チェア)」等を通じて親日派・知日派リーダーの育成や、SDGs 達成を含め開発途上地域の課題解決を担う中核人材の育成の支援を行う。その際、我が国の開発と ODA として他国に協力した経験の共有、国内外の教育機関との連携強化、育成人材との継続的な関係維持・強化に向けた取組の強化、各事業との相乗効果の発現を重視する。

【指標 6-1】JICA 開発大学院連携・JICA チェアを通じた親日派・知日派人材の育成数(6,500人)

【指標 6-2】JICA 開発大学院連携・JICA チェア等を通じた育成人材との継続的な関係維持・発展に資する取組の促進状況

(7) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献

開発途上地域が直面する多様な開発課題の解決に向け、民間部門主導の成長を促進することで開発途上国の経済発展を一層力強くかつ効果的に推進する。また、そのことが日本経済の力強い成長にもつながるよう、他の政府関係機関等とも緊密に連携し、事業の各段階に対応した多様な連携事業(協力準備調査、中小企業・SDGs ビジネス支援事業、海外投融資等)や、開発協力への民間企業の裾野拡大に係る取組を通じて、民間企業等が有する技術、製品、システム、資金等を活用した開発協力を推進する。その際、民間部門の活動が開発途上国の経済成長を促す大きな原動力となっていることを踏まえ、連携強化に向けた人材育成の推進、インフラ輸出を含む我が国企業の現地での活動の促進及び本邦地域経済の活性化を重視するとともに、採択された案件の進捗管理の徹底も含め、民間企業のニーズ等を踏まえた不断の制度改善・体制の見直しを行う。

【指標 7-1】協力準備調査、中小企業・SDGs ビジネス支援事業を活用した法人・団体数(490 法人・団体)

【指標 7-2】開発途上地域の課題解決及び海外展開につなげるためのコンサルテーション企業数(4,420 法人・団体)

(8)多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化及び外国人材受入·多文化共生 への貢献

国内の多様な担い手やJICA海外協力隊が有する強みや経験を活かし、人・知恵・技術・資金を結集しつつ、国民等による開発協力への参加を促進する。その際、開発協力の担い手の裾野拡大、地域活性化及び外国人材の適正な受入並びに多文化共生社会の構築への貢献、開発協力への各層の理解向上、日系社会との連携強化を重視する。

ア JICA ボランティア事業(JICA 海外協力隊)

国民の参加及び開発途上地域の住民との相互理解を促進しつつ、草の根レベルの活動を通じて開発途上地域の課題解決に資する支援を行う。その際、地方自治体、OV(Old Volunteer)会、大学等多様なステークホルダーとの連携及び本事業への参加促進、帰国隊員による協力隊経験の社会還元や事業の成果発信を重視する。

イ 外国人材受入・多文化共生

外国人材から「選ばれる日本」に向けて、外国人材の適正な受入及び地域における多文化共生社会の構築を促進する。その際、JICA 海外協力隊経験者、国際協力推進員、国内拠点等を通じた地方自治体、NPO、民間企業及び海外拠点を通じた開発途上地域の政府関係機関等との連携を重視する。

ウ 地方自治体との連携

国際協力事業への地方自治体の参画を促す。その際、地方自治体が有する地域活性化・開発事業への知見、上下水道や廃棄物処理等の技術や人材育成手法等を活用し、多様な開発途上国の協力ニーズに応える形での自治体の国際協力事業の実施、拡充を重視する。

エ NGO/CSO との連携

NGO/CSO の有する知見等の強みやアプローチの多様性を国際協力事業に活かすべく、連携強化を目指して NGO/CSO との対話を強化し、NGO と機構の知見の共有、連携の促進に取り組む。その際、開発途上地域が抱える多種多様な課題に対応していくため、研修等を通じた NGO/CSO の組織基盤強化・事業実施能力向上、海外拠点等と連携した情報発信を重視する。

オ 大学・研究機関との連携

開発途上地域の課題解決や SDGs の達成に向け、国内の大学・研究機関との連携を推進する。その際、我が国の開発経験等を学ぶ機会の提供を通じた親日派・知日派リーダーの育成及び科学技術協力を通じた新たな知見や技術の獲得を重視する。

力 開発教育

我が国の開発協力の担い手の裾野拡大、地域活性化及び多文化共生を促進するため、開発教育を推進する。その際、教育関係機関との積極的な連携、開発教育の取組を通じた開発協力への理解及び参加並びに多文化共生への理解を重視する。

キ 日系社会との連携

中南米及び国内日系社会の諸課題への対応力強化のため、我が国と日系社会を結んだ協力の相乗効果の追求、日系社会を核とした親日派・知日派との関係強化、日系社会の持続的発展の支援を行う。その際、多文化共生推進等の今日的課題にも留意して、日系社会を核として我が国の良き理解者となり得る人々を巻き込んだ取組、次世代人材の育成、日系アイデンティティを認識しつつそのメリットを感じられるような活動を重視する。

【指標 8-1】JICA 海外協力隊の派遣、帰国隊員による社会還元の促進及び参加者の 裾野拡大に向けた取組状況

【指標 8-2】外国人材受入支援・多文化共生社会構築に向け、JICA 海外協力隊経験者、国際協力推進員、JICA 国内拠点等を通じた支援対象団体・企業数(200 団体・企業)

【指標 8-3】地方自治体との連携に係る取組の促進状況

【指標 8-4】NGO 等活動支援事業への参加人数(2,500 人)

【指標 8-5】NGO/CSO 連携や事業実施能力の強化に係る取組の促進状況

【指標 8-6】開発途上国の研究機関と共同で新たな知見や技術の獲得に向けた研究の推進状況

【指標 8-7】教育関係者を対象にした開発教育指導者研修等の参加人数(6.1 万人) 【指標 8-8】日系社会研修参加人数(700 人)

(9)事業実施基盤の強化

多様化、複雑化、広範化する開発課題に戦略的に対応するため、特に以下の取組を通じて事業実施基盤の強化を促進する。

ア 広報

国際社会における我が国の開発協力への理解及び信頼等の向上、開発途上国を含む国際社会における課題設定や議論の潮流形成への貢献拡大、国内における開発途上地域の課題及び開発協力に関する納税者の理解向上と支持の拡大を目的とし、国内、国際社会において我が国の開発協力とその成果について積極的に発信する。

イ 事業評価

PDCA サイクルに沿って、事前評価、モニタリング、事後評価を確実に実施し、結果を公開して国民への説明責任を果たす。その際、過去の事業評価の結果から得られた教訓・提言等を事業形成や実施時に活用することで、事業費の積算及び事業期

間の設定をより適切なものにすることを含め、事業内容の質の向上及び事業の進捗 管理方法の改善につなげることを重視する。

ウ 開発協力人材の育成

開発課題の多様化、複雑化に対応するため、中長期的な視点を持って開発協力 人材の育成に取り組む。その際、若年層を中心とする人材の裾野拡大及び重要分野 における人材養成を重視する。

工 研究

事業の質の向上と開発協力をめぐる国際潮流の形成に向けて 6 つの領域(政治、経済、人間開発、平和、地球環境、開発協力)に関する研究を実施し、その成果の積極的な発信を行う。

才 緊急援助

国際緊急援助隊の対応能力強化を通じ、大規模災害発生時に迅速かつ適切な緊急援助実施を可能とする基盤を強化する。

カ 事業の戦略性強化や制度改善

我が国の持つ強みや機構が有する開発協力のリソースを蓄積・活用し、開発途上地域の経済社会の発展及び平和と安定に最大限貢献するとともに、JICA 国別分析ペーパーや JICA グローバル・アジェンダ(課題別事業戦略)等を、方針策定や事業展開に適切に反映する。その際、民間も含めた様々な開発パートナーが有する経験、資金等を活用した連携と学び合うこと並びに機構が有する様々な援助手法を柔軟に組み合わせた一体的な協力の実施を重視する。

キ 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進

貧困撲滅と持続可能な開発という国際的合意の実現に向けて、国際的な開発協力の規範・潮流の形成に貢献するとともに、事業の戦略的推進における相乗効果を実現するため、国際機関や新興ドナーを含む他ドナー等との連携を推進する。その際、我が国が重視する考え方や開発協力の実践から得られた知見・リソースを有効に活用することを重視する。

ク 環境社会配慮

開発協力事業が環境や社会に与える負の影響を回避・最小化・軽減・緩和・代償するため、事業の各段階で適切な環境社会配慮を確保する取組を行う。また、開発協力事業の実施に当たり、国際人権規約を始めとする国際的に確立された人権基準

を尊重する。その際、事業の主体となる開発途上地域の政府等の取組を支援しつつ、 機構内外の関係者に対する研修等を通じて理解の向上を重視する。

ケ 不正腐敗防止

開発事業に対する信頼を確保し、事業が適切に実施されるために、不正腐敗防止の推進に能動的に取り組み、各種制度の改善や事案対応に取り組むとともに、不正行為等が認められた場合は厳正に対処する。その際、不正事案の未然防止、対応、改善、再発防止のための取組を重視する。

【指標 9-1】プレスリリース等を通じた広報により掲載された国内メディア報道及び海外主要メディア報道件数(650件)

【指標 9-2】SNS アカウント(日本語・英語)エンゲージメント数(171 万件)

【指標 9-3】総合的・横断的な事業評価・分析の実施件数(横断的分析・詳細分析、定量分析、定性分析等の実施開始件数)(25 件)

【指標 9-4】国際協力キャリア総合情報サイト(PARTNER)新規登録人数(4 万人)

【指標 9-5】能力強化研修の参加人数(2.185 人)

【指標 9-6】研究成果の発刊件数(300 件)

【指標 9-7】緊急援助の対応体制強化に係る取組の推進状況

【指標 9-8】JICA グローバル・アジェンダ(課題別事業戦略)に基づく多様な開発パートナーとの連携状況

【指標 9-9】参加・発信した国際会議の数(700 件)

【指標 9-10】環境社会配慮ガイドラインの適切な運用状況

【指標 9-11】不正腐敗を防止するための機構関係者への啓発に係る実施状況(職員向け研修、専門家向け研修、機構内外向けセミナーの参加人数)(600 人)

4. 業務運営の効率化に関する事項

(1)組織体制・基盤の強化、DXの推進を通じた業務改善・効率化

多様化、複雑化、広範化する開発課題に戦略的に対応するため、本部、国内拠点、海外拠点のそれぞれにおいて、各部門の役割と責任範囲を明確化し、より柔軟かつ機動的な意思決定を行うための実施体制の構築・運営に取り組む。また、組織内のデジタルトランスフォーメーション(DX)を推進し、主要業務の業務改善を継続的に行い、効率的な事業運営に取り組む。その際、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針(令和3年12月24日デジタル大臣決定)」に準拠しつつ、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

加えて、技術協力プロジェクトも含めた業務全般について、開発効果を確保しつつ、 ポストコロナ下での業務実施体制の確保及び業務の効率化を図る観点から、従来の 対面前提の業務を中心に、デジタル技術の活用を積極的に検討し、導入を進める。 国内拠点については、地域における開発協力の結節点として、施設の利用促進を 図る。

【指標 10-1】IT リテラシー向上研修・セミナー等の実施(60 回)

(2)業務運営の効率化、適正化

ア 経費

中期目標期間中、運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費(特別業務費及び人件費を除く。)の合計について、毎事業年度 1.4%以上の効率化を達成する。この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年 1.4%以上の効率化経費に加えるとともに、事業実施に当たり間接的に発生する経費については、毎年度の増減要因を分析し、必要な効率化を図るなど、適切に管理する。

イ 人件費

各種の国際社会の開発目標の達成に貢献し、政府や社会から期待される役割を果たすために、必要に応じて人員配置を見直す。また、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分に考慮し、手当を含めた役職員給与の在り方について厳格に検証を行った上で、引き続き給与水準の適正化を図る。その上で、各事業年度の給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。加えて、機構を取り巻く環境変化等を勘案し、適正な人員計画や人件費構造のあり方等についても、必要な検討を進める。

ウ 保有資産

機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、 資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に 見直しを行うものとする。その上で、機構の資産の実態把握に基づき、機構が保有し 続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。

工 調達

独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、機構の事務・事業の特性を踏まえた調達等合理化計画を策定・公表し、これに基づく取組を確実に実施する。また、外部有識者からなる契約監視委員会による点検を踏まえつつ、内部規程等に基づき競争性のない随意契約を

締結する場合は、その適正な実施を徹底する。加えて、仕様書の質の向上や技術協力プロジェクトに係るコンサルタント等契約への QCBS(Quality and Cost Based Selection:技術(質)と価格による選定)の適用により質の高い提案を適切な価格で調達するための制度の導入を進め、引き続き調達の合理化及び改善に努める。

【指標 11-1】一般管理費及び業務経費(特別業務費及び人件費を除く。)の効率化 (毎事業年度 1.4%以上)

【指標 11-2】有識者による外部審査を行った対象契約件数(350 件)

【指標 11-3】契約監視委員会で審議する案件数(150 件)

5. 財務内容の改善に関する事項

運営費交付金を充当して行う業務については、「4.業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき事業の質の確保に留意し、適正な予算執行管理を行う。毎年の運営費交付金額の算定については、各年度期末の運営費交付金債務残高の発生要因等を分析した上で、運営費交付金債務残高を適切な水準とすべく、厳格に行うものとする。また、引き続き自己収入の確保とその適正な管理・運用に努める。

6. 安全対策・工事安全に関する事項

国際協力事業関係者の安全を確保するため、平成 28 年 8 月 30 日に発表された 国際協力事業安全対策会議の最終報告を踏まえ、着実かつ迅速な安全対策を講じ るとともに、安全を巡る関係者の危機意識が低下することのないよう、適切なリスク認 識と安全対策への意識向上に取り組む。また、新型コロナウイルス感染症の世界的 な流行の影響を注視し、引き続き必要な安全対策を講じる。

施設建設等の工事については、事故・災害の防止・低減に向け、適切な安全対策 を講じる。

【指標 13-1】国際協力事業関係者の安全対策研修の受講者数(1.6 万人)

【指標 13-2】工事安全に係る調査・セミナー等の実施件数(560 件)

7. その他業務運営に関する重要事項

(1)内部統制

内部統制を機能させるための態勢を強化し、規程を着実に運用するとともに、有償 資金協力の業務運営を含む機構の業務運営上のリスクの識別、分析及び対応、内 部・外部通報への対応等、内部統制を確実に実施し、その強化を図る。

情報セキュリティに関しては、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統

一基準群(令和 3 年 7 月改定)」等を踏まえ、情報セキュリティ管理規程等の改定を行い、情報セキュリティ対策推進計画を策定・実施し、組織的対応能力の強化に取り組む。PDCA サイクルに基づき情報セキュリティ対策推進計画を毎年度レビューして情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、組織内のデジタルトランスフォーメーション(DX)推進を実現するためクラウドサービス等も含めた情報セキュリティ対策の拡充を図る。

【指標 14-1】内部統制モニタリング実施回数(10 回) 【指標 14-2】リスク管理に係る委員会の開催回数(30 回)

(2)組織力強化に向けた人事

機構で働く一人ひとりが開発協力のプロフェッショナルとして、各々の能力を最大限に発揮することで組織目標を達成するため、全体最適を目指した適材適所な人事を行う。また、女性職員がより一層指導的な役割を担い活躍できる環境の整備を含めた各種の人事施策を実施する。更に、業務内容の高度化・多様化に対応する力を高めるべく、人材確保に取り組むとともに、職員が自身の関心・適性に応じて自律的に能力強化を行える環境を整備し、キャリア開発の機会を拡大する。

【指標 15-1】女性管理職比率(27%(2026 年度末時点))

(別添)

- 1. 政策体系図
- 2. 法人の使命等と目標との関係
- 3. 指標一覧
- 4. 重要度•困難度

独立行政法人国際協力機構の政策体系図

外務省の政策体系

地域別外交

分野別外交

広報 文化交流及び報道対策

領事政策

外交実施体制の整備・強化

基本目標VI

経済協力

施策VI-1 経済協力 施策VI-2 地球規模の諸問題への取組

国の重要方針・政策・各種公約

開発協力大綱(ODAを含む開発協力の政策理念)

- ✓ 非軍事的協力による平和と繁栄への貢献
- ✓ 人間の安全保障の推進
- ✓ 自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力

関連政策

- ✓ 自由で開かれたインド太平洋
- ✓ インフラシステム海外展開戦略2025
- ✓ 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策等
- ✓ 国家安全保障戦略
 - ✓ まち・ひと・しごと創生総合戦略
 - ✓ 成長戦略

日本政府各種公約

- ✓ アフリカ開発会議(TICAD) ✓ 仙台防災協力イニシアチブ・フェーズ2(2019.3)
- ✓ 質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ(2016.5) ✓ ASEAN首脳会合、AOIP
- ✓ 太平洋·島サミット(PALM) ✓ 東京栄養サミット(2021.12) ✓ COP26(2021.11) 等

国際的な枠組み

持続的な開発目標 (SDGs)

2030年を目標とした 新たな枠組み (17ゴール、169ターゲット)

パリ協定(国連気候変動 枠組条約)

2020年以降の 国際枠組み

等

シャイカ JICA

第5期中期目標期間(2022年4月~2027年3月)における国際協力機構の役割

重点課題への取組

- ✓「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅
- 都市 地域開発 ・運輸交通 ・資源 エネルギー ・民間セクター開発
- •農林水産業 農村開発 ・保健医療(新型コロナウイルスを含む感染症対策等)
- ・栄養・教育・社会保障 障害と開発・スポーツと開発
- ✓ 開発の基盤としての普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現
- ・平和と安定 ・法の支配 ガバナンス ・公共財政 金融
- ・ジェンダー平等の推進 ・デジタル化の促進(DX)
- ✓ 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築
- · 気候変動 · 自然環境保全 · 環境管理 · 水資源 水供給 · 防災 災害復興

事業実施基盤の強化

- ✓ 広報 ✓ 開発協力人材の育成 ✓ 研究 ✓ 緊急援助 ✓ 事業評価
- ✓ 事業の戦略性強化や制度改善 ✓ 環境社会配慮 ✓ 不正腐敗防止
- ✓ 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進

地域の重点取組

- ✓ 東南アジア・大洋州 ✓ 東・中央アジア及びコーカサス ✓ 南アジア
- ✓ 中南米・カリブ ✓ アフリカ ✓ 中東·欧州

民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献

多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化、外国人材受入・多文化 共生への貢献

- ✓ ボランティア ✓ 外国人材受入・多文化共生 ✓ 地方自治体 ✓ NGO/CSO
- ✓ 大学·研究機関 ✓ 開発教育 ✓ 日系社会との連携
- ✓ JICA開発大学院連携・JICAチェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成

安全対策 · 工事安全

その他重要事項

- ✓ 組織体制・基盤の強化、DXを通じた業務改善・効率化
- ✓ 業務運営の効率化、適正化 ✓ 組織力強化に向けた人事 ✓ 内部統制

国際協力機構(JICA)の使命等と目標との関係

(使命)

我が国開発協力の実施機関として、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通 じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資する。

(現状・課題)

◆強み

- 長年の国際協力を通じ、広範な分野において社会経済課題 の解決の知見と経験を蓄積。開発途上地域の政府機関等と 強固な関係により、様々な協力を実施可能
- 協力実施に際し、我が国及び開発途上地域等の企業、研究 機関、市民団体、自治体、国際機関、開発協力機関等とネッ トワークを有しており、様々な連携が実施可能

◆弱み・課題

- ■科学技術の振興やICT等の重点分野における専門人材の確 保•育成
- ■業務改善とデジタル化の推進

(環境変化)

- 新型コロナウイルスの感染拡大等がもたらす「人間 の安全保障への挑戦」
- 国際秩序の構造的変化と普遍的価値(自由・民主主 義、基本的人権の尊重、法の支配等)の重要性増大。
- 国際社会共通の課題(気候変動、感染症等)の顕在 化、国際社会の連帯と我が国の主導的役割への期 待の高まり
- 〇 技術革新の進展
- 我が国の少子高齢化の進行、人的資源の不足
- 外国人材の受入れ・共生等の日本社会の国際化・活 性化への貢献の期待の高まり、他

(中(長)期目標)



- 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保
- 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進
- 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現
- 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築
- JICA開発大学院連携・JICAチェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成
- 民間企業等との連携を通じた開発課題への貢献
- 多様な担い手と開発途上国の結びつきの強化及び外国人材受入・多文化共生への貢献
- 業務運営の効率化(組織体制・基盤の強化 DXの推進を通じた業務改善・効率化、他)

指標一覧

目標水準の考え方

・機構の開発協力の取組は、協力相手国の組織や社会の変化という質的な成果を目指す場合が多いこと、成果を得るまで一定の期間を要する場合が多いこと、多様な国や分野を対象としていること等の特性があり、適切に全ての事業成果を評価することが可能 な定量目標値を設定することが困難である。そのため、開発効果への貢献度を示す質的な成果や、成果の最大化に向けた機構の創意工夫や強みを生かした取組を多面的に測る定性的な指標も設定した。

・「目標水準の考え方」欄の「前中期目標期間実績」は特に記載がない限り2017年度から2020年度実績の累計値(ないし、/年とされている項目は年平均)。

評価の考え方

・「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準について」に従い、定量指標の達成状況に加え、質的な成果や成果の最大化に向けた法人の取組状況も勘案して評価を行う。 ・質的な成果に対しては、中期計画及び定性指標に示される取組やアウトカムに相当する成果が発現し、これを裏付ける事象、量的な変化や成果の発現を促進した法人の工夫等が客観的に示された場合には、目標水準を上回る成果として評価する根拠とする。

対して提供するサービスその作	也の業務の質の向上に関する事項		
開発途上地域の経済成長の基	・確及び原動力の確保(「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅)		
- *** - 11 L-18 34	定性/定量指標	目標水準	目標水準の考え方
ア都市・地域開発	【指標1-1】都市化の進行が著しい国における、都市マネジメント能力向上に係る取組の促進サ	、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	Goal 11関連)
イ 運輸交通	【指標1-2】運輸総合及び各運輸サブセクターに関連する長期計画の策定数及び公共交通改善の施策数 (SDGs Goal 3、8、9、11、13関連)	20件	長期計画策定及び公共交通改善の施策数においては、2022年度から26年度まで年度平均4件を目標とり、4件×5年で20件とした。
	【指標1-3】能力強化された海上保安機関等の職員数 (SDGs Goal14、16関連)	300人	海上保安機関等の職員の人材育成については、2022年度から26年度まで年度平均60人を目標としてお 人×5年で300人とした。
ウ 資源・エネルギー	【指標1-4】低廉かつ低炭素な電力を安定供給するための環境整備状況 (SDGs Goal 7関連))	
	【指標1-5】資源分野人材の育成数 (SDGs Goal 7関連)	100人	資源分野の人材育成は、これまでも重視してきた分野であり、引き続き重視すべく前中期目標期間の実上を目標とした。
エ 民間セクター開発	【指標1-6】産業人材(民間セクター人材)の育成数 (SDGs Goal 8関連)	92,500人	産業人材の育成は、今後も引き続き重視すべく、前中期目標期間の実績値以上を目標とした。
	【指標1-7】競争力強化のための支援サービスを享受した企業数 (SDGs Goal 8関連)	3,500社	現地企業への指導支援数は、直近の実績値以上を目標とした。
オ 農林水産業・農村開発	【指標1-8】SHEPアプローチの恩恵を享受した小規模農家数 (SDGs Goal 1、2、6、8、12、14関連)	15万戸	「SHEP100万人宣言(※)」を踏まえ、機構貢献分を加味して設定した。※「SHEP100万人宣言」は、2030に各国政府関係者、開発パートナー(他ドナー、NGO、民間企業等)が、市場志向型農業を実践可能な機家の100万戸育成を目指す。
	【指標1-9】アフリカにおける稲作協力の裨益を受けた人材数(研究者、技術者・普及員、農家等) (SDGs Goal 1、2、6、8、12、14関連)	25万人	TICAD7において始動したCARDフェーズ2の目標達成に必要なアフリカにおける稲作人材育成(25万人え、5万人×5年で25万人とした。
開発途上地域の人々の基礎的	」生活を支える人間中心の開発の推進(「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅)		
ア 保健医療	【指標2-1】支払い可能な保健医療サービスの確保の恩恵を享受した人数 (SDGs Goal 3 (特に3.8)関連)	600万人	TICADでの目標(60万人/年)及び他地域での目標(60万人/年)の中期目標期間中の合計者数を目標のて設定した。
	[指標2-2]新型コロナウイルス感染症等、公衆衛生上の危機発生に対応し得る保健医療体制	の整備状況	(SDGs Goal 3関連)
イ 栄養	[指標2-3]開発途上国の栄養改善を推進する栄養コア人材(政策立案・決定者、普及員等) の育成数 (SDGs Goal 2(2.1、2.2)、3(3.1、3.2)関連)	4,000人	開発途上国の栄養改善を推進する栄養コア人材(政策立案・決定者、普及員等)の育成は、2022年度だ度まで年度平均800人を目標としており、800人×5年で4,000人とした。
	【指標2-4】栄養改善に資する分野横断的又は複数の機関との連携による取組の促進状況 (SDGs Goal 2	(2.1、2.2)、3(3.1、3.2)関連)
ウ 教育	[指標2-5]学びの改善のための支援が裨益した子どもの人数 (SDGs Goal 4(特に4.1、4.5) 関連)	1,000万人	学びの改善のための支援は、2030年までに2,000万人の子どもへの裨益を目標としており、同目標を踏 1,000万人とした。
エ 社会保障・障害と開発	【指標2-6】開発途上地域において障害者の社会参加の促進状況 (SDGs Goal 1(1.3、1.4、1.	5) 8(85 88	
オ スポーツと開発	【指標2-7】人々が関心に沿って属性に関わらずスポーツを楽しむことができる環境の整備状況		
サラかにはのます。 平和 マウ		(SDGS GO	al3、4、5、10、10、1/舆建/
普遍的価値の共有, 平和で安: 「			
ア 平和と安定 イ 法の支配・ガバナンス	【指標3-1】暴力的紛争を発生・再発させない国・社会づくりの促進状況 (SDGs Goal 16関連)		
1 法の支配・ガハテンス	[指標3-2]国民の権利保障の促進に資する立法上、行政上、司法制度上の取組の進展状況	(SDGs Goal	
ウ 公共財政・金融	[指標3-3]留学生事業を通じたガバナンスに関連するテーマでの学位取得者数(司法・行政 分野における政策立案・決定者等) (SDGs Goal 16(特に16.3、16.6、16.7、16.10)関連) [指標3-4]歳入・歳出の両面における国家財政基盤強化、適切なマクロ経済運営及び金融シス(17.1)関連)	500人	法の支配・ガバナンス分野の人材育成は、これまでも重視してきた分野であり、引き続き重視すべく前中 期間の実績値以上を目標とした。 易円滑化のために必要な制度整備・能力強化に関する取組の進展状況 (SDGs Goal 5(5.a)、8(8.3、8
エ ジェンダー平等の推進	【指標3-5】プロジェクト(技術協力、有償資金協力、無償資金協力)におけるジェンダー案件比率(SDGs Goal 5関連)		国際基準(OECD DAC推奨の基準)に基づくジェンダー案件の要件を定め、2022年度20%、その後各年の増加を目指し、2026年度末に40%を目標とした。
	【指標3-6】研修・留学生事業における女性の割合(人数) (SDGs Goal 5関連)	40%(2026年 度末まで)	研修・留学プログラムの女性の割合は、それぞれ2020年度は36%・35%であり、応募勧奨を一層推進し、参加を推進し、中期目標期間終了時点で40%達成を目指す。
オ デジタル化の促進(DX)	【指標3-7】デジタル化の進展を支える各国のコア人材(政策立案・決定者、実施に関わる民間事業者等)の育成数 (全SDGs Goal)	1,000人	デジタル化を担う人材の育成は、2022年度から26年度まで年度平均200人を目標としており、200名×51,000人とした。
	【指標3-8】開発効果の増大を目指したデジタル技術・データ活用の推進状況 (全SDGs Goal)	•	
地球規模課題への取組を通じ	た持続可能で強じんな国際社会の構築		
ア 気候変動	【指標4-1】気候変動対策に資する人材の育成数 (SDGs Goal 1~9、11~13(13.1~13.3、13.a~13.b)、14、15関連)	10,000人	気候変動分野の人材育成は、今後も重視する協力であり、前中期目標期間に引き続き高い目標水準を た。
	[指標4-2]開発途上国政府の気候変動対策の対応能力が向上し、気候変動対策を加味した過	上国の開発記	計画の推進状況 (SDGs Goal 1~9、11~13(13.1~13.3、13.a~13.b)、14、15関連)
イ 自然環境保全	【指標4-3】自然環境保全を担う行政官の育成数 (SDGs Goal 14、15関連)	6,000人	自然環境保全分野においては、2030年までに12,000人の行政官育成を目標としており、同目標を踏まえ 人とした。
ウ 環境管理	【指標4-4】環境管理行政官の育成数 (SDGs Goal 6(6.2、6.3)、11.6、12(12.4、12.5)、14.1関連)	10,000人	環境管理分野の行政官の育成は、2022年度から26年度まで年度平均2,000人を目標としており、2,000.で10,000人とした。
エ 水資源・水供給	【指標4-5】主体的かつ持続可能な水資源管理の強化、並びに水道事業体及び灌漑排水監理		 合)の運営・経営の改善状況 (SDGs Goal 6.1、6.4、6.5関連)
	【指標4-6】水供給に関する人材の育成数及び水供給によって増加した給水人口数 (SDGs Goal 6.1、6.4関連)		 水供給に関する育成、給水人口の拡大はこれまでも重視してきた分野であり、引き続き重視すべく、過過 間の実績を踏まえ目標設定した。
オ 防災・災害復興	【指標4-7】防災インフラ及び重要インフラの所管組織(治水砂防官庁、各インフラ官庁)を支える行政官等(政策・計画立案者等)の育成数 (SDGs Goal 1.5、9.1、11.5、13.1関連)	5,000人	防災分野の人材育成は、これまでも重視してきた分野であり、引き続き重視すべく前中期目標期間の実 上を目標とした。
	【指標4-8】事前防災投資事業実現のための戦略・計画・政策等の数 (SDGs Goal 1.5、9.1、11.5、13.1関連)	20件	事前防災投資事業実現のための戦略・計画・政策等の策定は、2022年度から26年度まで年度平均4件 しており、4件×5年で20件とした。
地域の重点取組			
地域の重点取組	【指標5-1】地域の特性、地政学的な位置づけ、及び我が国の地域別公約・政策等を踏まえた問	開発協力の促	進状況

اا	ICA開発大学院連携・JICAチェ	アを通じた親日派・知日派リーダーの育成								
		【指標6-1】JICA開発大学院連携・JICAチェアを通じた親日派・知日派人材の育成数	6,500人	親日派・知日派の育成人数は、直近の実績値を5年後に1.5倍に増加させることを目指し目標設定した。						
		【指標6-2】JICA開発大学院連携・JICAチェア等を通じた育成人材との継続的な関係維持・発展	に資する取組	の促進状況						
(7) E	に間企業等との連携を通じた開	発課題の解決への貢献								
		【指標7-1】協力準備調査、中小企業・SDGsビジネス支援事業を活用した法人・団体数	490法人·団 体	直近の実績を踏まえ目標設定した。						
		【指標7-2】開発途上地域の課題解決及び海外展開につなげるためのコンサルテーション企業数	4,420法人• 団体	直近の実績から毎年度5%ずつ増の法人・団体数を目標とした。						
)結びつきの強化及び外国人材受入・多文化共生 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								
	ア JICAボランティア事業 (JICA海外協力隊)	【指標8-1】JICA海外協力隊の派遣、帰国隊員による社会還元の促進及び参加者の裾野拡大	こ向けた取組	犬況						
	イ 外国人材受入·多文化共生	【指標8-2】外国人材受入支援・多文化共生社会構築に向け、JICA海外協力隊経験者、国際協力推進員、JICA国内拠点等を通じた支援対象団体・企業数	200団体・企業	前中期目標期間に実施した外国人材受入支援・多文化共生社会構築に係る試行的取組を踏まえ目標設 た。						
	ウ 地方自治体との連携	【指標8-3】地方自治体との連携に係る取組の促進状況								
	エ NGO/CSOとの連携	【指標8-4】NGO等活動支援事業への参加人数	2,500人	これまでも重視してきた分野であり、引き続き重視すべく前中期目標期間の実績を踏まえ目標設定した。						
		【指標8-5】NGO/CSO連携や事業実施能力の強化に係る取組の促進状況								
	オ 大学・研究機関との連携	【指標8-6】開発途上国の研究機関と共同で新たな知見や技術の獲得に向けた研究の推進状								
	カ開発教育									
	キ 日系社会との連携	【指標8-7】教育関係者を対象にした開発教育指導者研修等の参加人数		これまでも重視してきた分野であり、引き続き重視すべく前中期目標期間の実績を踏まえ目標設定した。						
		【指標8-8】日系社会研修参加人数	700人	これまでも重視してきた分野であり、引き続き重視すべく前中期目標期間の実績を踏まえ目標設定した。						
	業実施基盤の強化 ア 広報									
	Γ IΔ¥Q	【指標9-1】プレスリリース等を通じた広報により掲載された国内メディア及び海外主要メディア 報道件数	650件	130件/年を目標としており、130件×5年で650件とした。						
		【指標9-2】SNSアカウント(日本語・英語)エンゲージメント数	171万件	取組を更に強化すべく、直近の実績値以上を目標とした。						
	イ 事業評価 ウ 開発協力人材の育成	【指標9-3】総合的・横断的な事業評価・分析の実施件数(横断的分析・詳細分析、定量分析、 定性分析等の実施開始件数)	25件	事業評価はこれまでも重視してきた取組であり、引き続き重視すべく前中期目標期間の実績値以上を目標。 た。						
	7 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17	【指標9-4】国際協力キャリア総合情報サイト(PARTNER)新規登録人数	4万人	前中期目標期間の実績(国際協力人材登録者+簡易人材登録者)から約15%増として目標設定した。(前「 目標期間実績平均:7,116人/年)						
	工 研究	【指標9-5】能力強化研修の参加人数	2,185人	開発協力人材の育成は、2022年度から26年度まで年度平均437名を目標としており、437人×5年で2,185人た。						
	— 4126	【指標9-6】研究成果の発刊件数	300件	前中期目標期間の実績から5%増の件数を目標とした。						
	才 緊急援助	【指標9-7】緊急援助の対応体制強化に係る取組の推進状況								
	カ 事業の戦略性強化や制度改善	【指標9-8】JICAグローバル・アジェンダ(課題別事業戦略)に基づく多様な開発パートナーとの	重携状況							
	キ 国際的な議論への積極的 貢献及び国際機関・他ドナー等 との連携推進 ク 環境社会配慮	【指標9-9】参加・発信した国際会議の数	700件	国際的な議論への貢献は、これまでも重視してきた取組であり、さらに積極的に取り組むべく前中期目標期の実績値1.5倍増を目標とした。						
		【指標9-10】環境社会配慮ガイドラインの適切な運用状況								
	ケ 不正腐敗防止	【指標9-11】不正腐敗を防止するための機構関係者への啓発に係る実施状況(職員向け研修、専門家向け研修、機構内外向けセミナーの参加人数)	600人	不正腐敗防止に関する研修・セミナーの実施は、120人/年を目標としており、120人×5年で600人とした。						
	営の効率化に関する事項									
(1)組	織体制・基盤の強化、DXの推進	生を通じた業務改善・効率化 								
(2) 1	き務運営の効率化, 適正化	【指標10-1】ITリテラシー向上研修・セミナー等の実施	60回	ITリテラシー向上研修・セミナーは、今日的な要請に応じた内容の拡充を図った上で、直近の実績を踏まえ件×5か年で60回を目標値として設定した。						
	ア経費	【指標11-1】一般管理費及び業務経費(特別業務費及び人件費を除く。)の効率化		一般管理費及び業務経費の効率化は、これまでも重視してきた取組であり、引き続き重視すべく前中期目 間の実績値を踏まえ目標設定した。						
, l	イ 人件費	指標を設定しない								
	ウ 保有資産	指標を設定しない								
	—									
	エー調達	【指標11-2】有識者による外部審査を行った対象契約件数	350件	調達における有識者による外部審査は、これまでも重視してきた取組であり、引き続き重視すべく前中期目間の実績値を踏まえ目標設定した。						
	工 調達	【指標11-2】有識者による外部審査を行った対象契約件数 【指標11-3】契約監視委員会で審議する案件数	350件							
				調達案件の契約監視委員会による審議は、これまでも重視してきた取組であり、引き続き重視すべく前中期						
	エ 調達 対策・工事安全に関する事項		150件	調達案件の契約監視委員会による審議は、これまでも重視してきた取組であり、引き続き重視すべく前中期標期間の実績値を踏まえ目標設定した。						
		【指標11-3】契約監視委員会で審議する案件数	150件	調達案件の契約監視委員会による審議は、これまでも重視してきた取組であり、引き続き重視すべく前中期標期間の実績値を踏まえ目標設定した。 国際協力事業関係者の安全対策研修は、これまでも重視してきた取組であり、引き続き重視すべく前中期目期間の実績値を踏まえ目標設定した。 工事安全は、これまでも重視してきた分野であり、引き続き重視すべく前中期目標期間の実績値を踏まえ目						
安全交	対策・工事安全に関する事項	【指標11-3】契約監視委員会で審議する案件数 【指標13-1】国際協力事業関係者の安全対策研修の受講者数	150件	調達案件の契約監視委員会による審議は、これまでも重視してきた取組であり、引き続き重視すべく前中期標期間の実績値を踏まえ目標設定した。 国際協力事業関係者の安全対策研修は、これまでも重視してきた取組であり、引き続き重視すべく前中期目期間の実績値を踏まえ目標設定した。 工事安全は、これまでも重視してきた公野であり、引き続き重視すべく前中期日標期間の実績値を踏まえ目標設定した。						
安全対の他類	対策・工事安全に関する事項	【指標11-3】契約監視委員会で審議する案件数 【指標13-1】国際協力事業関係者の安全対策研修の受講者数	150件	調達案件の契約監視委員会による審議は、これまでも重視してきた取組であり、引き続き重視すべく前中其標期間の実績値を踏まえ目標設定した。 国際協力事業関係者の安全対策研修は、これまでも重視してきた取組であり、引き続き重視すべく前中期期間の実績値を踏まえ目標設定した。 工事安全は、これまでも重視してきた分野であり、引き続き重視すべく前中期目標期間の実績値を踏まえ目						
安全対	対策・工事安全に関する事項	【指標11-3】契約監視委員会で審議する案件数 【指標13-1】国際協力事業関係者の安全対策研修の受講者数	1.6万人	調達案件の契約監視委員会による審議は、これまでも重視してきた取組であり、引き続き重視すべく前中期標期間の実績値を踏まえ目標設定した。 国際協力事業関係者の安全対策研修は、これまでも重視してきた取組であり、引き続き重視すべく前中期間の実績値を踏まえ目標設定した。 工事安全は、これまでも重視してきた分野であり、引き続き重視すべく前中期目標期間の実績値を踏まえ目						
安全が	対策・工事安全に関する事項	【指標11-3】契約監視委員会で審議する案件数 【指標13-1】国際協力事業関係者の安全対策研修の受講者数 【指標13-2】工事安全に係る調査・セミナー等の実施件数 【指標14-1】内部統制モニタリング実施回数	1.6万人 560件	調達案件の契約監視委員会による審議は、これまでも重視してきた取組であり、引き続き重視すべく前中期標期間の実績値を踏まえ目標設定した。 国際協力事業関係者の安全対策研修は、これまでも重視してきた取組であり、引き続き重視すべく前中期間の実績値を踏まえ目標設定した。 工事安全は、これまでも重視してきた分野であり、引き続き重視すべく前中期目標期間の実績値を踏まえ目設定した。 これまでも重視してきた分野であり、引き続き重視すべく前中期目標期間の実績を踏まえ目標設定した。						
安全対 (1)内	対策・工事安全に関する事項 業務運営に関する重要事項 部統制	【指標11-3】契約監視委員会で審議する案件数 【指標13-1】国際協力事業関係者の安全対策研修の受講者数 【指標13-2】工事安全に係る調査・セミナー等の実施件数	1.6万人 560件	国際協力事業関係者の安全対策研修は、これまでも重視してきた取組であり、引き続き重視すべく前中期目期間の実績値を踏まえ目標設定した。 工事安全は、これまでも重視してきた分野であり、引き続き重視すべく前中期目標期間の実績値を踏まえ目設定した。						
安全対 (1)内	対策・工事安全に関する事項	【指標11-3】契約監視委員会で審議する案件数 【指標13-1】国際協力事業関係者の安全対策研修の受講者数 【指標13-2】工事安全に係る調査・セミナー等の実施件数 【指標14-1】内部統制モニタリング実施回数	1.6万人 560件 10回 30回	調達案件の契約監視委員会による審議は、これまでも重視してきた取組であり、引き続き重視すべく前中期標期間の実績値を踏まえ目標設定した。 国際協力事業関係者の安全対策研修は、これまでも重視してきた取組であり、引き続き重視すべく前中期間の実績値を踏まえ目標設定した。 工事安全は、これまでも重視してきた分野であり、引き続き重視すべく前中期目標期間の実績値を踏まえ目設定した。 これまでも重視してきた分野であり、引き続き重視すべく前中期目標期間の実績を踏まえ目標設定した。						

			里安度		
第5期中期目標		役割を果た て高く、 場合など、 つ客観的な	源を重点的又は優先的に配分する必要がある	踏まえると、政策的必要性から通常求められるべき水準を明らかに 超える水準が設定されているなど、当該目標の達成には相当の努力	
	政策体系における法人の位置づけ及び役割(ミッション	<u>') </u>			
	中期目標の期間				
	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向 本の開発協力の重点課題	上に関する	5争項		
ſ	(1)開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の 確保(「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅)				新型コロナウイルス感染症の拡大や気候変動等の地球規 模課題の深刻化は、格差の拡大、経済活動環境の悪化、 飢餓人口の増加、農業被害の拡大等、開発途上地域の経 済成長の基礎となる本項目のセクター全般に大きな影響及
	ア都市・地域開発				び変化をもたらしている。かかる状況及びパンデミック後の 世界の復興を見据え、本項目の目標達成に向けて、機構の
	イ 運輸交通	\bigcirc		\circ	既往の取組に加え、開発プロセスにおける民間部門の巻き 込み等多様なアプローチや新しい課題に対応したイノベー
	-	\circ			ションの促進、気候変動対策への貢献を含む途上国のぜい 弱性への対応をこれまで以上に模索し、包摂性を重視した
	7 74				でである。 「質の高い成長」を追求する必要があるところ、本項目は困難度を高とするのが妥当と考える。
	エ 民間セクター開発				
	オ 農林水産業・農村開発				
	(2)開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間 中心の開発の推進(「質の高い成長」とそれを通じた 貧困撲滅)				新型コロナウイルス感染症への直接的な対応を含む、保健医療分野をはじめとする人間中心の開発の支援を、外交的動きも念頭に置きつつ迅速かつ的確な実施が求められため。さらに、先進国を含む全世界の国々が新型コロナウイルス感染症への対応を模索する中、世界各国と連帯・協
	ア 保健医療				働して取り組む必要があることから、本項目は困難度を高、するのが妥当と考える。
	イ 栄養	O		O	りるのか安当と考える。
	ウ 教育				
	エ 社会保障・障害と開発				
L	オ スポーツと開発				佐武之前455-10-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-
((3)普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現				権威主義的な体制が台頭する一方で民主主義への信頼が低下する傾向が見られ、紛争・暴動の増加によって女性等のぜい弱な立場にある人々へのより大きな負の影響が懸
	ア 平和と安定		開発課題の解決に直接寄与する成果を生み 出すための目標項目であり、開発協力大綱		念される中、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配など普遍的価値の共有を目指す本項目の重要性はさら
	イ 法の支配・ガバナンス	\circ	等の政策目標への貢献の観点からも機構の業務の最も枢要な部分であるため。	\circ	に高まっている。本項目は、こうした世界の構造的変化を踏まえ、複雑化する課題に対して、社会経済活動全般のデジタル化が進むことにも留意しつつ、治安や紛争影響下での特殊な要因下で事業運営しつつ効果増大に取り組むものであり、困難度を高とするのが妥当と考える。
	ウ 公共財政・金融	•	AND AND CHES. GRIPTICOS CO.		
	エ ジェンダー平等の推進				
	オ デジタル化の促進(DX)				
	(4)地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じ んな国際社会の構築				
	ア 気候変動				脱炭素社会やコベネフィット型等の気候変動対策・自然環境保全、新型コロナの感染予防等に資する水・環境、我が
	イ 自然環境保全	0		\circ	場の法、初生コピラの法案、ドルザーに見りるが、なる。 国の途上国支援の柱である防災・災害を興は、質・量・速度が同時に求められている。また、脱炭素社会の促進は、先進各国から強いコミットメントが示されているだけでなく、途上国でも喫緊な対応が必要な状況であることから、本項目は困難度を高とするのが妥当と考える。
	ウ 環境管理				
	エ 水資源・水供給				
	オ 防災・災害復興				
((5)地域の重点取組				
	ア 東南アジア・大洋州地域				
	イ 東・中央アジア及びコーカサス地域	_			
	ウ 南アジア地域	\circ			
	エ 中南米・カリブ地域				
	オ アフリカ地域				
	カ 中東・欧州地域		+T-(0+17101 + 17101 +		
	JICA開発大学院連携・JICAチェアを通じた親日派・ 派リーダーの育成	0	本取組を通じた親日派・知日派のリーダー育成により、共通の価値や原則に基づく自由で開かれた秩序の実現への貢献が見込まれ、自由で開かれたインド太平洋の実現に寄与するため。		

重要度•困難度

		重要度•困難度			
第5期中期目標	役割を果た て高く、資 場合など、	すことへの貢献の度合いが他の目標と比較し	困難度 【定義】当該法人の現状・直面する課題及び取り巻く環境の変化を踏まえると、政策的必要性から通常求められるべき水準を明らかに超える水準が設定されているなど、当該目標の達成には相当の努力を必要とされることが合理的かつ客観的に明らかにできる場合に「高い」とすること。 (項目別評定の「業務実績と評定区分の関係」のうち、S評定又はA評定とされる要件について、目標において困難度が「高い」とされなかった場合に求められる定量的指標の達成度を「120%以上」とする一方で、困難度が「高い」とされた場合は「100%以上」としている)		
(7) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献	0	開発協力大綱等の政策目標では、民間の技術・資金との連携強化を通じた開発課題の解決を重視しており、本取組の貢献度が大きいため。			
(8) 多様な担い手と開発途上地域との結びつきの強化及 び外国人材受入・多文化共生への貢献 ア JICAボランティア事業 (JICA海外協力 隊) イ 外国人材受入・多文化共生		外部主体との連携の強化を通じて開発成果の向上を図ることは、業務・組織全般の見直しで指摘している重要項目のため。			
ウ 地方自治体との連携 エ NGO/CSOとの連携 オ 大学・研究機関との連携 カ 開発教育 キ 日系社会との連携	0				
(9)事業実施基盤の強化 ア 広報 イ 事業評価 ウ 開発協力人材の育成 エ 研究 オ 緊急援助 カ 事業の戦略性強化や制度改善 キ 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進 ク 環境社会配慮 ケ 不正腐敗防止					
4. 業務運営の効率化に関する事項 (1)組織体制・基盤の強化、DXの推進を通じた業務 改善・効率化	0	DXの推進及び業務改善を含めた組織体制の強化は、「業務・組織全般の見直し」でも一部言及があり、今期の取組における重点事項の一つとして整理されているため。			
(2) 業務運営の効率化、適正化 ア 経費 イ 人件費 ウ 保有資産 エ 調達 5. 財務内容の改善に関する事項					
6. 安全対策・工事安全に関する事項	0	安全管理は国際協力事業を推進するため に必須であり、安全の確保は事業を安定的 に実施するための大前提となるため。	0	いつどこで不測の事態が起きるか分からず、目標の達成が機構による努力のみでは管理できないため、本項目は困難度を高とするのが妥当と考える。	
7. その他業務運営に関する重要事項	1		1		
(1)内部統制 (2)組織力強化に向けた人事			0	「第5次男女共同参画基本計画」において、独立行政法人の部長相当職及び課長相当職については、各役職に占める女性の割合を令和7年度末までに18%とする成果目標を掲げている。JICAの目標値は27%と同計画の目標値と比して1.5倍であり、第4期よりさらに差を大きく設定していることから、本項目は困難度を高とするのが妥当と考える。	
		 	L		

報文戦第 1 7 9 9 号 令和 4 年 2 月 1 8 日

独立行政法人評価制度委員会 委員長 澤 田 道 隆 殿

 外務大臣

 林 芳正

 (公印省略)

独立行政法人国際交流基金の達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)について

独立行政法人国際交流基金の中期目標を別紙のとおり定め、同基金に指示したく、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第3項の規定に基づき意見を求めます。

付属添付

独立行政法人国際交流基金 第5期中期目標

令和 4 年 〇 月 〇 日 外 務 省

目次

1.	政策	·体系における法人の位置付け及び役割	1
2.	中期	目標の期間	2
3.	国民	に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	2
	(1)	文化芸術交流事業の推進及び支援	2
	(2)	海外における日本語教育、学習の推進及び支援	4
	ア	海外の日本語教育環境の整備	4
	1	日本語教授法及び日本語学習者の能力評価の充実並びにオンライン日本語	学
	習フ	゜ラットフォームの提供	5
	(3)	海外日本研究及び国際対話・ネットワーク形成の推進及び支援	8
	ア	海外の日本研究の推進及び支援	8
	1	国際対話・ネットワーク形成の推進	8
	(4)	国際文化交流への理解及び参画の促進と支援	. 11
	(5)	海外事務所等の運営	. 11
	(6)	特定寄附金の受入による国際文化交流活動(施設の整備を含む)の推進	.12
4.	業務	運営の効率化に関する事項	. 13
	(1)	組織マネジメントの強化	. 13
	(2)	業務運営の効率化、適正化	. 14
	ア	経費の効率化	. 14
	1	人件費管理の適正化	. 14
	ウ	調達方法の合理化	. 14
	(3)	業務の電子化	.15
5.	財務	5内容の改善に関する事項	15
	(1)	財務運営の適正化	15
	(2)	安全性を最優先した資金運用	15
	(3)	保有資産の必要性の見直し	. 16
6.	その	他業務運営に関する重要事項	. 16
	(1)	外交上の重要地域・国を踏まえた機動的、戦略的な事業実施	. 16
	(2)	内部統制の充実・強化	. 17
	(3)	安全管理	. 17
	(4)	デジタル化の推進	. 18
	ア	ICT を活用した事業の展開	. 18
	イ	情報セキュリティ対策	. 18
(清	忝付)	独立行政法人国際交流基金に係る政策体系図、使命等と目標との関係	. 20

独立行政法人国際交流基金 第5期中期目標

令和 4 年 〇月 〇日 外 務 省

独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号) 第 29 条の規定に基づき、独立行政法人国際交流基金(以下「基金」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。) を次のとおり定める。

1. 政策体系における法人の位置付け及び役割

我が国は、文化その他の分野における国際交流を、安全保障、経済協力等と並ぶ外交政策の柱の1つに位置付けており、外務省の政策体系においては、基本目標として地域別の外交政策と、地域横断的な政策分野別の目標を掲げる中、横断的な政策分野の1つとして広報・文化交流等に関する基本目標の下で国際文化交流の促進を行っている。

戦後、国際社会の中で民主国家・平和国家・文化国家として積極的な役割を担ってきた我が国にとって、良好な国際関係の前提たる諸国民間の相互理解の促進は、いわば我が国外交の基本ともいうべきものであり、そのための最も有効な手段の1つが国際文化交流である。文化を通じて諸国民が心と心のつながりをもつことは、互いに想像力を発揮しあう上で、はかりしれない役割を果たす。

基金は、国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行うことにより、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持及び発展に寄与することを法人の目的としている。現に、特殊法人として昭和 47 年に発足して以来、基金はかかる意義をもつ国際文化交流を展開するための基盤としての役割を一貫して果たし、世界各地で専門家や関係機関等との間に信頼関係を構築するとともに、蓄積された専門的な知見を活用し、中長期的な視野の下で広く諸外国との国際文化交流の実施を担ってきた。

新型コロナウイルス感染症の世界的拡大による影響や、国際社会における自国中心主義や内向き志向の強まりにより、国同士の交流や連携が停滞しかねない現下の状況において、特に対話や協働といった手法による事業を通じた日本と世界のつながりの維持・発展が一層重要になっている。さらに、世界の主要国がパブリック・ディプロマシーにより一層力を入れるようになる中、我が国への理解や良好なイメージの構築の必要性が高まっている。こうした中、基金は、パブリック・ディプロマシーの推進に向け、国際文化交流を専門的に担う我が国唯一の行政機関として、長期的視野の下、我が国の文化・芸術の海外への紹介や、海外に

おける日本語教育及び日本研究の普及を進めるとともに、日本と各国・地域の知識層及び幅広い市民・青少年層の相互理解の促進と信頼醸成のための対話等を通じて、我が国の対外発信の強化に貢献することが求められている。また、基金は外交政策や優先課題に対応した機動的かつ柔軟な事業実施を行うとともに、国際文化交流を通じて国内の地域活性化や多文化共生社会実現を促進するよう留意すべきである。

また、これらの事業を行うに当たっては、デジタル技術も活用するとともに、 広報活動や事業評価等を通じて、その成果を発信し、国際文化交流に対する国民 の理解と参画を得るよう一層の努力をすべきである。

以上の認識に立って、基金は、官民の関係機関と連携を密にし、中核的な文化 外交の実施機関としての役割を果たしていくことが必要である。

2. 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

- 3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 基金が、政府の外交政策に基づいて、我が国の文化外交の実施機関として、 総合的かつ効率的に国際文化交流事業を実施するため、
 - (1) 文化芸術交流事業の推進及び支援
 - (2) 海外における日本語教育、学習の推進及び支援
 - (3) 海外日本研究及び国際対話・ネットワーク形成の推進及び支援
 - (4) 国際文化交流への理解及び参画の促進と支援
 - (5) 海外事務所等の運営
 - (6)特定寄附金の受入による国際文化交流活動(施設の整備を含む)の推進 を柱として業務を実施し、(1)から(6)までをそれぞれ一定の事業等のまと まりと捉え、評価する。

(1) 文化芸術交流事業の推進及び支援

多様な日本の文化及び芸術を海外に紹介し、また双方向型の事業を実施することにより、文化や言語の違いを超えた親近感や共感を醸成し、海外における対日関心の喚起と日本理解の促進に寄与することが必要である。そのため、我が国の舞台芸術、美術、映画、文学等を海外に紹介する事業、国際共同制作や人物交流等を含む双方向型及び共同作業型の事業を実施又は支援する。

これらの実施に際しては、外交政策上の必要性を念頭に、相手国との交流状況、各国における日本文化・芸術に対する関心や文化施設等の整備状況等も踏

まえ、事業のインパクトや波及効果を高めるよう留意し、これまで基金の事業に参加したことがなかった層への働きかけ強化を含め対日関心層の拡大を図る。 また、日本国内外において、情報の収集やネットワーク形成を行い、効果的な 事業の実施につなげる。

【指標1-1】主催事業の実施による対日関心喚起、日本理解促進状況 (関連指標)

- 主催事業実施件数 (平成 29~令和 2 年度実績平均値 148 件/年)
- 主催事業における報道件数
- ・日本祭り開催支援事業の来場者・参加者アンケートにおいて対日関心喚起、 日本理解促進を測る項目の5段階評価で上位2つの評価を得る割合
- ・主催事業の目的達成度に関する外部評価

【指標1-2】公演来場者数 1公演あたり平均500人以上

【指標1-3】映画上映会視聴者数 1プロジェクトあたり平均 1,800 人以上 (関連指標)

・日本映画祭視聴者における初参加者の割合

【指標1-4】放送コンテンツ海外展開事業において、59 か国以上、のべ600番組以上の提供

<目標の設定及び水準の考え方>

(定量的指標)

【指標1-2】公演への来場者目標数について、前々期及び特殊要因が重なった前期中期目標期間で達成した水準と同程度を目指すとの考えから、平成24~令和元年度実績平均値(1公演あたり530人)程度を目標とする(令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施なし)。

【指標1-3】映画上映会への視聴者目標数について、前々期及び特殊要因が重なった前期中期目標期間で達成した水準以上を目指すとの考えから、平成24~令和2年度実績平均値(1プロジェクトあたり1,784人)を上回る水準を目標とする。

【指標1-4】令和3年 10 月末時点の見込に基づき設定。

(定性的指標)

文化芸術交流事業の成果の質的側面については、相手国との交流状況や ニーズ等を的確に踏まえた案件形成が行われたか、新たな対日関心層の掘り起こしにつながったか、事業を通じて対日関心喚起や日本理解促進等へ の寄与が認められたか等について、関連指標の推移や、成果発現に向けた 法人の創意工夫等を勘案して、総合的に評価する。

<想定される外部要因>

二国間関係の悪化やテロ等治安状況の悪化、新型コロナウイルス感染症に代表されるパンデミックが事業実施の阻害要因となったり、事業成果に影響を与えたりする可能性がある。

<重要度の設定>

【重要度:高】

世界の主要国がパブリック・ディプロマシーにより一層力を入れるようになる中、我が国への理解や良好なイメージの構築の必要性が高まっていることを踏まえ、基金は、文化芸術交流事業分野において、これまで培ったネットワークを維持・発展させるような事業展開を引き続き求めるのみならず、コロナ禍の影響等により生じている世界各国の状況変化に対応し、オンラインも効果的に活用した事業実施等、戦略的な事業展開を行うことが必要である。

(2) 海外における日本語教育、学習の推進及び支援

海外における日本語教育は、日本文化を始めとする我が国への理解を深め、かつ、我が国と各国・地域との交流の担い手を育て、友好関係の基盤を強化する上で極めて重要である。また、日本語教育の普及は、海外において日本語能力を有する有為な人材の持続的な輩出にも資する。

そのため、日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号)の趣旨も踏まえ、各国・地域の行政機関や主要な日本語教育機関、国内の関係機関と連携を取りつつ、日本語教育が定着し、自立的・継続的に発展していく素地を作るために必要な取組を推進する。

事業実施に当たっては、各国・地域の状況等を反映した適切な方針に基づき 効果的・効率的な実施に努める。

ア 海外の日本語教育環境の整備

海外において、質が高く安定した日本語教育が広く実施されるよう、日本語専門家を基金海外事務所や海外の日本語教育中核機関等に派遣し、各国・地域の主要な日本語教育機関に対して教育カリキュラムや教材に関する指導・助言等を行うとともに、海外における日本語教師の技能向上に資する研修事業を行う。併せて、各機関が日本語教育を継続するために必要な教師の雇用や教材調達、日本語教育関連事業等に係る経費に対する支援を行うほか、教育機関や日

本語教師同士の情報共有や相互協力を促すネットワークを強化する。加えて、各国・地域における日本語教育の新たな開始や継続実施に対する後押しが必要の際は、在外公館と連携しつつ、教育機関や行政機関等への働きかけを行う。また、各国・地域の状況や政策的要請を踏まえ、学習ニーズに対応した専門的な日本語学習の機会を提供する研修等を実施する。

イ 日本語教授法及び日本語学習者の能力評価の充実並びにオンライン日本語学 習プラットフォームの提供

外国語教育の国際標準(ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR))を踏まえて基金が作成した「JF 日本語教育スタンダード」に基づくカリキュラムや教材の利用を促し、海外における日本語教育の充実を図る。また、日本語を母語としない学習者が、総合的な言語知識・運用能力や、生活・就労の場面におけるコミュニケーション能力等、多様な目的に応じて必要とする日本語能力を適切に測定・評価するための手段として、各国・地域で利用される日本語能力評価のための試験について、政策的要請も踏まえつつ、引き続き効果的かつ効率的な実施に努める。

更に、地理的な制約を越えて全世界の日本語学習者に質の高い学習機会を提供するべく、オンライン日本語学習プラットフォームの構築・運営等を行う。

上記に加え、各国・地域の日本語教育及び学習環境に即した事業を適切に行うため、また、日本語教育活動の活性化に資するよう、全世界を対象にした日本語教育事情・学習調査を行い、情報を広く提供する。

(ア.海外の日本語教育環境の整備関連の指標)

【指標2-1】各国・地域の日本語教育環境等を適切に踏まえた各施策の実施 による日本語教育の推進状況

(関連指標)

- ・日本語専門家派遣ポスト数(平成 29~令和 2 年度実績平均値 137 ポスト/ 年)
- ・日本語教育機関への助成実施国数(平成29~令和2年度実績平均値87か国/年)
- ・日本語教育機関への助成件数(平成 29~令和 2 年度実績平均値 550 件/年)
- ・事業参加者・助成対象機関・専門家派遣先等アンケート 「有意義度」項目 の5段階評価で上位2つの評価を得る割合
- ・研修事業参加者アンケート 「日本語教授法への理解向上」「学習意欲向上」 項目の5段階評価で上位2つの評価を得る割合
- 日本語学習者数(海外日本語教育機関調査)(2018年調査結果3,851,774人)

- 【指標2-2】基金海外事務所の主催事業年間実施件数 259件以上
- 【指標2-3】日本語教師研修会への年間参加者数 13,866 人以上
- 【指標2-4】日本語パートナーズ派遣数 令和5年度末までに 625 人以上 (累計のべ3,000 人以上)

(関連指標)

- ・パートナーズ/パートナーズ派遣先機関アンケート 「有意義」項目の5段 階評価で上位2つの評価を得る割合
- ・パートナーズ派遣先機関アンケートにおいて日本語学習意欲向上を測る項目 の5段階評価で上位2つの評価を得る割合
- ・パートナーズ派遣先機関アンケートにおいて対日関心喚起、日本理解促進を 測る項目の5段階評価で上位2つの評価を得る割合
- ・パートナーズ派遣裨益者数 (パートナーズから日本語の指導を受けた学習者 数及びパートナーズによる日本文化紹介等に参加した人数)
- (イ. 日本語教授法及び日本語学習者の能力評価の充実並びにオンライン日本語学習プラットフォームの提供関連の指標)
- 【指標2-5】日本語教材及び日本語教育情報に関するウェブサイトの年間アクセス数 42,833,622 件以上
- 【指標2-6】日本語教材「まるごと」販売部数 中期目標期間中 360,640 部以上

(関連指標)

・日本語教材「まるごと」使用国数(令和2年度末時点実績56か国)

【指標2-7】日本語能力評価のための試験実施状況

(関連指標)

- ・日本語能力試験 (JLPT) 実施国数 (平成 29~令和元年度実績平均値 84 か国/ 年)
- ·日本語能力試験(JLPT) 実施都市数(平成 29~令和元年度実績平均值 249 都市/年)
- ·日本語能力試験(JLPT)海外受験者数(平成29~令和元年度実績平均值651,433人/年)
- ・日本語能力試験(JLPT)試験収支バランス
- ・国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)実施国・都市数
- ・国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)受験者数

【指標2-8】e ラーニングの受講者数 中期目標期間中 450,000 人以上

<目標の設定及び水準の考え方>

(定量的指標)

【指標2-2】前期中期目標期間で達成した水準以上を目指すとの考えから、 平成29~令和2年度の実績平均値(259件/年)を上回る水準を目標とす る。

【指標2-3】前期中期目標期間で達成した水準以上を目指すとの考えから、 平成29~令和2年度の実績平均値(13,886件/年)を上回る水準を目標と する。

【指標2-4】令和5年度までに3,000人以上の派遣を目標としており、第4期中期目標期間中の派遣見込み数2,375人を踏まえ、625人以上を目標とする。

【指標2-5】令和2年度末時点実績値(42,833,622件)を上回る水準を目標とする。

【指標2-6】前期中期目標期間実績(360,640部)を上回る水準を目標とする。

【指標2-8】前期中期目標期間実績(432,906人)を上回る水準を目標とする。

(定性的指標)

各国・地域ごとの日本語教育環境の維持・発展に資する成果があがったかについては、当該国・地域のニーズ等を踏まえて戦略的に事業を組み合わせて対応したか、日本国内への外国人材の円滑な受入れ等、新たな社会需要に対応する学習ニーズに効果的に対応したか等について、関連指標の推移や、成果発現に向けたオンラインの活用を始めとする法人の創意工夫等を勘案して、総合的に評価する。

<目標達成に影響を及ぼす外部要因>

- 〇各国・地域の教育制度の変更、新型コロナウイルス感染症に代表されるパンデ ミック等に影響を受ける可能性がある。
- ○【指標2-7】日本語能力評価のための試験実施状況の下に設定している国際 交流基金日本語基礎テストの関連指標については、試験実施に関する政府方 針、及び人材受入れニーズや技能試験の実施状況等を踏まえつつ実施された結 果を表すものであることに留意する必要がある。

<重要度、困難度の設定>

【重要度:高】

基金は、日本語教育推進法及びそれに基づき閣議決定された基本方針において、海外における日本語教育の充実や日本語能力の評価に向けた諸施策の中心的担い手と位置付けられているため。

【困難度:高】

我が国の外国人材受入れを含め、国際交流基金の日本語教育事業に対する需要が高まる中、国内外の数多くの関係機関及び関係者と連携して確実かつ適切に事業を実施する必要があるため。

(3) 海外日本研究及び国際対話・ネットワーク形成の推進及び支援

各国・地域の知識層及び市民・青少年層の対日理解の増進と対日関心の維持拡大を図り、深い相互理解と信頼関係に基づく日本との良好な関係構築を促進するために、その基盤となる海外における日本研究の振興を図るとともに、国際的重要課題等に関する日本と諸外国との協働作業が求められている状況を踏まえ、海外の幅広い層との国際対話・ネットワーク形成に資する人材育成・交流事業を実施する。

ア 海外の日本研究の推進及び支援

海外の日本研究は、各国・地域における対日理解の基礎となるものであることを踏まえ、基金は、日本研究フェローシップや日本研究機関支援等のプログラムを効果的に運用して、次世代の人材育成や中長期的な基盤整備等、各国・地域の日本研究の発展を支援する。

その際、各国・地域の日本研究の状況及びニーズの把握を十全に行うとともに、他の機関による関連施策や取組も踏まえて必要な支援を見極めて実施することとする。また、相手国の研究者育成のみならず、今後の国際対話を担う幅広い次世代層の日本理解増進にも繋がるよう留意する。加えて、日本国内外の多様な研究者と連携することで、日本研究のグローバル化にも貢献するよう努める。

イ 国際対話・ネットワーク形成の推進

日本と各国・地域の相互理解の促進と信頼醸成を目的として、国際的重要課題等についての対話や協働作業を一層推進する。また、それらを担う次世代人材を育成する。

特に、日米関係の更なる緊密化のため、日米が共同で世界の共通課題の解決 に貢献するに当たり必要な人材の育成事業や、青少年を中心とする日中両国民 相互間の信頼構築のために、高校生の交流事業等により日中間相互交流の促進を行う。

これらの事業実施に当たっては、対話や交流の基礎となる日本の文化・社会的背景や日本の持つ知見、経験の積極的な発信を通じた国際貢献に努め、併せて、日本の地方と国際社会の結びつきを強化し、地域社会の活性化や多文化共生社会の実現等にも資する国際的な交流のネットワークを構築するとともに、事業実施後の効果的なフォローアップについても留意する。

(ア. 海外の日本研究の推進及び支援関連の指標)

【指標3-1】各国・地域の日本研究環境等を適切に踏まえた各施策の実施による日本研究の推進状況

(関連指標)

- ・フェローシップ人数/国・地域数(平成 29~令和 2 年度の実績平均値 150 人/37 か国/年)
- ・フェローアンケート 「有意義」項目の5段階評価で上位2つの評価を得る 割合
- ・助成対象機関アンケート 「有意義」項目の5段階評価で上位2つの評価を 得る割合
- ・支援機関における日本研究関連講座等の受講者数
- 【指標3-2】日本研究フェローシップ終了後3年以内の学者・研究者フェローの成果発表件数(論文引用実績及びメディア発信含む) 1人あたり平均3件以上
- 【指標3-3】複数年助成事業実施後の外部評価(事業実施を通じた発信力強化、成果の持続に向けた取組等に関し、5段階評価(高5点~低1点))で平均3.75点以上

(イ. 国際対話・ネットワーク形成の推進関連の指標)

【指標3-4】各施策の実施による国際対話・ネットワーク形成事業の推進状況

(関連指標)

- ・国際対話・ネットワーク形成の実施件数
- ・国際対話・ネットワーク形成事業への参加者数
- ・国際対話・ネットワーク形成事業共催・協力団体数
- ・国際対話・ネットワーク形成事業の報道件数
- ・国際対話・ネットワーク形成事業による参加者アンケートの「有意義」項目 の5段階評価で上位2つの評価を得る割合

【指標3-5】JOI プログラムの年間裨益者数 46,082 人以上

<目標の設定及び水準の考え方>

(定量的指標)

【指標3-2】前期目標を上回る水準(平均1人3件以上)を目標とする。

【指標3-3】前期目標(平均3.75点以上)と同水準を目標とする。

【指標3-5】前期中期目標期間で達成した水準以上を目指すとの考えから、 平成29~令和2年度実績平均値(46,082人/年)を上回る水準を目標とする

(定性的指標)

【指標3-1】

各国・地域の日本研究環境の維持・発展に資する成果があがっているかについては、当該国・地域における日本研究をめぐる環境やニーズ等を踏まえた事業の実施状況、日本研究関連講座等を通じた人材育成の状況等に係る関連指標の推移や、成果発現に向けた法人の創意工夫等を勘案して、総合的に評価する。

【指標3-4】

国際的重要課題等についての対話や協働を推進し、またそれらを担う次世代人材の育成や国際的なネットワークの形成に資する成果があがっているかについては、事業形成における関連機関との協働の状況や、事業に関する報道の状況等に係る関連指標の推移や、成果発現に向けた法人の創意工夫等を勘案して、総合的に評価する。

<目標達成に影響を及ぼす外部要因>

各国における教育制度変更等の日本研究を取り巻く環境の変化が日本研究者・機関の業績に影響を与える可能性がある。また、新型コロナウイルス感染症に代表されるパンデミック等が目標達成に影響を及ぼす可能性がある。

<重要度の設定>

【重要度:高】

コロナ禍に加え、国際社会における自国中心主義や内向き志向の強まりにより、国同士の交流や連携が停滞しかねない現下の状況認識において、基金は、日本と世界のつながりの維持・発展に資すべく、既存の知的交流に留まらない、幅広い市民・青少年交流層へ裾野を広げた次世代の交流・連携を担う人材育成等の新たな事業展開を行うことが必要である。

(4) 国際文化交流への理解及び参画の促進と支援

日本国内外において国際文化交流活動の意義とその重要性に対する理解、支持を広げ、また民間セクターを始めとする関係者や担い手の活動の一層の充実に資するよう、ウェブサイト、SNS、図書館等を活用した情報提供や広報を強化するとともに、顕彰事業を実施する。更に、我が国を巡る国際環境の変化に留意しつつ、日本国内外の国際文化交流の動向の変化を把握し、これらに的確に対応するため、必要な調査・研究を行う。

【指標4-1】本部 SNS での発信数(投稿数) 中期目標期間中 4,600 件以上(関連指標)

·本部 SNS 利用者数

【指標4-2】プレスリリースの発出数 中期目標期間中 225 件以上 (関連指標)

- ・本部公式ウェブサイトのアクセス数 (関連指標)
- ・本部ライブラリーのレファレンス対応件数及び利用者満足度

<目標の設定及び水準の考え方>

(定量的指標)

【指標 4 - 1】前期中期目標期間で達成した水準以上を目指すとの考えから、 平成 29~令和 2 年度実績平均値(4,600 件/年)を上回る水準を目標とする。 【指標 4 - 2】前期中期目標期間で達成した水準以上を目指すとの考えから、 平成 29~令和 2 年度実績平均値(225 件/年)を上回る水準を目標とする。

(5) 海外事務所等の運営

海外事務所は、本中期目標に示された諸点を踏まえ、運営経費の効率化に努めつつ、所在国及び状況や必要性に応じてその周辺国において、関係者とのネットワーク構築を進め、国際文化交流に関する情報を収集すること等を通じて、現地の事情及びニーズを把握する。事業実施に際しては、関係団体及び在外公館との協力及び連携に努め、海外事務所の施設を効果的かつ効率的に活用する。また、外部リソースや現地職員の活用、海外事務所間の連携に努めるとともに、オンラインやデジタル技術を活用した発信強化にも留意する。京都支部は、本中期目標に示された諸点を踏まえ、関西国際センターとも連携し、関係者とのネットワーク構築を図り、効果的かつ効率的に事業を実施するとともに、引き続き業務運営の合理化に努める。

【指標5-1】海外事務所催しスペース稼働率(年間) 75%以上 (関連指標)

- ・海外事務所催しスペースにおける事業実施件数(平成29~令和2年度実績平均値313件/年)
- ・海外事務所催しスペースにおける事業の来場者・参加者等数(平成 29~令和 2年度実績平均値 182,867 人/年)
- 【指標 5 2 】海外事務所 SNS 利用者数増加率 中期目標期間終了時点で対令和 2 年度末比 150%以上
- 【指標5-3】海外事務所等におけるネットワーク形成の取組状況(年間) 482 件以上

<目標の設定及び水準の考え方>

(定量的指標)

- 【指標5-1】前期中期目標期間で達成した水準以上を目指すとの考えから、平成29~令和2年度実績平均値(75%)を上回る水準を目標とする。
- 【指標5-2】海外事務所 SNS 利用者数の目標値は、全海外事務所を対象とし、令和2年度末時点の利用者数を中期目標期間終了時点までに 150%以上の増とすることを目指す。
- 【指標5-3】前期中期目標期間で達成した水準以上を目指すとの考えから、平成29~令和元年度実績平均値(482件/年)を上回る水準を目標とする(新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた令和2年度を除く)。

<目標達成に影響を及ぼす外部要因>

新型コロナウイルス感染症に代表されるパンデミック等に影響を受ける可能性がある。

(6)特定寄附金の受入による国際文化交流活動(施設の整備を含む)の推進基金は、引き続き、特定の国際文化交流事業(国際文化交流を目的とする施設の整備に対する援助並びに国際文化交流のために用いられる物品の購入に関する援助及びこれらの物品の贈与を含む。)に対する寄附金を受け入れ、当該事業への助成金を交付することにより、寄附に係る制度周知や新規開拓に向けた広報、制度利用への積極的な働きかけを通じて、日本の一般市民や企業による国際文化交流事業への理解増進に努めるものとする。寄附金の受入れ等に当たっては適正に対応することとする。

【指標6】特定寄附金の受入れによる国際文化交流事業支援の取組状況

(関連指標)

·受入金額·助成金交付事業件数(平成29~令和2年度実績平均431,421千円/13件)

<目標の設定及び水準の考え方>

特定寄附金制度を利用する事業の数や寄附金の規模をあらかじめ想定することが難しいため定量的な目標を定めることはできないが、当該指標の達成水準として前期中期目標期間と同程度の水準を維持することを目指す(令和元年度に受入のあった大型案件1件の特定寄附金2,720,800千円を特異値として積算根拠から除外する)。

4. 業務運営の効率化に関する事項

(1)組織マネジメントの強化

国際環境や政策の変化等の必要に応じて、必要な効率化を図りつつ、人員配置や組織編制を柔軟かつ機動的に見直して、国内外の事業実施体制の適正化に努めるとともに、新たな役割に対応していくための中長期的な人材確保・育成方針を策定し、業務内容の高度化・専門化への対応を図る。また、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)を踏まえ、ワーク・ライフ・バランスに関する取組の強化や環境整備を推進する。

効果的かつ効率的に事業を実施するため、事業の重複排除を含め、関係機関 それぞれの役割を明確にするとともに、国際的な交流促進の観点から、情報共 有や調整の一層の促進に資するよう、関係省庁・機関等との連絡会を行うこと や専門人材の交流を行うこと等を通じて協力・連携の確保・強化を図る。

なお、海外事務所については、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人日本貿易振興機構及び独立行政法人国際観光振興機構の海外事務所と事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意しつつ、引き続き事務所の共用化又は近接化を進める。また、基金が保有する研修施設の更なる利用促進を図る。

【指標7-1】人材育成のために実施する研修への参加者数(年間) 670人以

【指標7-2】ワーク・ライフ・バランスに関する取組の推進状況 (関連指標)

在宅勤務率(国内全勤労者の平均)

【指標7-3】研修施設の利用促進に関する取組状況

(関連指標)

・日本語国際センター、関西国際センターの研修施設の教室稼働率

<目標の設定及び水準の考え方>

(定量的指標)

【指標 7 - 1】前期中期目標期間で達成した水準以上を目指すとの考えから、 平成 29~令和 2 年度実績平均値(670 人/年)を上回る水準を目標とする(平 成 29 年度に労働法規の改正に伴って実施した研修への参加者数 379 人は一時的 要因として除く)。

(2)業務運営の効率化、適正化

ア 経費の効率化

中期目標期間中、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び運営費交付金を充当する業務経費(特別業務費及び人件費を除く。)の合計について、毎事業年度1.35%以上の効率化を達成する。

この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年 1.35%以上の効率化経費に加える。

【指標8】上記本文に記載の削減率を達成する。

イ 人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分に考慮し、手当を含めた 役職員給与の在り方について厳格に検証を行った上で、引き続き給与水準の適 正化を図る。その上で、各事業年度の給与水準及びその合理性・妥当性を公表 する。

【指標9】給与水準の適正化の取組状況

(関連指標)

- 国家公務員給与と比較したラスパイレス指数
- 総人件費

ウ 調達方法の合理化

独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき調達等合理化計画を策定し、これに基づく取組を確実に実施する。

また、外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえつつ、随意 契約を締結する場合は適正な実施を徹底する等、調達の合理化に不断に取り組 む。

【指標 10】調達等合理化計画に基づく取組状況

(3)業務の電子化

ウィズコロナ・ポストコロナ時代における業務継続性の担保、働き方改革、 事業に関わる多様なステイクホルダーの利便性向上等を念頭に、業務の電子化 を通じて、業務プロセス全体の最適化・効率化を目指す。

業務の電子化にあたっては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、PJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備を行う。

【指標 11】PMOの設置及び支援実績

5. 財務内容の改善に関する事項

(1) 財務運営の適正化

運営費交付金を充当して行う業務については、「4.業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき事業の質の確保に留意し、適正な予算執行管理を行う。毎年の運営費交付金額の算定については、各年度期末の運営費交付金債務残高等の発生要因を分析した上で、運営費交付金債務残高を適正な水準とすべく、厳格に行うものとする。

また、事業の安定的かつ継続的な実施を確保する体制を強化する観点から、 国際交流基金の目的に留意しつつ、自己収入の確保に向けて必要な検討を行 う。

(2) 安全性を最優先した資金運用

運用資金の運用については、安全性を確保した上でその収入の確保及び向上に努める。なお、日米センター事業等支払が外国通貨で行われる事業については、必要に応じて外貨建債券による運用も行い、事業収入の確保を図る。資金の運用に当たっては、法人財政を毀損しないような資産構成となるよう基金内に設置されている資金運用諮問委員会に意見を求めるとともに、同委員会の定期的な点検等を踏まえて運用を実施し、法人財政の健全性確保に努める。

(3) 保有資産の必要性の見直し

基金の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。その上で、基金の資産の実態把握に基づき、基金が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。

【指標 12】保有資産の効率的な活用状況の定期的な検証・見直し (関連指標)

・パリ日本文化会館の催しスペース稼働率

6. その他業務運営に関する重要事項

(1) 外交上の重要地域・国を踏まえた機動的、戦略的な事業実施

国際情勢の変化及び各事業実施地の国内事情に留意し外務省と相談しつつ、 外交と連動した機動的な事業を展開するとともに、各国・地域のニーズや事業 毎の実施状況・成果を踏まえつつ基金が各年度に計画する地域・国別事業方針 に基づき、戦略的に事業を実施する。

外交上重要な情勢の展開等を踏まえて機動的な事業の実施が求められる場合には、速やかに対応するとともに、やむを得ない事情による事業の中断等及び海外事務所に関する重要な問題に対応する場合には、事前に外務省と十分協議の上、我が国の対外関係を損なわないよう細心の注意を払う。

海外現地情勢等について在外公館や基金の海外事務所を通じて情報を収集 し、的確な情勢把握と計画的な準備・調整作業を行うことにより、効果的に事 業を実施する。

なお、「文化のWA(和・環・輪)プロジェクト〜知り合うアジア〜」については令和5年度まで着実に実施するとともに、同プロジェクトの成果も踏まえつつ、引き続き、魅力ある文化交流事業を実施していく。

【指標 13-1】国際情勢の急変、二国間関係の変化、首脳外交等、新たに生じた外交ニーズに対応し、機動的に実施する事業への取組(関連指標)

上記事業に対する報道件数

【指標 13-2】基金が年度当初に計画した地域・国別事業方針に基づき、事業の重点化を含め、効果的に事業を実施。

<重要度、困難度の設定>

【重要度:高】

文化外交の実施機関として、中長期的に計画された事業に加え、国際情勢の変化に応じて機を捉えた事業を行うことが相手国との相互理解の増進等の文化交流の効果をより高めることとなるとともに、その事業の効果が外交上の成果に影響するため。

【困難度:高】

機動的な対応を行うに当たっては、外交日程等に配慮した調整を行いながら事業を実施する必要があるため。

(2) 内部統制の充実・強化

独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備(平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた事項を着実に運用するとともに、必要に応じた内部統制強化の取組の実施及び各種規定の見直しを行い、より一層法令順守態勢を徹底する等、理事長がトップマネジメントを発揮することにより、内部統制の実効性向上に努める。

また、事業の成果について引き続き客観的かつ定量的な指標に基づく評価の 実施に努めるとともに、その結果を踏まえ事業の改善又は廃止を含む見直しに ついて検討を行う。

【指標 14】中期目標期間中に全ての海外事務所及び国内附属機関・支部が、1回以上内部監査又は会計監査人の実地もしくはそれに準ずる手段により監査を受ける。

(3)安全管理

天災や突発的な事件・事故、パンデミック等の非常事態に備えるため、国際協力事業安全対策会議最終報告(平成28年8月30日 外務省及び独立行政法人国際協力機構)も踏まえながら、脅威情報の収集とそれに基づくリスクアセスメントを的確に実施するとともに、緊急時における行動規範や危機発生時の体制の整備、こうした事態に備えた事前の研修・訓練の実施、必要に応じて事業継続計画の見直し等を図ることで、海外における基金職員及び基金事業関係者の安全を確保する。

【指標15-1】安全対策に関わる態勢の整備・強化の取組状況

【指標 15-2】国内及び海外関係者向けに感染症対策も含めた安全管理研修の 実施 年間 1 回以上

(4) デジタル化の推進

ア ICTを活用した事業の展開

コロナ禍の中での事業実施の経験も踏まえ、今後 ICT を活用した事業の展開の重要度が増すことを念頭に、文化芸術、日本語、日本研究/国際対話・ネットワーク形成等の各分野において、効率的な事業実施の在り方を検討しつつ、地理的制約にとらわれないオンラインの特性を効果的に生かしたポストコロナ時代の新しい国際文化交流の取組を進めることとする。

【指標 16】ICT を活用した事業の実施状況

(関連指標)

・本部事業による動画コンテンツ配信の年間視聴者数

<目標設定の考え方>

(定性的指標)

各事業分野における ICT を活用した事業の成果については、ニーズに応じたコンテンツの作成・配信状況や、視聴者数に係る関連指標の推移を踏まえ、効果的なアウトカムを生み出すための事業設計等、成果発現に向けた法人の創意工夫等を勘案して、総合的に評価する。

イ 情報セキュリティ対策

過去に情報セキュリティ・インシデントが発生したことも踏まえ、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準(サイバーセキュリティ戦略本部決定)等を参考にしながら、関係規程及びマニュアルを整備し、情勢の変化に応じた不断の見直しを図るとともに、その適用状況のチェックを継続的に行う。また、定期的にセキュリティ体制の有効性を確認するとともに、更なる対策強化・改善に向けた検討を行い、デジタル庁を含め関係府省庁と適切な連携を図りつつ、常に最新の脅威に対応できる体制を整備する。その一環として、クラウドサービスの活用を念頭に、令和3年度版統一基準に示される対策又はこれと同等以上の対策を講じた「次世代 IT 環境」を構築する。

<重要度、困難度の設定>

【重要度:高】

オンラインを活用した新たな事業の実施形態等を追求し、ポストコロナ時代における新しい国際文化交流の在り方の創造に繋げていくとともに、情報セキュリティ対策についても引き続き万全を期すよう、業務・組織全般の見直しにおける重要項目として指摘しているため。

【困難度:高】

目標達成に際しては、各国・地域によって異なるデジタル環境や制度等、外部 要因に規定される状況にも対応する必要があるため。

独立行政法人国際交流基金に係る政策体系図

外務省の政策体系

サ域別外交 分野別外交 外交実施体制の整備・ 強化

広報、文化交流及び 報道対策

経済協力

> 国際文化交流の促進

中期的な政策課題

- ▶ 文化・芸術を通じた日本と国際社会の相互 理解の促進
- ▶ 海外における日本語教育の質の向上及び日本語への関心層増加、学習者の裾野拡大
- ▶ 海外の日本研究支援を通じた対日理解・関心の維持・拡大、対話・協働事業を通じた相互理解・信頼増進

国の基本方針

- 経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)2021(令和3年6月閣議決定) 『戦略的対外発信の更なる強化を行う。』
- ▶ 成長戦略2021(令和3年6月閣僚会議決定)

『放送コンテンツの海外展開に関し、(中略)地域を含めた日本の魅力の発信を推進する。また、海外放送局への 番組の無償提供の取組等を進める』

『日本の魅力を輸出やインバウンドの促進につなげるため、在外公館、(中略)、国際交流基金、JETRO、JNTO等の機関の海外拠点を活用する。』

『外国人材が来日直後から円滑に生活や就労ができ、受入企業や地域に馴染みやすい環境を整えるため、日本語専門家派遣による研修等を通じた諸外国における日本語教師の育成や、助成事業を通じた日本語教育機関の活動の支援、適切な教材や評価方法の開発・提供により、来日前の日本語学習環境の整備を推進する。また、現地の関係機関とも協力した日本文化発信事業等により、海外における日本文化理解の促進及び外国人材の来日意欲の喚起を図る。』

- ▶ 日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号)
 - 『国は、海外における日本語教育が持続的かつ適切に行われるよう、独立行政法人国際交流基金、日本語教育 を行う機関、諸外国の行政機関及び教育機関等との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。』
- ▶ 国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本計画(平成31年3月閣議決定)

『独立行政法人国際交流基金は、(中略)外交政策上重要な国内の大規模祭典の実施の推進に当たっても、その 知見と事業を積極的に提供していく。』



次期中期目標期間(令和4年-9年度)において国際交流基金が果たすべき役割

政府の外交政策に基づいて、我が国の文化外交の実施機関として、総合的かつ効率的に国際文化交流事業を実施

- 文化の分野における多様な魅力の発信、対日関心層の拡大
 - 文化芸術交流事業の推進及び支援
 - ▶ 海外における日本語教育、学習の推進及び支援
 - ▶ 海外日本研究及び国際対話・ネットワーク形成の推進及び支援
- 個別の政策課題への対応
 - ▶ 「文化のWA(和・環・輪)プロジェクト~知り合うアジア~」の着実な実施とその成果を踏まえた魅力ある文化交流事業の継続実施
 - ▶ 外国人材の円滑な受入れ促進に向けた取組等、新たな社会需要にも対応した日本語教育の充実

独立行政法人国際交流基金(基金)の使命等と目標との関係

(使命)

国際文化交流を専門的に担う唯一の行政機関として、諸外国の日本に対する理解及び相互理解を促進し、文化その他の分野において世界に貢献することで、良好な国際環境の整備と我が国の調和ある対外関係の維持・発展に寄与することを目的とし、各種の国際文化交流事業を実施。

(現状・課題)

◆強み

- ・国際文化交流に関する専門的な知見を活用し、中長期的な 視野の下で、国際文化交流を実施。
- ・国際文化交流を担う機関や人材と幅広いネットワークを構築
- ・在外公館と連携することで、外交上の重要地域・国を踏まえ、 機動的・戦略的に事業を展開。

◆弱み・課題

- ・ニーズが高まっている国・地域への適切なリソース配分等、より戦略的な事業の実施
- ・オンライン事業の強化等を通じた効果的な事業の実施

(環境変化)

- 〇コロナ禍により、人の移動が困難な状況が生じており、 オンラインを活用した新たな事業の実施形態の追求と、 新しい国際文化交流の在り方の創造が求められている。
- 〇国際社会における自国中心主義や内向き志向の強まりにより、国同士の交流や連携が停滞しかねない現下の 状況において、国際文化交流を通じた日本と世界のつな がりの維持・発展が求められている。
- ○世界の主要国がパブリックディプロマシーにより一層 力を入れる中、我が国への理解や良好なイメージの構築 の必要性が高まっている。

(中(長)期目標)



- 〇新型コロナウイルス感染症による影響を注視しつつ、諸外国との活発な交流活動の維持、発展を図るため、オンラインも効果的に活用しながら、ポストコロナ時代における新しい国際文化交流事業に取り組む。
- 〇日本と各国・地域の友好関係と相互理解の基盤を強化するとともに、日本国内への外国人材の円滑な受入れ等、新たな 社会需要にも対応するため、日本語教育事業の充実に取り組む。
- 〇新たな政策課題にも対応できるような柔軟で機動的な組織運営が求められると同時に、基金がその機能を最大限発揮するための内部統制や業務の電子化・デジタル化といった組織マネジメントの更なる強化に取り組む。

3 文科政第 1 4 0 号 令和 4 年 2 月 18 日

独立行政法人評価制度委員会 委員長 澤田 道隆 殿

文部科学省所管の独立行政法人が達成すべき業務運営 に関する目標(中(長)期目標)の策定について(諮問)

下記独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(中(長)期目標) について、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の4 第3項の規定に基づき、別添により意見を求めます。

記

· 国立研究開発法人科学技術振興機構

以上

(本件担当)

文部科学省大臣官房政策課 政策推進室 根津、松村、髙橋

Tel: 03-5253-4111 (内線 2581)

国立研究開発法人科学技術振興機構が 達成すべき業務運営に関する目標 (中長期目標)

令和4年〇月〇日

文部科学省

目 次

(序	三文)	1
Ι.	政策体系における法人の位置づけ及び役割	1
П.	中長期目標の期間	2
ш.	研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項	2
$\lceil 1 \rceil$. 社会変革に資する研究開発戦略の立案と社会との共創	2
	1. 1. 研究開発戦略の立案・提言	2
	1. 2. 社会シナリオの提案・科学技術協力基盤の構築に向けた調査・分析	3
	1. 3. 社会との対話・協働の深化	3
	2. 社会変革に資する研究開発による新たな価値創造の推進	3
	2. 1. 新たな価値の共創に向けた産学官連携・スタートアップ創出の推進	3
	2. 2. ムーンショット型研究開発の推進	4
	2. 3. 経済安全保障の観点からの先端的な重要技術に係る研究開発の推進	4
	3. 新たな価値創造の源泉となる研究開発の推進	4
=4	多様な人材の支援・育成	5
	4. 1. 創発的研究の支援	5
	4. 2. 多様な人材の育成	5
5	5. 科学技術・イノベーション基盤の強化	6
	5. 1. 情報基盤の強化	6
	5. 2. 国際戦略基盤の強化	6
6	5. 大学ファンドによる世界レベルの研究基盤の構築	6
IV.	業務運営の改善及び効率化に関する事項	7
1	. 組織体制及び事業の見直し	7
2	2. 経費等の合理化・効率化	7
3	3. ICT 活用の推進	7
V.	財務内容の改善に関する事項	8

VI.	そ	の他業務運営に関する重要事項	8
1	L.	法人の長によるマネジメント強化	8
2	2.	内部統制の充実・強化	8
3	3.	その他行政等のために必要な事項	9
4	1.	施設及び設備に関する事項	9
5	5.	人材活用に関する事項	9
※ 指	5弧	(毎の事業が一定の事業等のまとまり。	

(序文)

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の4第1項の規定により、国立研究開発法人科学技術振興機構が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中長期目標」という。)を定める。

I. 政策体系における法人の位置づけ及び役割

我が国の科学技術・イノベーション政策の推進に当たっては、科学技術・イノベーション基本法に基づき、第6期科学技術・イノベーション基本計画(令和3年3月26日閣議決定)が策定されており、当該計画において我が国が目指す社会(Society5.0)として「持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ(well-being)を実現できる社会」が示され、その実現に向けた「総合知」の活用が求められている。

国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)は、科学技術の振興を図ることを目的とする国立研究開発法人であり、これまで各期の科学技術基本計画や第6期科学技術・イノベーション基本計画の下、当該計画の中核的な役割を担う機関として、自らの研究開発戦略立案機能を活用しつつ、ファンディングエージェンシー機能を発揮することにより、国立研究開発法人や大学、企業等と協働した研究開発推進体制を構築するネットワーク型研究所として、我が国の研究開発成果の最大化に貢献してきた。

このような役割自体は今後も変わるところはなく、昨今の国内外における情勢変化や新型コロナウイルス感染症の拡大等を踏まえつつ、当該計画に示された「国民の安全と安心を確保する持続可能で強靱な社会への変革」、「知のフロンティアを開拓し価値創造の源泉となる研究力の強化」、「一人ひとりの多様な幸せ(well-being)と課題への挑戦を実現する教育・人材育成」に沿った取組が求められる。

これに応えるため、機構においては「新たな価値創造の源泉となる研究開発の推進」として、イノベーションの源泉となる基礎研究を戦略的に進め、実用化が可能かどうか見極められる段階までの研究開発を進めるとともに、さらに「社会変革に資する研究開発による新たな価値創造の推進」として、産業構造と社会の変革を加速させ、成果の社会実装と普及を目指した挑戦的な研究開発に一層取り組む必要がある。

また、これらにまたがる横断的取組として「社会変革に資する研究開発戦略の立案と 社会との共創」に取り組むとともに、これらを支える基盤的取組として情報基盤や国際 戦略基盤をはじめとする「科学技術・イノベーション基盤の強化」や我が国の科学技術・ イノベーション創出を担う「多様な人材の支援・育成」に取り組むことにより、機構の 多様性・総合力を発揮して事業間のシナジーを高めることが求められる。加えて、大学 ファンド創設に伴い、その運用と運用益による大学の研究環境整備及び若手研究者支援 に関する業務を行うこととなり、機構の業務の範囲が深化・拡大している。

このように、我が国の研究開発成果の最大化に向けて、機構の求められる役割はます

ます増大しており、事業数は近年増加傾向にある。その一方で、限られた職員数での事業運営による職員の能力向上の機会の減少、職員の高年齢化への対応など、取り組むべき課題も明らかとなっている。

このため、機構においては各取組を進めると同時に、組織運営の不断の見直しを進め、 社会変革に資する科学技術・イノベーションの新たな潮流を生み出す独創的な研究開発 法人としてパフォーマンスを最大限発揮することを期待する。

(別添) 政策体系図

Ⅱ. 中長期目標の期間

中長期目標の期間は、令和4年(2022年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日までの5年間とする。

Ⅲ. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

機構は、科学技術・イノベーション基本計画を実施する中核的機関として、「社会変革に資する研究開発戦略の立案と社会との共創」、「社会変革に資する研究開発による新たな価値創造の推進」、「新たな価値創造の源泉となる研究開発の推進」、「多様な人材の支援・育成」、「科学技術・イノベーション基盤の強化」、「大学ファンドによる世界レベルの研究基盤の構築」に総合的に取り組み、我が国の研究開発成果の最大化を目指す。事業を推進するに当たっては、機構の多様性・総合力を発揮するため、事業間の連携を強化する。

評価に当たっては、別紙の評価軸、評価指標及びモニタリング指標を基本として評価 する。

1. 社会変革に資する研究開発戦略の立案と社会との共創

科学技術の振興を通じて、我が国の経済発展と持続可能な開発目標(SDGs)の達成をはじめとした国際社会の持続的発展に貢献していくため、国内外の潮流を見定め、社会との対話・協働や客観データの分析を通じ、科学への期待や解決すべき社会課題を可視化し、研究開発戦略の立案・提言とともに、社会との共創に向けた取組を推進する。特に、社会課題を解決するため、人文・社会科学も含めた取組を推進するとともに、政策立案・戦略立案に貢献するため、社会との多様な科学技術コミュニケーションや国民をはじめとする多様なセクターへの情報発信も行う。

1.1.研究開発戦略の立案・提言

国内外の科学技術・イノベーション政策、研究開発動向及び社会的・経済的ニーズや行政ニーズ等の把握・俯瞰・分析を行い、我が国全体の研究開発戦略や政策立案に貢献する。得られた成果については、機構における経営や研究開発事業の成果

の最大化にも活用する。

1. 2. 社会シナリオの提案・科学技術協力基盤の構築に向けた調査・分析

2050 年のカーボンニュートラル社会の実現に向けて、将来の社会の姿を描き、その実現に至る道筋を示す社会シナリオ・戦略の提案を行うとともに、成長が著しいアジア・太平洋地域との政治・経済・社会・文化的観点を含めた相互理解の促進、科学技術協力加速の基盤整備のため、調査研究、情報発信、交流推進活動を行う。得られた成果については、機構における経営や研究開発事業の成果の最大化にも活用する。

1. 3. 社会との対話・協働の深化

多様な主体が双方向で対話・協働する場を構築し、社会課題の解決や知の創出・融合に資する共創活動を推進する。また、科学技術リテラシーやリスクリテラシーの向上に向けた取組や、年齢、性別、身体能力、価値観等の違いを乗り越えるための IoT や AI などの最先端技術も活用した取組など、多層的な科学技術コミュニケーション活動を推進する。さらに、対話・協働で得られた社会的期待や課題を、研究開発戦略の立案・提言や、研究開発等に反映させることにより、科学技術・イノベーションと社会との関係を深化させる。また、SDGs を含む社会課題の解決や新たな科学技術の社会実装に関して生じる倫理的・法制度的・社会的課題へ対応するため、人文・社会科学及び自然科学の様々な分野やステークホルダーが参画する社会技術研究開発を推進する。

2. 社会変革に資する研究開発による新たな価値創造の推進

科学技術の活用による社会課題の解決と新たな価値の創出に向けた研究開発の推進により、産業構造と社会の変革を加速させる。また、将来、広く社会を変革し得る研究開発と、その成果の社会実装と普及に向け、ベンチャー企業の創出、出資及び知的財産の取得と活用に向けた支援等を行うとともに、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発を推進する。

2.1. 新たな価値の共創に向けた産学官連携・スタートアップ創出の推進

機構及び大学等の研究開発成果について、課題や研究開発分野の特性、研究開発 ステージに応じた最適な支援形態による研究開発及び企業化開発を推進し、機構及 び大学等の研究開発成果をシームレスに実用化につなげることで、企業等への橋渡 しを促進する。その際、マッチングファンド等研究開発段階に応じた民間企業負担 を促進し、金融機関等とも連携しつつ、民間資源の積極的な活用を図る。

また、知と人材の集積拠点である大学・公的研究機関を中核とし、産学官の人材、

知、資金を結集した共創の「場」の形成を行いつつ、研究開発成果の社会実装及び 大学・公的研究機関の産学官連携のマネジメント機能強化を促進することにより、 持続的にイノベーションを生み出す環境の形成を推進する。

加えて、大胆な挑戦が可能な大学等発ベンチャーの創出支援等を通じて研究開発成果の事業化及び民間資金の呼び込み等を図る。また、大学を中心とした産学官共創による、大学等発ベンチャー創出及びその基盤となる人材育成等を実施可能な環境の形成を推進する。さらに、機構及び大学等の研究開発成果の事業化が加速されるよう、適切な知的財産の取得と活用を促進する。

2. 2. ムーンショット型研究開発の推進

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第27条の2第1項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、総合科学技術・イノベーション会議が決定する目標の下、国内外からトップ研究者の英知を結集し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発(ムーンショット)を推進する。研究開発の推進においては、ポートフォリオ(プロジェクトの構成や資金配分等)を柔軟に見直しつつ、ムーンショット目標の達成に向けた研究開発構想の実現を目指す。

2. 3. 経済安全保障の観点からの先端的な重要技術に係る研究開発の推進

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成 20 年法律第 63 号)第 27 条の 2 第 1 項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、経済安全保障上のニーズを踏まえてシーズを育成するために国が設定する「ビジョン」の下、我が国として確保すべき先端的な重要技術(個別技術及びシステム)について、成果の公的利用も指向し、技術成熟度等に応じた技術流出防止に適応した研究開発を推進する。

3. 新たな価値創造の源泉となる研究開発の推進

我が国において、イノベーションの源泉となる基礎研究を戦略的に推進していくことは重要であり、今後、直面する重要課題の克服に貢献する新技術を創出するという観点から、社会的・経済的ニーズ等を踏まえて示す戦略目標等の達成に向けて、組織の枠を超えて最適な研究開発推進体制を構築し、効果的・効率的に研究開発を推進する。その際、若手への重点支援と優れた研究者への切れ目ない支援を推進するとともに、人文・社会科学を含めた幅広い分野の結集と融合による基礎研究も推進していく。また、未来社会での大きな社会変革やカーボンニュートラルに対応するため、社会・産業ニーズを踏まえ、社会的・経済的にインパクトのあるターゲット(出口)を明確

に見据えた技術的にチャレンジングな目標を設定し、実用化が可能かどうかを見極め

られる段階を目指した研究開発を推進する。特に、カーボンニュートラルの実現に向けては、現在取り組むべき領域、課題を見極め、その特性等を踏まえ、ゲームチェンジングテクノロジーの創出に向けた研究開発を効果的に推進する。なお、研究開発の途中段階においては、目標達成の見通しを客観的かつ厳格に評価し、研究開発の継続・拡充・中止などを決定する。

4. 多様な人材の支援・育成

世界中で高度人材の獲得競争が激化する一方、我が国では、若年人口の減少が進んでおり、科学技術・イノベーション人材の質の向上と能力発揮が一層重要になってきている。多様な専門性と価値観を備え、将来の新たな価値創造に資する人材の支援・育成に向けた取組を行うことにより、持続的な科学技術・イノベーションの創出へ貢献する。

4.1. 創発的研究の支援

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成 20 年法律第 63 号)第 27 条の 2 第 1 項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、リスクの高い挑戦的・野心的な研究構想への長期的な支援と併せて、研究に専念できる環境の確保を一体的に支援するとともに、多様な研究者が融合し切磋琢磨し成長する創発的環境を提供することで、次世代を担う研究者を支援し、破壊的なイノベーションにつながるシーズを創出する。また、各大学が博士後期課程学生による挑戦的・融合的な研究を推進し、その推進に当たって、当該学生に生活費相当額程度の処遇を確保するとともに多様なキャリアパス形成に向けた取組を実施することを支援する。

4.2.多様な人材の育成

科学技術を担う多様な人材を育成するため、先進的な理数系教育に取り組む高等学校等に対して理数系分野の学習を充実する取組を支援するとともに、理数系分野に優れた資質や能力を有する児童生徒等については、その一層の伸長を支援する。そのため、科学技術や理数系分野に関する興味・関心及び学習意欲並びに学習内容の理解の向上を図る取組を推進する。

また、社会的・経済的に大きな革新をもたらす科学技術の社会実装を迅速かつ効果的に推進するため、事業化までを見据えたイノベーション指向の研究開発の企画・遂行・管理等を担い、挑戦的な課題に積極的に取り組むプログラムマネージャー等のマネジメント人材を育成し、その活躍を促進するほか、公正な研究活動を推進するため、他の公的研究資金配分機関と連携しながら研究倫理教育の普及・定着や高度化に関する取組を行う。

加えて、研究者のダイバーシティを推進するため、女性研究者や若手研究者、外国人研究者からの応募者数を増加させるための取組や、審査の質の担保を前提としつつ、多様性を考慮した審査体制を構築する等の取組を進める。

5. 科学技術・イノベーション基盤の強化

社会変革や新たな価値創造に向けた我が国の研究開発の最大化に貢献するためには、国内外の動向を踏まえたうえで、研究開発の共通的基盤を構築・強化する必要がある。

そのため、科学技術・イノベーションの創出に必要不可欠な役割・機能を担っている情報基盤の強化を行うとともに、国際共同研究や交流を促進することにより、将来の社会変革や新たな価値創造に向けた共通的基盤を構築・強化する。

5.1.情報基盤の強化

オープンサイエンスの世界的な潮流を踏まえ、論文や研究データを含む科学技術情報の効果的な流通・連携・活用を通じて研究開発活動の効率化・活性化を促進することにより、我が国全体の研究開発成果の最大化に貢献する。また、博士課程学生や研究者、技術者等のキャリア開発に資する情報の提供により、科学技術・イノベーション創出を担う高度人材の多様な場での活躍を推進する。これらの取組を進めるため、産学官の機関との連携を一層推進するとともに、常に利用者のニーズや国内外の動向を把握し、利用者目線に立ってサービスの利便性向上を図る。

5. 2. 国際戦略基盤の強化

文部科学省の示す方針に基づき、諸外国との共同研究や国際交流及び我が国の科学技術・イノベーションの創出を推進するとともに、地球規模課題の解決や SDGs 等の国際共通的な課題への取組を通して、我が国の科学技術外交の推進に貢献する。また、海外からの優秀な科学技術・イノベーション人材の将来の獲得及び国際頭脳循環に資するとともに、我が国の科学技術外交や海外の国・地域との友好関係の強化に貢献するため、科学技術分野における海外との青少年交流を促進する。

外国人研究者宿舎については、竣工当時からの状況の変化を勘案し、廃止も視野 に入れて今後の事業の在り方について本中長期目標期間中に結論を出す。

6. 大学ファンドによる世界レベルの研究基盤の構築

資金運用益の活用により国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実 並びに優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動等を通じて、我が国の イノベーション・エコシステム(注)の構築を目指す。

「助成資金運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための

基本的な指針」(令和4年1月7日文部科学大臣決定。以下「基本指針」という。)及び助成資金運用の基本方針(令和4年1月19日文部科学大臣認可。以下「基本方針」という。)に基づき、専門性等の資質能力を有する優れた人材の確保・育成等の体制整備を進め、長期的な観点から適切なリスク管理を行いつつ資金運用を効率的に行う。また、寄託金運用については、助成資金運用と一体的に運用する。

注 生態系システムのように、それぞれのプレーヤーが相互に関与して、自律的に イノベーション創出を加速するシステム。

Ⅳ. 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1. 組織体制及び事業の見直し

政策的要請に伴う事業の新設・増加に対応しつつ、効果的・効率的な組織体制を構築する。そのため、文部科学省と協議しつつ、外部環境の変化等により機構が継続実施する必然性が薄れた事業については、組織体制及び事業内容の見直し、廃止、又は類似事業との統合等を進める。また、多様な事業を担う中で得られたノウハウの集約・活用や、不要な業務の廃止による効率化を進める。

2. 経費等の合理化・効率化

効率的な運営体制の確保等に引き続き取り組むことにより、経費の合理化・効率化、 人件費の適正化、保有資産の見直し、調達の合理化及び契約の適正化を図る。

運営費交付金を充当して行う事業は、新規に追加されるもの、拡充分及び特殊経費 (競争的研究費等)を除外した上で、一般管理費(公租公課除く)については毎年度 平均で前年度比3%以上、業務経費については毎年度平均で前年度比1%以上の効率 化を図る。なお、新規に追加されるものや拡充される分は、翌年度から同様の効率化 を図る。

人件費の適正化において、給与水準については、国家公務員及び大学ファンドに関しては民間資金運用業界等の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、機構の業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持するとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

なお、高度で専門的な人材の確保のために必要に応じて弾力的な給与を設定できる ものとし、当該人材の給与水準の妥当性については、国民に対して納得が得られる説 明に努めるものとする。

3. ICT 活用の推進

社会のデジタル化を強力に進めるため、政府はデジタル社会の形成に関する施策を 迅速かつ重点的に推進する新たな司令塔としてデジタル庁を設置する等、取組を強化 している。機構においてもその潮流を踏まえ、機構内の ICT 環境の整備と活用を推進 することで、業務推進や事務手続きにおける簡素化・迅速化・効率化を図るとともに、 多様で柔軟な働き方の実現を目指す。

また、新たなサービスの提供や、制度利用者の利便性向上、経営品質の向上を目指すことで、ICTを活用した新たな価値の創造を実現し、研究開発成果の最大化に貢献する。

V. 財務内容の改善に関する事項

知的財産の戦略的マネジメントと社会実装の加速等により自己収入の増加に努める。 科学技術文献情報提供事業については、前中長期目標期間中に実施した改革により、 時代に即したサービス提供体制・経営体制を構築したところ、繰越欠損金の更なる縮減 を引き続き図るため、更なるサービス向上と、前経営改善計画を上回る数値目標を設定 する新たな経営改善計画を策定し、着実に実行することで、安定した黒字経営を目指す。 令和元年5月に閉館した情報資料館筑波資料センターについては、独立行政法人通則法 第46条の2及び第46条の3の規定に基づき、中長期目標期間中に財産処分の手続き等 を適切に行う。筑波資料センターの処分以外に起因した計画未達により中長期目標の全 期間を通算して総損失が生じた場合には、文献情報提供勘定の廃止を含めた、同勘定の あり方の抜本的検討を行うものとする。

運営費交付金の債務残高についても勘案しつつ予算を計画的に執行する。

VI. その他業務運営に関する重要事項

1. 法人の長によるマネジメント強化

科学技術・イノベーション基本計画の中核的な役割を担う機関として、理事長のリーダーシップの下、組織のマネジメント機能をより一層強化することにより、国内外の研究機関や企業等との協力関係を戦略的に高めるとともに、社会課題解決に貢献する研究開発成果などの情報発信にも取り組む。また、持続可能性と強靱性を備えた研究開発推進のために、理事長のトップマネジメントの下、事業間のシナジーを高めるとともに、柔軟性をもって事業を推進する。

2. 内部統制の充実・強化

機構は、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」の両立に向けて、理事長のリーダーシップの下、関係法令等を遵守しつつ、業務方法書等に基づき適正なリスク管理を踏まえた内部統制システムを運用し、常に改善を進める。また、法人評価等を通じて、業務の適正化を図ることにより、内部統制の充実・強化を図る。

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」(令和3年7月7日サイバーセキュリティ戦略本部決定)を含む政府における情報セキュリティ対策を

踏まえ、適切な対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むとともに、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則した対応を行う。また、適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、諸法令を踏まえて、適切に情報の公開を行うとともに、個人情報保護法に則った適切な取組を行う。加えて、公的資金により得られた研究データの機関における管理・利活用を図るため、データポリシーの策定を行う。

「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」(令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定)等を踏まえ、厳しさを増す国際情勢下において、オープンサイエンスを推進する上で、適切な技術流出対策や研究インテグリティなどの組織的課題に対し、理事長のリーダーシップの下、政府・関係機関と連携しその強化に取り組む。

3. その他行政等のために必要な事項

我が国の科学技術の振興に貢献するため、他機関からの受託等について、当該事業 目的の達成に資するよう、機構の持つ専門的能力を活用し実施する。

4. 施設及び設備に関する事項

機構の業務を効果的・効率的に推進するため、老朽化対策を含め、施設・設備の改修、更新等を重点的かつ計画的に実施する。

5. 人材活用に関する事項

研究開発成果の最大化と効果的・効率的な業務の実現を図るため、機構の職員及び機構の事業を通じた科学技術・イノベーションを生み出す人材の確保・育成については、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第24条に基づき策定された「人材活用等に関する方針」に基づいて取組を進める。

なお、機構の業務の推進に当たっては、ダイバーシティに配慮するとともに、他の研究資金配分機関その他の機関との人事交流を進めるなど、職員の資質・能力の向上を実現する。また、職員のモチベーションを高めて生産性を向上させるため、適切な評価・処遇を行うとともに、適材適所の人材配置やバランスの取れた人員構成を実現する。

科学技術振興機構に係る政策体系上の位置付け(別添)

<u>科学技術・イノベーション基本計画の実施において中核的な役割を担う機関</u>

科学技術・イノベーション基本法

第6期科学技術・イノベーション基本計画

(Society 5.0の実現に向けた科学技術・イノベーション政策)

- ①国民の安全と安心を確保する持続可能で強靭な社会への変革
- ②知のフロンティアを開拓し価値創造の源泉となる研究力の強化
- ③一人ひとりの多様な幸せ(well-being)と課題への挑戦を実現する教育・人材育成

国立研究開発法人科学技術振興機構法

(機構の目的)

第4条 国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)は、新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務、国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。第23条第5号において同じ。)から寄託された資金の運用の業務、大学に対する研究環境の整備充実等に関する助成の業務及び我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的とする。

科学技術振興機構 中長期目標

- 1. 社会変革に資する研究開発戦略の立案と社会との共創
- 2. 社会変革に資する研究開発による新たな価値創造の推進
- 3. 新たな価値創造の源泉となる研究開発の推進
- 4. 多様な人材の支援・育成 5. 科学技術・イノベーション基盤の強化
- 6. 大学ファンドによる世界レベルの研究基盤の構築

(別紙) 国立研究開発法人科学技術振興機構における評価軸

項目		評価軸	評価指標	モニタリング指標
1. 社会変	1.1. 研究開発戦	・研究開発戦略等を立案し、政策・施策	・研究開発戦略等の立案	・研究開発戦略等の報告書数
革に資す	略の立案・提言	や研究開発等に活用されているか。	・研究開発戦略等の成果物や知見・情報の	・成果の発信数
る研究開			活用	・成果物のダウンロード数
発戦略の				
立案と社	1.2. 社会シナリ	・社会シナリオ等を提案し、積極的に発	・報告書等の作成	・報告書等の発行数
会との共	オの提案・科学技	信・提供されているか。	・機構内外への情報・知見等の発信・提供	・各種媒体(HP・シンポジウム等)による
創	術協力基盤の構	・アジア・太平洋地域との科学技術協力	・調査・分析の成果物や知見・情報の活用	成果の発信数
	築に向けた調査・	基盤の構築に資する取組を行い、発		・成果物のダウンロード数、二次利用の状
	分析	信・提供されているか。		況
				・情報発信サイトの利用件数
	1.3. 社会との対	・科学技術・イノベーションと社会との	・科学技術・イノベーションと社会との関	・対話・協働の場創出に向けた取組実績
	話・協働の深化	関係を深化させているか。	係深化に繋がる科学技術コミュニケー	(来館者数、対話の場の開催状況等)
		・科学技術・イノベーション創出等に向	ション活動の取組状況	・対話・協働実践者に対するアンケート調
		けた研究開発、戦略立案活動等と有効	・科学技術・イノベーション創出等に向け	查結果
		に連携しているか。	た研究開発、戦略立案活動等に資する	・科学コミュニケーターの活動実績
		・社会技術研究開発のマネジメント活動	ための多様な主体の参画による共創活	・研究開発の推進における社会・産業界へ
		は適切か、また研究開発の成果が生み	動の推進状況	の展開に向けた活動の回数
		出されているか。	・社会技術研究開発のマネジメントの取	・成果の発信・展開、社会還元につながる
			組、研究開発の成果創出、展開状況	活動が行われたと認められる研究開発
				プロジェクトの件数や割合

^{※「}評価指標」とは、評価・評定の基準として取り扱う指標。また、「モニタリング指標」とは、正確な事実を把握し適正・厳正な評価に資するために必要な指標。

	評価軸	評価指標	モニタリング指標
2.1. 新たな価値	・新たな価値の共創に向けた産学官連	携・ ・研究開発成果の創出・実用化・社会実装	・成果の創出数
の共創に向けた	スタートアップ創出の推進に寄与し	して に向けた進展	・持続的にイノベーションを生み出す環
産学官連携・スタ	いるか。	・自立的・持続的な産学官共創の拠点の体	境の形成・発展に向けた体制整備状況
ートアップ創出		制整備状況(見通しを含む)	・外部資金・外部リソース等の誘引状況
の推進		・ベンチャーの創出・支援、効果的な発展	(ベンチャー企業の資金調達含む)
		・知財支援・特許活用に向けた活動の成果	・成果の創出等に向けた活動の実施状況
			・知財支援・特許活用に向けた活動の成果
2.2. ムーンショ	・ムーンショット目標達成及び研究院	引発 ・ムーンショット目標達成及び目標達成	・国が定める運用・評価指針に基づく評価
ット型研究開発	構想実現に向けた研究成果が創出る	され 及び研究開発構想の実現に向けた研究	等により、マイルストーンの達成が認
の推進	ているか。	成果の創出及び成果展開(見通しを含	められるプロジェクト数
		to)	・国際連携及び産業界との連携・橋渡し
			(スピンアウトを含む) の件数
			・論文数
			特許出願・登録件数
2.3. 経済安全保	・国から交付される補助金による基金	を ・基金の設置及び研究開発を推進する体	・関係規程の整備状況
障の観点からの	設置し、研究開発を推進する体制の)整 制の整備の進捗	
先端的な重要技	備が進捗したか。		
術に係る研究開		今後の内閣府を中心とした関係府省による協議の	の結果等に基づいて本事業
発の推進		の制度設計が進んだ段階で、改めて、本中長期目	標期間を見通した評価軸・
		平価指標・モニタリング指標を定める。	
	カ共自カ共自東京大力上の上のたるカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナルカナル	カ共創に向けた 産学官連携・スタートアップ創出の推進に寄与しいるか。	の共創に向けた 産学官連携・スタートアップ創出の推進に寄与して いるか。 ・自立的・持続的な産学官共創の拠点の体制整備状況(見通しを含む)・ベンチャーの創出・支援、効果的な発展・知財支援・特許活用に向けた活動の成果・知財支援・特許活用に向けた活動の成果・シト型研究開発を構想実現に向けた研究成果が創出されているか。 2. 2. ムーンショット目標達成及び研究開発を構想の実現に向けた研究成果が創出されているか。 2. 3. 経済安全保章の観点からの表現の観点からの表現の観点からの表現の観点からの表現の観点がよりの選問した研究では、一直の観点からの表現の観点がより、一直の観点がより、一直の観点がより、研究開発を推進する体制の整備が進捗したか。表現の表現に向けた研究では、表現の表現に向けた研究が、表現の観点がより、表現の表現を推進する体制の整備が進捗したか。表現の表現を推進する体制の整備が進捗したか。

^{※「}評価指標」とは、評価・評定の基準として取り扱う指標。また、「モニタリング指標」とは、正確な事実を把握し適正・厳正な評価に資するために必要な指標

項目	評価軸	評価指標	モニタリング指標
3. 新たな価値創造の源泉とな	・適切な研究開発マネジメントを行って	・研究開発マネジメントの取組の進捗	・公募テーマ設定に関して意見を聴取し
る研究開発の推進	いるか。	・研究開発成果の創出	た専門家の人数
	・新たな価値創造の源泉となる研究成果	・成果の展開や社会還元に関する進捗	・ステージゲート評価に向けて運営統括
	が創出されているか。		等が実施した意見交換等回数
	・カーボンニュートラルの実現など経済・		・社会還元や実用化に向けた研究の発展
	社会課題への対応に資する成果が生み		につながった課題の件数
	出されているか。		・論文数(国際共著論文の割合含む)
			・特許出願・登録件数
			・論文被引用数

^{※「}評価指標」とは、評価・評定の基準として取り扱う指標。また、「モニタリング指標」とは、正確な事実を把握し適正・厳正な評価に資するために必要な指標。

項目		評価軸	評価指標	モニタリング指標
4. 多様な	4.1. 創発的研究	・多様な研究者の確保・融合及び研究に専	・若手を中心とした多様な研究者の確保	・採択課題の分野及び研究者の多様性及
人材の支	の支援	念できる研究環境整備が進捗している	および融合の状況	び創発会議等の開催実績
援•育成		カゝ。	・採択研究者の所属機関による研究環境	・本事業を通じた大学等研究機関による
		・挑戦的な研究からイノベーションにつ	改善に向けた支援の状況	研究環境改善の実績
		ながる成果が生み出されているか。	・研究開発成果の創出及び成果展開(見通	・有識者による評価により、インパクトあ
		・博士後期課程学生が自由で挑戦的・融合	しを含む)	る論文が出されたと見なされるなど、
		的な研究に専念できる研究環境や多様	・各大学における多様なキャリアパスの	優れた進捗が認められる課題数
		なキャリアパス形成に資する機会が提	構築	・博士後期課程学生のうち、生活費相当額
		供されているか。		程度以上の支援を得ている学生の数
				・博士後期課程学生のキャリアパスの多
				様化のための取組
	4.2. 多様な人材	・科学技術・イノベーション人材の継続的	・科学技術・イノベーション人材の輩出状	・取組に参加した児童生徒等の興味・関心
	の育成	な育成・活躍を促進できているか。	況	の向上
		・研究者のダイバーシティを推進でき	・取組の波及・展開状況	・科学の甲子園等の参加者数
		ているか。	プログラムマネージャー等のマネジメ	・機構内外との連携への取組状況
			ント人材の育成・活躍促進に向けた取	・プログラムマネージャー等のマネジメ
			組の進捗、有効性	ント人材輩出数およびその活躍状況
			・研究公正ワークショップ等の有効性	・研究公正ワークショップ等の参加者の
			・研究者のダイバーシティの推進に向け	満足度
			た取組の状況	・女性研究者や若手研究者からの応募
				者・採択者数

^{※「}評価指標」とは、評価・評定の基準として取り扱う指標。また、「モニタリング指標」とは、正確な事実を把握し適正・厳正な評価に資するために必要な指標。

項目		評価軸	評価指標	モニタリング指標
5. 科学技	5.1.情報基盤の	・科学技術情報等の流通・連携・活用等に	・サービスの効果的・効率的な提供	・サービスの利用状況(利用件数、アクセ
術・イノベ	強化	より、研究開発活動の効率化・活性化の	・科学技術情報等の流通・連携・活用の促	ス数等)
ーション		促進や、人材の多様な活躍の推進に寄	進による展開	・サービスの満足度
基盤の強		与しているか。	・ライフサイエンス研究分野のデータベ	・ライフサイエンスデータベースの統合
化		・データベース統合化はライフサイエン	ース統合化における成果	数 (収録数等)
		ス研究の進展に寄与しているか。		
	5.2. 国際戦略基	・科学技術外交に資する国際的な科学技	・科学技術外交強化への貢献	・国際会合の実施及び参加数
	盤の強化	術協力の推進に寄与しているか。	研究開発成果の創出及び成果展開	・論文数(国際共著論文の割合含む)・特
		・国際共同研究を通じた国際共通的な課	・科学技術・イノベーション人材の交流	許出願·登録件数
		題の解決や我が国及び相手国の科学技	・海外からの科学技術・イノベーション人	・課題による成果の発信数(学会、ワーク
		術水準向上に資する研究開発成果が得	材の獲得	ショップ等)
		られているか。		外国人研究者宿舎の稼働状況
		・海外の科学技術・イノベーション人材の		・招へい者・参加者数、交流の実施件数及
		受け入れ、将来の獲得及び国際頭脳循		び国・地域数
		環に資する交流が促進されているか。		・再来日者数

^{※「}評価指標」とは、評価・評定の基準として取り扱う指標。また、「モニタリング指標」とは、正確な事実を把握し適正・厳正な評価に資するために必要な指標。

項目	評価軸	評価指標	モニタリング指標
6. 大学ファンドによる世界レ	・我が国のイノベーション・エコシステム	・専門性等の資質能力を有する優れた人	・資金運用及びリスク管理・監査機能を担
ベルの研究基盤の構築	の構築を目指して、基本指針及び基本	材の確保・育成	う体制整備(運用・監視委員会、運用リ
	方針に基づき、長期的な観点から適切	・基本指針及び基本方針に基づく適切な	スク管理委員会、投資委員会の開催状
	なリスク管理を行いつつ、立ち上げ期	リスク管理	況を含む)
	における資金運用を効率的に行ってい	・基本指針及び基本方針に基づく効率的	・リスク管理状況 (基本ポートフォリオか
	るか。	な資金運用	らの乖離状況の把握及び対応、ガイド
			ラインに沿った運用受託機関等の管理
			等)
			・運用状況(計画に沿ったポートフォリオ
			の適切な管理等)
			・助成資金運用のための資金の調達状況
			等(助成を受ける大学からの資金拠出
			の受入れ状況を含む)

^{※「}評価指標」とは、評価・評定の基準として取り扱う指標。また、「モニタリング指標」とは、正確な事実を把握し適正・厳正な評価に資するために必要な指標。

国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)の使命等と目標との関係

(使命)

第6期科学技術・イノベーション基本計画(以下「基本計画」という。)の中核的機関として、自らの研究開発戦略立案機能を活用しつつファンディングエージェンシー機能を発揮することにより、我が国の研究開発成果の最大化に貢献。

(現状・課題)

◆強み

・ファンディングエージェンシー機能を発揮することにより、他の国立研究開発法人や大学、企業等と協同し、それぞれに 最適な研究開発推進体制を構築することができる。

◆弱み・課題

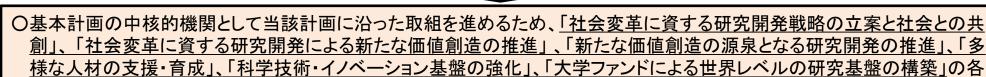
- ・<u>職員の高年齢化</u>が進んでおり、現状では定年制職員の最 多層が40歳代後半から50歳代前半となっており、最多層が 定年を迎える際には<u>急激な人員不足に陥る可能性</u>がある。
- ・政策的要請に伴う<u>事業の新設・増加に限られた職員数で対応</u>しているため、<u>OJTに割けるエフォートが低下、職員の能力</u>向上の機会が減少している。

(環境変化)

- ○基本計画が策定され、Society 5.0の実現に向けた科学技術・イノベーション政策として「国民の安全と安心を確保する持続可能で強靱な社会への変革」、「知のフロンティアを開拓し価値創造の源泉となる研究力の強化」、「一人ひとりの多様な幸せ(well-being)と課題への挑戦を実現する教育・人材育成」が示された。
- 〇国立研究開発法人科学技術振興機構法が改正され、大学の研究環境の整備を進めるため、<u>政府出資等により調達した資金を運用</u>するとともに、大学に対し、<u>国際的に卓越した研究環境の整備充実並びに優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動に関する助成</u>を行う業務を行うために必要な措置が講じられた。

(中長期目標)

項目に取り組む。



〇政策的要請に伴う事業の新設・増加に対応しつつ、<u>効果的・効率的な組織体制を構築するため、組織体制及び事業内容の</u> 見直し、廃止、又は類似事業との統合等を進める。

3 文科開第 1 0 1 9 号 20220209 資 第 8 号 原規技発第 2202187 号 令和 4 年 2 月 1 8 日

独立行政法人評価制度委員会 委員長 澤田 道隆 殿

文部科学大臣 末 松 信 介 (公印省略)

経済産業大臣 萩生田 光一 (公印省略)

原子力規制委員会 (公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が達成すべき業務運営に 関する目標(中長期目標)について(諮問)

独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 35 条の 4 第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の中長期目標を別添のとおり定めることとしたいので、独立行政法人通則法第 35 条の 4 第 3 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求める。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が達成すべき 業務運営に関する目標(中長期目標)(案)

令和4年〇月〇日

文部科学省 経済産業省原子力規制委員会

1

目 次

1	I.	政策体系における法人の位置付け及び役割	3
2	II.	中長期目標の期間	5
3	III.	安全を最優先とした業務運営に関する事項	5
4	IV.	研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項	5
5 6 7 8 9		1. 安全性向上等の革新的技術開発によるカーボンニュートラルへの貢献	. 8 . 9 10 11
11		7. 原子力安全規制行政及び原子力防災に対する支援とそのための安全研究の推進	
12 13 14	V.	業務運営の改善及び効率化に関する事項.1. 効果的・効率的なマネジメント体制の確立.2. 業務の改善・合理化・効率化	15
15		財務内容の改善に関する事項	
16 17 18	VII.	その他業務運営に関する重要事項1. 施設・設備に関する事項2. 人事に関する事項	17
19 20		3. 業務環境のデジタル化及び情報セキュリティ対策の推進	

IV. 1. \sim 7. の各項目を「独立行政法人の目標の策定に関する指針」(平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定)に基づき「一定の事業等のまとまり」として扱う。

独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第三十五条の四の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中長期目標」という。)を定める。

21

22

43

44

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割

23 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)は、原子力基本法第 24 二条に規定する基本方針に基づき、原子力に関する基礎的研究及び応用の研究並びに核燃 25 料サイクルを確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料 26 物質の再処理に関する技術及び高レベル放射性廃棄物の処分等に関する技術の開発を総合 27 的、計画的かつ効率的に行うとともに、これらの成果の普及等を行い、もって人類社会の福 28 社及び国民生活の水準向上に資する原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与することを 29 目的とする法人である。

30 原子力は、エネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るため の基本的な計画である「エネルギー基本計画」(令和3年10月22日閣議決定)において、 32 安全性の確保を大前提としつつ、長期的なエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要な ベースロード電源と位置付けられており、我が国にとってエネルギー安全保障の観点から 14 重要なエネルギー源の一つである。また、原子力は、地球規模の問題解決並びに放射線利用 15 等による科学技術・学術・産業の発展に寄与する観点からも重要な役割を担っている。

36 機構は、その第3期中長期目標期間(平成27年4月1日~令和4年3月31日)におい 37 て、国立研究開発法人として、また、我が国における原子力に関する唯一の総合的研究開発 38 機関として、原子力に関する基礎的研究・応用の研究から核燃料サイクルに関する研究開発、 39 安全規制行政等に係る技術支援、東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」と 40 いう。)福島第一原子力発電所の廃炉に関する研究開発まで、幅広い分野で顕著な成果を創 41 出してきた。これらの取組の重要性は、令和4年度に開始する今期(第4期)中長期目標期 42 間においても引き続き高く位置付けられるべきものである。

近年、持続可能なエネルギー基盤の在り方に関する国際的な議論に加え、COVID-19 禍で

その重要性が顕在化した業務環境のデジタル化や、研究機関の特性や強みを活かした戦略

的な資源配分による新たな価値実現など、我が国における原子力を取り巻く政策的課題は 45更に多面化・複雑化している。「エネルギー基本計画」等の政策文書においても原子力関連 46 技術のイノベーション促進の重要性が明記されているとおり、原子力に関する科学技術(以 47下「原子力科学技術」という。)に寄せられる政策的期待は多面にわたり高まりつつある。 48令和2年10月には、我が国として2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指す政 49 50 府方針が示され、これを受け、令和3年6月には、「2050年カーボンニュートラルに伴うグ リーン成長戦略」が関係省庁において策定されたところである。こうした方針に基づき、国 5152際連携を通じて高速炉・高温ガス炉の研究開発や小型モジュール炉の技術実証等に取り組

- 53 むとともに、軽水炉の一層の安全性・信頼性・効率性の向上に資する技術開発に取り組んで
- 54 いくことが重要課題となっている。また、「科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年
- 55 3月26日閣議決定)では、政府として標榜するSociety 5.0の実現に向け、研究開発にお
- 56 けるデジタル・トランスフォーメーション(以下「DX」という。)を通じたイノベーション
- 57 創出の重要性も謳われており、原子力科学技術についても例外なく DX を通じた科学的・社
- 58 会的貢献が期待される。あわせて、新技術の社会受容性等の観点を含め、一層多様化・複雑
- 59 化する社会課題に向き合い、COVID-19 後の世界も見据えつつ、従来の延長線上にない新た
- 60 な価値創出につなげていくため、分野横断的な研究開発や社会の多様なステークホルダー
- 61 との対話・共創を通じた「総合知」の創出・活用に取り組んでいくことも重要である。
- 62 さらに、世界的な潮流として、新型炉開発をはじめとして、国の支援の下、民間主導の原
- 63 子力イノベーションの重要性も高まっている。我が国においても文部科学省及び経済産業
- 64 省の共同プロジェクトとして NEXIP イニシアティブの取組が令和元年度に開始されており、
- 65 機構には、国際的な連携・協力を図りながら民間主導の技術開発の基盤を支えていく役割が
- 66 一層期待されている。また、国内の大学等では、研究開発や人材育成の基盤の脆弱化が進ん
- 67 できた近年の背景もあり、大学等における研究開発や教育に際して機構の有する基盤活用
- 68 の重要性も一層増している。
- 69 こうした国内外の動向に鑑み、文部科学省では、産学官のステークホルダーからの知見や
- 70 助言も得つつ、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会原子力科学技術委員会の下に設
- 71 置された原子力研究開発・基盤・人材作業部会及び原子力バックエンド作業部会において、
- 72 「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の次期中長期目標・計画の策定に向けた提言」
- 73 (令和3年7月13日)を両作業部会合同で取りまとめた。今期中長期目標期間には、本提
- 74 言も踏まえつつ、引き続き、「エネルギー基本計画」や「科学技術・イノベーション基本計
- 75 画」、「原子力利用に関する基本的考え方」(平成29年7月20日原子力委員会)及び「技術
- 76 開発・研究開発に対する考え方」(平成30年6月12日原子力委員会決定)等の国の政策に
- 77 基づき、原子力政策や科学技術政策に貢献することが求められている。
- 78 その際、機構の業務及び組織については、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の
- 79 見直し内容について」(令和3年8月27日文部科学省、経済産業省、原子力規制委員会)に
- 80 加え、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)をは
- 81 じめとする政府方針及び前述の機構を取り巻く状況を踏まえ、適正、効果的かつ効率的な業
- 82 務運営の下で「研究開発成果の最大化」という国立研究開発法人の目的が達成できるよう見
- 83 直すことが必要である。あわせて、サイバーセキュリティ基本法に基づき策定された「政府
- 84 機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」(令和3年7月7日サイバーセキ
- 85 ュリティ戦略本部決定。以下「統一基準群」という。) 等の方針を踏まえ、情報セキュリテ
- 86 ィ対策を講じることが求められている。
- 87 以上を踏まえ、機構の新しい中長期目標を策定する。

88 II. 中長期目標の期間

- 89 機構は、エネルギー基本計画等の長期的な国の政策に対応して研究開発を行う国立研究
- 90 開発法人であり、長期的視点を含む研究開発の特性を踏まえて中長期目標を策定する必要
- 91 があることから、中長期目標期間を令和4年(2022年)4月1日から令和11年(2029年)
- 92 3月31日までの7年間とする。

93

94

III. 安全を最優先とした業務運営に関する事項

- 95 機構は、国立研究開発法人であるとともに原子力事業者でもあり、自ら保有する原子力施
- 96 設が潜在的に危険な物質を取り扱うとの認識に立ち、原子力利用に当たっては安全を最優
- 97 先とすることを大前提とした上で業務運営に取り組むことが必要である。そのため、機構は、
- 98 これまでの事故やトラブル等を通じて得てきた教訓や反省の上に立ち、またそこで培って
- 99 きた経験を活かし、法令遵守はもとより、安全管理に関する基本事項を定めた上で自主保安
- 100 活動を積極的に推進する。そして機構の全ての役職員一人一人が自らの問題として徹底し
- 101 た安全意識を持ち、その組織として定着させる上で必要な組織体制の在り方について不断
- 102 に見直しを行っていく。また、新規制基準への対応を計画的かつ適切に行う。
- 103 また、機構は、原子力安全及び核セキュリティの向上に不断に取り組み、所有する施設及
- 104 び事業に関わる安全確保並びに核物質等の適切な管理を徹底する。核物質等の管理に当た
- 105 っては、国際約束及び関連国内法令を遵守して適切な管理を行うとともに、核セキュリティ
- 106 を強化する。また、プルトニウムの平和利用に係る透明性を高めるため、「我が国における
- 107 プルトニウム利用の基本的な考え方」(平成30年7月31日原子力委員会決定)を踏まえ、
- 108 その利用又は処分等の在り方について検討した上で、プルトニウムの利用計画を策定・公表
- 109 する。加えて、核燃料物質の輸送に係る業務を適切に実施する。
- 110 これらの取組については、原子力の安全性向上のための研究開発等で得られた最新の知
- 111 見を取り入れつつ、常に改善・高度化させていく。その際、それぞれの現場における平時及
- 112 び事故発生時等のマニュアル等について、新たに整備すべき事項は直ちに整備し、不断に見
- 113 直すとともに、定期的に定着状況等を検証し、必要な対応を行う。
- 114 なお、これらの取組状況や、事故・トラブル等の発生時の詳細な原因分析、対応状況等に
- 115 ついては、これまでに指摘されてきた課題を踏まえ、一層積極的かつ迅速に公表する。

116

117 IV. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

- 118 機構は、民間、大学及び学協会等との連携の下で、役割分担を明確化しつつ、我が国にお
- 119 ける原子力に関する唯一の総合的研究開発機関として実施すべき事項に重点化し、安全を
- 120 最優先とした上で、イノベーション創出やバックエンド対策、規制・防災等に関する研究開

- 121 発を推進する。あわせて、その成果の最大化及びその他の業務の質を向上させることで原子
- 122 力利用の更なる高度化を推進し、我が国のエネルギー資源の確保、環境負荷低減、科学技術・
- 123 学術と産業の振興及びイノベーションの創出につなげる。その際、諸外国とのリソースの分
- 124 担や国際的な英知の結集、従来の枠を越えた新たな分野の研究者・研究機関等との協働やセ
- 125 クター横断的な連携を通じても研究開発成果の最大化を図る。
- 126 機構は、国立研究開発法人として、また、原子力事業者として、組織としての自律性をも
- 127 って研究開発に取り組み、その成果を社会還元していく上で、国民の理解と信頼の確保を第
- 128 一に、国民視点を念頭に取り組む。
- 129 また、原子力の研究開発は長期にわたって継続的に取り組む必要があることから、機構内
- 130 における人材の育成や技術・知識の継承に取り組む。
- 131 本事項の評価は、それぞれの目標に応じて別途定める評価軸等を基本として行う。その際、
- 132 目標の達成度に係る客観的かつ的確な評価を行う観点から、達成すべき内容や水準等を分
- 133 野の特性に応じて具体化した指標を設定することとし、定性的な観点、定量的な観点の双方
- 134 を適切に勘案して総合的に評価する。あわせて、原子力科学技術を取り巻く様々な課題の解
- 135 決や多様な価値の創造に人文社会科学的な知見も活かして貢献できるよう、「科学技術・イ
- 136 ノベーション基本計画」に位置付けられた「総合知」の創出・活用の観点も重視していく。

137138

1. 安全性向上等の革新的技術開発によるカーボンニュートラルへの貢献

- 139 「エネルギー基本計画」に掲げられた政府目標や方針等を踏まえ、軽水炉の更なる安全
- 140 性向上や利用率向上等に係る研究開発、高速炉や高温ガス炉等の新型炉に関する研究開
- 141 発、核燃料サイクルに関する研究開発を進めることで、持続的なエネルギー基盤・成長基
- 142 盤の構築並びに 2050 年カーボンニュートラルの実現に原子力科学技術固有の貢献を果た
- 143 す。その際、我が国の技術・規格基準の国際的普及のため、国際協力も含めた技術戦略の
- 144 立案において、関係省庁と連携しつつ主導的な役割を担う。あわせて、こうしたエネルギ
- 145 一問題や環境問題への対処には分野横断的な知見やアプローチが本質的に欠かせないこ
- 146 とから、多様な観点から「総合知」を有効に活用していく。

147148

(1) 一層の安全性・経済優位性を追求した原子カシステムの研究

- 149 軽水炉の安全性を確保しつつ長期運転を進めていく上での諸課題を踏まえ、機構が
- 150 保有する技術的ポテンシャル及び施設・設備を活用しつつ、軽水炉を含む原子力システ
- 151 ムの更なる安全性・経済性向上のための研究開発を実施し、関係行政機関、原子力事業
- 152 者等が行う安全性向上への支援等を進める。また、得られた成果を活用し、原子力事業
- 153 者がより安全な原子力システムを構築するに当たっての技術的な支援を行う。

154155

(2) 高温ガス炉に係る研究開発

高温ガス炉技術及びこれによる熱利用技術の研究開発等を行うことにより、原子力利用の更なる多様化・高度化の可能性を追求する。具体的には、発電、水素製造等多様な産業利用が見込まれ、固有の安全性を有する高温ガス炉の実用化に資するため、令和3年7月に再稼働した高温工学試験研究炉(HTTR)について、安全の確保を最優先とした上で、「グリーン成長戦略」等の政策文書や将来的な実用化の具体像に係る検討等の国の方針を踏まえ、高温ガス炉の安全性の確証、固有の技術の確立、並びに熱利用系の接続に関する技術の確立に資する研究開発及び国際協力を推進する。特に、水素製造技術については、水素製造プラントへの接続技術の実証に係る研究開発を進めるとともに、カーボンフリーな水素供給に向けては民間と協力・分担しつつ研究開発を進め、民間等への移転の道筋をつける。また、HTTRをはじめとした日本の高温ガス炉技術の維持・普及に繋がる国際協力を推進する。これらの取組に加え、将来的な実用化に向けた課題や得るべき成果、成果の活用方法等を明確化しつつ、HTTRを通じた高温ガス炉の研究開発に関する人材育成の取組を進める。

(3) 高速炉・核燃料サイクルに係る研究開発

「エネルギー基本計画」並びに「高速炉開発の方針」(平成28年12月原子力関係閣僚会議決定)及び当該方針に基づく「戦略ロードマップ」(平成30年12月原子力関係閣僚会議決定)等において、高速炉には、従来のウラン資源の有効利用のみならず、放射性廃棄物の減容化・有害度低減や核不拡散関連技術等の新たな役割が求められるとともに、将来の政策環境によっては、例えば二十一世紀半ば頃の適切なタイミングにおいて、技術成熟度、ファイナンス、運転経験等の観点から現実的なスケールの高速炉が運転開始されることが期待される。これを踏まえ、機構は、社会環境の変化に応じて、これまで蓄積してきた高速炉開発を中心とする知見について、広く民間との共有を図るという視点の下、民間が取り組む多様な技術開発に対応できるニーズ対応型の研究基盤を維持していくために必要な取組を進める。また、長寿命で有害度の高いマイナーアクチノイド(MA)を分離するための共通基盤技術の研究開発をはじめ、高速炉を用いた核変換技術の研究開発を推進する。さらに、高速炉の実証技術の確立に向けた研究開発等の推進により、我が国の有するこれらの諸課題の解決及び将来のエネルギー政策の多様化に貢献する。

高速炉の実証技術の確立に向けて、高速増殖原型炉「もんじゅ」の研究開発で得られる経験や照射場としての「常陽」等を活用しつつ、日米・日仏等との国際協力を進めつつ、高速炉の研究開発を行う。これらの研究開発を円滑に進めるため、「常陽」については、新規制基準への適合性確認を受けた後、一日も早い運転再開を目指す。

また、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、 我が国は核燃料サイクルを基本としており、この基本方針を支える技術が必要である。 産業界や関係省庁との連携の下で、役割分担を明確化しつつ、技術開発を推進する。こ 192 れらの研究開発等を円滑に進めるため、新規制基準への適合性確認が必要な施設につ 193 いては、これに早急かつ適切に対応する。具体的には、高速炉用 MOX 燃料等の製造プ 194 ロセスやその再処理を念頭に置いた基盤技術の開発を実施することで、将来的な高速 195 炉燃料製造技術及び再処理技術の確立に向けて、有望性の判断に資する成果を得る。

2. 原子力科学技術に係る多様な研究開発の推進によるイノベーションの創出

様々な社会的課題に向き合い、COVID-19 後の世界も見据えつつ、その解決や緩和に取り組んでいく上では、原子力科学技術に関する機構の強みを活かし、従来にない新たな価値を生み出す「原子力イノベーション」の持続的発現が鍵となる。そのため、機構の有する多様な研究リソースや大強度陽子加速器施設 J-PARC、研究用原子炉 JRR-3 等の基盤施設を活用し、幅広い基礎基盤研究を進めるとともに、その成果の社会実装や原子力以外の分野を含む産学官の共創によるイノベーション創出に取り組む。あわせて、研究開発環境のDX を進めることで、革新的な原子力イノベーションの持続的創出につなげていく。

(1) 原子力基礎基盤研究、先端原子力科学研究、中性子等利用研究及び原子力計算科学 研究の推進

国際的な技術動向や社会ニーズ等を踏まえ、原子力の基礎基盤研究を推進するとともに、原子力分野における黎明的な研究テーマを厳選した上で、既存の知識の枠を越えた新たな知見の獲得につながる世界最先端の先導的基礎研究を実施する。

また、J-PARC、JRR-3、「常陽」等の基盤施設を活用し、中性子施設・装置等の高度化研究や技術開発を進めるとともに、物質・材料科学やライフサイエンスをはじめとする多様な分野に貢献する中性子や放射光の利用研究を推進する。原子力計算科学研究においては、原子力科学技術の基盤となる計算科学に係る研究開発を推進する。

さらに、「もんじゅ」サイトに設置することとされている新たな試験研究炉の設計に 係る検討に関係自治体や大学等と連携して取り組む。

これらの取組により、研究開発の現場や産業界等における原子力利用を支える基盤的技術の向上や共通的知的財産・技術を蓄積するとともに、新たな原子力利用を切り拓く技術及び原子力科学の発展に先鞭をつける学術的・技術的に大きなインパクトを伴う世界最先端の原子力科学研究成果を創出する。

 $\begin{array}{c} 221 \\ 222 \end{array}$

(2) 特定先端大型研究施設の共用促進・高度化並びに供用施設の利用促進

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(平成六年法律第七十八号)第五条第二項に規定する業務(登録施設利用促進機関が行う利用促進業務を除く。)に基づき、 J-PARC の円滑な運転及び性能の維持・向上に向けた取組を進め、共用を促進する。これにより、研究等の基盤を強化しつつ、優れた研究等の基盤の活用により我が国におけ 227 る科学技術・学術及び産業の振興に貢献するとともに、研究等に係る機関や研究者等の 228 交流による多様な知識の融合等を促進する。

また、JRR-3等の施設をはじめとして、機構が保有する、民間や大学等では整備が困難な試験研究炉や放射性物質の取扱施設等の基盤施設について、利用者のニーズも踏まえ、計画的かつ適切に維持・管理し、国内外の幅広い分野の多数の外部利用者に適切な対価を得て利用に供する。これらの取組により、高いレベルの原子力技術・人材を維持・発展させるとともに原子力の研究開発の基盤を支える。

257

(3) 産学官の共創によるイノベーション創出への取組の強化

研究開発成果の最大化を図り、成果を広く国民・社会に還元するとともに、イノベーション創出につなげるため、産学官の連携強化を含む最適な研究開発体制の構築等に戦略的に取り組む。加えて、機構の研究開発の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者に対する出資並びに人的及び技術的援助を適時適切に行う。具体的には、2050年カーボンニュートラル実現への貢献や東京電力福島第一原子力発電所事故の対処など、国家的・社会的な課題解決のための研究開発において、国民視点に立って研究開発の計画段階からニーズを把握し、成果の社会への実装までを見通して、産学官の効果的な連携とそのための適切な体制を構築する。あわせて、基礎研究分野等においては、創出された優れた研究開発成果・シーズについて、産業界等とも積極的に連携し、その成果・シーズの橋渡しを行う。

また、機構が創出した研究成果及び知的財産並びに保有施設の情報等を体系的に整理して積極的に発信するとともに、国内の原子力科学技術に関する学術情報を幅広く収集・整理し、国際機関を含め幅広く国内外に提供する。これらにより、成果の社会還元を促進するとともに、国内外の原子力に関する研究開発環境を充実させる。その一環として、機構の核燃料サイクル研究開発の成果を民間の原子力事業者が活用することを促進するため、民間の原子力事業者からの要請を受けて、その核燃料サイクル事業の推進に必要とされる人的支援及び技術的支援を実施する。また、産業界とも連携して小型モジュール炉の技術実証等の新たな技術課題にも取り組む。

加えて、機構の試験研究炉等を活用し、国内の医療現場から高い利用ニーズの寄せられている医療用放射性同位元素の製造や関連技術の研究開発に取り組むことで、その 国内供給体制の確立に貢献する。

あわせて、関係行政機関の要請を受けて政策立案等の活動を支援する。

259 3. 我が国全体の研究開発や人材育成に貢献するプラットフォーム機能の充実

260 大型の原子力研究施設の維持、高度化及び共用、知識基盤等の整備及び共同利用を進め 261 るとともに、国内外の研究機関や大学、産業界とも連携した原子力人材の育成や民間の原

子力事業者への支援・連携強化に取り組む。加えて、核不拡散・核セキュリティの強化に 262向けた取組をはじめとした国内外への貢献を着実に果たす。 263

264265

266

267 268

269 270

271

272

(1) 大学や産業界等との連携強化による人材育成

国内外の研究機関や大学、産業界等と連携し、幅広い原子力分野において人材育成を 行う。具体的には、我が国における原子力に関する唯一の総合的研究開発機関として保 有する人材や基盤施設・設備を活用し、幅広い原子力分野における課題解決能力の高い 研究者・技術者の研究開発現場での育成、産業界、大学、官庁等のニーズに対応した人 材の研修による育成、国内外で活躍できる人材の育成、及び関係行政機関からの要請等 に基づいた原子力人材の育成を行う。また、幅広い分野の人材を対象とした講義、実習・ 見学、講演等を提供するほか、原子力に関する革新的イノベーションの創出を担う人材 の育成・基盤強化を目的とした人材交流の実施や研究現場における学生等の受け入れ、 国際研修機会の提供等を行う。

273274

275 276

277

278

279

280 281

282

283

核不拡散・核セキュリティ強化等及び国際連携の推進 (2)

核セキュリティ・サミット、国際機関からの要請、国内外の情勢等を踏まえ、国際原 子力機関(IAEA)、経済協力開発機構/原子力機関(OECD/NEA)、包括的核実験禁止条約 機関(CTBTO)等の国際機関や米国・欧州を中心とした各国の原子力機関等との連携を 図りつつ、核不拡散・核セキュリティ強化及び原子力の平和利用を推進する。

研究開発等の最大化、原子力平和利用における各国共通の課題への対応のための国 際貢献及び我が国発の技術・規格基準の国際的普及につながるよう、戦略的かつ多様な 国際連携を推進するとともに、安全保障の観点を重視した輸出管理を確実に行う。

284

286

287 288

285

4. 東京電力福島第一原子力発電所事故の対処に係る研究開発の推進

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉は、これまでの短期的な対応から、中長期的な対 応を見据えたフェーズへの転換が図られている。機構は、燃料デブリ取り出し等の技術的 に難易度の高い廃炉工程の安全、確実、迅速な実施への貢献に加え、住民が安全に安心し て生活する環境の整備に向け、環境の回復のための調査及び研究開発に取り組む。

289 290 291

292

293

294

295

296

(1) 廃止措置等に向けた研究開発

「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長 期ロードマップ」(令和元年 12 月廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議)や原子力損害賠 償・廃炉等支援機構(以下「NDF」という。)の方針をはじめ、中長期的な廃炉現場のニ ーズを踏まえて、機構の強みを最大限活用し、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措 置等に必要な研究開発に取り組む。その際、廃止措置等に向けた研究開発は、基礎基盤 研究から東京電力等による現場実証まで産学官の多様な主体により実施されていることに留意し、機構でなければ実施できないものに特化して研究開発を実施する。

具体的には、今後本格化していく燃料デブリの取り出しや取扱いに関する研究、アルファ核種等の放射性廃棄物の取扱い及び管理に関する研究等、機構がこれまで培ってきた技術と経験を活かせる研究に重点化を図った上で推進する。また、廃止措置等で得られた経験や知見を、バックエンド等の他の部門と連携・協働し、成果を相互に展開・応用していく仕組みを取り入れる。その際、東京電力やNDF等に対して、現場のニーズに即した技術や情報を適時的確に提供することにより安全性や効率性の高い廃止措置等の早期実現及び原子力の安全性向上に貢献する。

(2) 環境回復に係る研究開発

「福島復興再生基本方針」(令和3年3月26日閣議決定)等の国の政策や福島県及び地元自治体等のニーズを踏まえて、福島において住民が安全に安心して生活する環境を整備するために必要な環境回復に係る研究開発を実施する。具体的には、福島県が定める「環境創造センター中長期取組方針」(平成31年2月改訂)を踏まえ、関係機関と連携しつつ、森林、河川域などの広いフィールドを対象とした放射性物質の環境動態に関する研究を行うとともに、その成果をもとに放射線量の可視化及び将来予測が可能なシステムを提供するなど、優先度の高い調査・研究開発を推進する。また、その成果を地元自治体等へと着実に還元し、住民の帰還や各自治体における帰還に係る計画立案、地元の農林業の再生等に貢献する。

(3) 研究開発基盤の構築・強化

機構は、関係機関と連携し、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等に係る研究開発を行う上で必要な研究開発基盤の整備・強化に取り組む。大熊分析・研究センター等の分析施設については、早急に整備を進めるとともに、楢葉遠隔技術開発センターにおいて、遠隔操作機器・装置の開発・実証に係る取組を着実に推進する。また、廃炉環境国際共同研究センターを中核として、機構内外の多様な知見を結集し、研究開発と人材育成を行うとともに、産学官の人材が交流するネットワークを形成し、産学官が一体として研究開発と人材育成を進める基盤を構築・強化するとともに、基礎から実用化までの全てのフェーズで東京電力から示されるニーズをもとに研究計画が立案され、成果が橋渡しされる仕組み作りを引き続き進める。

5. 高レベル放射性廃棄物の処理処分に関する技術開発の着実な実施

「エネルギー基本計画」にも示されているとおり、我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収される

プルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本方針としており、この方針を支える技術の研究開発が必要である。また、原子力利用に伴い確実に発生する放射性廃棄物の処理処分については、将来世代に負担を先送りしないよう、廃棄物を発生させた現世代の責任において、その対策を確実に進めるための技術の研究開発が必要である。そのため、産業界や関係省庁との連携の下で、役割分担を明確化しつつ、高レベル放射性廃棄物の処理処分に関する研究開発を実施する。その際、研究成果の社会実装までを見据え、社会科学的な知見も活かして取組を進めていくことの重要性に鑑み、研究開発の実施に当たっては「総合知」の観点を適切に取り入れていく。

(1) 高レベル放射性廃棄物の処理に関する研究開発

国際的なネットワークを活用しつつ、高レベル放射性廃棄物を減容化し、長期に残留する有害度の低減のための研究開発を推進する。高レベル放射性廃棄物はMA等を含むため、長期にわたって安全に管理しつつ、適切に処理処分を進める必要がある。幅広い選択肢を確保する観点からは、放射性廃棄物の減容化や有害度低減による長期リスクの低減等、放射性廃棄物について安全性、信頼性、効率性等を高める技術を開発することが重要である。そのため、MA分離のための共通基盤技術の研究開発をはじめ、高速炉や加速器駆動システム(ADS)を用いた核変換技術の研究開発を推進する。これらの取組により、長期的なリスク低減等を取り入れた将来の放射性廃棄物の取扱技術について、その有望性の判断に資する成果を得る。

(2) 高レベル放射性廃棄物等の地層処分研究開発

原子力利用に伴い発生する高レベル放射性廃棄物等の地層処分に必要とされる技術開発に取り組む。具体的には、高レベル放射性廃棄物等の地層処分の実現に必要な基盤的な研究開発を着実に進め、実施主体が行う地質環境調査、処分システムの設計・安全評価及び国による安全規制上の施策等のための技術基盤を整備、提供する。また、幌延深地層研究計画については、調査・研究を委託や共同研究などにより重点化しつつ着実に進める。超深地層研究所計画については、坑道埋め戻し後の地下水の回復状況の確認に必要な措置等を行う。さらに、これらの取組を通じ、実施主体との人材交流等を進め、円滑な技術移転を推進する。加えて、将来に向けて幅広い選択肢を確保し、柔軟な対応を可能とする観点から、使用済燃料の直接処分等の代替処分オプションに関する調査・研究を着実に推進する。これらの取組により、技術開発を総合的、計画的かつ効率的に進めることで、処分に係る技術的信頼性の更なる向上を目指し、我が国の将来的な地層処分計画立案に資する研究成果を創出する。

6. 安全を最優先とした持続的なバックエンド対策の着実な推進

367 原子力施設の設置者及び放射性廃棄物の発生者としての責務を果たすため、原子力施 368 設の廃止措置及び放射性廃棄物の処理処分の計画的遂行と技術開発の取組を進める。取 369 組を進めるに当たっては、安全の確保を最優先としつつ、技術的実現可能性やコスト等の 370 様々な観点も踏まえ、持続的なバックエンド対策を進めるために必要な体制の強化を行 371 う。また、長期間にわたる廃止措置マネジメントに必要なリスクの把握・対応策、予算、 4材育成・知識継承等の情報を含む具体的計画を策定し、取組を進める。

(1) 廃止措置・放射性廃棄物処理処分の計画的遂行と技術開発

東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等への貢献にも配慮しつつ、低コスト化や廃棄物量を少なくする技術等の先駆的な研究開発に積極的に取り組む。また、低レベル放射性廃棄物の処理については、安全を確保しつつ、廃棄物の減容、安定化、廃棄体化処理及び保管管理を着実に実施する。

機構が実施することとなっている、研究施設等から発生する低レベル放射性廃棄物の埋設事業については、社会情勢等を考慮した上で、適宜、工程等を見直し、埋設事業の実現に向けた具体的対策として立地対策、廃棄体受入基準整備等を推進することにより、着実に実施する。また、廃止を決定した施設等について、安全かつ計画的な廃止措置を進めるとともに、廃止措置によって発生する解体物についてはクリアランス及び適切な区分、処理、廃棄体化を進める。

加えて、利用実態のない核燃料物質の集約管理に関する関係行政機関における検討 に協力・貢献する。

(2) 敦賀地区の原子力施設の廃止措置実証のための活動

「もんじゅ」については、「「もんじゅ」の取扱いに関する政府方針」(平成 28 年 12 月原子力関係閣僚会議決定)に基づき、安全かつ着実な廃止措置の実施への対応及び廃止措置を進める上で必要となる技術開発を進める。平成 29 年に策定した廃止措置に関する基本的な計画の策定から約 5 年半で燃料の炉心から燃料池(水プール)までの取り出し作業を、安全確保の上、終了することを目指し、必要な取組を進める。また、ナトリウムや使用済燃料について、速やかな搬出に向けた取組を行う。「もんじゅ」の廃止措置の経験を通じて得られる、高速炉開発に有益なデータ・知見を蓄積しつつ、必要に応じて関係機関への情報共有を行う。

新型転換炉原型炉「ふげん」については、原子炉周辺機器等の解体撤去を進めるとともに、使用済燃料の搬出に向けて必要な取組を計画的に進める。その際、軽水炉等の廃止措置を進める産業界のニーズを踏まえつつ、有益なデータ・知見も蓄積し、必要に応じて関係機関への情報共有を行う。

401 今後の取組を進めるに当たっては、原子力規制委員会の規制の下、安全確保を第一と 402 し、必要な資源を投入しつつ各工程を確実に完遂し、地元をはじめとした国民の理解が 403 得られるよう取り組む。

404 405

406

407

408 409

410

411

412

413 414

(3) 東海再処理施設の廃止措置実証のための活動

東海再処理施設については、廃止措置計画に基づき、保有する液体状の高放射性廃棄物に伴うリスクの早期低減を最優先課題とし、高放射性廃液貯蔵場の安全確保、高放射性廃液のガラス固化に取り組むとともに、高放射性固体廃棄物貯蔵庫の貯蔵状態の改善等について優先事項として取り組むことで、施設の高経年化対策と安全性向上対策を着実に進める。

東海再処理施設の廃止措置を進めるためには、施設解体までの間、除染技術、解体技術、遠隔技術、放射性廃棄物の処理技術等の技術開発が必要であることから、廃止措置の進捗にあわせてこれらの技術開発に着実に取り組むとともに、将来の技術移転を念頭に、廃止措置に必要な技術体系の確立に資するよう、その知見の取りまとめを行う。

415 416

7. 原子力安全規制行政及び原子力防災に対する支援とそのための安全研究の推進

- 417 機構は、原子力安全規制行政及び原子力防災への技術的支援に係る業務を行うための組 418 織を区分し、同組織の技術的能力を向上するとともに、機構内に設置した外部有識者から成
- 419 る規制支援審議会の意見を尊重し、当該業務の実効性、中立性及び透明性を確保しつつ、以
- 420 下の業務を進める。

421 422

423

424

425

426 427

428

429

430 431

(1) 原子力安全規制行政に対する技術的支援とそのための安全研究

原子力安全規制行政を技術的に支援することにより、我が国の原子力の研究、開発及び利用の安全の確保に寄与する。

そのため、「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」を踏まえ、原子力規制 委員会からの技術的課題の提示、技術支援の要請等を受けて、原子力の安全の確保に関 する事項(国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和利用 の確保のための規制に関する事項を含む。)について安全研究を行うとともに、同委員 会の規制基準類の整備等を支援する。

また、同委員会の要請を受け、原子力施設等の事故・故障の原因の究明等、安全の確保に貢献する。さらに、原子力規制委員会を支援できる高い見識を有する人材の育成を目的とした体制を構築し、強化する。

432433434

(2) 原子力防災等に対する技術的支援

435 災害対策基本法 (昭和三十六年法律第二百二十三号)、武力攻撃事態等及び存立危機

436 事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成 437 十五年法律第七十九号)に基づく指定公共機関として、関係行政機関や地方公共団体の 438 要請に応じて、原子力災害時等における人的・技術的支援を行う。また、関係行政機関 439 及び地方公共団体の原子力災害対策等の強化に貢献する。特に、緊急時モニタリングに 440 係る技術開発、研修、訓練、モニタリング情報共有・公開システムの運用及び高度化並 441 びに線量評価等の研究開発を行う。そのため、原子力緊急時支援・研修センターに中核 442 人材を配置し、体制を強化する。

443

444 V. 業務運営の改善及び効率化に関する事項

- 445 原子力を含む我が国のエネルギー政策は、政府において定期的に見直しが図られる見込
- 446 みであることに鑑み、原子力を取り巻く国内外の動向に随時向き合い、時宜を逸することな
- 447 く必要な研究開発活動等を組織横断的かつ機動的に実施できる法人運営が求められる。
- 448 その際、研究開発活動と自らの保有する施設の廃止措置及び放射性廃棄物処理処分等の
- 449 バックエンド対策を両立して推進していくことが重要であることから、その実効性を確保
- 450 するため、理事長のリーダーシップの下、法人運営の在り方を不断に見直すとともに、法人
- 451 の職員一人一人の意識改革につなげていく。

452 453

454

1. 効果的・効率的なマネジメント体制の確立

(1) 効果的・効率的な組織運営

- 455 理事長のリーダーシップの下、安全を最優先とした上で研究開発成果の最大化を図る
- 456 とともに、研究開発活動とバックエンド対策に係る取組とを両立して推進するため、組織
- 457 体制を不断に見直すとともに、迅速かつ効果的、効率的な組織運営を行い、経営管理サイ
- 458 クルを適切に構築・実施することにより、継続的に改善する。その際、それぞれの業務を
- 459 管理する責任者である役員が担当する業務について責任を持って取組を先導する。

460 461

- (2) 内部統制の強化
- 462 適正かつ効果的・効率的な内部統制を強化するために、全ての役職員のコンプライアン
- 463 スの徹底、経営層による意思決定、内部規程整備・運用、リスクマネジメント等を含めた
- 464 内部統制環境を整備・運用するとともに不断の見直しを行う。また、整備状況やこれらが
- 465 有効に機能していること等について定期的に内部監査等によりモニタリング・検証する
- 466 とともに、公正かつ独立の立場から評価するために、監事による監査機能・体制を強化す
- 467 る。研究開発活動の信頼性の確保、科学技術の健全性の観点から、研究不正に適切に対応
- 468 するため、組織として研究不正を事前に防止する取組を強化するとともに、管理責任を明
- 469 確化する。また、万が一研究不正が発生した際の対応のための体制を強化する。

470

471研究組織間の連携、研究開発評価等による研究開発成果の最大化

機構内の部局を越えた取組や、組織内の研究インフラの有効活用等により、機構全体と 472473 しての研究成果の最大化につなげる取組を強化する。

474 また、「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年9月総務大臣決定)や「研究開 発成果の最大化に向けた国立研究開発法人の中長期目標の策定及び評価に関する指針」 475(平成26年7月総合科学技術・イノベーション会議)等に基づき、自己評価を行い、そ 476 の成果を研究計画や資源配分等に反映させることで研究開発成果の最大化と効果的かつ 477478効率的な研究開発を行う。また、自己評価は、客観的で信頼性の高いものとすることに十 分留意するとともに、外部評価委員会の評価結果等を適切に活用する。

480 481

479

2. 業務の改善・合理化・効率化

(1) 経費の合理化・効率化 482

機構の行う業務について既存事業の効率化及び事業の見直しを進め、運営費交付金を 483484 充当して行う事業は、新規に追加されるもの、拡充分は除外した上で、法人運営を行う上 で各種法令等の定めにより発生する義務的経費等の特殊要因経費を除き、一般管理費(公 485486租公課を除く。) について、令和3年度(2021年度)に比べて中長期目標期間中にその21% 487 以上を削減するほか、その他の事業費(各種法令の定め等により発生する義務的経費、外 部資金で実施する事業費等を除く。) について、令和3年度(2021年度)に比べて中長期 488 489 目標期間中にその7%以上の効率化を図る。新規に追加されるものや拡充される分は翌 490 年度から効率化を図るものとする。

機構職員の給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、業務の特殊性を 踏まえた適正な水準を維持することとし、その適正性等について適切なタイミングにお いて検証を行うとともに、その結果を公表する。

なお、経費の合理化・効率化を進めるに当たっては、機構が潜在的に危険な物質を取り 扱う法人であるという特殊性から、安全性が損なわれることのないよう留意するととも に、安全を確保するために必要と認められる場合は、安全の確保を最優先とする。また、 研究開発成果の最大化との整合にも留意する。

497498

499

500

501 502

503

504

491

492

493

494

495 496

(2)契約の適正化

国立研究開発法人及び原子力を扱う機関としての特殊性を踏まえ、研究開発等に係る 物品、役務契約等については、安全を最優先としつつ、「独立行政法人における調達等合 理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に 実施することとし、最適な契約方式を確保することで、契約の適正化を行う。具体的には、 業務の専門性や特殊性により一者応札が続く、あるいは一般競争入札ではコスト削減が 505 見込まれないと判断される契約については、契約監視委員会の監視の下、単に外形的に一

506 者応札率を下げることを追求するのではなく、専門性を有しない一般的な業務と専門性

507 や特殊性のある業務を切り分けた上で最適な契約形態を適用する。

508

509

VI. 財務内容の改善に関する事項

- 510 社会ニーズに随時機動的に応えつつ研究開発活動を更に活性化させ、その成果の社会還
- 511 元を効果的・効率的に進めていくため、競争的研究資金等の外部資金の獲得や国内外の民間
- 512 事業者、研究機関等との連携強化、知的財産の戦略的な創出・活用等により財務内容の更な
- 513 る健全化を図る。特に、共同研究収入、競争的研究資金、受託収入、施設利用料収入等の自
- 514 己収入の増加等に努め、より健全な財務内容とする。
- 515 また、運営費交付金の債務残高についても勘案しつつ予算を計画的に執行する。必要性が
- 516 なくなったと認められる保有財産については適切に処分するとともに、重要な財産を譲渡
- 517 する場合は計画的に進める。

518

519

520

VII. その他業務運営に関する重要事項

1. 施設・設備に関する事項

- 521 「施設中長期計画」や随時の検証結果等を踏まえ、施設の廃止を着実に進める。また、
- 522 将来の研究開発ニーズや原子力規制行政等への技術的支援のための安全研究ニーズ、改
- 523 修・維持管理コスト等を総合的に考慮し、業務効率化の観点から、役割を終えて使用して
- 524 いない施設・設備については速やかに廃止措置を行うとともに、既存施設の集約・重点化、
- 525 廃止措置に係る計画を策定し各工程を確実に完遂する。廃止措置は安全確保を大前提に、
- 526 着実な実施が求められる重要な業務であるが、既存技術の組合せによる工程の立案とそ
- 527 の実施を中心とした業務であり、研究開発要素を一部有するものの、研究開発を主とする
- 528 業務とは基本的な性格が異なる業務であることを前提として取り組む。
- 529 なお、業務の遂行に必要な施設・設備については、重点的かつ効率的に更新及び整備を
- 530 実施するとともに、耐震化対応、新規制基準対応を計画的かつ適切に進める。

531532

2. 人事に関する事項

- 533 安全を最優先とした業務運営を基本とし、研究開発成果の最大化と効果的かつ効率的
- 534 に業務を遂行するために、女性の活躍や研究者・技術者の多様性も含めた人事に関する計
- 535 画を実行し、戦略的に人材マネジメントに取り組む。また、役職員の能力と業務実績を適
- 536 切かつ厳格に評価し、その結果を処遇に反映させることにより、意欲及び資質の向上を図
- 537 るとともに、責任を明確化させ、また、適材適所の人事配置を行い、職員の能力の向上及
- 538 び国際的にも活躍できるリーダーの育成を図る。

539 なお、機構の人材確保・育成については、科学技術・イノベーション創出の活性化に関 540 する法律(平成二十年法律第六十三号)第二十四条に基づき策定された「人材活用等に関 541 する方針」に基づいて取組を進める。

542543

3. 業務環境のデジタル化及び情報セキュリティ対策の推進

- 544 機構内の業務環境のデジタル化により、業務関連のシステムの効果的な集約・連携・統 545 合を行うとともに、クラウドサービスの積極的な活用を進めるなど、利便性の高い業務環 546 境を構築する。その際、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月 547 24 日デジタル大臣決定)を踏まえ、情報システムの適切な整備及び管理を行う。あわせ て、「科学技術・イノベーション基本計画」等を踏まえ、機構として策定したデータポリ シーに基づく研究データの管理・利活用を推進することで、オープンサイエンス時代に対 応したデータマネジメント及びそれを通じた価値発現を実現する。
- また、統一基準群に沿って策定した情報セキュリティ・ポリシーに基づき、サイバーセキュリティ戦略本部による監査の結果等も踏まえつつ情報セキュリティ対策を推進する。

553554

4. 広聴広報機能及び双方向コミュニケーション活動の強化

- 555 原子力に関する唯一の総合的研究開発機関としての専門的知識及び経験を活かし、受 556 け手のニーズを意識した、立地地域や国民に対する丁寧かつわかりやすい情報発信や双 557 方的・対話的なコミュニケーション活動を推進する。その際、デジタル技術の活用にも積 558 極的に取り組むことで、一層効果的な成果の普及促進につなげていく。
- 559 さらに、機構の取組に係る情報に限定することなく、日本全体の原子力に関する取組に 560 関する情報発信にも貢献する。

561

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に係る政策体系図(案)

我が国唯一の原子力に関する総合的な研究開発機関として、原子力の基礎基盤研究、安全研究、核不拡散研究、人材育成等の取組を推進するとともに、中長期的なエネルギー資源の確保のため高速炉の研究開発等の取組を実施する。また、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた研究開発など、原子力災害からの復興に向けた取組を重点的に推進する。

【法律】

〇原子力基本法 第7条

〇国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法

「(機構の目的)

第4条 (略) 原子力に関する基礎的研究及び応用の研究並びに核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理に関する技術及び高レベル放射性廃棄物の処分等に関する技術の開発を総合的、計画的かつ効率的に行うとともに、これらの成果の普及等を行い、もって人類社会の福祉及び国民生活の水準向上に資する原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与することを目的とする。」

- 〇科学技術・イノベーション基本法
- 〇エネルギー政策基本法
- 〇福島復興再生特別措置法 等

【国の施策】

- ○第6期科学技術・イノベーション基本計画(令和3年3月閣議決定)
- ○第6次エネルギー基本計画(令和3年10月閣議決定)
- ○2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略(令和3年6月)
- 〇福島復興再生基本方針(平成29年6月閣議決定) 等

【法人としての取組】

- 1. 安全性向上等の革新的技術開発によるカーボンニュートラルへの貢献
- 2. 原子力科学技術に係る多様な研究開発の推進によるイノベーションの創出
- 3. 我が国全体の研究開発や人材育成に貢献するプラットフォーム機能の充実
- 4. 東京電力福島第一原子力発電所事故の対処に係る研究開発の推進
- 5. 高レベル放射性廃棄物の処理処分に関する技術開発の着実な実施
- 6. 安全を最優先とした持続的なバックエンド対策の着実な推進
- 7. 原子力安全規制行政及び原子力防災に対する支援とそのための安全研究の推進

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(JAEA)の使命等と目標との関係

(使命)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は、原子力基本法第二条に規定する基本方針に基づき、

- 原子力に関する基礎的研究及び応用の研究
- 核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発
- 核燃料物質の再処理に関する技術及び高レベル放射性廃棄物の処分等に関する技術開発

を行うとともに、これらの成果の普及等により人類社会の福祉及び国民生活の水準向上に資する原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与する。

(現状・課題)

◆強み

○我が国における原子力に関する唯一の総合的研究開発機関として、原子力に関する基礎的研究・応用の研究から核燃料サイクルに関する研究開発、安全規制行政等に係る技術支援、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に関する研究開発まで、幅広い分野で国立研究開発法人としての使命を果たせる。

◆弱み・課題

- ○研究開発の推進と廃止措置の着実な実施という性質の異なるミッションを抱えており、その両立が課題。
- ○原子力規制委員会の厳格な基準に基づく施設の運営等、 安全の確保が厳しく求められている中、限られた資源を最 大限に活かしつつ、これに着実に応えていくことが課題。

(環境変化)

- ○カーボンニュートラル実現を目指す政府方針が示され、原子力科 学技術にも固有の貢献が求められている。
- ○世界的な潮流として、高速炉・高温ガス炉や小型モジュール炉等の新型炉開発をはじめとして、国の支援の下、民間主導の原子カイノベーションの重要性も高まっている。
- ○国内の大学等では、研究開発や人材育成の基盤の脆弱化が進んできた近年の背景もあり、大学等における研究開発や教育に際して機構の有する基盤活用の重要性も一層増している。
- ○一層多様化・複雑化する社会課題に向き合い、COVID-19後の世界も見据えつつ、従来の延長線上にない新たな価値創出につなげていくため、分野横断的な研究開発や社会の多様なステークホルダーとの対話・共創を通じた「総合知」の創出・活用に取り組んでいくことが重要となっている。

(中(長)期目標)

- ○安全性向上等の革新的技術開発によるカーボンニュートラルへの貢献
- ○原子力科学技術に係る多様な研究開発の推進によるイノベーションの創出
- ○我が国全体の研究開発や人材育成に貢献するプラットフォーム機能の充実
- ○東京電力福島第一原子力発電所事故の対処に係る研究開発の推進
- ○高レベル放射性廃棄物の処理処分に関する技術開発の着実な実施
- ○安全を最優先とした持続的なバックエンド対策の着実な推進
- ○原子力安全規制行政及び原子力防災に対する支援とそのための安全研究の推進

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構が達成すべき業務運営に関する目標における 「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」の評価に関する主な評価軸等について (案)

中長期目標	主な評価軸	備考(関連する評価指標、モニタリング指標等)
N. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項		
1. 安全性向上等の革新的技術開発によるカーボンニュートラルへの貢献	①運転管理体制の強化等安全を最優先 とした取組を行っているか。	【定性的観点】 ・人的災害、事故・トラブル等の未然防止の取組状況(評価指標) ・品質保証活動、安全文化醸成活動、法令等の遵守活動等の実施状況(評価指標) ・トラブル発生時の復旧までの対応状況(評価指標) ・運転・保守管理技術の蓄積及び伝承状況(モニタリング指標) 【定量的観点】 ・人的災害、事故・トラブル等発生件数(モニタリング指標) ・原子力規制検査等における指摘件数(モニタリング指標)
	②人材育成のための取組が十分であるか。	【定性的観点】 ・核燃料サイクル技術を支える人材、技術伝承等の人材育成の取組状況(評価指標)
(1)一層の安全性・経済 優位性を追求した原子力 システムの研究	③成果や取組が関係行政機関や民間等からのニーズに適合し、安全性・経済性向上に貢献するものであるか。	・国内・国際動向等を踏まえた安全性・経済性向上の研究開発の取組状況(評価指標) ・研究成果の原子力事業者等への提案・活用事例(モニタリング指標)
		【定量的観点】 ・関係行政機関、民間を含めた事業者等からの共同・受託研究件数、及びその成果件数(モニタリング指標)
(2)高温ガス炉に係る研究開発	④高温ガス炉とこれによる熱利用技術についての成果が、海外の技術開発状況に照らし十分意義のあるものか、さらに将来の実用化の可能性等の判断に資するものであるか。	【定性的観点】 ・将来の実用化に向けた産業界等との連携の状況(評価指標) ・HTTRを用いた試験の進捗状況(評価指標) ・ISプロセス の連続水素製造試験の進捗状況(評価指標) ・海外の技術開発状況に照らした、高温ガス炉熱利用技術の進捗の評価(モニタリング指標) ・人材育成への取組(モニタリング指標)
		【定量的観点】 ・HTTR接続試験に向けたシステム設計、安全評価、施設の建設を含むプロジェクト全体の進捗率(評価指標)
(3)高速炉・核燃料サイクルに係る研究開発	⑤高速炉の実証技術に向けた研究開発 の成果が、海外の技術開発状況に照らし 十分意義のあるものか。	【定性的観点】 ・高速炉の実証技術の確立に向けた研究開発成果の達成状況(評価指標) ・民間における高速炉・核燃料サイクル研究開発の支援に関する取組状況(評価指標) ・「常陽」の運転再開に係る取組状況(評価指標) ・「常陽」を用いた照射試験に係る取組状況(評価指標) ・高速炉による廃棄物の減容・有害度低減に資するシステム構築に向けた貢献状況並びにその技術的成立性の確認のためのデータ取得・管理状況(評価指標) ・高速炉・核燃料サイクルに資する核変換技術の開発状況(評価指標)
	⑥国際プロジェクトへの参画を通じ得られた成果・取組は高速炉の実証技術の確立に貢献するものか。	【定性的観点】 ・国際交渉力のある人材の確保・育成の状況(評価指標) ・国際協力の実施状況(評価指標) ・高速炉の安全性など設計、評価手法等の規格基準化、国際標準化の主導の状況(評価指標) ・最新の国際動向等を踏まえた効果的かつ臨機応変な高速炉研究開発の進捗状況(モニタリング指標)
		【定量的観点】 ・知的財産(特許等)の取得・活用状況(モニタリング指標) ・外部発表件数(モニタリング指標)

中長期目標	主な評価軸	備考(関連する評価指標、モニタリング指標等)
	⑦高速炉研究開発の成果の最大化に繋がる国際的な戦略の立案を通じ、政府における政策立案等に必要な貢献をしたか。	【定性的観点】 ・高速炉研究開発の国際動向の恒常的な把握の状況(モニタリング指標) ・「常陽」、「AtheNa」等の機構が有する設備についての外部利用者による利用 計画の構築及び利用実績状況(評価指標) ・これまでの研究成果や蓄積された技術戦略立案への反映状況(評価指標) ・我が国として保有すべき枢要技術を獲得でき、かつ、技術的、経済的、社会的なリスクを考慮した、国際協力で合理的に推進できる戦略立案の状況(評価指標) ・国内外の高速炉研究開発に係るスケジュールを踏まえつつ、適切なタイミングでの政府等関係者への提案状況や、政府等関係者との方針合意の状況(評価指標) 【定量的観点】 ・高速炉研究開発に係る政策立案に資する国際会議等の開催・参加件数(モニタリング指標)
	⑧再処理技術開発、軽水炉MOX 燃料等の再処理に向けた基盤技術開発、高速炉用MOX燃料製造技術開発に関し、産業界等のニーズに適合し、また課題解決につながる成果 や 取組が創出・実施されているか。	【定性的観点】 ・MOX 燃料の再処理に向けた基盤技術開発の進捗状況(評価指標) ・長寿命で有害度の高いマイナーアクチノイド(MA)を分離するための共通基盤技術の研究開発をふくめ、高速炉用MOX燃料製造技術開発成果の創出状況(評価指標) ・外部への成果発表状況(モニタリング指標)
2. 原子力科学技術に係る 多様な研究開発の推進に よるイノベーションの創出	①安全を最優先とした取組を行っているか。	【定性的観点】 ・人的災害、事故・トラブル等の未然防止の取組状況(評価指標) ・品質保証活動、安全文化醸成活動、法令等の遵守活動等の実施状況(評価指標) ・トラブル発生時の復旧までの対応状況(評価指標) 【定量的観点】 ・人的災害、事故・トラブル等発生件数(モニタリング指標) ・原子力規制検査等における指摘件数(モニタリング指標)
	②人材育成のための取組が十分である か。	【定性的観点】 ・技術伝承等人材育成の取組状況(評価指標)
(1)原子力基礎基盤研究、先端原子力科学研究中性子利用研究及び原子力計算科学研究の推進	③基礎基盤研究、先端原子力科学研究及び中性子利用研究等の成果・取組の科学的意義は十分に大きなものであるか。	【定性的観点】 ・独創性・革新性の高い科学的意義を有する研究成果の創出状況(評価指標) ・研究者の流動化、国際化に係る研究環境の整備に関する取組状況(評価指標) 【定量的観点】
		・発表論文数等(モニタリング指標) ・知的財産(特許等)の取得・活用状況(モニタリング指標) ・表彰数(モニタリング指標) ・プレス発表件数(モニタリング指標)
	④基礎基盤研究及び中性子利用研究等 の成果や取組は機構内外のニーズに適 合し、また、それらの課題解決に貢献す るものであるか。	【定性的観点】 ・政府、機構内、学会・産業界からの研究開発や課題解決ニーズに貢献する研究開発への取組状況と成果の創出状況(評価指標) ・研究成果の産業界での活用促進に向けた取組状況と実績(評価指標) ・原子カイノベーションに向けた研究開発の取組状況(評価指標)
		【定量的観点】 ・外部資金獲得件数・額(モニタリング指標) ・共同研究実施件数(モニタリング指標) ・大学や他研究機関・学協会組織等との間の人的交流実績(モニタリング指標)
	⑤「もんじゅ」サイトにおける新試験研究 炉の整備に関する取組に貢献している か。	【定性的観点】 ・試験研究炉の設計に係る検討への貢献状況(評価指標)

中長期目標	主な評価軸	備考(関連する評価指標、モニタリング指標等)
設の共用促進・高度化並		【定性的観点】 ・ビーム出力1MW相当での運転状況(モニタリング指標) ・中性子科学研究の世界的拠点の形成状況(評価指標) ・利用者ニーズへの対応状況(評価指標) ・産業振興への寄与(評価指標) 【定量的観点】 ・利用実験実施課題数(モニタリング指標) ・安全かつ安定な施設の稼働率(評価指標) ・利用者による発表論文数等(モニタリング指標) ・大学・産業界における活用状況(モニタリング指標) ・共用運転に係るマシンタイム(モニタリング指標)
	⑦J-PARCにおいて、安全を最優先とした 安全管理マネジメントを強化し、より安全 かつ安定な施設の運転に取り組んでいる か。	・施設点検、運転要領書等の整備の取組状況(評価指標)
	⑧供用施設の利用促進を適切に実施しているか、研究環境整備への取組が行われているか、我が国の原子力の基盤強化に貢献しているか。	【定性的観点】 ・ユーザーの利便性向上に係る取組状況(モニタリング指標) ・利用希望者やユーザーからの相談等への対応状況(モニタリング指標) 【定量的観点】
		 ・供用施設数、利用件数、採択課題数、利用人数(評価指標) ・利用者への安全・保安教育実施件数(評価指標) ・施設供用による発表論文数(モニタリング指標) ・施設供用特許などの知財(モニタリング指標)
(3)産学官の共創による イノベーション創出への取 組の強化	⑨機構の各事業において産学官連携に 戦略的に取り組み、成果の社会還元、イ ノベーション創出に貢献しているか。	【定性的観点】 ・産学官の連携体制の構築等イノベーション戦略に関する取組状況(評価指標) ・知的財産の出願・取得・保有に関する取組状況(評価指標) ・研究開発成果の普及・展開に関する取組状況(評価指標) ・原子力に関する情報の収集・整理・提供に関する取組状況(評価指標) ・外部機関との連携に関する活動状況(評価指標) ・機構の成果を活用したベンチャー企業の創出状況(評価指標)
		【定量的観点】 ・知的財産(特許等)の取得・活用状況(モニタリング指標) ・研究開発成果の普及・展開に関する取組件数(モニタリング指標) ・研究協力推進に関する取組件数(モニタリング指標) ・機構の研究開発成果情報発信数(評価指標) ・機構の技術シーズと社会ニーズのマッチング件数、橋渡し件数(モニタリング指標)
	⑩民間の原子力事業者からの要請に基づく人的支援及び技術支援を確実に実施しているか。	【定性的観点】 ・民間事業者からの要請への対応状況(評価指標) 【定量的観点】 ・受託試験等の実施状況(モニタリング指標)
	①安全を最優先とした取組を行っているか。	【定性的観点】 ・人的災害、事故・トラブル等の未然防止の取組状況(評価指標) ・安全文化醸成活動、法令等の遵守活動等の実施状況(評価指標) ・トラブル発生時の復旧までの対応状況(評価指標)
		【定量的観点】 ・人的災害、事故・トラブル等発生件数(モニタリング指標)
(1)大学や産業界等との 連携強化による人材育成	②原子力分野の人材育成を適切に実施 しているか、我が国の原子力の基盤強化 に貢献しているか。	【定性的観点】 ・研究開発現場での人材育成の取組状況(評価指標) ・人材育成ネットワークの活動状況(評価指標)
		【定量的観点】 ・国内外研修受講者アンケートによる研修内容の評価(評価指標) ・国内外からの研究者・技術者・学生等の受入数、研修等への参加人数(モニタリング指標)

中長期目標	主な評価軸	備考(関連する評価指標、モニタリング指標等)
(2)核不拡散・核セキュリティ強化等及び国際連携の推進	③成果や取組が、国内外の核不拡散・核 セキュリティ強化等に資するものである か。	【定性的観点】 ・核不拡散・核セキュリティに関する技術開発及び人材育成の取組状況(評価指標) ・国内外の動向等を踏まえた政策研究の取組状況(評価指標) ・CTBT検証体制への貢献状況(評価指標) ・幅広い関係者への情報発信の状況(評価指標) 【定量的観点】 ・核不拡散・核セキュリティ分野の研修回数・参加人数等(モニタリング指標)
	④戦略的かつ多様な国際連携の推進に	・技術開発成果・政策研究に係る情報発信数(モニタリング指標) ・国際会議の開催数・参加人数等(モニタリング指標) 【定性的観点】
	取り組んでいるか。	・国際戦略の改定と実施状況(評価指標) ・国際会議への参画による国際基準やガイドライン策定等の取組状況(評価指標) ・取り決めの締結の状況(モニタリング指標) ・輸出管理関連法令順守の状況(評価指標)
		【定量的観点】 ・輸出管理に関する教育活動の実施回数(モニタリング指標) ・輸出管理内部監査における指摘件数(モニタリング指標)
4. 東京電力福島第一原 子力発電所の事故の対処 に係る研究開発の推進	①安全を最優先とした取組を行っているか	・人的災害、事故・トラブル等の未然防止の取組状況(評価指標) ・安全文化醸成活動、法令等の遵守活動等の実施状況(評価指標) ・トラブル発生時の復旧までの対応状況(評価指標) ・地元住民をはじめとした幅広い関係者への福島原発事故の対処に係る情報 提供の状況(モニタリング指標)
	②人材育成のための取組が十分である	【定量的観点】 ・人的災害、事故・トラブル等発生件数(モニタリング指標) 【定性的観点】
	か。	・技術伝承等人材育成の取組状況(評価指標)
(1)廃止措置等に向けた研究開発	③廃止措置等に係る研究開発について、 現場のニーズに即しつつ、中長期ロード マップで期待されている成果や取組が創 出・実施されたか。さらに、それらが安全 性や効率性の高い廃止措置等の早期実 現に貢献するものであるか。	【定性的観点】 ・中長期ロードマップ等への対応状況(評価指標) ・廃止措置現場のニーズと適合した研究成果の創出と地元住民をはじめとした幅広い関係者への情報発信の状況(評価指標) ・専門的知見における廃炉戦略の策定の支援状況(評価指標) ・東京電力福島第一原子力発電所廃止措置等の安全かつ確実な実施の貢献状況(評価指標) ・研究の成果による原子力施設の安全性向上への貢献状況(評価指標) ・現場や行政への成果の反映事例(モニタリング指標) ・燃料デブリの取り扱いおよび放射性廃棄物の取り扱い、管理に対する研究取り組み状況(評価指標) ・中長期的な視点に立った廃止措置を支える人材育成の取組がなされているか(評価指標)
		【定量的観点】 ・知的財産(特許等)の取得・活用状況(モニタリング指標) ・外部発表件数(モニタリング指標)
(2)環境回復に係る研究 開発	④放射性物質による汚染された環境の回復に係る実効的な研究開発を実施する他、地元自治体への情報発信を行い、安全で安心な生活を取り戻すために貢献しているか。	【定性的観点】 ・福島復興再生基本方針等に基づく対応状況(評価指標) ・地元自治体の要望を踏まえた研究成果の創出と、地元住民をはじめとした幅広い関係者への情報発信(評価指標) ・地元等ニーズに基づく合理的な安全対策の策定、農業、林業等の再生及び避難指示解除への技術的貢献状況(評価指標) ・現場や行政への成果の反映事例(モニタリング指標)
		【定量的観点】 ・知的財産(特許等)の取得・活用状況(モニタリング指標) ・外部発表件数(モニタリング指標)

中長期目標	主な評価軸	備考(関連する評価指標、モニタリング指標等)
(3)研究開発基盤の構 築・強化	(5)東京電力福島第一原子力発電所事故 の廃止措置等に向けた研究開発基盤施 設や国内外の人材育成ネットワークを計 画通り整備し、適切な運用を行うことがで きたか。	【定性的観点】 ・中長期ロードマップ等に基づく研究開発拠点の整備と運営状況と地元住民をはじめとした幅広い関係者への情報発信状況(評価指標) ・東京電力の示すニーズを踏まえた研究開発基盤やこれまで廃炉研究で行った成果を踏まえた新しい研究基盤の構築がなされているか(評価指標) ・廃炉環境国際共同センターを中核として、成果の橋渡しや国内外の人材ネットワークの構築・運用状況(評価指標)
5. 高レベル放射性廃棄物 の処理処分に関する技術 開発の着実な実施	①安全を最優先とした取組を行っているか。	【定性的観点】 ・人的災害、事故・トラブル等の未然防止の取組状況(評価指標) ・品質保証活動、安全文化醸成活動、法令等の遵守活動等の実施状況(評価指標) ・トラブル発生時の復旧までの対応状況(評価指標) 【定量的観点】 ・人的災害、事故・トラブル等発生件数(モニタリング指標) ・原子力規制検査等における指摘件数(モニタリング指標)
	②人材育成のための取組が十分である か。	【定性的観点】 ・高レベル放射性廃棄物の処理処分に関する技術開発を支える人材、技術伝承等人材育成の取組状況(評価指標)
	③情報発信の取組が十分であるか。	【定性的観点】 ・研究開発の実施状況や成果に関する情報発信の状況(評価指標)
(1)高レベル放射性廃棄 物の処理に関する研究開 発	④放射性廃棄物の減容化・有害度低減に関し、国際的な協力体制を構築し、将来大きなインパクトをもたらす可能性のある成果が創出されているか。	【定性的観点】 ・MAの分離変換技術の研究開発成果の創出状況(評価指標) ・高速炉やADSを用いた核変換技術の研究開発成果との創出状況(評価指標) ・国際ネットワークの構築・運用状況(評価指標)
		【定量的観点】 ・発表論文数等(モニタリング指標)
(2)高レベル放射性廃棄 物等の地層処分研究開発	⑤高レベル放射性廃棄物処分事業等に 資する研究開発成果が期待された時期 に適切な形で得られているか。	【定性的観点】 ・地層処分技術の研究開発成果の創出及び実施主体の事業と安全規制上の施策への貢献状況(評価指標) ・使用済燃料直接処分等の調査研究の成果の創出状況(評価指標) ・国内外の専門家によるレビュー結果(モニタリング指標)
6. 安全を最優先とした持続的なバックエンド対策の 着実な推進	①安全確保を最優先とした取組を行って いるか。	【定性的観点】 ・人的災害、事故・トラブル等の未然防止の取組状況(評価指標) ・品質保証活動、安全文化醸成活動、法令等の遵守活動等の実施状況(評価指標) ・トラブル発生時の復旧までの対応状況(評価指標)
		【定量的観点】 ・人的災害、事故・トラブル等発生件数(モニタリング指標) ・原子力規制検査等における指摘件数(モニタリング指標)
	②持続的なバックエンド対策を進めるために必要な体制の強化を行う取組が十分であるか。	【定性的観点】 ・バックエンド対策に係る体制強化の取組状況(評価指標)
	③長期間にわたる廃止措置マネジメント に必要なリスクの把握・対応策、予算、人 材育成・知識継承等の情報を含む具体 的計画を策定する取組が十分であるか。	【定性的観点】 ・必要なリスクの把握・対応策、予算、人材育成・知識継承等の情報を含む具体的計画を策定の取組状況(評価指標)
(1)廃止措置・放射性廃 棄物処理処分の計画的遂 行と技術開発	④原子力施設の廃止措置及び放射性廃棄物の処理処分の計画的遂行と低コスト化や廃棄物量を少なくする技術開発を推進し、課題解決につながる成果が得られているか。	・廃止措置で得られた知見のとりまとめ及び処理処分に係る先駆的な技術開発成果の創出状況並びにこれらの関係機関との情報共有の取組状況(評価

中長期目標	主な評価軸	備考(関連する評価指標、モニタリング指標等)
(2)敦賀地区の原子力施 設の廃止措置実証のため の活動	⑤ もんじゅ」の廃止措置に向けた取組・ 成果が適切であったか。	【定性的観点】 ・廃止措置に向けた取組の状況(評価指標)
V// [封]	⑥「ふげん」の廃止措置に向けた取組・成果が適切であったか。	【定性的観点】 ・廃止措置に向けた取組の状況(評価指標)
	⑦原子力施設の先駆的な廃止措置及び 技術開発を推進し、課題解決につながる 成果が得られているか。	【定性的観点】 ・廃止措置及び先駆的な技術開発成果の創出状況(評価指標) ・クリアランスの進捗状況(評価指標) ・廃止措置のコスト低減への貢献(モニタリング指標)
(3)東海再処理施設の廃 止措置実証のための活動	⑧廃止措置に向けた取組・成果が適切で あったか。	【定性的観点】 ・安全性向上対策の実施状況(評価指標) ・高レベル放射性廃液のガラス固化の実施状況(評価指標) ・RETF の利活用に向けた取組の実施状況(評価指標) ・LWTF の整備状況(評価指標)
		【定量的観点】 ・高レベル放射性廃液の処理割合(評価指標)
	⑨原子力施設の先駆的な廃止措置及び 技術開発を推進し、再処理施設の廃止措 置技術体系の確立につながる成果が得 られているか。	【定性的観点】 ・再処理施設の廃止措置技術体系の確立に向けた取組の進捗状況(評価指標) ・ガラス固化技術開発及び高度化への進捗状況(評価指標) ・民間の核燃料サイクル事業に対する技術支援状況(評価指標) ・外部への成果発表状況(モニタリング指標)
7. 原子力安全規制行政 及び原子力防災に対する 支援とそのための安全研 究の推進	①組織を区分し、実効性、中立性及び透明性を確保した業務ができているか。	【定性的観点】 - 規制支援業務の実施体制(評価指標) - 審議会における審議状況、答申の業務への反映状況(評価指標)
元071年正		【定量的観点】 ・予算・決算、職員数などの研究資源の維持・増強の状況に係る数値(モニタリング指標)
	②安全を最優先とした取組を行っているか。	【定性的観点】 ・人的災害、事故・トラブル等の未然防止の取組状況(評価指標) ・安全文化醸成活動、法令等の遵守活動等の実施状況(評価指標) ・トラブル発生時の復旧までの対応状況(評価指標)
		【定量的観点】 ・人的災害、事故・トラブル等発生件数(モニタリング指標)
(1) 原子力安全規制行政 に対する技術的支援とそ のための安全研究	③安全研究の成果が、国内外の最新知見を踏まえて、国際的に高い水準を達成し、公表されているか。	【定性的観点】 ・国際水準に照らした安全研究成果の創出状況(実験データの取得・活用、解析コードの開発・改良等)(評価指標) ・国内外への安全研究成果の発信状況(評価指標)
		【定量的観点】 ・論文公表数(掲載誌のインパクトファクターを併記)、報告書数、表彰数、招待講演数等(モニタリング指標)
	④技術的支援及びそのための安全研究が原子力安全規制に関する技術的課題 や国内外の要請に適合し、原子力の安全の確保に貢献しているか。	【定性的観点】 ・原子力規制委員会の技術的課題の提示又は要請等を受けた安全研究の実施状況(評価指標)
		【定量的観点】 ・創出した安全研究成果の原子力規制委員会への報告件数(評価指標) ・安全研究成果の規制への活用等の原子力安全規制行政に対する技術的な支援件数(評価指標) ・原子力施設等の事故・故障の原因究明及びこれの原子力安全規制行政への反映に係る支援件数(評価指標)

中長期目標	主な評価軸	備考(関連する評価指標、モニタリング指標等)
	⑤人材育成のための取組が十分であるか。	【定性的観点】 ・我が国の原子力安全規制行政を高い見地から支援できる人材を輩出することを目的とした計画的な人材育成への取組状況(評価指標) ・規制機関等の人材の受入れ・育成状況(評価指標) ・規制機関等への人材の派遣状況(評価指標) ・大学、研究機関、学会等との連携による人材育成への取組状況(評価指標) 【定量的観点】 ・若手研究者による論文公表数(掲載誌のインパクトファクターを併記)、国内/国際学会での発表件数、表彰数等(モニタリング指標)
(2) 原子力防災等に対す る技術的支援	⑥原子力防災等に関する成果や取組が 関係行政機関等のニーズに適合し、対策 の強化に貢献しているか、また、原子力 災害時における緊急時モニタリング等の 技術力の向上と必要な体制強化・維持に 取り組んでいるか。	【定性的観点】 ・原子力災害時等における人的・技術的支援状況(評価指標) ・我が国の原子力防災体制基盤強化の支援状況(評価指標) ・原子力防災分野における国際貢献状況(評価指標) ・原子力災害への支援体制を維持・向上させるための人的・技術的取組状況(評価指標) 【定量的観点】 ・機構内専門家を対象とした研修、訓練等の実施回数(評価指標) ・国内全域にわたる原子力防災関係要員を対象とした研修、訓練等の実施回
		数(モニタリング指標) ・国、地方公共団体等の原子力防災訓練等への参加回数(モニタリング指標)

※なお、本評価軸等については、国の政策の変更、科学技術の発展、社会環境の変化そのほかの諸事情の変化等を踏まえて適宜柔軟に見直すこととする。

厚生労働省発政総 0218 第 1 号 令 和 4 年 2 月 18 日

独立行政法人評価制度委員会 委員長 澤田 道隆 殿

> 厚 生 労 働 大 臣 後 藤 茂 之

独立行政法人労働政策研究・研修機構第五期中期目標の策定について(諮問)

標記について、別紙により独立行政法人評価制度委員会の意見を求める。

独立行政法人労働政策研究・研修機構中期目標(案)

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人労働政策研究・研修機構(以下「機構」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のとおり定める。

令和4年 月 日 厚生労働大臣 後藤 茂之

第1 政策体系における法人の位置付け及び役割

1 法人の使命

機構は、内外の労働に関する事情及び労働政策についての総合的な調査及び研究等並びにその成果の普及を行うとともに、その成果を活用して厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他の関係者に対する研修を行うことにより、我が国の労働政策の立案及びその効果的かつ効率的な推進に寄与し、もって労働者の福祉の増進と経済の発展に資することを目的としている(独立行政法人労働政策研究・研修機構法(平成14年法律第169号)第3条)。

国の政策の実現に向けて、機構においては、労働政策の企画立案及びその効果的かつ 効率的な推進に資する客観的かつ質の高い労働政策研究及び労働行政職員研修が確実 に実施されることが不可欠である。

労働政策の研究については、政策の評価・検証を含め、既存の政策に縛られず、質の高い研究を実施するため、一定の独立性を持った機関により実施される必要がある。また、労働行政に従事する職員等に対する研修については、労働政策の研究を実施する研究員を同研修に関わらせるなど、研究と密接に連携させて実施することにより、研修を受ける職員と研修に携わる研究員との双方に一定のシナジー効果を発揮させることが可能となることから、労働政策の研究を実施する機関において行われることが重要である。

2 現状と課題

機構は、日本で唯一の労働政策に関する調査研究を担う独立行政法人として、労使双方の信頼の下、中長期的な視点から具体的な労働政策の課題に対し学術的・学際的な分析を行う独自のプロジェクト研究を実施するとともに、厚生労働省の要請に基づく新たな政策課題に係る「課題研究」及び「緊急調査」にも迅速に対応することで労働政策の企画・立案に貢献している。これらは、機構の強みである法学、経済学、社会学、教育学、心理学など労働に関する幅広い専門分野の研究員を擁し、厚生労働省の政策ニーズ

を踏まえ、多面的な能力を有する研究員が課題の所在を自律的に深掘りし、ヒアリングやアンケート調査を通じて得たデータを分析してエビデンス等を提供していることによるものである。

他方、近年、グローバル化、AI、ICT化等新技術の進展が著しく、産業・社会構造が 劇的に変化する中、企業のあり方やそこで働く労働者の雇用のあり方、働き方も大きな 影響を受けている。また、少子高齢化の進行により人口構造が変化し、人生100年時代 を迎えるなか、社会保障制度、公的サービス、雇用制度も変容して行かざるをえない状 況である。こうした変化を踏まえた調査研究を行うためには、新たにAI、ICT、医療等 の理系分野や、社会保障、税制等に明るい研究人材との連携を一層広げることが課題で ある。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う雇用・就業への影響のような、当初想定していなかった雇用・労働分野の突発的な課題が生じた場合に、柔軟かつ効果的・効率的調査研究体制を整備し、機動的な対応を図ることも課題である。

3 法人を取り巻く環境の変化

少子高齢化による人口減少社会の進行、第4次産業革命下におけるビッグデータ、AI、ロボットなどの技術革新に伴う産業構造の変化によって、我が国の労働市場を取り巻く環境が変化しており、我が国の労働法制も大きく変化している。

また、グローバル経済の進展により、各国が抱える課題の共通化が進むとともに、その解決は、その国の経済社会の状況、労働環境等により異なるものであり、国・地域ごとの諸事情を踏まえて理解する必要が生じている。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大によってテレワーク等の活用が進み、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方が広まりつつある一方、感染症の影響による休業や失業が増加し、非正規雇用労働者やフリーランス、飲食業・宿泊業等特定の業種に従事する労働者に大きな影響が出るなど、当初想定していなかった緊急の課題にも直面することとなった。

労働行政職員研修については、新型コロナウイルス感染症への対応を機に導入した非対面(オンライン)の研修の長所を活かし、集合研修との双方のメリットを最大限活用した効果的かつ効率的な研修方式の検討が必要である。

これらを踏まえ、機構は、我が国の労働政策の企画立案及びその効果的かつ効率的な 推進に寄与するという目的の下、第5期中期目標期間においては、労働市場を取り巻く 環境の変化等も見据えた重要課題についてのエビデンス等を得る観点から厚生労働省 において提示する視点を踏まえて実施するプロジェクト研究を中心に、機構が実施する 業務の質の確保を図りつつ、より一層厚生労働省の労働政策の企画立案及び推進に資す る労働政策研究及び労働行政担当職員研修を効果的かつ効率的に実施するものとする。

(別添) 政策体系図及び一定の事業等のまとまり

第2 中期目標の期間

通則法第29条第2項第1号の中期目標の期間は、令和4年4月から令和9年3月までの5年とする。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

1 労働政策研究【重要度:高】

(1) 労働政策の企画立案に貢献する研究の重点化

次に掲げる労働政策研究については、国の労働政策決定に貢献するために中長期的な視点で体系的・継続的に研究を行うからこそ有している高い専門性や知見を最大限に活かし、引き続き民間企業及び大学等の研究機関においては実施が困難な研究内容に一層厳選して実施することで、調査研究の重複による非効率性を排除するとともに、厚生労働省の労働政策の企画立案及び推進に貢献することができる質の高い調査研究に一層重点化すること。

また、中長期的な課題も含め、厚生労働省と連携して労働政策の動向を適切に把握し、対応するとともに、今後、現時点では想定していない様々な政策課題が生じた際にも適切に対応できるよう、引き続き労働政策の基礎となる研究を体系的・継続的に推進すること。

イ プロジェクト研究

現在、我が国が直面する別紙に掲げる中長期的な労働政策の課題について、長期間にわたるデータ等の蓄積を活用した実態把握や分析等を行い、政策的インプリケーション等を、政策担当者をはじめとした労働政策関係者に提供することを目的として実施する労働政策研究。

労働市場を取り巻く環境の変化等も見据えた労働行政に関する中長期的な政策の 方向性を踏まえ、以下に掲げる4つの視点の下で、研究ニーズの変化に柔軟に対応し つつ、機構内外の幅広い人材の参加を得て、中期目標期間を通じて実施すること。

- ① 働き方の多様化が進展したことによる影響を把握する視点
- ② 20年先の働き方を見据え、新しい労働政策を構築する視点
- ③ 労働政策の基礎となる研究を体系的・継続的に推進していく視点
- ④ 実施された施策の効果を検証し、より効果的かつ効率的な労働政策のための知見 を得る視点

また、それぞれのプロジェクト研究に関して、責任を持って実施する研究部門を設け、これをプロジェクト研究推進の中核とし、必要に応じて部門を越えた研究員の参加などの横断的な実施体制を組むこと。

口 課題研究

重要性の高い新たな政策課題について、厚生労働省からの要請に基づき、政策の企画立案の検討等に資するよう、研究対象とする政策課題を取り巻く労働分野における客観的かつ質の高いエビデンス等を研究成果として提供することを目的として実施する労働政策研究。

年度ごとの政策ニーズを整理して研究テーマを設定し、厚生労働省に研究成果を提供すること。

ハ 緊急調査

厚生労働省の緊急の政策ニーズに対し、厚生労働省からの要請に基づき、迅速・的 確に必要なデータ等を提供することを目的として実施する調査。

四半期ごとに政策ニーズを把握し、速やかに成果を出して厚生労働省に提供すること。

(2) 研究の実施体制等の強化

労働政策の研究において考慮すべき領域が広がっていることから、関連する他の研究機関との研究交流等や、他分野の専門家等と協力・連携して研究を行う取組を進めていくことにより、他の研究機関等との知見の共有にも留意しつつ、研究の実施体制等の強化を図ること。

また、新型コロナウイルス感染症の影響に係る研究など、突発的に生ずる課題についても可能な限り機動的に対応すること。

(3) 国際研究交流(国際共同研究を含む)の実施

グローバル経済の進展により、各国が抱える課題の共通化が進むとともに、その解決は、その国の経済社会の状況、労働環境(労使関係を含む)等により異なるものであり、国・地域ごとの諸事情を踏まえ理解する必要があることから、各国の研究者、研究機関と一層の交流・研究を図るとともに、各国の抱える諸課題への対応について、

知見の共有を図り、研究調査の向上を図ること。

また、各国共通の労働分野の課題に関するものを中心に、研究成果等の普及や互いの労働政策研究の質の向上を図る国際セミナー等を実施するとともに、国際会議・国際学会等に積極的に参加し、研究成果等の発信を図ること。

これらの取組を進めていくことで、研究者の人材育成を推進するとともに、機構の 労働政策研究の国際的プレゼンスを更に高めていくこと。

(4) 適切な指標の設定及び研究ニーズの多様化等への機動的な対応

すべての労働政策研究について、外部の有識者から構成されるリサーチ・アドバイザー部会等の機構の外部評価機関を活用し、その達成度を含めて厳格に評価を行うなど、労働政策への貢献度合い等を評価するに当たって目標水準の妥当性を検証して分かりやすい指標を設定するとともに、その把握方法の工夫に努めること。

また、研究ニーズの把握に当たっては、働き方の多様化が進展していることを踏まえ、働き方の多様化に関する新しい団体等との意見交換等を幅広く実施し、あらかじめ研究テーマごとに具体的な利用目的を明確にするとともに、上記指標に係る数値目標を設定し、プロジェクト研究については、調査研究の事前・中間・事後の各段階で外部の有識者から構成されるリサーチ・アドバイザー部会等の機構の外部評価機関の活用によりその達成度を含め厳格な評価を実施すること。その際、評価を踏まえて、中間段階で成果が期待できないと評価されたテーマは廃止することなども含め、研究ニーズの変化に機動的に対応できる体制を構築することで、労働政策の企画立案に貢献する調査研究に一層重点化し、調査研究の質の向上を図ること。さらに、当該評価の結果を公開すること。

(5) 評価における指標

労働政策研究に関する評価について、以下の指標を設定する。

- 1. 中期目標期間中のリサーチ・アドバイザー部会等の機構の外部評価において下記の 採点基準により研究成果について平均点2.0以上の評価を得ること。〔成果ごとに、 S評価(大変優秀) = 3点、A評価(優秀) = 2点、B評価(標準) = 1点、C評価 以下=0点〕(第4期実績: 2.25)
- 2. 厚生労働省より「政策貢献が期待できる」との評価を受けたプロジェクト研究サブテーマを、中期目標期間中においてテーマ総数の90%以上確保すること。(第4期実績平均:100%)
- 3. 労働関係法令・指針・ガイドラインの制定・改正、予算・事業の創設・見直し、政策評価、審議会・検討会、政党・労使団体への説明での活用、政府の法案提出に繋がった研究成果を、成果総数(※)の85%以上得ること。(第4期実績平均:92.9%)

- (※)別紙に掲げるプロジェクト研究のテーマのうち、「労使関係」に該当する分野 の研究成果を除く。
- 4. 労働政策研究の成果についての有識者を対象としたアンケート調査を実施し、下記 基準により2.2以上の評価を得ること。〔大変有益:3、有益:2、あまり有益でない: 1、有益でない:0〕 (第4期実績平均:2.4)
- 5. 内外の関連する他の研究機関との研究交流等を促進するとともに、研究員が出席した国際会議、国際学会等において、研究成果等について発表を積極的に行い、会議等での交流を踏まえつつ先進国及びアジア諸国を中心に幅広く海外の研究機関との連携体制の構築を図ること。また、機構から積極的に英語での情報発信を図ること。

(参考指標)

- ○厚労省との連携実績
 - ・厚生労働省とのハイレベル会合等開催実績
 - ・ 行政担当者の研究参加人数
 - ・厚生労働省その他行政機関の審議会・研究会等への参画件数
 - ・ 労働政策担当者向け勉強会の開催実績
- ○民間等との連携実績
 - ・労使団体等との会議開催実績
 - ・働き方の多様化に関する新しい団体等との意見交換回数
 - ・他の研究機関等との共同研究・研究交流実績
 - ・労使団体・地方公共団体・NPO等に向けた講演回数
- ○成果活用実績等
 - ・成果の取りまとめ件数
 - ・審議会・検討会等での活用件数

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・調査研究の評価に関する指標については、客観性を持った厳格な評価を実施する観点 から、外部の有識者による評価を重点的に評価することとする。
- ・プロジェクト研究について、労働政策の企画立案及び実施への貢献度を測る指標として、厚生労働省の実務担当者による評価を指標として採用することとする。
- ・労働政策の企画立案及び推進への貢献度を測る指標として、政策に関する検討及び立 案に結びつくような質の高い研究の量を指標として設定することとする。
- ・研究交流等の促進及び研究員の人材育成を図るとともに、海外交流の度合いや、国際的な研究拠点としての機能を測る指標として、研究員の国際会議等での研究成果等の発表、英語での情報発信や、海外の研究機関との連携体制の構築を定性的指標として設定することとする。

・目標水準について、基本的には、既存の指標は第4期中期目標期間(平成29年度~令和3年度)の実績を踏まえ、第4期の目標水準以上の水準を設定することとする。

【重要度:高とした考え方】

- 一人口減少社会の進行や多様な働き方の拡大、AIやICTを中心とした技術革新に伴う 産業構造の変化など、我が国の労働市場を取り巻く環境が大きく変化している中で、 厚生労働省がこれらの課題に的確に対応した労働政策を適切に企画立案及び推進し ていくために、客観的かつ質の高い労働政策研究に基づくエビデンスが重要であるた め。
- 2 労働事情・労働政策に関する情報の収集・整理
- (1)情報の収集・整理に関する取組の推進

労働事情・労働政策に関する情報の収集・整理については、国内外の情報を分かりやすく整理し、政策担当者及び民間企業等の労使関係者による労働事情等に関する実態の把握や、労働政策の効果の検証に資するようなエビデンスを提供することを目的として、厚生労働省や外部の関係機関とも連携し、内外の労働事情、各種の統計データ等を継続的に収集・整理することで、有益かつ有効な情報を機動的かつ効率的に作成・情報提供できる体制の整備や、誰もが活用しやすいような情報の整理を図るとともに、国際化の進展により共通した課題に直面する国も多くなっていることを踏まえ、国際比較が可能なデータを中心に海外の調査・情報収集を実施すること。

また、労働政策の企画立案に関する議論の活性化を図るために、国際比較が可能なデータを含め、政策課題を取り巻く時宜に応じた情報の収集・整理についても機動的かつ効率的に対応するとともに、研究部門と調査部門の連携を密に実施することにより、労働政策研究の推進に資する調査・情報収集を推進すること。

さらに、オープンデータを推進し、社会全体の研究活動の活性化・効率化を促進する観点から、機構が調査研究を通じて取得したデータ等の利用促進を図ること。

(2) 評価における指標

情報の収集・整理に関する評価について、以下の指標を設定する。

- 1. 国内情報収集成果の提供件数を毎年度延べ140件以上確保する。(第4期実績平均: 152件)
- 2. 海外情報収集成果の提供件数を毎年度延べ150件以上確保する。(第4期実績平均: 159件)
- 3. 有識者を対象としたアンケート調査において、ホームページの国内労働事情を利用したことのある者から、下記基準により2.0以上の評価を得る。〔大変有益:3、有

益:2、あまり有益でない:1、有益でない:0〕 (新規指標のため実績なし)

- 4. 有識者を対象としたアンケート調査において、ホームページの海外労働情報を利用したことのある者から、下記基準により2.0以上の評価を得る。〔大変有益:3、有益:2、あまり有益でない:1、有益でない:0〕 (新規指標のため実績なし)
- 5. 有識者を対象としたアンケート調査において、ホームページの統計情報を利用した ことのある者から、下記基準により2.0以上の評価を得る。〔大変有益:3、有益: 2、あまり有益でない:1、有益でない:0〕 (新規指標のため実績なし)
- 6. 機構が調査研究を通じて取得したデータ等をデータ・アーカイブとして整備し公開する取組について、さらなる利用促進を図る。

(参考指標)

- ○内外労働事情、各種統計データ等の収集・整理・活用実績
 - ・モニター調査/定点観測的調査実績
 - ・「主要労働統計指標」、「最近の統計調査結果から」の作成件数
 - ・ホームページ掲載統計の充実・活用実績
 - ・アーカイブの充実・活用実績
 - · 各種刊行物等公表実績
- ○図書資料の収集・整理・活用実績
 - ・来館者、貸出、複写、レファレンスの件数

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・労使関係者等のニーズに対応した情報収集・整理の実績を測る指標として、国際比較 の重要度が増していることを踏まえ、国内外の情報収集成果の提供件数を採用するこ ととする。
- ・収集・整理された情報について、国内労働事情、海外労働情報、統計情報に区分し、 有識者による有益度評価を指標として採用することとする。
- ・オープンデータの推進に向けた取組を測る指標として、データ・アーカイブの利用促進を定性的指標として設定することとする。
- ・目標水準について、基本的には、既存の指標は第4期中期目標期間(平成29年度~令和3年度)の実績を踏まえ、第4期の目標水準以上の水準を設定することとし、新規の指標は第4期の類似実績を踏まえ、適切な水準を設定することとする。
- 3 労働政策研究等の成果及び政策提言の普及
- (1) 研究成果及び政策提言の更なる普及促進

労使実務家を始めとする国民各層における政策課題についての関心・理解を深める ことを目的として、研究成果の普及について、ホームページ等の多様な媒体を有機的 に連携させた情報発信を積極的に推進し、機構ホームページ等については成果普及の中心手段と位置付け、調査研究成果、情報の発信方法を再検討し、インターネットの更なる活用などにより、広報機能の更なる強化に努めること。

また、労働政策に関する政策提言については、政策的対応が特に求められる諸課題について、政策提言・政策論議の活性化を図ることを目的として、労働政策研究等の成果を踏まえ、機構内外の研究者、政策担当者、労使関係者等が参加する労働政策フォーラムを開催すること。

さらに、労働政策を取り巻く現状や機構における調査研究の成果を踏まえ、毎年度、 政策の検討課題・論点を抽出した上で、政策提言に係るレポートを作成し、厚生労働 省に提示するとともに、ホームページで公表するなど、政策提言機能の強化に努める こと。

(2) 評価における指標

成果及び政策提言の普及に関する評価については、以下の指標を設定する。

- 1. 労働政策研究等の成果について、メールマガジンを週2回発行すること。(メールマガジン:第4期実績:週2回)
- 2. メールマガジン読者への有意義度評価で、下記基準により2.0以上の評価を得る。 〔大変有意義:3、有意義:2、あまり有意義でない:1、有意義でない:0〕(第4 期実績平均:2.33)
- 3. 労働政策フォーラムを中期目標期間中において26回以上(うち各年度3回以上はオンラインによる。)開催する。(第4期実績:27回)
- 4. 労働政策フォーラムについて、オンライン開催の場合において平均430人以上の参加者を確保するとともに、参加者への有意義度評価で、下記基準により2.2以上の評価を得る。〔大変有意義:3、有意義:2、あまり有意義でない:1、有意義でない:0〕(第4期実績平均:2.41)

(参考指標)

- ○メールマガジン読者数
- ○記者発表回数
- ○政策論議への貢献実績
 - ・マスメディア (新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等)、政党・国会議員等に対する情報 提供・引用、問い合わせ対応件数
- ○「調査研究活動」に関するホームページのページビュー数
- ○研究専門雑誌の有益度
- ○東京労働大学講座受講者有意義度

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・成果の普及については、効率的かつ効果的な手段を用いて定期的に実施することが有効である。また、各媒体の有効性について客観的な視点から評価を得ることは、研究ニーズの把握にも重要であるため、メールマガジンの発行回数及び有意義度評価を指標として設定することとする。
- ・労働政策フォーラムについては、政策議論の場の提供を目的としているものであり、 事業内容の重要性を考慮し、効率的かつ効果的な頻度で実施する必要があるため、実 施回数及び有意義度評価を評価の指標に採用することとする。
- ・目標水準について、基本的には、既存の指標は第4期中期目標期間(平成29年度~令和3年度)の実績を踏まえ、第4期の目標水準以上の水準を設定することとし、新規の指標は第4期の類似実績を踏まえ、適切な水準を設定することとする。

4 労働行政担当職員その他の関係者に対する研修

(1) 研修ニーズへの的確な対応及び研修の効果的実施

労働大学校で実施する研修コースについては、労働行政に従事する職員等に対し、 機構が実施する労働政策の研究成果を活用し、労働行政を取り巻く現状や課題、労働 政策の動向、窓口対応手法等、業務に従事するに当たり必要な知識等を修得させるこ とを主な目的として実施するものであることから、引き続き新たな行政ニーズに迅 速・的確に対応した研修コース・科目の設定やその円滑な運営を図るとともに、事例 研究や演習、経験交流等、現場力の強化に資する真に必要な研修を、厚生労働省研修 担当部局との緊密な連携・協働の下、効果的に実施することにより、研修を受講する 職員等が、現場においてそれらの知識や技能を最大限活用して業務を遂行し、円滑な 労働行政が推進されることに貢献すること。

また、研修の事前・事後の各段階で外部の有識者からの意見を得て、研修の質の向上を図ること。

さらに、研修実施にあたっては、労働行政機関の研修に対する要望の把握、分析によって、労働行政職員の専門能力の向上、全国斉一的な行政運営の確保に資する研修の実施を図るとともに、非対面(オンライン)の研修と集合研修の双方のメリットを最大限活用した方式によって、研修が効果的に実施できるよう研修環境の整備を図ること。

(2) 研究と研修の連携によるシナジー効果の発揮

研究を通じて得られた成果を活用した効果的な研修の実施や、研修生との交流等を通じたより実態に即した研究への貢献などを通して、研究と研修の連携によるシナジー効果を発揮させることにより、相互の質の向上を図ることを目的として、労働行政

職員に対する公開講座の実施等、研究員の研修への積極的な参画に引き続き取り組むとともに、第一線の業務に密接に関連する職業相談技法の研究、就職支援ツールの研究開発など研究・研修双方の内容の充実を図ること。

(3) 評価における指標

研修に関する評価については、以下の指標を設定する。

- 1. 研修生に対する事後調査(修了後半年から1年程度)により、毎年度平均で90%以上の者から、業務に生かせているとの評価を得ること。(第4期実績平均:97.1%)
- 2. 当該研修生の上司に対する事後調査(修了後半年から1年程度)により、毎年度平均で90%以上の者から役に立っているとの評価を得ること。(第4期実績平均:98.8%)
- 3. 労働行政職員オンライン公開講座の開発・改善を毎年度3件以上得ること。(新規 指標のため実績なし)
- 4. 労働行政職員オンライン公開講座等の研究員の参画による研修の受講者を対象としたアンケート調査において、80%以上の者から有意義との評価を得ること。(新規指標のため実績なし)

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・研修ニーズへの的確な対応、研修生のその後の実務における研修効果の発現の程度を 測るアウトカム指標として、研修を受けた当事者及びその上司の有意義度評価を採用 することとする。
- ・研究と研修の連携を重視する観点から、労働行政職員に対する公開講座等の研修を受けた者の有意義度評価を指標として採用することとする。
- ・目標水準について、基本的には、既存の指標は第4期中期目標期間(平成29年度~令和3年度)の実績を踏まえ、第4期の目標水準以上の水準を設定することとし、新規の指標は第4期の類似実績を踏まえ、適切な水準を設定することとする。

第4 業務運営の効率化に関する事項

通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

1 内部統制の適切な実施

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」 (平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知)を踏まえ、内部統制の推進等に関する規程等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、各種会議や研修等を 通じて、役職員で認識を共有すること。

また、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これら点検・ 検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うこと。

2 組織運営・人事管理に関する体制の見直し

質の高い労働政策研究の実施のため、引き続き優秀な人材の確保・育成を図りつつ、 効率的かつ効果的な組織運営を図るため、以下の取組を行うこと。

(1) 人材の確保・育成

職員の専門的な資質と意欲の向上を図るため、業務研修への参加等を積極的に奨励し、職員のキャリア形成支援を計画的に行うとともに、研究員については、外部研究者と交流を行うための学会活動を奨励し、自己研鑽の機会の拡大を図ること。

(2)組織運営

それぞれのプロジェクト研究に関して、責任を持って実施する研究部門を設け、これをプロジェクト研究推進の中核とし、必要に応じて部門を越えた研究員の参加などの横断的な実施体制を組むことや、外部研究員の活用や民間との連携等により、研究の実施体制等の強化を図ること。

また、機構全体として働き方改革を進めていく観点から、目標管理制度に基づく業績評価と能力評価を柱とした人事評価制度の的確な運用を行うとともに、機構全体として、長時間労働の防止、育児・介護等との両立支援、職員の心の健康の保持・増進のための体制を整備し、柔軟な働き方による効率的かつ効果的な組織運営を目指すこと。

3 情報システムの整備及び管理

情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備を行う。

また、政府機関のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、これに基づき、ハード及びソフトの両面での不断の見直し、役職員の高い意識を保持するための適時適切な研修など情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。

さらに、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。

4 業務運営の効率化に伴う経費節減等

(1)業務運営の効率化

運営費交付金を充当して行う業務について、より一層の業務運営の効率化を推進し、一般管理費(公租公課等の所要計上を必要とする経費を除く。なお、当該経費についても不断の見直しにより厳しく抑制を図るものとする。)については、令和8年度において、令和3年度と比べて15%以上節減すること。業務経費については、令和8年度において、令和3年度と比べて5%以上節減すること。

(2) 適正な給与水準の検証・公表

役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分 考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に 計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。

(3) 適切な調達の実施

調達について、公正かつ透明な調達手続きによる適切で、迅速かつ効果的な調達を 実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施 し、一者応札の件数の割合を第4期中期目標期間の実績平均以下にする取組を進める ことにより、効率的な予算執行及び運営費交付金の適切かつ効率的な使用に努めるこ と。

また、契約監視委員会等を通じて、契約の適正な実施について点検を受けること。

(4) 保有資産の見直し

保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、 その保有の必要性について検証し、不断に見直しを行うこと。

また、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うこと。

(5) 電子化の推進

ペーパーレス会議やWEB会議の更なる活用等により、業務の電子化を推進すること。

第5 財務内容の改善に関する事項

通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。

「第4業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。第2に、独立行政法人会計基準の改訂等を踏まえ、運営費交付金の会計処理に当たっては、原則として業務達成基準による収益化を採用し、収益化単位ごとに予算と実績を管理する体制を構築すること。第3に、出版物等の成果物の販売や教育講座事業の受益者負担による自己収入の確保に努めること。

(別紙)

【プロジェクト研究テーマ】

- ① 労働市場とセーフティネットに関する研究
- ② 職業構造・キャリア形成支援に関する研究
- ③ 技術革新と人材開発に関する研究
- ④ 多様な人材と活躍に関する研究
- ⑤ 多様な働き方と処遇に関する研究
- ⑥ 多様な働き方とルールに関する研究

(独)労働政策研究・研修機構の政策体系図

貢献

(1) 労働政策の現状・課題と機構の役割

労働政策研究・研修の必要性

・人口減少社会の進行、多様な働き方の拡大、技術革新に伴う産業構造の変化等の労働市場を取り巻く環境の変化

厚生労働省が労働政策を適切に企画立案及び推進していくためには、質の高い労働政策研究及び労働行政研修が確実に実施されることが不可欠。

(2) 機構の事業

1 労働政策の総合的な調査研究

- 〇プロジェクト研究(中長期的な労働政策の課題に対応)
- ○課題研究(重要性の高い新たな政策課題に対応)
- ○緊急調査(緊急の政策ニーズに対応)

機構の役割

〇内外の労働に関する事情及び労働政策についての総合 的な調査及び研究等並びにその成果の普及を行うこと

○その成果を活用して厚生労働省の労働に関する事務を 担当する職員その他の関係者に対する研修を行うこと

我が国の労働政策の立案及びその効果的かつ効率的な 推進に寄与し、もって労働者の福祉の増進と経済の発展 に資する。

> 厚生労働省との連携を図りつつ、 機構が研究と研修を実施

研究成果の活用・ 研修への参画

4 労働行政担当職員等に対する研修

- 〇一般研修(業務の基礎を身につける)
- ○専門研修(専門性を身につける)
- ○管理監督者研修(管理能力を身につける)

行政現場の課題、 問題意識の吸い上げ

2 情報の収集・整理

- 〇国内外の労働事情等に関する情報収集
- ○収集したデータのわかりやすい整理

3 成果・政策提言の普及

- ○ホームページ、メールマガジン等を通じた 国民各層への情報発信 ○労働政策フォーラムの開催 など
- ・調査研究の成果により、厚生労働省に対して政策的インプリケーションの提示や政策論議に必要な エビデンスの提供を通じて、法律改正などの労働政策の企画立案に貢献
 - ・現場力の強化に資する研修により、第一線の労働行政職員(ハローワーク、労働基準監督署職員等)の 資質及び業務遂行能力を向上させ、効果的かつ効率的な労働政策の推進に寄与

一定の事業等のまとまり

- 1 労働政策の総合的な調査研究事業(第3-1)
- 2 情報の収集・整理事業(第3-2)
- 3 成果・政策提言の普及事業(第3-3)
- 4 労働行政担当職員等に対する研修事業(第3-4)

(独)労働政策研究・研修機構(JILPT)の使命等と目標との関係

(使命)

JILPTは、内外の労働に関する事情及び労働政策についての総合的な調査及び研究等並びにその成果の普及を行うとともに、その成果を活用して厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他の関係者に対する研修を行うことにより、我が国の労働政策の立案及びその効果的かつ効率的な推進に寄与し、もって労働者の福祉の増進と経済の発展に資することを目的としている。

(現状・課題)

〇中長期的な視点から具体的な労働政策の課題に対し学術的、学際的な分析を行う独自の研究を実施するとともに、厚生労働省の要請に基づく研究、調査にも迅速に対応することで労働政策の企画・立案に貢献している。

〇近年、産業・社会構造が劇的に変化するなか、企業のあり方や労働者の働き方等も大きな影響を受けている。また、社会保障制度、公的サービス、雇用制度も変容して行かざるをえない状況である。こうした変化を踏まえた調査研究を行うためには、新たにAI、ICT、医療等の理系分野や、社会保障、税制等に明るい研究人材との連携を一層拡げることが課題である。また、雇用・労働分野の突発的な課題が生じた場合に備え、柔軟かつ効果的・効率的な調査研究体制・運営手法の整備も課題である。

(環境変化)

○少子高齢化による人口減少社会の進行、第4次産業革命下におけるビッグデータ、AI、ロボットなどの技術革新に伴う産業構造の変化によって、我が国の労働市場を取り巻く環境が変化しており、また、我が国の労働法制も大きく変化している。

〇新型コロナウイルス感染症の拡大によってテレワーク等が広まり、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方が広まりつつある一方、感染症の影響による休業や失業が増加し、非正規雇用労働者やフリーランス、飲食業・宿泊業など特定の業種に従事する労働者に大きな影響が出るなど、当初想定していなかった緊急の課題にも直面することとなった。

(中期目標)



- 〇「働き方の多様化が進展したことによる影響を把握する視点」をもって労働政策研究を実施する。
- 労働政策の研究において考慮すべき領域が広がっていることから、関連する他の研究機関との共同研究、研究交流の促進、他分野の専門家等と協力・連携して研究を行う取組を進めていくことにより、研究の実施体制の強化を図る。
- 〇グローバル経済の進展により、各国が抱える課題の共通化が進むとともに、その解決は、その国の経済社会の状況、労働環境(労使関係を含む)等により異なるものであり、国・地域毎の諸事情を踏まえ理解する必要があることから、各国の研究者、研究機関と一層の交流・研究を図るとともに、各国の抱える諸課題への対応について、知見の共有を図り、研究調査の向上を図る。

国官技第 277 号 国官会第 19386 号 国 北 参 第 29 号 3 農会第 638 号 令和4年2月18日

独立行政法人評価制度委員会 委員長 澤田 道隆 様

国土交通大臣 斉藤 鉄夫 (公印省略)

農林水産大臣 金子 原二郎 (公印省略)

国立研究開発法人土木研究所の 第5期中長期目標の策定について(諮問)

標記について、独立行政法人通則法 (平成 11 年法律第 103 号) 第 35 条 の 4 第 3 項に基づき、別紙につき独立行政法人評価制度委員会の意見を 求める。

国立研究開発法人土木研究所が達成すべき業務運営に関する目標(案)

第1章 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)

1. 政策体系における法人の位置付け

国は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の整合的な整備等を図ることを任務としており、国土交通省技術基本計画において、「国土交通行政における事業・施策を効果的・効率的に行うためには、それらを支える技術が不可欠」であるとするとともに、国土交通省政策評価基本計画において、政策目標及び施策目標として、「技術研究開発を推進する」及び「社会資本整備・管理等を効果的に推進する」ことを掲げている。

一方、独立行政法人は、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。)第2条第1項において、「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの」等を実施することとされているほか、同条第3項の規定において、国立研究開発法人は我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することとされている。

国立研究開発法人土木研究所(以下「土研」という。)は、国立研究開発法人土木研究所法(平成 11 年法律第 205 号。以下「土研法」という。)第3条及び第 12 条に規定されているとおり、

- ① 建設技術及び北海道開発局の所掌事務に関連するその他の技術のうち、土木に係るもの (以下「土木技術」という。)に関する調査、試験、研究及び開発
- ② 土木技術に係る指導及び成果の普及

等を行うことにより、土木技術の向上を図ることで、良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に資することを目的として設立された独立行政法人である。

政策体系図は、別紙1のとおり。

土研の使命等と目標との関係は、別紙2のとおり。

2. 法人の現状と課題

土研は、平成 13 年4月に独立行政法人化された。法人の目的、設立経緯から、国土交通省等との人事交流や現場への技術支援等の活動を通じて専門家を育て、現場のニーズを的確に把握し、研究開発した成果は速やかに社会実装につなげ、さらに成果の普及を図ってきた。また水災害・リスクマネジメント国際センター(ICHARM)のネットワークを利用するなどして国際貢献を行ってきている。

このような、土木分野における公的かつ総合的な研究機関として、その強みを活かして、次のような取組を進めミッションを果たしてきた。

<専門家集団としての現場ニーズの的確な把握>

土研は、河川や道路等を管理する現場事務所等への技術的支援を実施してきたとともに、国土交通 省等との人事交流を通じて、土木技術の専門家の集団として、現場におけるニーズを的確にとらえた課 題の特定を行ってきた。

<技術開発の社会実装化>

現場のニーズに基づいた研究開発の課題を特定し、現場で適用可能な技術として研究開発の成果を適時適切にとりまとめ、社会実装につなげてきた。

<現場の技術的支援>

激甚化する災害の現場や高度な技術的課題を抱える現場において、現場の要請に応えて技術的支援を行い、二次被害の防止や迅速な災害復旧、適切な調査や対策の立案などに貢献してきた。

<研究開発成果の普及>

土研は、国土交通省とも密接に連携し、国土交通省等の技術基準類の作成・改定に合わせて、必要なコア技術の研究・開発を行ってきた。土研の研究開発成果は、国土交通省の技術基準類に反映することにより、現場の課題の解決もしくは新しい技術の適用が可能となり、効率的・効果的な社会資本整備に貢献してきた。

土研は、日本政府とユネスコの協定に基づき設置した水災害・リスクマネジメント国際センター (ICHARM)のネットワークを利用するなどして、研究開発した土木技術による国際貢献を行ってきた。

<産学官との連携による技術開発の推進>

公正、中立の立場で産学官と適切な連携を図り、新たな土木技術の開発や現場への実装を促進してきた。

一方で土研の研究開発を推進するにあたり、限られた土研のリソースの中で、デジタル技術等の活用 に必要な多様な人材を確保することや所有する実験施設を新たな研究開発に即応するための整備・更 新を図ることなどが課題となっている。

3. 法人を取り巻く環境の変化

(1)自然災害の激甚化・頻発化

気候変動の進行により、水災害、土砂災害等が激甚化・頻発化しており、1時間雨量 50mm 以上の短時間強雨の発生頻度は、直近 30~40 年間で約 1.4 倍に拡大した。平成 30 年7月豪雨や令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨等、毎年のように甚大な被害が発生した。このような被害を踏まえて、あらゆる関係者の主体的な参画による国土の強靭性と地域の持続可能な発展が求められている。また、積雪寒冷地においては、暴風雪等による雪氷災害に備えた対策が求められている。

また、南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等の発生が切迫するとともに、こうした大規模地震と併せて、津波による甚大な被害も懸念される。さらに、火山の大規模噴火についてもいつ起こってもおかしくない状況にある。

(2) 老朽化の進行によるインフラ機能低下の加速

我が国においては、高度経済成長期以降にその多くが整備されたインフラについて、建設後 50 年以上経過する施設の割合は加速度的に増加傾向にあり、インフラが今後一斉に老朽化することから、維持管理・更新を確実に実施する必要がある。しかし、未だ予防保全型のメンテナンスサイクルは確立できておらず、適切に対応しなければ、中長期的なトータルコストの増大を招くのみならず、我が国の社会経済システムが機能不全に陥る懸念がある。

また、新規インフラの整備段階から「インフラを効率よく維持管理するためにはどのような構造が良いか」といったことを念頭に置くなど、将来の維持管理まで見据えた取組を行う必要性が指摘されている。 さらに、インフラの持つ潜在力を引き出すことが求められている。

(3)持続可能で暮らしやすい地域社会・地方創生の実現

近年のデジタル技術の進歩や、ライフスタイルや価値観の多様化、さらには新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域社会や暮らしの住まい方等は変化してきている。東京一極集中型から、個人や企業が集積する地域が全国に分散しそれぞれの核が連携し合う多核連携型の国土づくりを進め、新たな暮らし方、働き方、住まい方を支えるための基盤を構築すること、また、地域の自然や歴史文化に根ざした魅力・個性を活かしたまちづくりを進め、持続可能で暮らしやすい地域社会・地方創生を実現する必要性が指摘されている。特に、地方部においては、人口減少が進む中で持続的な経済成長を実現するためには、地域の資源を最大限に活かしつつ、地域の人や物の移動を支えるとともに、観光等、地域経済の核となる産業を下支えする基盤整備や機能強化が必要である。

また、ゆとりある豊かな暮らしの実現を図るため、賑わいをはじめとした多様なニーズに応える道路空間の構築や、魅力ある水辺空間の創出などを行う必要がある。

(4)地球温暖化等の環境問題

我が国においても、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指し、積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな経済成長につながるという発想の転換により、経済と環境の好循環をつくり出していくことが求められている。

また、地球温暖化緩和策のみならず、自然災害の激甚化・頻発化などの気候危機に対する気候変動 適応策の推進を図ることが求められている。自然環境との共生に対するニーズが高まっており、日常の空 間における自然環境との調和がますます重要になっている。加えて、SDGs に沿った環境に優しい地域 づくり、生態系ネットワークに配慮した自然環境の保全、健全な水循環の維持、環境負荷軽減に係る技 術開発や循環型社会の形成は引き続き重要な課題である。

(5)生産年齢人口の急激な減少

我が国は、人口減少・少子高齢化が進行していることから、生産年齢人口は今後も減少していくと考えられる。より少ない生産年齢人口で持続的な経済成長を実現するには、労働生産性の向上が非常に重要であるが、我が国の労働生産性は他の先進国と比べ低いとの指摘がある。そのような中ではあるが、建設分野においても生産性向上を強力に推進することが重要である。

(6)急速に進化するデジタル技術

近年様々な計測・観測技術、計算技術、AI 技術等のデジタル技術が急速に進化している中、建設現場においては、3次元データ・ICT 技術等を活用した i-Construction の推進等により、施工と維持管理の更なる効率化や省人化・省力化を進めるとともに、建設機械の普及等によるコスト縮減を含め生産性向上の取組を進める必要がある。このため、BIM/CIM の活用や 5G を用いた無人化施工等の現場実装の推進、AI・IoT 等の先端技術の開発促進などが求められている。

また、前節に示したとおり、人口減少・少子高齢化が進行する中で、社会資本を整備・管理する現場において、その担い手が減少していくため、補うものとしてDXによる業務・サービスの高度化、それによる生産性の向上が重要である。

(7)働き方の変革

新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、非接触が求められる中のデジタル化・スマート化の必要性、 テレワークやクラウドソーシング等の柔軟な働き方の広がり、などが挙げられる。また、新型コロナウイルス 感染症拡大に伴い、国内外を問わず、人の移動に制約が課されている。

これらの傾向の変化は、注視していく必要があるが、デジタル化・スマート化や柔軟な暮らし方、働き方、 ワークライフバランスなど、以前よりその必要性を指摘されていたものについては、新型コロナウイルス感 染症による変化を契機として、関連する取組を強化する必要がある。

4. 法人の役割(ミッション)

土研のミッションは、研究開発成果の最大化、すなわち、国民の生活、経済、文化の健全な発展その他の公益に資する研究開発成果の創出を国全体として「最大化」するという国立研究開発法人の第一目的を踏まえ、研究開発成果の社会への還元等を通じて、良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に貢献し、国土交通政策及び北海道開発行政に係る農水産業振興に関するその任務を的確に遂行することとする。土研はこのミッションを果たすため、国土交通省の地方整備局及び北海道開発局等の事業と密接に連携を図るものとする。

具体的には、2050 年カーボンニュートラルに向けた 2030 年度の削減目標や生産年齢人口減少等の 社会情勢を踏まえて、本中長期目標期間において、

- ①自然災害からいのちと暮らしを守る国土づくり
- ②スマートで持続可能な社会資本の管理
- ③活力ある魅力的な地域・生活
- に貢献するための研究開発等に重点的・集中的に取り組むものとする。

なお、研究開発等にあたっては、国土面積の約6割を占める積雪寒冷地の良質な社会資本の効率的な整備等にも留意するものとする。

5. 国の政策・施策・事務事業との関係

国土交通省技術基本計画は、国土交通行政における事業・施策のより一層の効果・効率の向上を実現し、国土交通技術が国内外において広く社会に貢献することを目的として、技術政策の基本方針を示し、技術研究開発の推進と技術の効果的な活用、技術政策を支える人材育成等の重要な取組を定めている。また、国土交通行政における事業・施策等の重要な取組を定める計画として、社会資本整備重点計画、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策、国土形成計画、北海道総合開発計画等がある。

さらに、北海道開発行政に係る農水産業の振興を図る調査、試験、研究及び開発等においては、食料・農業・農村基本計画、水産基本計画、みどりの食料システム戦略を踏まえ実施する。

これらのことから、土研は、国土交通省技術基本計画等を踏まえて、国が行う自然災害からいのちと暮らしを守る国土づくり、スマートで持続可能な社会資本の管理及び活力ある魅力的な地域・生活に貢献する研究開発等を推進するものとする。

第2章 中長期目標の期間

本中長期目標の期間は、令和4年4月1日から令和10年3月31日までの6年間とする。

第3章 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

土研は、第1章に示す法人の役割や法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、将来も見据えつつ社会的要請の高い課題に重点的・集中的に対応するものとする。研究開発を進めるにあたっては、組織横断的・分野横断的に柔軟に取り組むものとする。なお、新たな課題が生じた場合には、これらに係る研究開発への取組も同様とする。

その際、解決すべき政策課題ごとに、研究開発課題及び必要に応じ技術の指導や成果の普及等の研究開発以外の手段のまとまりによる研究開発プログラムを構成して、効果的かつ効率的に進めるものとする。なお、研究開発プログラムは、必要に応じてその内容を見直すなど柔軟な対応を図るものとする。

併せて、研究開発成果の最大化のため、研究開発においてもPDCAサイクルの推進を図ることとし、研究開発成果のその後の普及や国の技術的基準策定における活用状況等の把握を行うものとする。

土研は1.~3. に示す研究開発を一定の事業のまとまりと捉えて推進し、評価を行うものとする。なお、研究開発の実施にあたっては、次に述べる技術的支援、研究開発成果の普及、国際貢献、産学官連携、デジタル技術を活用した研究開発の各事項に取り組み、研究開発成果の最大化を図るものとする。

まず、技術的支援については、近年は、広域多発的な激甚災害等が発生しており、今後もその発生が 懸念されている状況においては、限られた専門家で効率的に技術的支援を行う必要があることから、平 常時の技術的支援を含めて、簡易かつ迅速に対応できる環境整備を行うことでより多くの現場の要請に 応える必要がある。そこで、遠隔でも効果的かつ多くの現場を対象に迅速な技術的支援の実現を図るも のとする。

研究開発成果の普及については、デジタル技術を活用して、より幅広い対象に視覚的に理解しやすい形で国内外に成果の普及を促進することで成果の最大化を図るとともに、土研が培った技術や経験・ノウハウを国内外に広く展開することで我が国の土木分野における技術力の向上が期待される。そのため、土研の研究開発成果については、これまで全国の主要都市で講演会・展示会や、マニュアル類の説明会等を行ってきたところであるが、デジタル技術を活用するなどにより、技術的支援を必要とする地方公共団体をはじめ、より幅広い対象に分かりやすい情報提供・発信を行って成果の普及を積極的に促進する。さらに、研究開発成果の普及にあたって民間の知見等を活かす際には、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)に基づき、出資並びに人的及び技術的援助の手段の活用を図るものとする。また、出資等を行う体制については、必要に応じて見直すものとする。

土木技術を活かした国際貢献については、関係機関とも連携しつつ、国際標準化や技術移転など成果の国際的な普及に戦略的に取り組み、我が国企業の国際競争力強化を支援するとともに、アジアをはじめとした世界への貢献を目指すものとする。

産学官連携によるイノベーションについては、様々な分野の機関との連携を推進することなどを通じて、民間企業等において新たに開発された技術の活用及び普及の促進により、建設現場にイノベーションをもたらし、生産性向上や労働力不足等に対応するとともに、品質や安全性の飛躍的な向上等に貢献することが期待される。このため、現場における研究課題の解決に向けて、国内外の幅広い知見を取り入れるため大学や民間企業等と適切な連携・人的交流を行うとともに、民間企業の研究開発促進や、開発した技術を現場で適用する環境の整備を図るため、第三者的な立場にある土研が中心となって、産学官連携を強化する。具体的には、研究開発の特性に応じ、政府出資金を活用した委託研究、統一規格の提案等を行い民間企業による技術開発の環境整備を推進するものとする。さらに、共同研究の積極的な実施により、民間企業と現場における課題を共有し、民間企業による技術開発の社会実装を促進するものとする。また、競争的研究資金等の外部資金の積極的獲得に取り組むものとする。

デジタル技術の研究開発への活用については、急速に進化するデジタル技術を活用することにより、 現場の飛躍的な生産性向上などに貢献する研究開発が求められていることから、研究開発においてもこ のようなデジタル技術に常に関心を持ち、現場における課題の解決にその技術を積極的に活用するもの とする。

1. 自然災害からいのちと暮らしを守る国土づくりへの貢献

気候変動等の影響により、自然災害の外力が増大し激甚化しているとともに、自然災害の発生が頻発化していることから、災害予測技術の開発、大規模な外力に粘り強く耐える施設の開発など、新たな技術的課題へ即応するための技術の研究開発等に取り組むものとする。

(1)水害、雪害など激甚化する気象災害

激甚化、頻発化する気象災害に対応し、地域が持続的に発展する中で国民が安心して生活を送ることに資するため、水災害の激甚化に対する流域治水の推進支援技術の開発、顕在化した土砂災害へのリスク低減技術の開発、極端化する雪氷災害に対応する防災・減災に関する研究開発等を行うものとする。

(2)切迫する巨大地震、津波

南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模地震の発生が切迫していることに対応し、大規模な外力に 粘り強く耐える施設の開発などに資するため、大規模地震に対するインフラ施設の機能確保技術に関す る研究開発等を行うものとする。

【重要度:高】自然災害からいのちと暮らしを守る国土づくりについては、国土交通行政における主要な位置を占めるものであり、国土交通省の社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)の重点施策や防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日閣議決定)の重要な目的になっており、災害大国である我が国の安全・安心の確保に対応するために極めて重要である。

【困難度:高】近年、極めて甚大な規模、あるいは広域的な災害が発生している中で、防災のための施設、設備は未だ十分ではないことに加え、生産年齢人口の減少も重なってきたことから、この課題を解決するためには、流域治水など発想の転換やデジタル技術の活用等による対処が必要となっており、短期間で課題を解決することは極めて困難である。

2. スマートで持続可能な社会資本の管理への貢献

インフラの老朽化に伴う機能低下の加速や生産年齢人口の減少に伴うインフラ管理の現場の担い手不足の対応として、3次元データや AI 等のデジタル技術を活用し、予防保全型メンテナンスへの転換、建設現場の生産性向上を推進するなど、現場の働き方を飛躍的に変革するため、より効率的な施設の管理に関する技術の研究開発に取り組むものとする。このことにより、インフラによる新たな価値を創造し、インフラの持続可能性を高めることへの貢献が期待される。

(1)インフラメンテナンスの高度化・効率化

老朽化によるインフラ機能低下の進行に対応し、我が国の適正な行政・社会経済システムの維持、トータルコスト縮減に資するため、構造物の予防保全型メンテナンスに資する技術開発、継続的な流域及び河道の監視・管理技術の開発、積雪寒冷環境下における効率的な管理技術の開発、インフラの長寿命・信頼性向上を目指した更新・新設に関する研究開発等を行うものとする。

(2)デジタル技術による施工・管理現場の改革

生産年齢人口の減少により現場の担い手が不足する中にあっても、これまでと同様にインフラの整備を行うには、生産性を格段に上げる必要があるため、デジタル技術を活用した自動化・自律化や品質管理手法等により、インフラの施工・管理を行う現場の働き方を改革する研究開発等を行うものとする。

【重要度:高】スマートで持続可能な社会資本の管理については、国土交通行政における主要な位置を 占めるものであり、国土交通省の社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)の重点施策や防 災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日閣議決定)の重要な目的になって おり、加速度的に進行するインフラの老朽化や生産年齢人口の減少による我が国の社会経済システムの 機能不全に対応するために極めて重要である。

【困難度:高】老朽化する施設の割合が加速度的に増加する中で、維持管理のための技術の蓄積はこれ

まで十分でないことに加え、生産年齢人口の減少も重なってきたことから、この課題を解決するためには、 従来の手法にとらわれずに発想の転換やデジタル技術の活用等による対処が必要となっており、短期間 で課題を解決することは極めて困難である。

3. 活力ある魅力的な地域・生活への貢献

心豊かで暮らしやすい地域社会の実現及び生活の質の向上に向け、活力ある魅力的な地域・生活を 形成する必要がある。そのために、気候変動の適応策の推進、カーボンニュートラルに貢献する技術開 発、美しい景観整備、収益力を支える農業水産基盤の整備・保全等に向けた技術の研究開発等に取り 組むものとする。

(1)持続可能な地域社会の実現

グリーン社会の実現に向けて、2050 年カーボンニュートラル実現に資する地球温暖化緩和策のほか、 気候変動適応策などにも取り組むことに加え、持続可能な水資源・水環境管理技術の開発、社会構造の 変化に対応した資源・資材活用・環境負荷低減技術の開発等を行うものとする。

(2)安全な暮らしと魅力的な地域・生活空間の整備

暮らしやすく魅力的な地域社会を実現するため、積雪寒冷地における安全な交通ネットワークの確保、地域社会・地域を支える冬期道路交通サービスの提供、快適で質の高い生活を実現するためインフラを多様なニーズに合わせて最適化する公共空間のリデザインに関する研究開発等を行うものとする。

(3)地域産業を支える農業・水産基盤の整備

今後想定される世界の食料需給の大幅な変化や気候変動等に起因する様々なリスクに対しても的確に対応し、北海道の特色を活かした食料供給力の確保・向上及び農水産業の持続的発展や農水産物の高付加価値化・輸出拡大を図るため、積雪寒冷地の農業基盤の整備・保全管理技術の開発、水産資源の生産力向上に資する寒冷海域の水産基盤の整備・保全に関する研究開発等を行うものとする。

第4章 業務運営の効率化に関する事項

1. 業務改善の取組に関する事項

効率的な業務運営を図るため、次の(1)と(2)に掲げる取組を推進するものとする。

なお、目標管理・評価の仕組みを徹底するという独立行政法人制度改革の趣旨を踏まえ、前章1.から3.までに掲げる事項ごとに情報公開を行い、法人運営の透明性の確保を図るものとする。

(1)効率的な組織運営

土木技術に係る我が国の中核的な研究拠点として、質の高い研究開発成果を上げ、その普及を図ることによる社会への還元等を通じて、良質な社会資本の効率的な整備等の推進に貢献するという役割を引き続き果たすために、必要な組織体制の整備・充実を図る。また、研究ニーズの高度化・多様化、デジタル技術の進化等の変化に機動的に対応し得るよう、柔軟な組織運営を図るものとする。

さらに、運営費交付金を充当して行う業務については、所要額計上経費及び特殊要因を除き、以下のとおりとする。

一般管理費のうち業務運営の効率化に係る額について、毎年度、前年度の予算額に対して3%に相当する額を削減するものとする。

業務経費のうち業務運営の効率化に係る額について、毎年度、前年度の予算額に対して1%に相当

する額を削減するものとする。

契約の合理化については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年5月 25 日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施すること等により、契約の適正化を推進し、業務 運営の効率化を図るものとする。また、契約に関する情報の公表により、透明性の確保を図るものとする。 随意契約については、「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成 26 年 10 月1日付け総管 査第 284 号総務省行政管理局長通知)に基づき明確化した、随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施するものとする。さらに、国立研究開発法人建築研究所等との共同調達の実施等により、業務の効率化を図るものとする。

(2)PDCA サイクルの徹底(研究評価の的確な実施)

研究開発評価を行い、評価結果を研究開発課題の選定・実施に適切に反映させることにより PDCA サイクルを徹底するものとする。

その際、長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等の研究開発の特性等に十分配慮した評価を行うものとする。

また、研究評価結果を踏まえて、取組状況を適切に分析・評価し、必要に応じて取組の方向性等を見直すものとする。

2. 働き方改革に関する事項

働き方改革については、年次休暇の取得促進及び時間外勤務の縮減に取り組むとともに、フレックス制度や新たに導入したテレワーク制度を活用し、柔軟な勤務形態を取り入れるものとする。また、事務手続の簡素化・迅速化を図るために、経済性を勘案しつつ、業務の電子化推進に努めるものとする。技術指導においても、遠隔で技術指導を行うためのハードウェア・ソフトウェアの設備を充実させて電子化を推進することで、現場の要請に対して迅速かつ細やかな支援を可能とし、これまで以上の質を担保した技術指導を行いつつ、出張等にかかる移動時間を大幅に省く。これらにより、職員の働き方改革の推進を図るものとする。

第5章 財務内容の改善に関する事項

運営費交付金を充当して行う事業については、本中長期目標に定めた事項に沿った中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うものとする。

独立行政法人会計基準の改訂(平成12年2月16日 独立行政法人会計基準研究会策定、令和3年9月21日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理するものとする。

保有資産の適正な管理の下、その有効活用を推進するため、保有する施設・設備については、業務に 支障のない範囲で、外部の研究機関への貸与及び大学・民間事業者等との共同利用の促進を図るもの とする。その際、受益者負担の適正化と自己収入の確保に努めるものとする。

また、知的財産の確保・管理については、知的財産を保有する目的を明確にして、必要な権利の確実な取得やコストを勘案した適切な維持管理を行うとともに、適切なマネジメントの下での公表や出資の活用も含めて普及活動に取り組み知的財産の活用促進を図るものとする。

第6章 その他業務運営に関する重要事項

1. 内部統制に関する事項

「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成 26 年 11 月 28 日付け総管査第 322 号総務省行政管理局長通知)に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実に行い、内部統制の推進を図るものとする。

研究開発等については、研究評価の取組により定期的な点検を実施し、その結果を踏まえた資源配分の見直し等を行うものとする。

理事長のリーダーシップの下で、自主的・戦略的な運営や適切なガバナンスが行われ、研究開発成果の最大化等が図られるよう、理事長の命令・指示の適切な実行を確保するための仕組み等による統制活動を推進するものとする。

また、土研の重要決定事項等の情報が職員に正しく周知されるよう情報伝達を徹底するものとする。

2. 人材確保・育成方針、人事管理に関する事項

第4期中長期目標期間中に開始した新たな方式による新規採用・経験者採用を引き続き積極的・計画的に実施することにより、土木分野に限らず土研の将来を担う多様な人材を安定的に確保するものとする。引き続き国土交通省、農林水産省等との人事交流等により、現場の感覚を併せ持ち課題を的確に把握・特定し解決する専門家として育成するとともに、戦略的に活用を図り、土研の中核である土木技術の専門家集団を社会資本整備・管理に係る専門家集団としてさらに強化していく。なお、人材の確保・育成にあたっては、リクルート活動の工夫や、女性の活躍を推進するための環境整備、多様な働き方の活用を図るものとする。

また、人事評価システムにより、職員個々に対する評価を行い、職員の意欲向上を促し、能力の最大限の活用等を図るものとする。

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、研究開発業務の特性等を踏まえた柔軟な取扱いを可能とするとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保が重要であることに鑑み、給与水準及びその妥当性の検証結果を毎年度公表するものとする。

なお、これらの事項については、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成 20 年法 律第 63 号)に基づいて定める「人材活用等に関する方針」に反映し、適宜方針の見直しを行うものとす る。

3. その他の事項

(1)リスク管理体制に関する事項

業務実施の障害となる要因の分析等を行い、当該リスクへの適切な対応を図るものとする。

(2)コンプライアンスに関する事項

土研におけるコンプライアンスについて、職員の意識浸透状況の検証を行い、必要に応じて規程や関係する取組の見直しを行うものとする。

特に、研究不正対応は、研究開発活動の信頼性確保、科学技術の健全な発展等の観点からも極めて 重要な課題であるため、研究上の不正行為の防止及び対応について、取組状況の点検や職員の意識 浸透状況の検証を行い、必要に応じて規程の見直しを行うなど組織として取り組むとともに、万が一研究 不正が発生した場合には厳正に対応するものとする。

(3)情報公開、個人情報保護に関する事項

適正な業務運営を確保し、かつ、社会に対する説明責任を確保するため、適切かつ積極的に広報活

動及び情報公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を推進するものとする。具体的には、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)に基づき、組織、業務及び財務に関する基礎的な情報並びにこれらについての評価及び監査に関する情報等をホームページで公開するなど適切に対応するとともに、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に基づき、保有する個人情報を適正に管理するものとする。

(4)情報セキュリティ、情報システムの整備・管理に関する事項

情報化の進展に伴って、機密情報の流出など、情報セキュリティインシデントを未然に防ぐため、体制の充実を図り、必要な対策を講じていく。また、不正アクセスなどの脅威を念頭に、職員の情報セキュリティに関する知識向上を図るものとする。

情報システムの整備・管理については、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年 12月 24日デジタル大臣決定)に則り適切に対応するものとする。

(5)保有資産の管理・運用に関する事項

業務の確実な遂行のため計画的な整備・更新等を行うとともに、所要の機能を長期にわたり発揮し続けることができるよう、適切な維持管理に努めるものとする。その上で、研究開発のニーズや試験装置、計測技術の進歩等に応じて、必要な更新を適切に図っていくものとする。また、大規模災害や事故などを契機として必要となる新たな研究開発に即応するため、施設の整備・更新を適時、適切に行うものとする。

保有資産については、必要性について不断に見直しを行い、土研が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行うものとする。

(6)技術流出防止対策に関する事項

技術の流出防止に細心の注意を払うとともに、技術流出防止に向けた所内の体制整備を図るものとする。

(7)安全管理、環境保全・災害対策に関する事項

防災業務計画を適時適切に見直すとともに、防災業務計画に基づいて適切に対応するものとする。また、災害派遣時を含め、職員の安全確保に努めるものとする。

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号)に基づき、環境負荷の低減に資する物品調達等を推進するものとする。

※本中長期目標の評価に関する主な評価軸は別紙3のとおり。

国立研究開発法人土木研究所に係る政策体系図(案)

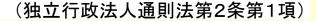


国土交通省

別紙1

独立行政法人の事務・事業

国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの等



土木研究所の業務

建設技術及び北海道開発局の所掌事務に関連するその他の技術のうち、土木に係るもの(土木技術)の向上を図り、良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に資するよう、以下の業務を行う。

- 土木技術に関する調査、試験、研究及び開発
- ・土木技術に関する指導及び成果の普及

筡

(国立研究開発法人土木研究所法第3条、第12条)

政府の方針等

国土交通省の方針等

国土交通省技術基本計画

社会資本整備重点計画

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策

国土形成計画

北海道総合開発計画

本中長期目標の期間における土木研究所の事務・事業

- ・<u>自然災害からいのちと暮らしを守</u> る国土づくり
- ・<u>スマートで持続可能な社会資本の</u> 管理
- ・<u>活力ある魅力的な地域・生活</u> に貢献するための研究開発等に重 点的・集中的に取り組むものとする。

農林水産省の方針等

食料・農業・農村基本計画

水産基本計画

みどりの食料システム戦略

(使命)

研究成果の社会への還元等を通じて、良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に貢献し、国土交通政策及び北海道開発行政に係る 農水産業振興において、国立研究開発法人土木研究所としての任務を的確に遂行する。

(現状・課題)

◆強み

- 〇土木分野における公的かつ総合的な研究機関として、その強みを 活かして、次のような取組を進めてミッションを果たしてきた。
- ○土木分野の専門家集団として現場の二一ズを的確に把握し課題の 特定を行い、研究成果を適時適切にとりまとめ、社会実装してきた。
- ○激甚化する災害の現場や高度な技術的課題を抱える現場において、現場の要請に応えて技術的支援を行うとともに、研究開発成果を国土交通省等の技術基準類への反映を通じて社会資本の効率的・効果的な整備に貢献してきた。
- 〇公正、中立の立場で産学官と適切な連携を図り、新たな土木技術 の開発や現場への実装を促進してきた。

◆課題

○研究開発を推進するにあたり、限られた土研のリソースの中で、デジタル技術等の活用に必要な多様な人材を確保することや所有する実験施設を新たな研究開発に即応するための整備・更新を図ることなどが課題となってくる。

(環境変化)

- ○気候変動の進行により水災害、土砂災害等が激甚化、頻発化しているため、 あらゆる関係者の主体的な参画による国土の強靱化と地域の持続可能な 発展が求められている。
- ○今後老朽化の進行によるインフラの機能低下が加速することが見込まれる ため、適切に対応しなければ中長期的なトータルコストの増大に加え、我が 国の社会経済システムが機能不全に陥る懸念がある。また、将来の維持管 理を見据えた取組が求められている。
- ○多核連携型の国土づくりを進め、暮らしや地域経済の核となる産業を支える基盤の整備、また持続可能で暮らしやすい地域社会・地方創生の実現が 求められている。
- 〇2050年カーボンニュートラルなどの地球温暖化対策や自然環境の保全、健全な水循環の確保等をはじめとした環境問題への対応が求められている。
- 〇人口減少・少子高齢化による生産年齢人口の減少が加速化しているため、 現場におけるDXによる生産性向上が求められている。
- ○新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた非接触、リモート化が広がる社 会への対応が求められている。

(中長期目標)

- ○土研は、法人の役割や法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、将来も見据えつつ社会的要請の高い課題に重点的・集中的に対応するものとする。
- (1)自然災害からいのちと暮らしを守る国土づくりへの貢献:

災害予測技術の開発、大規模な外力に粘り強く耐える施設の開発など、新たな技術的課題へ即応するための技術の研究開発等に取り組む。

(2)スマートで持続可能な社会資本の管理への貢献:

建設現場の生産性向上の推進など、現場の働き方を飛躍的に変革するため、より効率的な施設の管理に関する技術の研究開発等に取り組む。

(3)活力ある魅力的な地域・生活への貢献:

気候変動適応策の推進やカーボンニュートラル、美しい景観整備、農業水産基盤の整備・保全等に向けた技術の研究開発等に取り組む。

- ○研究成果の最大化を目指し、次の点を重視して業務に取り組む。
 - (1)技術的支援の強化、研究成果の普及促進、他機関との連携強化、国際貢献 (2)研究開発へのデジタル技術の積極的な活用
- ○業務運営の効率化等:働き方改革の推進、多様な人材の安定的な確保、社会資本整備・管理に係る専門家集団として育成、等

国立研究開発法人土木研究所の評価に関する評価軸等について(案)

別紙3

中長期目標	主な評価軸		評価指標	
第3章 研究開発の成果の最大化そ の他の業務の質の向上に関する事項				
1. 自然災害からいのちと暮らしを守る国土づくりへの貢献	成果・取組が国の方針や社会のニーズに適合しているか			
2. スマートで持続可能な社会	マートで持続可能な社会 成果・取組が社会的価値の創出に貢献するものであるか 関との連携、成果の普及・行	研究開発成果の最大化の観点(他機)連携、成果の普及・行政への技術的		
3. 活力ある魅力的な地域・生	成果・取組が生産性向上・変革に貢献するものであるか	┃ ┃○共同研究件数		
	研究成果の最大化のための具体的な取組がなされている か		〇共同研究件数	招へい研究員の全数
				交流研究員受入数
				競争的資金等の獲得
				現場調査実績
			〇講演会・説明会等の聴講者数	技術資料の策定・改定数
				論文・雑誌等の発表数
			〇技術基準類への成果反映数	施設見学者数等
				技術支援実績
				災害支援実績
				委員会•研修講師派遣数
			○国際的委員会寺への参画者数	国際会議での講演数
				国際協力機構や政策研究 大学院大学と連携した修 士・博士の修了者数
				国際協力機構等と連携した 研修受講者数

国官技第 278 号 国官会第 19387 号 令和4年2月18日

独立行政法人評価制度委員会 委員長 澤田 道隆 様

国土交通大臣 斉藤 鉄夫 (公印省略)

国立研究開発法人建築研究所の 第5期中長期目標の策定について(諮問)

標記について、独立行政法人通則法 (平成 11 年法律第 103 号) 第 35 条 の 4 第 3 項に基づき、別紙につき独立行政法人評価制度委員会の意見を求める。

国立研究開発法人建築研究所が達成すべき業務運営に関する目標(案)

第1章 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)

1. 政策体系における法人の位置付け

国土交通省は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の整合的な整備等を図ることを任務としており、国土交通省技術基本計画において、「国土交通行政における事業・施策を効果的・効率的に行うためには、それらを支える技術が不可欠」であるとするとともに、国土交通省政策評価基本計画において、政策目標及び施策目標として、「技術研究開発を推進する」及び「社会資本整備・管理等を効果的に推進する」ことを掲げている。

一方、独立行政法人は、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。)第2条第1項において、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの等を実施することとされているほか、同条第3項の規定において、国立研究開発法人は、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することとされている。

国立研究開発法人建築研究所(以下「建研」という。)は、国立研究開発法人建築研究所法(平成 11 年法律第 206 号。以下「建研法」という。)第3条及び第 12 条に規定されているとおり、

- ①建築及び都市計画に係る技術(以下「建築・都市計画技術」という。)に関する調査、試験、研究及び開発(以下「研究開発」という。)
- ②建築・都市計画技術に係る指導及び成果の普及
- ③地震工学に関する研修生(外国人研修生を含む。)の研修

等を行うことにより、建築・都市計画技術の向上を図ることで、建築の発達及び改善並びに都市の健全な発展及び秩序ある整備に資することを目的として設立された独立行政法人である。

そのため、建研は、国の政策等を踏まえ、住宅・建築・都市分野において、大学・研究機関等の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果を最大化し、他分野も含めた他研究法人や民間企業、国土交通省等との連携を図りながら、研究開発成果の社会実装とその社会的受容性の検討も含め、地球温暖化やエネルギー問題に対応した低炭素で持続可能かつ安全・安心な住宅・建築・都市を構築していくことを目指している。

政策体系図は、別紙1のとおり。

建研の使命等と目標との関係は、別紙2のとおり。

2. 法人の現状と課題

建研は、研究者のうち博士号取得者が8割を超えており、専門的で多様な研究開発を実施する体制を 有している。それらの研究者は研究開発のほか、災害調査や国内外の研究機関との交流などを通じて専 門性の高い知見を蓄積している。また、建研は、住宅・建築・都市の各専門分野で国内有数の実験施設 を多数有し、現場に近い条件で様々な事象のメカニズム等の解明を行うことが可能である。さらに、国土 交通省との密接な連携関係や、建築・都市計画技術に関する研究成果を技術資料としてまとめて公表することなどにより、技術基準の策定などの社会実装に繋げてきた。地震工学に関する研修は昭和 35 年より継続して実施しており、開発途上国等における地震防災対策向上のみならず、研修修了生との国際的な人的ネットワークを構築している。

一方、グリーン社会の実現、防災・減災・国土強靱化、DX(デジタル・トランスフォーメーション)や新しい生活様式、人口減少・少子高齢化といった急速な社会情勢・環境の変化、それらに伴う建築技術の進化へ臨機応変に対応し、研究開発を適切に実施することが必要であり、研究予算の獲得と人材の確保、DX などの新たな課題に即応していくための早急な施設整備、既存施設の補修・更新が課題となっている。

また、地震災害リスクのある開発途上国等の地震学及び地震工学の実情を踏まえるとともに、常に最新の知見を反映した研修を行うことが必要であり、研究開発と研修に一体的に取り組み、相手国のニーズに的確に応えられるよう研修内容を構築することが課題となっている。さらに、世界的な感染症が収束せず対面で研修を実施することが難しい中、開発途上国等における地震防災対策の向上に資する研修を適切に実施することが課題となっている。

3. 法人を取り巻く環境の変化

(1) 脱炭素社会への対応

平成27(2015)年のパリ協定をはじめ、温室効果ガスの排出削減に向けた国際的な機運が急速に拡大した。我が国においても、グリーン社会の実現に資する2050年カーボンニュートラルの実現を目指し、積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな経済成長につながるという発想の転換が求められている。

地球温暖化が進行する中で 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けては、国民のライフスタイル、 産業構造や経済社会全般の変革及び社会的な課題の解決を目指すため「脱炭素社会」、「循環経済」、 「分散型社会」への三つの移行による経済社会の再設計(リデザイン)とともに、産学官が一体となって、まずは 2030 年度の温室効果ガス排出削減目標の実現に向けて総力を挙げて幅広く取り組むことが必要である。

このような状況下で、グリーン社会の実現に向けて、住宅・建築・都市分野において環境と調和した資源・エネルギーの効率的利用の実現や木質系材料の更なる利用の拡大等を図ることが必要とされている。

(2)自然災害の激甚化・頻発化

近年、気候変動の影響により風水害等の気象災害は激甚化・頻発化し、また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震などの大規模地震の発生も予想されている。そのため、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図り、災害に屈しない強靱な国土づくりを進める必要がある。その際、近年急速に開発が進むデジタル技術の活用等をしながら、これらの取組をより効率的に進める必要がある。

世界全体でみても、自然災害による被害は顕在化しており、2015 年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標(SDGs)において、目標 13 には「すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性及び適応の能力を強化する」と掲げられている。また、2015 年3月の国連世界防災会議で承認された仙台防災枠組では、優先行動として、「災害リスクの理解、強靭化に向けた防災への投資、土地利用、建築基準」が指定されており、技術移転等による国際協力の必要性が強調されている。

このような状況下で、巨大地震や風水害等の自然災害による損傷や倒壊の防止等のために住宅・建築の構造安全性を確保すること等が国内外で必要とされている。また、我が国は地震多発国であり、数多くの地震を経験し多くの知見を有しているため、研修による人材育成を通した国際貢献は我が国の責務と言える。

(3)デジタル技術の進展、生活様式の変化

感染症拡大を契機として、遠隔・非接触の顧客対応や契約交渉等、DX の動きが急速に進展している。 また、働き方改革が推進されており、こうした社会経済の変化に対応した産業への転換や「新たな日常」 に対応した生活様式への転換が求められているとともに、職場における働き方の変容、ワークライフバラ ンスの推進等を踏まえ、職場環境に求められるニーズも変容している。

このような状況下で、住宅・建築の生産・管理プロセスにおける試行的な BIM の導入等による生産性の向上等、住宅・建築の設計から建築、維持・管理に至る全段階における DX や住宅・建築政策についても「新たな日常」への対応が必要とされている。

(4)人口減少と少子・高齢化

総人口は 2008 年をピークに減少しており、2050 年には約1億人にまで減少する見込みである。2050年までに中山間地域等を中心に全市区町村の約3割が人口半数未満に減少すると見込まれている。

人口減少により空き家が増加し、地域の活力が失われることのみならず、低密度に人口が分散することが想定される。人口減少や高齢化の進展を見据え、地域生活に必要なサービスが持続的・効率的に提供されるよう、持続可能な地域構造への再構築が必要である。

2015 年から 2050 年にかけて、高齢人口が 454 万人増加するのに対し、生産年齢人口は 2,453 万人、若年人口は 518 万人減少するなど、労働者の高齢化が進行している。建築生産分野での担い手不足が一層深刻化している。

このような状況下で、社会構造の変化への対応、持続可能かつ快適な社会の構築をするために住宅・建築・都市のストック活用促進やマネジメント技術の高度化が必要とされている。人口減少に伴う地域活力の低下、担い手不足の懸念や既存ストックの長寿命化等に対応するため、省人化や自動化など生産性の向上が不可欠である。

4. 法人の役割(ミッション)

本中長期目標の期間(次章において定める期間をいう。以下同じ。)における建研の役割(ミッション)は、次のとおりとする。

第一に、国土交通政策における任務を的確に遂行するため、建研の設立趣旨を踏まえ、研究開発成果の最大化等を通じて建築の発達及び改善並びに都市の健全な発展及び秩序ある整備に貢献するよう、建築・都市計画技術に関する研究開発、技術の指導及び成果の普及等(以下「研究開発等」という。)を実施するものとする。

研究開発等の実施に当たっては、時代とともに変化する社会・国民のニーズの把握に努めつつ、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映することができる技術的知見を得るための研究開発を実施し、研究開発成果の最大化を図るものとする。また、研究開発成果の社会実装については、その社会的受容性の検討も含めて国土交通省や民間企業等とも密接に連携することで、研究開発成果が国の技術基準等に反映され、民間事業者がこれに即応し住宅・建築・都市を整備することを通じ実現されるものとして一層の推進を図るものとする。なお、その際には、社会課題の解決や我が国企業による国際市場の獲得等につなげるため、国際標準化の観点に留意するものとする。さらに、研究開発成果の普及に努め、技術の指導を通じて国民生活及び社会への成果の還元を図るものとする。

具体的には、国立研究開発法人としての建研の強み等も踏まえ、本中長期目標の期間においては、 地球温暖化やエネルギー問題に対して低炭素で持続可能、かつ、巨大地震や風水害等の自然災害や 火災等に対して強靱な住宅・建築・都市の実現に向けた研究開発等に重点的・集中的に取り組むものと する。

なお、建築活動の大半は民間事業者が実施していることから、研究開発等の実施に当たっては、大学・民間事業者等の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果の最大化のため、民間事

業者が実施できることは民間事業者に委ね、建研は民間との連携を一層進めつつ効果的かつ効率的な研究開発等を行うことを基本とする。

また、建築・都市計画技術は社会活動や国民の日常生活に密接に関連することから、国民が理解しやすい評価技術を研究開発するなど、社会・国民のニーズに即応して研究開発成果を迅速かつ的確に還元することができるよう努めるものとする。

第二に、我が国は住宅・建築分野における地震防災対策について、多くの知見を有しており、地震災害のリスクに直面している多くの開発途上国等に対して貢献することが可能である。そこで、開発途上国等の技術者等の養成を行うことで、開発途上国等における地震防災対策の向上が図られるよう、地震工学に関する研修を実施するものとする。

5. 国の政策・施策・事務事業との関係

国土交通省技術基本計画は、国土交通行政における施策・事務事業のより一層の効果・効率の向上 を実現し、国土交通技術が国内外において広く社会に貢献することを目的として、技術政策の基本方針 を示し、技術研究開発の推進と技術の効果的な活用、技術政策を支える人材育成等の重要な取組を定 めている。

そこで、建研は、別紙1の政策体系図に示すように、国土交通省技術基本計画を踏まえ、また科学技術・イノベーション基本計画、国土強靱化基本計画、国土形成計画、社会資本整備重点計画や住生活基本計画といった国の関連計画を含めた国の政策等を踏まえ、地球温暖化やエネルギー問題に対して低炭素で持続可能、かつ、巨大地震や風水害等の自然災害や火災等に対して強靱な住宅・建築・都市の実現に向けた研究開発等を推進するものとする。

第2章 中長期目標の期間

本中長期目標の期間は、令和4年4月1日から令和10年3月31日までの6年間とする。

第3章 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

建研は、第1章の法人の位置付け及び役割(ミッション)を果たすため、1. 研究開発等に関する事項、 2. 研修に関する事項をそれぞれ一定の事業等のまとまりとする。

建築・都市計画技術は、社会的な重要課題に対して迅速・的確に解決策を提供するために、多様な要素技術をすりあわせたり統合したりすることで新たな技術を構築する社会的な技術であり、時々刻々と変化する社会的要請や国民の生活実感等の多様なニーズを的確に受け止め、研究開発を行うことが重要である。

したがって、研究開発等の基本方針として、建研は、建研法第3条に定められた目的を達成するため、国の政策等を踏まえるとともに、建築・都市計画技術に対する社会的要請や国民のニーズを的確に受け止め、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがある研究開発を実施し、優れた成果の創出により社会への還元を果たすものとする。その際、グローバルな視点を持ち研究開発等を実施するために国際的な動向や情報を的確に把握するとともに、研究開発等に関する国際的な連携や交流に努めるものとする。

この方針の下、建研は、その強みを遺憾なく発揮することができるよう、第6章2. において後述するように、必要な研究体制を整備し、その人材等を最大限に活用することができるようにしたうえで、社会的要請の高い課題に重点的・集中的に対応するものとする。その際、研究開発成果の最大化に向けて、解決すべき重要課題ごとに、複数の研究開発課題のほか、技術の指導や成果の普及等も組み合わせた研究

開発プログラムを構成することによって、効果的に国民生活及び社会への成果の還元を図るものとし、研究開発プログラムは、必要に応じてその内容を見直すなど柔軟な対応を図るものとする。

また、他の研究機関とも連携して競争的研究資金の戦略的・積極的獲得や建研のポテンシャル及び研究者の能力の向上に努めることにより、研究開発成果の最大化を更に図るものとする。

なお、研究開発の手法としては、実験施設によるもの以外に、コンピュータによるシミュレーション技術の利用も推進していくものとする。また、研究開発等の成果は、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に活用されることから、建研は引き続き国との密な連携を図るものとする。

他分野・他機関との産学官連携については、大学・研究機関等の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果の最大化のため、研究テーマの特性に応じて、グローバルな視点や他分野との連携も含め、国内外の大学、研究機関、民間企業等との適切な役割分担のもとで、効果的かつ効率的な産学官連携を推進するものとする。特に、国の技術基準につながる研究開発を産学官連携によって進める際には、国立研究開発法人である建研が主導して進めるものとする。その際、共同研究、政府出資金を活用した委託研究、人的交流等を効果的に実施し、より高度な研究開発の実現と成果の汎用性の向上に努めるものとする。また、実証研究や指導・成果の普及のため、地方公共団体や公的団体等との連携を一層推進するものとする。

技術の指導及び成果の普及等の実施については、研究開発成果の最大化を図るため、次のア)及びイ)に掲げる取組を実施するものとする。

ア)技術の指導

国から技術的支援の要請があった場合等には、積極的かつ的確に対応するものとする。

具体的には、国や地方公共団体等の政策の企画・立案や技術基準の策定等に対する技術的支援や、建築・都市計画技術に係る国際標準の作成に寄与するISO委員会への参画等の技術的支援をはじめ、技術の指導を積極的かつ的確に実施するものとする。

また、建研法第14条による指示があった場合には、法の趣旨に則り迅速に対応するものとする。 さらに、独立行政法人国際協力機構(JICA)等の国際協力活動を行う団体に対する技術の指導を実施するものとする。

イ)成果の普及等

研究開発成果については、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等の業務に容易に活用することができる形態で取りまとめるとともに、解説書等の作成や講演会の実施を通じてこれらの技術基準等の普及に協力するものとする。

また、研究開発成果の効果的な普及のため、国際会議も含め関係学会での報告、内外学術誌での論文掲載、成果発表会、メディアへの発表や講師としての役職員等の派遣等を推進することを通じて技術者のみならず広く国民へ分かりやすい形での情報発信を行うこととし、併せて、成果のデータベース化やインターネットの活用により研究開発の状況、成果を広く提供するものとする。さらに、研究開発成果の普及にあたって民間の知見等を活かす際には、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」(平成20年法律第63号)に基づく出資並びに人的及び技術的援助の手段の活用を図るものとする。また、出資等を行う体制については、必要に応じて見直すものとする。

1. 研究開発等に関する事項

現下の社会的要請に的確に応えるため、地球温暖化やエネルギー問題に対して低炭素で持続可能、かつ、巨大地震や頻発化・激甚化する風水害等の自然災害や火災等に対して強靱な住宅・建築・都市の実現に向けた研究開発等に重点的・集中的に対応し、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映することができる研究開発成果をあげることを目指すものとする。その中で、国が将来実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等を見据え、長期的な視点も含めて、我が国の建築・

都市計画技術の高度化や建築の発達・改善及び都市の発展・整備の課題解決に必要となる基礎的・先 導的な研究開発についても機動的・計画的に進めるものとする。

具体的なテーマとしては、以下の(1)、(2)のとおり、持続可能な住宅・建築・都市の実現、安全・安心な住宅・建築・都市の実現の2テーマについて、重点的に研究開発を行うものとする。

なお、PDCA (Plan-Do-Check-Action) サイクルの推進を図るため、その後の国の技術的基準の策定 状況等の把握を行うものとする。

また、地震等の災害が発生したときは、必要に応じて建築物の被害状況調査を実施するものとする。

(1)持続可能な住宅・建築・都市の実現に向けた研究開発

地球温暖化に伴う気候変動や資源・エネルギー問題によって経済・社会等に重大な影響が及ばないよう、2050 年カーボンニュートラルなどの目標達成に資する環境性能・エネルギー消費性能向上、炭素の貯蔵に資する木質系材料の更なる利用の拡大、資源循環利用に資する環境配慮型コンクリートの使用等、グリーン社会の実現に貢献する研究開発等を行うものとする。また、デジタル技術の進展に対応した住宅・建築・都市分野における生産性や居住者の利便性の向上、住宅・建築ストックの老朽化、社会構造及び生活様式の変化への対応、持続可能かつ快適な社会を構築するための住宅・建築・都市のストック活用促進や良好な市街地環境の確保、マネジメント技術の高度化に必要な研究開発等を行うものとする。

その際、人口減少・高齢化という我が国の喫緊の課題に対応するという観点からも高齢者対応等の研究開発等を進め、工学だけでなく社会学や医学等の分野とも協調して学際的な視点に立って取り組むよう努めるものとする。

その上で、技術の指導、成果の普及等については、前記ア)、イ)の取組を実施するものとする。

【重要度:高】

持続可能な住宅・建築・都市の実現に向けた研究開発は、グリーン社会の実現や、人口減少への対応などに向け、地球温暖化やエネルギー問題に対応した低炭素で持続可能な住宅・建築・都市の構築が急務となっている中で、その研究開発成果が、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映されるものであり、国の施策の実現に向けて主要な役割を果たすことから、重要度は高い。

(2)安全・安心な住宅・建築・都市の実現に向けた研究開発

南海トラフ地震や首都直下地震等の巨大地震、近年頻発化・激甚化する台風・豪雨等による風水害等をはじめとする自然災害や火災等による被害を軽減させるよう、建築物の構造安全性や火災安全性の確保、市街地の安全性の確保、住宅・建築・都市の迅速な被害把握及び継続使用性の確保等に必要な研究開発等を行うものとする。

その上で、技術の指導、成果の普及等については、前記ア)、イ)の取組を実施するものとする。

【重要度:高】

安全・安心な住宅・建築・都市の実現に向けた研究開発は、巨大地震や頻発化・激甚化する風水害等の自然災害や火災等に対して強靭な住宅・建築・都市の構築が急務となっている中で、その研究開発成果が、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映されるものであり、国の施策の実現に向けて主要な役割を果たすことから、重要度は高い。

2. 研修に関する事項

開発途上国等の技術者等の養成を行うことで、開発途上国等における地震防災対策の向上が図られるよう、地震工学に関する研修を実施するものとする。その際、対面の研修に加えて、遠隔講義システム等を活用することや研修のカリキュラムに地震工学に関する最新の知見を反映させ、研修内容を充実させることで、研修業務の効果的かつ効率的な実施に引き続き努めるものとする。

【重要度:高】

研修に関する事項は、国際的な強い要請に基づいて実施しているところであり、本研修を通じて優秀な技術者等を養成することは、派遣元の開発途上国等の期待に応えるもののみならず、我が国の国際社会でのプレゼンス向上に資する国際的な人的ネットワークの構築にもつながるものであることから、重要度は高い。

第4章 業務運営の効率化に関する事項

1. 業務改善の取組に関する事項

効率的な業務運営を図るため、次の(1)から(2)までに掲げる取組を推進するものとする。なお、目標管理・評価の仕組みを徹底するという先般の独立行政法人制度改革の趣旨を踏まえ、前章1.及び2.に掲げる事項(「研究開発等」及び「研修」)ごとに情報公開を行い、法人運営の透明性の確保を図るものとする。

(1)効率的な組織運営

研究ニーズの高度化・多様化等の変化に機動的に対応し得るよう、所内において分野横断的な連携 体制を強化するなど、柔軟な組織運営を図るものとする。

運営費交付金を充当し行う業務については、所要額計上経費及び特殊要因を除き、以下のとおりとする。

一般管理費のうち業務運営の効率化に係る額について、毎年度、前年度の予算額に対して3%に相当する額を削減するものとする。

また、業務経費のうち業務運営の効率化に係る額について、毎年度、前年度の予算額に対して1%に相当する額を削減するものとする。

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年5月 25 日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施すること等により、契約の適正化に関する取組を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。また、契約に関する情報の公表により、透明性の確保を図るものとする。随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成 26 年 10 月1日付け総管査第 284 号総務省行政管理局長通知)に基づき明確化した、随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施するものとする。

さらに、国立研究開発法人土木研究所等との共同調達の実施等により、業務の効率化を図るものとする。

(2)PDCA サイクルの徹底(研究評価の的確な実施)

研究開発等の実施に当たって研究評価を実施し、評価結果を研究開発課題の選定・実施に適切に反映させるとともに、研究成果をより確実に社会へ還元させることを目的に、社会実装につなげる視点も含めての追跡評価を実施するものとする。その際、長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等の研究開発の特性等に十分配慮して評価を行うものとする。

<u>2. 働き方改革に関する事項</u>

働き方改革については、年次休暇や男性を含めた育児休暇等の取得促進及び時間外勤務の縮減等に取り組むものとする。また、フレックスタイム制、早出遅出勤務、在宅勤務及びリモート会議システムの積極的な活用等により柔軟な勤務形態を取り入れるものとする。さらに、良好な職場環境を確保するため、各種ハラスメントに対する研修や対応等を適切に実施するものとする。

業務の電子化について、経済性を勘案しつつ推進し、事務手続きの簡素化・迅速化を図るとともに、利便性の向上に努めるものとする。

第5章 財務内容の改善に関する事項

運営費交付金を充当して行う業務については、中長期計画の予算を適切に作成し、予算の適切な執行を図るものとする。

また、独立行政法人会計基準(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定)等に基づき、 運営費交付金の会計処理を適切に行う体制を整備し、業務達成基準により収益化を行う運営費交付金 に関しては、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理するものとする。

第6章 その他業務運営に関する重要事項

1. 内部統制に関する事項

「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成 26 年 11 月 28 日付け総管査第 322 号総務省行政管理局長通知)に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実に行い、内部統制の推進を図るものとする。

研究開発等については、研究評価の取組により定期的な点検を実施し、その結果を踏まえた資源配分の見直し等を行うものとする。また、中立性・公平性の確保を図るものとする。

理事長のリーダーシップの下で、自主的・戦略的な運営や適切なガバナンスが行われ、研究開発成果の最大化等が図られるよう、理事長の命令・指示の適切な実行を確保するための仕組み等による統制活動を推進するものとする。

また、建研の重要決定事項等の情報が職員に正しく周知されるよう情報伝達を徹底するものとする。

2. 人材確保・育成方針・人事管理に関する事項

高度な研究開発業務の推進のため、必要な人材の確保を図る。その際、将来先導的な役割を担う有為な若年研究者を採用するため、テニュアトラック制度を活用するものとする。また、競争的研究資金等の獲得に合わせて人員体制を強化するほか、人員の適正配置により業務運営の効率化を図るものとする。研究者等の確保・育成に係る中長期的な構想を令和4年度を目途に確立するとともに、法人を取り巻く環境変化を踏まえ、人材の活用等に関する具体的な方針を不断に見直すとともに、若手研究職員をはじめ全ての研究職員の自由かつ柔軟な発想が活かされるよう留意するものとする。

また、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)等に基づいて、女性の活躍を進めることとし、一般事業主行動計画等を踏まえて、女性の研究員の採用、管理職への登用、女性も働きやすい職場環境の整備等により、多様な組織・人事管理を積極的に推進するものとする。

さらに、職員個々に対する人事評価を行い、職員の意欲向上を促し、能力の最大限の活用等を図るものとする。

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、研究開発業務の特性等を踏まえた柔軟な取扱いを可能とするとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保が重要であることに鑑み、給与水準及びその妥当性の検証結果を毎年度公表するものとする。

3. その他の事項

(1)リスク管理体制に関する事項

業務実施の障害となる要因の分析等を行い、当該リスクへの適切な対応を図るものとする。

(2)コンプライアンスに関する事項

コンプライアンス研修の開催や理事長メッセージの発出など不祥事の発生の未然防止等に係る取組を通じて、職員の意識向上及び啓発を推進するものとする。

また、研究不正対応は、研究開発活動の信頼性確保、科学技術の健全な発展等の観点からも極めて 重要な課題であるため、研修を実施し、職員の意識を高めるものとする。また、研究上の不正行為の防止 及び対応に関する規程について、取組状況の点検や職員の意識浸透状況の検証を行い、必要に応じて 見直しを行うなど組織として取り組むとともに、万が一研究不正が発生した場合には厳正に対応するもの とする。

(3)情報公開、個人情報保護に関する事項

適正な業務運営を確保し、かつ、社会に対する説明責任を確保するため、適切かつ積極的に広報活動及び情報公開を行うものとする。具体的には、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律 (平成13年法律第140号)に基づき、組織、業務及び財務に関する基礎的な情報並びにこれらについての評価及び監査の結果等をホームページで公開するなど適切に対応するとともに、職員への周知を行うものとする。また、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、個人情報の適切な保護を図る取組を推進するものとする。

(4)情報セキュリティ、情報システムの整備・管理に関する事項

情報セキュリティ水準を継続的に向上させるためサイバーセキュリティー基本法(平成 26 年法律第 104 号)に基づく政府機関の統一基準の改定に伴う情報セキュリティポリシー及び各種関係実施要領の適宜見直しを行い、適切な運用を図るものとする。

また、研究情報等の重要情報を保護する観点から、建研の業務計画(年度計画等)に情報セキュリティ対策を位置付けるなど、情報セキュリティ対策を推進するものとする。

情報システムの整備及び管理については「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(デジタル庁、 令和3年12月24日)に則り適切に対応するものとする。

(5)保有資産等の管理・運用に関する事項

業務の確実な遂行のため計画的な整備・更新等を行うとともに、所要の機能を長期にわたり発揮し続けることができるよう、適切な維持管理に努めるものとする。また、保有資産の適正な管理の下、その有効活用を推進するため、保有する施設・設備について、業務に支障のない範囲で、外部の研究機関への貸与及び大学・民間事業者等との共同利用の促進を図るものとする。その際、受益者負担の適正化と自己収入の確保に努めるものとする。

なお、保有資産の必要性について不断に見直しを行い、見直し結果を踏まえて、建研が保有し続ける 必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行うものとする。

また、知的財産の確保・管理については、知的財産を保有する目的を明確にして、必要な権利の確実な取得やコストを勘案した適切な維持管理を図るとともに、適正なマネジメント下での公表や出資の活用も含めて普及活動に取り組み知的財産の活用促進を図るものとする。

【困難度:高】

DX などの新たな課題に即応していくための早急な施設整備、既存施設の補修・更新が課題となっている。社会的要請の高い課題に取り組めるよう、実験施設の管理・運用を適切に行うべきところ、既存の実験施設の老朽化の進行が早いため、困難度が高い。

(6)安全管理、環境保全・災害対策に関する事項

安全保障輸出管理について、適切に対応するものとする。

防災業務計画等を適時適切に見直すとともに、当該計画に基づいて適切に対応するものとする。また、 災害派遣時を含め、職員の安全確保に努めるものとする。

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号)に基づき、環境負荷の低減に資する物品調達等を推進するものとする。

※本中長期目標の評価に関する主な評価軸は別紙3のとおり。

国立研究開発法人建築研究所に係る政策体系図(案)

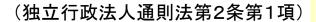


国土交通省

別紙1

独立行政法人の事務・事業

国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの等





建築及び都市計画に係る技術(建築・都市計画技術)の向上を図り、建築 の発達及び改善並びに都市の健全な発展及び秩序ある整備に資するよう、以下の業務を行う。

- 建築・都市計画技術に関する調査、試験、研究及び開発(研究開発等)
- ・建築・都市計画技術に関する指導及び成果の普及
- ・地震工学に関する研修生(外国人研修生を含む。)の研修

(国立研究開発法人建築研究所法第3条、第12条)



国土交通省の方針等

国土交通省技術基本計画

科学技術・イノベーション基本計画

国土強靱化基本計画

国土形成計画

社会資本整備重点計画

住生活基本計画

•

本中長期目標の期間における 建築研究所の事務・事業

研究開発等

国が実施する関連行政施策の立案や 技術基準の策定等を見据え、地球温暖化 やエネルギー問題に対して低炭素で持続 可能、かつ、巨大地震や頻発化・激甚化す る風水害等の自然災害や火災等に対して 強靱な住宅・建築・都市の実現に向けた研 究開発等に重点的・集中的に取り組む。

研修

開発途上国等における地震防災対策の向上が図られるよう、<u>地震工学に関する研修</u>を実施する。





(使命)

住宅・建築・都市計画技術について、<u>技術基準の策定等に反映するための技術的知見を得るための研究開発を実施</u>し、その研究開発成果が最大限活用されることを通じて、建築の発達及び改善並びに都市の健全な発展及び秩序ある整備に資することを目的とする。

(現状・課題)

◆強み

- 研究者のうち博士号取得者が8割を超えており、<u>専門的で多様な研究開発を実施する体制</u>を有している。それらの研究者は研究開発のほか、国等からの要請に基づく災害調査や、国内外の研究機関との交流などを実施することで、専門性の高い知見を蓄積。
- <u>建築物に係る安全性等を検証するための住宅・建築・都市における各専門分野で国内有数の実</u> 験施設を多数有し、現場に近い条件で様々な事象のメカニズム等の解明を行うことが可能。
- <u>国土交通省との密接な連携関係</u>や、建築・都市計画技術に関する<u>研究成果を技術資料としてま</u>とめて公表することなどにより、技術基準の策定などの社会実装に繋げてきた。
- 〇 開発途上国等の地震防災対策向上のため、<u>地震工学に関する研修は昭和35年より継続して実</u> 施しており、開発途上国等における地震防災対策向上のみならず、<u>研修修了生との国際的な人的</u> ネットワークを構築。

◆課題

- グリーン社会の実現、防災・減災・国土強靱化、DXや新しい生活様式、人口減少・少子高齢化といった急速な社会情勢・環境の変化、それらに伴う建築技術の進化へ臨機応変に対応し、研究開発を適切に実施するため、研究予算の獲得と人材の確保が課題。
- DXなどの<u>新たな課題に即応していくための実験施設が不足し、早急な施設整備が必要</u>。合わせて、既存施設の補修・更新も急務。

(環境変化)

- グリーン社会の実現に向けて、2050年カーボ ンニュートラルなどの目標達成が必要不可欠。
- 気候変動の影響による風水害等の気象災害の激甚化・頻発化や、南海トラフ地震、首都直下地震など大規模地震の発生も予想されているなか、<u>防災・減災・国土強靱化の取組を加速</u>化・深化することが必要。
- コロナ禍を契機とした「新たな日常」への対応 が必要となっているとともに、AI・ロボットなど の技術の活用、DXの動きが急速に進展。
- <u>人口減少、少子高齢化が進行</u>するとともに、 空き家問題等が顕著に。
- 感染症の影響などを受けた<u>働き方変革</u>が必要となっているとともに、より一層の<u>女性活躍</u>の推進が必要。

(中長期目標)

- 〇 研究開発等については、グリーン社会の実現に向けた研究、激甚化・頻発化する自然災害に対応するための研究、生産性向上に資するデジタル技 術等の技術開発の進展に対応した研究、人口減少・少子高齢化に対応した研究等について、外部有識者の参画、他分野・他機関との連携、必要な実 験施設の早急な整備により、研究等を強化するとともに技術の指導、成果の普及を推進するものとする。
- 研修については、研修生が渡航できない等の場合においても計画通り研修を継続するため、対面の研修に加えて遠隔講義システムの活用等を図る。
- 〇 組織体制については、<u>所内において分野横断的な連携を強化</u>する他、継続的な外部資金の獲得を踏まえた柔軟な体制の確保を図り、<u>高度な専門</u>性が求められる研究開発を継続するための体制を強化する。
- その他、研究ニーズの高度化、多様化等の変化に機動的に対応し得るための柔軟な組織運営や<u>中立性・公平性を確保した研究開発等を推進</u>する。

国立研究開発法人建築研究所の評価に関する主な評価軸等について(案)

別紙3

中長期目標	主な評価軸	評価指標	モニタリング゛指標
第3章研究開発の成果の最大化その他の 業務の質の向上に関する事項			
1 研究開発等に関する事項	研究開発成果・取組が国の方針や 社会のニーズに適合しているか	研究開発プログラムに対する研究評価での評価・ 進捗確認	実施課題数
	研究開発成果・取組が期待された 時期に適切な形で創出・実現されて いるか 研究開発成果・取組が社会的価値 の創出に貢献するものであるか	※建築研究所に設置された評価委員会により、妥当性の観点、時間的観点、社会的・経済的観点について評価軸を元に研究開発プログラムの評価・進捗確認。技術の指導や成果の普及の取組状況等も勘案し、総合的な評価を行う。	
	国内外の大学・民間事業者・研究機 関との連携・協力等、効果的かつ効率的な研究開発の推進に向けた取 組が適切かつ十分であるか 共同研究数 (安全・安心プログラム)		国内外からの研究者の受入人数
			国際会議等への役職員の派遣数
		(安全・安心ブログラム)	競争的資金等の獲得件数
	国内の政策の企画立案や技術基準策定等に対する技術的支援が適切		技術指導件数 (持続可能プログラム)
	カック十分であるか		技術的支援件数 (持続可能プログラム)
			策定に関与した技術基準数(持続 可能プログラム)
			技術指導件数 (安全・安心プログラム)
			技術的支援件数 (安全・安心プログラム)
			策定に関与した技術基準数(安全・安心プログラム)
	国際標準化に対する技術的支援が適切に行われているか		関与しているISO国内委員会数
	研究開発成果を適切な形で取りまとめ、関係学会での発表等による成果の普及が適切に行われているか	査読付き論文の発表数 (持続可能プログラム)	論文(日本語)の発表数 (持続可能プログラム)
	一木の自及が週刊に114246くいるが。		論文(外国語)の発表数 (持続可能プログラム)
		査読付き論文の発表数 (安全・安心プログラム)	論文(日本語)の発表数 (安全・安心プログラム)
			論文(外国語)の発表数 (安全・安心プログラム)
			刊行物の発行件数
			発表会、国際会議の主催数
	研究開発成果・取組の科学技術的 意義や社会経済的価値を分かりや すく説明し、社会から理解を得てい	研究施設の公開回数	ホームページのアクセス数
	く取組を積極的に推進しているか		マスメディアへの掲載記事数
2 研修に関する事項	研修を通じて発展途上国等の技術 者等の養成が適切になされている	JICAによる研修修了者に対するアンケート調査に おける研修の有用性に関する評価の平均値	研修修了者数
	<i>ל</i> ל		修士号取得者数

厚生労働省発生食 0218 第 7 号 3 農 振 第 2 4 3 3 号 2 0 2 2 0 2 1 7 地第 2 号 国 水 策 第 1 5 4 号 令 和 4 年 2 月 2 1 日

独立行政法人評価制度委員会 委員長 澤 田 道 隆 殿

厚 生 労 働 大 臣 (公 印 省 略)

農林水産大臣

経済産業大臣

国 土 交 通 大 臣 (公 印 省 略)

独立行政法人水資源機構の第5期中期目標の策定について(諮問)

標記について、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第3項に基づき、別紙につき独立行政法人評価制度委員会の意見を求める。

独立行政法人水資源機構 第5期中期目標

1. 政策体系における法人の位置づけ及び役割

(1) 法律・計画・政策体系上の水資源機構の位置づけ

水資源機構(以下「機構」という。)は、水資源開発促進法(昭和36年法律第217号)に基づき閣議決定された国土交通大臣が指定する水系(以下「水資源開発水系」という。)において、水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となる水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行い、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ること(独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号。以下「機構法」という。)第4条)を目的とする法人である。

また、機構は、洪水防御の機能又は流水の正常な機能の維持と増進をその目的に含む多目的ダム等の河川管理施設である「特定施設」(機構法第2条)の新築・改築・管理を行うこととされている(機構法第17条)。

さらに、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(平成30年法律第40号。以下「海外インフラ展開法」という。)第5条に規定する水資源の開発又は利用であって海外において行われるものに関する調査、測量、設計等の業務を行うこととされている(機構法第12条第2項)。

国の政策体系について、機構との関係は、まず、利水面では、国土交通省における水資源の確保一般、厚生労働省における水道用水の確保、農林水産省における農業用水の確保、経済産業省における工業用水の確保、それぞれについて、機構は実施の役割を担っており、国土交通省の政策体系では「水資源の確保、水源地域活性化等の推進」、厚生労働省の政策体系では「安全で質が高く災害に強い持続的な水道の確保」、農林水産省の政策体系では「農業の成長産業化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備」、経済産業省の政策体系では「国内生産拠点の整備等を通じた経済安全保障の確立及び地域経済の強靱化」の目標が掲げられ、これらの目標の達成に向けて機構の果たす役割が期待されているところである。

また、治水面では、国土交通省の政策体系における「水害・土砂災害の防止・減災の推進」の目標の達成に向けて、機構が担う「特定施設」の新築・改築・管理及び流域治水の推進という役割が期待されているところである。

(2) 水資源政策における基本理念

上記の役割に基づき、機構は、前身の水資源開発公団の時代を含め平成 15 年の発足時から、 特定施設を含む水資源の開発又は利用のための施設の新築・改築・管理を行っており、水資 源開発水系における水の供給や水害の防止・減災に大きな役割を果たしてきたところである。 一方で、近年、我が国では、気候変動等の要因により、渇水及び洪水リスクが増大すると ともに、水インフラの老朽化に伴う断水等のリスクが増大している。また、大規模災害や事 故等に対する水インフラの脆弱性や専門的技術を有する人材の不足とそれに付随する技術力 の低下等の課題に直面しており、それらに対応するための施策を講ずることが急務となって いる。また、平成29年5月の国土審議会答申を受け、これまでの需要主導型の「水資源開発 の促進」からリスク管理型の「水の安定供給」に向けた取組の転換が求められている。

(3) 機構の役割

このような背景を踏まえ、機構は、主たる役割である水資源開発水系における「安全で良質な水の安定した供給」と「洪水被害の防止・軽減」について、引き続き適正に実施するとともに、水資源分野におけるインフラシステム海外展開の推進及び海外展開を通じた国際貢献に取り組む必要がある。

その際、機構の強みである、安全で良質な水の安定した供給能力、洪水被害の防止・軽減能力、災害時等の危機的状況への的確な対応力、利水と治水を中立的な立場で一元的に管理する能力を発揮することが重要である。

今後、老朽化した施設が更に増加することに加えて、新型コロナウイルス感染症を前提とした「新たな日常」に適応した、本社・支社局等の機能維持や水資源開発施設等の適切な維持管理を継続できるような体制を整備する必要がある。また、デジタルトランスフォーメーション(以下「DX」という。)の推進や最新技術の導入等により一層の業務効率化、生産性向上が求められている中、デジタル技術を利活用するための専門人材の確保・育成に取り組みつつ、国内外の関係機関に機構の有する知見やノウハウを展開していくことが必要である。

併せて、カーボンニュートラル実現の観点から水資源開発施設等を活用した発電施設の導入や施設の省エネ化等の取組を推進することが重要である。

そして、機構はその強みに新たにDXを融合させ、その能力を更に発展・向上させることで、 将来に向けてその役割と責務を果たしていくことが求められている。

このため、機構は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)等の政府方針を踏まえ、業務運営の効率化を図りつつ、自主的かつ自律的な経営のもと、国の政策実施機関としての機能の最大化を図るものとする。

(別紙1-1)政策体系図

(別紙1-2)独立行政法人水資源機構の使命等と目標との関係

2. 中期目標の期間

機構の第5期の中期目標の期間は、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間とする。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

機構は、主たる役割である「安全で良質な水の安定した供給」と「洪水被害の防止・軽減」について、引き続き適正に実施する。そのため、「一定の事業等のまとまり」として設定する「水資源開発施設等の管理業務」、水資源開発施設等の建設業務のうち「ダム等建設業務」及び「用水路等建設業務」の事業を実施すること。

また、水資源開発施設等の管理業務及び建設業務において、引き続き ICT を積極的に活用するとともに、更なる生産性の向上、安全性の確保、業務の効率化・高度化のため DX を推進し、これまで機構が培ってきた技術力の更なる向上に取り組むこと。

3-1 水資源開発施設等の管理業務

3-1-1 安全で良質な水の安定した供給

機構は、水資源開発施設等の管理を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的とすることから、年間を通じて、各利水者に対し、安全で良質な水の安定した供給を行うこと。

(1) 安定した用水の供給等

施設管理規程に基づき的確な施設の管理を行い、安定的な水供給に努めること。特に、渇水等の異常時においては、河川管理者、利水者及び関係機関との調整を図り、被害が顕在化 又は拡大しないよう、その影響の軽減に努めること。

(2) 安全で良質な用水の供給

日常的に水質情報を把握し、安全で良質な水の提供に努めること。また、水質が悪化した場合及び水質事故や第三者に起因する突発事象等発生時には、河川管理者、利水者及び関係機関との調整を図り、被害が顕在化又は拡大しないよう、その影響の軽減に努めるとともに、必要に応じその対応について率先した役割を担うこと。

(3) 危機的な渇水への対策推進

気候変動適応計画(令和3年10月22日閣議決定)に基づき、今後の危機的な渇水に備えるため、水資源開発水系において、関係者が協働して渇水による影響等を想定し、渇水対応の手順を明らかにする「渇水対応タイムライン」の策定に積極的に参画するなど地域と一体となって、関係者相互の連携強化や渇水対応力の向上に重点的に取り組むこと。

<定量目標>

- 各年度の補給日数割合:補給必要日数※1に対する実補給日数の割合 100%
- 各年度の供給日数割合:供給必要日数※2 に対する実供給日数の割合 100%
- ※1 補給必要日数: ダム下流の各取水地点における取水量や河川維持流量等を確保するため、

ダムに貯留した水を補給する必要がある日数(応急復旧に要する期間を控除)。

※2 供給必要日数:各利水者からの申込を受け、機構が管理する取水導水施設及び幹線水路 等を介して水の供給が必要となる日数(応急復旧に要する期間を控除)。

<指標>

- 水資源開発水系における渇水調整のための協議会等への出席率 100%
- 水資源開発水系における渇水対応タイムラインの策定数

〈目標水準の考え方〉

・国民生活・経済への影響を最小限とするため、応急復旧に要する最低限の期間を控除した 実補給日数・実供給日数を100%とする。

〈想定される外部要因〉

自然災害や第三者に起因する事故等、機構の責によらない事象等により、目標の達成に影響が 生じる場合がある。

- 【重要度:高】 既に気候変動の影響が顕在化する中、国民生活・経済にとって特に重要な7つの水資源開発水系において、産業活動の発展、国民経済の成長と国民生活の向上に必要不可欠な「安全で良質な水の安定した供給」を行うことが極めて重要であるため。
- 【困難度:高】 複雑かつ高度な水利用が行われている7つの水資源開発水系において、広域的 かつ複数の利水者に対して用水の適正配分、安定供給を実施するなど中立的で高い公共性が必要とされるため。

具体的には、

- ① 気候変動等により渇水の回数の増加と期間の長期化の傾向にあるため。
- ② 取水地点等における流況予測の困難性に加え、気候変動等に伴う渇水リスクが増大する中で、日々変化する利水者の必要水量や河川流況を的確に把握しなければならないため。
- ③ 渇水時には、利害の異なる多用途、複数の利水者、河川管理者等との調整を図り、その影響の軽減に努めなければならないため。
- ④ 高度な専門技術を必要とするダム等施設管理を治水機能にも配慮して的確に 実施するとともに、大規模かつ多目的な水路施設について、必要な通水機能を 確保しつつ、的確に施設管理しなければならないため。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症等の影響に伴う制限下であっても、安全で良質な水の安定した供給に関する業務を切れ目なく継続的に行うことは、国民経済の成長と国民生活の向上に不可欠であるため。

3-1-2 洪水被害の防止・軽減

機構は、洪水(高潮を含む。)防御の機能又は流水の正常な機能の維持と増進をその目的に含む「特定施設」の管理を行うことから、治水機能を有するダム等施設においては、的確な洪水 調節等を行い、洪水被害の防止・軽減を図ること。

また、令和3年4月28日に成立した特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律 (令和3年法律第31号)(通称「流域治水関連法」)に基づく「流域治水」(流域全体で行う総 合的かつ多層的な水災害対策)を推進するため、治水機能を有するダムの建設・再生による洪 水調節機能の増強や、河川法(昭和39年法律第167号)第26条の許可を受け設置した利水ダ ム等の事前放流の実施、新技術を用いた高度なダム操作のためのシステム開発・実装による既 設ダム機能の最大活用等、流域全体で洪水被害を防止・軽減させるための対策に、関係機関や関 係者と密接な連携を図りつつ重点的に取り組むこと。

なお、過去の台風や豪雨等の災害発生時に機構が関係者と連携して取り組んだ事例や成果等 を、より多くの関係者に分かりやすく情報発信すること。

また、下流で洪水被害の発生が予想される場合及び既に被害が発生している場合において、河川管理者の指示や下流の地方公共団体から洪水被害軽減に係る要請があった場合等は、今後のダム流域への降雨等も勘案しつつ可能な範囲で、通常の洪水調節よりも貯留量を増やして容量を有効に活用する高度な操作等に努めること。

<定量目標>

各年度の洪水調節適正実施割合 100%

<指標>

・機構が管理する特定施設及び利水ダムの関係者(国や地方公共団体を除く。)への洪水被害 軽減のための取組事例や成果等を情報発信するための説明会等の実施件数

〈目標水準の考え方〉

・洪水発生時に、的確な体制を構築し、適切に水文情報を把握して、確実に洪水調節操作を 実施することが必要。このため、各年度の洪水調節適正実施割合を100%とする。

【重要度:高】 既に気候変動の影響が顕在化する中、国民生活・経済にとって特に重要な7つの水資源開発水系において、国民生活・経済に必要不可欠な「洪水被害の防止・軽減」を行うことが極めて重要であるため。また、特定施設及び利水ダムの建設・管理を行っている機構は、流域の関係者と連携・協働して流域治水に取り組むことで、洪水被害の防止・軽減への取組をこれまで以上に深化させ、気候変動の影響で激甚化・頻発化する水災害から国民の生命と財産を守る必要があるため。

【困難度:高】

- ① 降雨等の定量予測については、ダム流域という比較的狭いエリアが対象であり、依然として精度上の技術的制約がある中で、確実な洪水調節を実施する必要があるため。
- ② 近年の気候変動等による局所的な豪雨や、記録的な短時間雨量等、施設計画規模を超える洪水に対応しなければならない災害が増加しつつあるため。
- ③ 下流の河川整備の状況を踏まえつつ、河川管理者の指示や、下流の地方公共 団体等と住民避難に関する情報等を共有しながら高度な専門技術を必要とする ダム等施設管理を的確に実施する必要があるため。
- ④ ダムの事前放流を行うには、ダムごとの上流域の予測降雨量、ダム下流の河川における現況の流下能力等の状況判断に加え、治水協定を踏まえた関係利水者との綿密な調整等を行う必要があるため。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症等の影響に伴う制限下であっても、洪水被害の防止・軽減に関する業務を切れ目なく継続的に行うことは、国民経済の成長と国民生活の向上に不可欠であるため。

3-1-3 危機的状況への的確な対応

(1) 機構施設の危機的状況への的確な対応

地震等の大規模災害、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、危機的な渇水等の危機時においても最低限必要な水を確保するため、日頃から危機的状況を想定し、対応マニュアルの整備や訓練等を実施するなど、危機管理体制の整備・強化により、危機的状況の発生時には的確な対応を図ること。

また、災害発生時の迅速な災害復旧工事等を的確に実施するとともに、保有する備蓄資機材の情報共有、災害時の融通等、関係機関との連携を図ること。

(2) 特定河川工事の代行(特定災害復旧工事に係るもの)

都道府県等を技術的に支援するため、機構法第19条の2第1項に規定する特定河川工事の代行(特定災害復旧工事に係るもの)の実施に向けた準備等を進めること。また、都道府県知事等から要請され、機構が実施することが適当であると認められる場合には、機構が有する知識・経験や技術等を活用し、特定河川工事の代行の適切な実施を図ること。

(3) 災害時等における他機関への支援

機構は、災害対策基本法に基づく指定公共機関に指定されていることから、国、被災地方公共団体及びその他の関係機関から災害等に係る支援の要請を受けた場合において、水資源開発水系における「安全で良質な水の安定した供給」と「洪水被害の防止・軽減」という業務に支障のない範囲で、被害が顕在化又は拡大しないよう機構の技術力を活かした支援等に努めること。

そのために、これまでの災害支援の実績を踏まえ、引き続き関係機関等と災害支援協定を 締結するなどの連携を推進し、速やかな支援の実施等に努めること。

なお、災害等は発生場所や被災規模等の予見が難しく、発生時の状況把握にも時間を要することから、災害発生の可能性がある段階等で支援体制の準備を行う等、自発的な判断も含めた支援に努めること。

<指標>

- 各年度の災害対応訓練の実施回数 (第4期中期目標期間の平均実施回数 (見込み)) 393回
- 各年度の災害支援協定等に基づく連携を強化する取組回数(第4期中期目標期間の平均実施回数(見込み))64回

〈想定される外部要因〉

他機関への支援については、機構施設の被災状況や周辺状況、必要とされる支援の内容等により、支援要請に対応できない場合がある。

【重要度:高】 近年、風水害、渇水、地震等の災害が多発化、激甚化しつつある中で、国民生活・経済に必要不可欠な水資源開発施設の被災等を極力軽減し、早期に復旧を図ることは極めて重要であるため。

また、他機関施設の被災時に、機構の有する高い技術力等を活かし、被災による影響の軽減や早期復旧のための支援を行うことが極めて重要であるため。

【困難度:高】 目標として、

- ① 風水害、大規模地震、異常渇水等の事態の危機的状況については、様々な被害状況等に対応できるよう、十分な危機管理体制を整備する必要があると同時に、発生した被害状況に応じて高い技術力を必要とする迅速な施設復旧を行うこと
- ② 被災状況等に応じて協力業者、物資等の確保や備蓄資材を活用した直営の支援を実施するなど、機構の業務に支障のない範囲で、機構の技術力を活かした 他機関施設の復旧対応等、他機関への迅速な支援を行うことを設定しているため。

3-1-4 施設機能の確保と向上

水資源を巡るリスクに対応し、水の安定供給を実現するためには、既存施設の徹底活用が 重要であることから、引き続き確実な施設機能の確保と向上に取り組むこと。

確実な施設機能の確保のため、水資源開発施設等用地の適切な保全、計画的な施設・設備 の点検等に加えて、定期的な機能診断を実施することにより、施設の状態を確実に把握する こと。

今後、老朽化した施設が更に増加することから、政府が定めたインフラ長寿命化基本計画 (平成 25 年 11 月)及びこれに基づき主務省が策定・改定したインフラ長寿命化計画 (行動計画)を踏まえ、予防保全型のインフラ老朽化対策を重点的に推進し、維持管理・更新に係るトータルコストの縮減を図りつつ、ロボットや ICT 等の新技術や新材料を活用した点検・診断・補修等の高度化・効率化により、施設が有する機能を将来にわたって適切に発揮できる、持続可能なインフラメンテナンスに向け、計画的に取り組むこと。

また、機構が管理するダム等施設について、「ダム再生ビジョン」(平成 29 年 6 月 国土交通省)を踏まえ、ダムの長寿命化、施設能力の最大発揮のための柔軟で信頼性のある運用、高機能化のための施設改良等の既設ダムの有効活用に向けた取組を推進するとともに、水資源開発、水資源管理分野における新たな技術力を向上させ、この分野において日本国内のみならず、世界をリードするような持続可能なダム管理を推進する観点から DX を積極的に推進すること。

さらに、機構法第12条第1項第2号ハの規定に基づく施設管理に附帯する業務や発電等の 受託業務及び機構法第17条第5項の規定に基づく河川管理施設の管理の受託について、ダム 群の一体的な管理を含めて的確に実施すること。

加えて、既存施設の徹底活用や、予防保全型のインフラ老朽化対策を行っても、なお適切な施設機能の確保が困難な場合その他施設の改築等を事業化することが合理的な場合には、主務大臣や利水者等と調整を図りつつ、施設の改築等の事業化も含めて検討すること。

なお、機構が管理する施設は、国、地方公共団体、各種用水の利水者等、関係機関が多岐にわたり、その改築等に当たっては関係者の合意形成や費用負担が必要となることから、関係者と施設の長寿命化に向けた共通認識を醸成しつつ、施設の戦略的な維持管理・更新への設備投資の平準化に留意すること。

<指標>

・インフラ長寿命化計画(行動計画)に基づく個別施設計画の新規策定又は見直しの回数、 見直しに向けた機能診断調査を行った地区数。

(ダム等施設についてはダム定期検査等に基づく見直し 45 回、水路等施設については見直しに向けた機能診断調査 20 地区を予定している)

3-1-5 インフラシステムの海外展開に係る調査等の適切な実施

海外インフラ展開法第5条に規定する業務等について、同法第3条の規定に基づき国土 交通大臣が定める「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的 な方針」(平成30年8月30日)に従い、「質の高いインフラシステム」の海外展開を戦略 的に進めるため、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら、機構が有する公 的機関としての中立性や交渉力、専門的な技術・ノウハウを活用し、水資源分野の川上段 階における案件形成や施設整備・運営及び対象国の人材育成・技術支援等に関与すること。 その際、様々なマーケット分析や展開国ニーズ等の情報を活用しつつ、戦略的に海外の 水資源案件の調査等に取り組むこと。

また、インフラシステムの海外展開にあたっては、カーボンニュートラル実現等の観点も踏まえつつ、我が国の経済成長の実現、展開国の社会課題の解決・SDGs の達成への貢献に取り組むこと。

<指標>

・我が国事業者の参入を目指して機構が行った海外調査等の件数(第4期中期目標期間の件数(見込み)) 18 件

〈想定される外部要因〉

・政治リスク、自然災害リスク等、機構の責によらない事象等により、調査等の実施に影響が生じる場合がある。

3-2 水資源開発施設等の建設業務

機構は、水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の改築等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的とすることから、第5期中期目標期間を通じて、水資源開発基本計画に基づく施設の改築等を行うこと。

3-2-1 ダム等建設業務

(1) 計画的で的確な施設の整備

① 水需要の動向、事業の必要性、費用対効果、事業の進捗見込み等を踏まえ事業評価を 行うとともに、用地補償も含めた円滑な業務執行、事業に係る適正な要員配置、新技術 の活用や工法の工夫、生産性の向上等によりコスト縮減等を図りつつ、計画的かつ的確 な実施を図ること。

また、事業に附帯する業務についても、的確に実施すること。

② 工期の遅延やこれに伴うコスト増を回避するため、可能な範囲で特定事業先行調整費制度等を活用することにより、事業の計画的かつ的確な実施に努めること。

なお、第5期中期目標期間に、機構法第13条の規定に基づき、新たに主務大臣の認可を受けた事業実施計画に基づく事業については、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第30条の規定に基づき、第5期中期計画に必要事項を記載し、主務大臣の認可を受けること。

(2) ダム再生の取組

「ダム再生ビジョン」を踏まえ、「3-1 水資源開発施設等の管理業務」の取組とあわせ、

ダムの長寿命化や放流能力を強化する等高機能化のための施設改良、維持管理における効率 化・高度化等の既設ダムの有効活用に向けた取組を推進すること。

(3) 特定河川工事の代行(特定改築等工事に係るもの)

都道府県等を技術的に支援するため、機構法第19条の2第1項に規定する特定河川工事の代行(特定改築等工事に係るもの)の実施に向けた準備等を進めること。また、都道府県知事等から要請され、機構が実施することが適当であると認められる場合には、機構が有する知識・経験や技術等を活用し、特定河川工事の代行の適切な実施を図ること。

<定量目標>

- 思川開発事業 令和6年度に事業を完了させる。
- 藤原·奈良俣再編ダム再生事業(奈良俣ダム関係) 令和4年度に事業を完了させる。
- 川上ダム建設事業 令和4年度に事業を完了させる。
- ・第5期中期目標期間に、機構法第13条の規定に基づき、新たに主務大臣の認可を受けた事業 実施計画に基づく事業については、同計画に定める工期内に完了させる。

<指標>

- ・早明浦ダム再生事業進捗率(総事業費に対する当該年度までの事業執行額)(令和3年度見込 実績5.1%)(令和10年度までに事業完了)
- ・第5期中期目標期間に、機構法第13条の規定に基づき、新たに主務大臣の認可を受けた事業 実施計画に基づく事業については、その進捗率(総事業費に対する当該年度までの事業執行率)。 (注) 当該年度までの事業執行額には、翌年度に繰り越して使用する経費分も含んでいる。

<その他>

・木曽川水系連絡導水路事業については、当分の間、事業を継続しつつ、引き続き「ダム事業の検証に係る検討について(平成22年9月22日付け国河計調第6号国土交通大臣指示)」に基づくダム事業の再評価を進め、その結果を踏まえて速やかに必要な対応を行うこと。

〈目標水準の考え方〉

機構法第 13 条の規定に基づき主務大臣の認可を受けた事業実施計画に定められた工期

〈想定される外部要因〉

- 社会・経済情勢の激変により、目標の達成に影響が生じる場合がある。
- 自然災害や第三者に起因する事故等、機構の責によらない事象等により、目標の達成に影響が生じる場合がある。

【重要度:高】 国民生活・経済にとって特に重要な7つの水資源開発水系において、閣議決定された水資源開発基本計画に基づき、水資源開発施設の新築やダム再生の取組等を行うことにより、用水の安定供給や洪水被害の防止・軽減等を可能とすることが極めて重要であるため。

【困難度:高】

- ① 複雑かつ高度な水利用が行われている7つの水資源開発水系において、目的の異なる広域的かつ複数の利水者や水源地域等の調整を行い、的確に事業進捗を図る必要があるため。
- ② ダム等施設の新築やダムの機能を確保しながら整備を行うダム再生の取組については、高度な技術力を要するため。

3-2-2 用水路等建設業務

(1) 計画的で的確な施設の整備

水需要の動向、事業の必要性、費用対効果、事業の進捗見込み等を踏まえ事業評価を行うとともに、用地補償も含めた円滑な業務執行、事業に係る適正な要員配置、新技術の活用や 工法の工夫、生産性の向上等によりコスト縮減等を図りつつ、計画的かつ的確な実施を図る こと。

また、事業に附帯する業務についても、的確に実施すること。

なお、第5期中期目標期間に、機構法第13条の規定に基づき、新たに主務大臣の認可を受けた事業実施計画に基づく事業については、通則法第30条の規定に基づき、第5期中期計画に必要事項を記載し、主務大臣の認可を受けること。

<定量目標>

- 利根導水路大規模地震対策事業 令和5年度に事業を完了させる。
- 愛知用水三好支線水路緊急対策事業 令和4年度に事業を完了させる。
- 香川用水施設緊急対策事業 令和6年度に事業を完了させる。
- ・第5期中期目標期間に、機構法第13条の規定に基づき、新たに主務大臣の認可を受けた事業 実施計画に基づく事業については、同計画に定める工期内に完了させる。

<指標>

- ・成田用水施設改築事業進捗率(総事業費に対する当該年度までの事業執行額)(令和3年度見込実績12.0%)(令和10年度までに事業完了)
- 豊川用水二期事業進捗率(総事業費に対する当該年度までの事業執行額)(令和3年度見込実績50.2%)(令和12年度までに事業完了)
- ・福岡導水施設地震対策事業進捗率(総事業費に対する当該年度までの事業執行額)(令和3年度見込実績7.8%)(令和14年度までに事業完了)

・第5期中期目標期間に、機構法第13条の規定に基づき、新たに主務大臣の認可を受けた事業 実施計画に基づく事業については、その進捗率(総事業費に対する当該年度までの事業執行率)。 (注) 当該年度までの事業執行額には、翌年度に繰り越して使用する経費分も含んでいる。

〈目標水準の考え方〉

機構法第 13 条の規定に基づき主務大臣の認可を受けた事業実施計画に定められた工期

〈想定される外部要因〉

- 社会・経済情勢の激変により、目標の達成に影響が生じる場合がある。
- ・自然災害や第三者に起因する事故等、機構の責によらない事象等により、目標の達成に影響が生じる場合がある。
- 【重要度:高】 国民生活・経済にとって特に重要な7つの水資源開発水系において、閣議決定された水資源開発基本計画に基づき、水資源開発施設等の改築等を行うことで、 通水機能の回復、施設の長寿命化と耐震性の確保に努めることにより、用水の安 定供給を可能とすることが極めて重要であるため。
- 【困難度:高】 複雑かつ高度な水利用が行われている7つの水資源開発水系において、広域的かつ複数の利水者に対して用水の適正配分、安定供給を実施するなど中立的で高い公共性が必要とされるなか、利水者ニーズを適時・適切に把握し、365日24時間、既存の用水を絶やすことなく継続的に供給しつつ、用水路等の改築事業を実施する必要があるため。

4. 業務運営の効率化に関する事項

4-1 業務運営の効率化

業務運営の効率化を確保するため、「6-1 内部統制の充実・強化」の取組とあわせ、以下の取組を行うこと。

(1) 業務運営の効率化等

① 要員配置計画を作成し、重点的かつ効率的な組織整備及び機動的な組織運営を行うこと。また、災害等発生時のみならず、新型コロナウイルス感染症を前提とした「新たな日常」に適応し、本社・支社局等の機能維持、水資源開発施設等の適切な維持管理や建設事業を継続できる体制を整備すること。

なお、組織体制については、引き続き支社局、事務所等を活用しつつ、事業の進捗状況等を踏まえて適正な規模となるよう、随時見直しを行うこと。

② 機構は、中期目標管理型の独立行政法人であり、国からの運営費交付金によらず、治

水事業のための国からの交付金や農業用水、工業用水、水道用水関係の国庫補助金、各種用水の利水者負担金等により運営している。

こうしたことから、自主的・戦略的な業務運営を行い、最大限の成果を上げていくためには、業務運営の透明性を向上させるとともに、安定した組織運営体制を確保した上で、適切な事業監理を行うことにより、事業費については、新築・改築事業費を除き、第4期中期目標期間の最終年度(令和3年度)と第5期中期目標期間の最終年度(令和7年度)を比較して4%以上縮減すること。

さらに、一般管理費(人件費、公租公課、高年齢者雇用確保措置等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については、効率的な運用により第4期中期目標期間の最終年度(令和3年度)と第5期中期目標期間の最終年度(令和7年度)を比較して4%以上削減すること。

③ 機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備を行うこと。

(注 1) PJMO: Project Management Office (プロジェクト推進組織)

(注2) PMO: Portfolio Management Office (全体管理組織)

(2) 調達の合理化

機構の行う契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」 (平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続によ る適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、契約監 視委員会による監視等を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、 年度終了後、実施状況について評価・公表を行うこと。

また、引き続き、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施すること。

(3) 一般事務業務における DX の推進 (ICT 等の活用)

水資源開発施設等の管理業務及び建設業務以外の一般事務業務においても、引き続き ICT を積極的に活用するとともに、更なる生産性の向上、安全性の確保、業務の効率化・高度化のため DX を推進すること。

その際、デジタル社会形成基本法等に規定する「デジタル社会の形成に関する重点計画」 等の政府の計画等に留意すること。

|5. 財務内容の改善に関する事項

5-1 財務内容の改善

第5期中期目標期間中に計画される事業量等に基づき、第5期中期計画の予算を作成し、 適正な予算管理の下、効率的な予算執行による業務運営を行うこと。

(1) 安定的かつ効率的な資金調達

機構は、国からの運営費交付金によらず、治水事業のための交付金や農業用水、工業用水、 水道用水関係の国庫補助金、各種用水の利水者負担金及び借入金等によって運営しているこ とから、引き続き、水資源債券の発行に当たっては、投資家への情報発信を行うとともに、 市場関係者等のニーズを踏まえながら、安定的かつ効率的な資金調達に努めること。

(2) 適切な資産管理

保有する資産については、山間部のダム等管理や災害等発生時の緊急対応等も含め、施設 管理等に支障が出ることの無いよう留意しつつ保有の必要性について不断の見直しを行うこ と。

6. その他業務運営に関する重要事項

6-1 内部統制の充実・強化

理事長のリーダーシップの下、「4.業務運営の効率化に関する事項」及び「5.財務内容の改善に関する事項」に関する取組等を実施することに加え、法人文書管理の徹底による文書の紛失防止対策等適切なリスク管理や法令等の遵守等の取組を実施するとともに、監事監査等を通じて機構の業務の適正な運営を図り、会計経理の適正を確保することにより、内部統制システムの向上に努め、自主的・戦略的な業務運営及び適切なガバナンスを行うこと。

また、「サイバーセキュリティ戦略」(令和3年9月28日閣議決定)等の政府の方針を踏まえ、引き続き、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、保有する個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進すること。

6-2 他分野技術の活用も含めた技術力の維持・向上

大規模災害や事故等に対する水インフラの脆弱性や専門的技術を有する人員の不足とそれに付随する技術力の低下等の現状の課題を踏まえ、大学や研究機関等との連携を図り、他分野を含めた先進的技術や情報を積極的に採り入れること等に加え、既存の点検等技術の継承のための講習会やダムの定期検査等を通じて検査員の養成を行うことや、技術資料や図書データの技術情報データベースへの登録を継続して行うこと等、機構の技術力の維持・向上に取り組むこと。また、開発した技術については特許取得や論文発表等の方法により、積極的に情報発信すること。

6-3 機構の技術力を活かした支援等

(1) 機構の技術力を活かした支援

機構が培った水インフラに係る技術力を活用して、国内外の機関等への技術支援を行うこ

ہ ع

また、これらの支援や水資源管理を担う海外の機関と水資源に関する技術情報及び知識を 共有するなどにより得られた知見を機構の技術力の維持向上に還元すること。特に、水イン フラに携わる人員不足等による技術力の低下が懸念されている地方公共団体等に対する積極 的な技術支援を行うこと。併せて、利水・治水に係る取組全体に関して機構が有するノウハ ウを、分かりやすく取りまとめて地方公共団体等へ提供していくこと。

さらに、調査、設計及び研修等並びに施設の工事及び管理を受託した場合には、その適切な実施を図ること。

(2) 機構施設が有する潜在能力の有効活用

カーボンニュートラル実現の観点も含めて、機構のダムや水路等施設が有する潜在能力の有効活用に向けた検討や取組を推進すること。

その際、機構は、利水と治水を中立的な立場で一元的に管理していることから、今後、気象予測技術の精度向上と併せて、ダムの治水容量と利水容量(発電等)をより柔軟に運用すること等により、事前放流の更なる強化や再生可能エネルギー創出を図るなど、治水及び利水の両面に資するとともに気候変動適応策につながる取組を推進すること。

6-4 広報・広聴活動の充実

機構は、国民生活にとって不可欠な「水」の安定供給及び洪水被害の防止・軽減等に取り組むことを通じて社会に貢献することをその使命としていることから、災害等発生時における迅速・的確な情報発信はもとより、平時において機構が果たしている役割や業務等についても、子どもから大人まで幅広い世代の国民の理解と関心を深められるような広報・広聴活動に取り組むこと。

その際、訴求対象やPRポイントを踏まえつつ、適切な媒体を活用するなど、戦略的な広報を推進するとともに、その効果の検証に努めること。

6-5 地域への貢献等

(1) 環境の保全

業務の実施に当たっては、環境の保全との両立を図ることとし、水資源の開発又は利用と 自然環境の保全との両立を目指した環境保全対策、良好な景観形成等に取り組むこと。

(2) 利水者等の関係機関、水源地域等との連携

水源地域等の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、地域の二一ズを把握した上で水源地域振興等に関係する地方公共団体、住民等と協働で取り組むこと。

また、水源地域及び利水者等に加え、地域振興を担う民間事業者、地域住民の団体、NPO等を含めた多様な主体との連携及び協力を行うよう努めること。

- ① 適切な役割分担の下に効率的な業務の実施を図るため、利水者をはじめとした関係機関に対し、業務運営に関する適時適切な情報提供を行うこと等により積極的な連携を促進すること。
- ② 水源地域等の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、地方公共団体、住民等と積極的な連携を図ること。また、上下流交流を推進し、水源地域と下流受益地の相互理解を促進すること。

6-6 その他当該中期目標を達成するために必要な事項

(1) 施設・設備に関する計画

機構の保有する実験設備、情報機器等については、保有の必要性を検証した上で、必要な 設備等の機能を長期間発揮できるよう、的確な維持管理に努めるとともに、計画的な更新等 を行うこと。

(2) 人事に関する計画

計画的な人員配置を行うため、本社、支社局及び事務所ごとに作成する要員配置計画に基づき、業務量に応じて適時適切に人員配置を見直し、業務運営の効率化を図ること。その際、働き方改革の観点に留意すること。

安全で良質な水の安定した供給と洪水被害の防止・軽減を図るため、人事制度の適切な運用を行うとともに、業務の効率的・効果的な実施、デジタル技術を利活用するための専門人材の確保・育成を実現するための方針を策定し、戦略的に取り組むこと。また、山間・僻地等の地域状況や災害時に昼夜を問わず長時間少人数で業務に当たる厳しい状況を考慮し、業務継続や、職員の士気向上の観点から、職員の勤務環境等の改善に努めること。

機構の給与水準については、国民の理解と納得が得られるよう透明性の向上に努め、公表するとともに、通則法の規定に基づき、国家公務員の給与水準を踏まえ、民間企業の給与水準を参考に、業務の特性や機構の業務実績、職員の勤務の特性等を適切に反映するとともに、給与体系の適切な運用を行うこと。

(3) 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間中の事業を効率的に実施するため、必要に応じて第5期中期目標期間を超える債務負担を検討すること。

(4) 積立金の使途

将来の金利変動リスクへの対応等を勘案しつつ、国及び利水者等の負担軽減を図る観点から、経常的な管理経費の縮減、大規模災害や事故等への対応、調査・検討や技術力の維持・向上等の取組に活用すること。

(5) 利水者負担金に関する事項

利水者の負担金の支払方法について、利水者の要望も踏まえ適切に対応すること。

独立行政法人水資源機構 政策体系図

別紙 1 - 1

水資源開発促進法(昭和36年11月13日 法律第217号)

- 国土交通省が、重点的に水資源開発を行う水系を<u>水資源開発水系</u>として指定(閣議決定) 【水資源開発水系】利根川・荒川水系、豊川水系、木曽川水系、淀川水系、吉野川水系、筑後川水系
- 各水系毎に、国土交通省が、関係省庁及び都道府県知事等との調整を経て、水資源開発基本計画を決定(閣議決定)

独立行政法人水資源機構法(平成14年12月18日 法律第182号)

- 機構は、水資源開発基本計画に基づき、水資源開発施設等の新築・改築を行うとともに、施設の操作・維持・修繕その他の管理を行う。
- 機構は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(海外インフラ展開法)に規定する業務(海外調査等業務)を行う。 (機構法第12条)
- **■第5期中期目標**(期間:令和4年4月1日~令和8年3月31日の4年間)

<水資源機構の使命> 「安定的かつ良質な用水の供給、洪水被害の防止・軽減」

●水資源機構の業務

建設事業	新築、改築	11事業
管理業務	操作、維持、修繕等	53施設
		※R3.4.1 現在

水資源開発水系の開発水量の82%は水資源機構事業による

元

的

に実

施

●水資源機構の特色

複数省庁の所管にまたがる多目的かつ広域的な業務を一元的に実施



多目的で複数の都府県にまたがる、広域かつ利害が対立する事業を、水資源機構が中立的な立場に立って、効率的かつ適切に運営

(使命)

国民生活・経済にとって特に重要な「水」に携わる政策実施機関であり、全国7つの水資源開発水系における「安全で良質な水の安定供給」及び「洪水被害の防止・軽減」等の取組を通じて安全で豊かな社会づくりに貢献する。

(現状•課題)

◆強み

- 安全で良質な水の安定した供給能力
- •洪水被害の防止•軽減能力
- 災害時などの危機的状況への的確な対応力
- ■「利水」と「治水」を中立的な立場で一元的に管理する能力 と技術力

◆弱み・課題

- 機構が管理する水資源開発施設等の老朽化が進行しており、 老朽化対策が課題
- ・デジタル技術を利活用するための専門人材の確保・育成が 課題

(環境変化)

- ○地球温暖化に伴う気候変動の影響で危機的な渇水、 洪水等の大規模災害、水資源開発施設等の老朽化に 伴う事故など水資源を巡る新たなリスクや課題が顕在 化しており、機構のこれまでの取組を更に深化・重点化 していくことが必要。
- ○新型コロナウイルス感染症を前提とした「新たな日常」 に適応し、組織機能や水資源開発施設等の適切な管 理を継続できる体制整備が必要。
- ODX・デジタル化による業務効率化や生産性向上を 一層推進するとともに、そのための人材確保・育成が 必要。

(中期目標)

- 〇危機的な渇水への対策推進や、「流域治水」(流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策)の推進。
- 〇予防保全型のインフラ老朽化対策を重点的に推進。
- 〇「質の高いインフラシステム」の海外展開のため、機構は関係府省等と連携し、その専門的な技術等を活用して、水資源 分野の川上段階における案件形成等に関与。
- ○新型コロナウイルス感染症を前提とした「新たな日常」に適応し、本社・支社局等の機能維持や施設等の適切な管理を 継続できる体制の整備。
- 〇専門人材の確保・育成を含め、水資源開発施設等の管理業務・建設業務、一般事務業務におけるDX・デジタル化の推進。
- 〇子どもから大人まで幅広い世代の国民の理解と関心を深められるような戦略的な広報・広聴活動の推進。

国官参自保第629号 令和4年2月16日

独立行政法人評価制度委員会 委員長 澤田 道隆 殿

国土交通大臣 斉藤 鉄夫 (公印省略)

独立行政法人自動車事故対策機構の第5期中期目標の策定について(諮問)

標記について、独立行政法人通則法 (平成 11 年法律第 103 号) 第 29 条 第 3 項に基づき、別紙につき独立行政法人評価制度委員会の意見を求め る。

独立行政法人 自動車事故対策機構 第5期中期目標

<u>1.政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)</u>

自動車事故による惨禍は、被害者やその家族に深刻な被害をもたらすものであり、依然として 大きな社会問題となっていることから、一層の対策を講じていく必要がある。国土交通省では、 自動車損害賠償責任保険(自動車損害賠償責任共済を含む。)、政府の自動車損害賠償保障事業及 び自動車事故対策計画に基づく事業(以下「自動車事故対策事業」という。)の3つを柱とした、 自動車損害賠償保障法に基づき、被害者保護の増進及び自動車事故の発生防止策を実施している (政策目標5 施策目標16 自動車事故の被害者の救済を図る等)。

独立行政法人自動車事故対策機構(以下「機構」という。)では、国土交通省が実施する、安全・安心な車社会を実現するため、被害者保護の増進及び自動車事故の発生防止に関する対策のうち、事故によって重度後遺障害を負った方等を救済するため、療護施設の設置・運営、介護料の支給及び訪問支援等からなる被害者援護業務を行うとともに、事業用自動車の輸送安全の確保のため、法令で義務づけられている運行管理者に対する講習及び運転者に対する適性診断等の実施業務(以下「安全指導業務等」という。)や安全性能の高い自動車の普及促進を図る自動車アセスメント情報提供業務を実施している。これらの3つの柱を中心とした業務を一体的に実施し、法人内部におけるそれぞれの業務における知見の活用を通じて、三位一体の業務を実施することで安全・安心な車社会を実現する役割を担っている。

また、機構は、昭和 48 年 12 月に自動車事故の防止及び自動車事故による被害者の保護を目的とする法人として設立された自動車事故対策センターを前身に、平成 15 年 10 月に新たに独立行政法人として発足した法人で、被害者援護業務、安全指導業務等及び自動車アセスメント情報提供業務を同センターの時代から一貫して実施している専門性を有した法人であり、そのため、人材面については、自動車運送事業者の安全対策、被害者からの相談対応、自動車の安全性能等に係る高い専門性を持った職員を有しており、また、設備面においても、本部のほか、全国 5 0 カ所に支所を設置し、自動車事故による遷延性意識障害者を専門に治療・看護する療護施設を全国 1 1 カ所(3 1 0 床)で設置・運営しているところである。

なお、機構では、新型コロナウイルス感染症拡大や昨今のデジタル化対応の流れ等を踏まえ、 各業務において、以下の課題があげられる。

まず、被害者援護業務においては、介護料受給者支援の一層の充実を図るため、従来の対面による訪問支援の実施に加え、リモート化への対応等の複雑多様化した自動車事故被害者等のニーズへ対応が課題である。

次に、安全指導業務等においては、社会的な ICT 技術の進展により、従来対面で実施してきた 業務を非対面で行うことを可能とする技術が普及していることに加え、輸送の安全の確保につい ては、全国一律に求められる一方、輸送の安全確保のための教育については、各地域の交通状況 や各々の業務実態に応じた内容の提供を求められていることから、より効果的な実施手法の検討 や利用者利便の向上、さらに社会的に対策の必要性を強く求められている高齢運転者への対策が 課題である。

さらに、自動車アセスメント情報提供業務においては、近年、自動車の安全技術が進展・多様 化しており、また、欧米等の諸外国における自動車アセスメントにおいて評価項目を拡充する動 きがあるなど新たな技術の進展に対応した自動車アセスメントを実施等が課題である。 上記の課題等に対応するため、機構は、機構が有する組織体制等を最大限活用し、被害者援護業務、安全指導業務等、自動車アセスメント情報提供業務について、安全・安心な車社会の実現のため、今後も引き続き維持しつつ充実強化を図るとともに、以下の取組も実施するものとする。

被害者援護業務については、デジタル技術を活用しつつ介護料受給者支援を充実させていくとともに、地域の関係機関・団体等との一層の連携を図り、被害者への相談支援機能を強化していくなど、被害者のニーズ等に沿った対応を適切に進めることとする。

また、安全指導業務等については、全国津々浦々の自動車運送事業者に対し、効率的・効果的にサービスが行き渡るようにする必要があり、その際、人との接触機会回避のニーズの高まり、ICT技術の進展、事業用自動車運転者の高齢化の進展等に適切に対応を進めることとする。

さらに、自動車アセスメント情報提供業務については、安全な自動車の普及や交通事故被害者の更なる削減を図るため、自動車技術の進展に対応した自動車アセスメント情報の提供を図ることとする。

(別添1) 政策体系図

(別添2) 法人の使命等と目標の関係

2. 中期目標の期間

中期目標期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

独立行政法人の目標の策定に関する指針における「一定の事業等のまとまり」は、安全指導業務等(本章中の(1))、被害者援護業務(本章中の(2)~(5))、自動車アセスメント情報提供業務(本章中の(6))の3つとする。

(1) 安全指導業務等

① 安全指導業務等が事業用自動車の事故防止に重要な役割を果たしていることを踏まえ、全国に存在する自動車運送事業者に対し、全国一律かつ質の高い指導講習・適性診断の受講・受診等の機会を提供する。

あわせて、効果を検証しつつ、非対面・遠隔の方式による指導講習・適性診断の充実を図る等、ICT 技術の活用によるユーザーの利便性の向上と業務運営の効率化を図る。

また、これまで蓄積した知見等を活用して新たな安全対策への貢献を検討するとともに、 関係法令の改正に応じて、指導講習教材の改定を行う等により安全指導業務の一層の充実を 図る。

これらの施策を実施することにより、自動車運送事業者の運行の安全確保への活用度を評価し、事業者等に対する5段階評価の調査において、中期目標期間の年度毎に4.00以上とする。

【指標】

- ・指導講習受講者数(平成29年度から令和2年度までの平均受講者数:122,272人)
- ・適性診断受診者数(平成29年度から令和2年度までの平均受診者数:455,698人)

② 引き続き、指導講習及び適性診断(以下「安全指導業務」という。)の実施に参入を希望する民間団体等に対し、認定取得に向けた支援を行う。

また、参入希望者に対して、これまで蓄積した知見等を活用した支援を実施することで、参 入が促進されるとともに参入事業者による安全指導業務の質の維持が図られるよう、中期目標 期間の最終年度までに参入事業者に対して指導講習教材頒布数 250,000 冊以上、ナスバネット (適性診断システム) 提供数 260,000 件以上とする。

【指標】

- ・民間参入促進を目的とした講師資格要件研修参加者数 (平成 29 年度から令和 2 年度までの平 均参加者数:72者(112人))
- ・民間参入促進を目的としたカウンセラー要件研修参加者数 (平成 29 年度から令和 2 年度までの平均参加者数:39者(50人))
- ・指導講習参入事業者数 (令和2年度末の参入事業者数:137者)
- ・適性診断参入事業者数 (令和2年度末の参入事業者数:117者)

【困難度:高】

民間参入の促進については、運輸業の事業者団体等の経営判断等の外部要因に強く影響を受ける指標であるため。

③ 事業者自らが主体的に輸送の安全性の向上を図る運輸安全マネジメント業務については、 主に中小規模の事業者を対象とした運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング 等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務等において蓄積した経験・知見や全国に 支所を有する体制を活用しつつ、自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図る。

また、安全指導業務等に係るこれまで蓄積した知見等を活用し、国際標準化機構(ISO)の 道路交通安全マネジメントシステムの国際規格(ISO39001)に係る国内審議委員会事務局を 引き続き担うなど、運輸安全マネジメント業務の一層の充実・改善を図る。

これらの施策を実施することにより、自動車運送事業者の運輸安全マネジメント制度の浸透・定着による運行の安全確保への活用度を評価し、事業者等に対する5段階評価の調査において、中期目標期間の年度毎に4.00以上とする。

【指標】

- ・安全マネジメント認定セミナー受講者数 (平成 29 年度から令和 2 年度までの平均受講者数: 4,361人)
- ・運輸安全マネジメント評価件数(平成29年度から令和2年度までの平均事業者数:8者)
- ・運輸安全マネジメントコンサルティング件数 (平成 29 年度から令和 2 年度までの平均事業者数: 27 者
- ④ 近年の高齢運転者による重大事故の発生等を踏まえ、国においては、高齢運転者による事 故防止対策等の一層の強化を図ることとしていることから、機構としては国の安全対策への

対応として、加齢変化による影響等を考慮した新たな適性診断の測定項目の検討を進めるほか、安全指導業務等の体制を確保しつつ、国の安全対策に応じた事故防止対策を着実に実施する。

また、国の施策に基づき、関係機関・団体等が行う自動車運送事業者等の安全性向上に関する取組について、団体等の要請に応じ、全国に支所を有する体制、機構の専門性やノウハウ、人材面の強みを活かした支援を実施する。

〈目標水準の考え方〉

- ① 自動車運送事業者の運行の安全確保への活用度を評価し、事業者等に対する5段階評価の 調査において、中期目標期間の年度毎に標準より高い4,00以上を維持することが適当
- ② 指導講習教材頒布数及びナスバネット(適性診断システム)提供数は、前中期目標期間に おける平均年度実績の5カ年分以上とすることが適当(平成29年度から令和2年度までの平 均年度実績:指導講習教材頒布数49,205冊、ナスバネット提供数51,827件)
- ③ 自動車運送事業者の運輸安全マネジメント制度の浸透・定着による運行の安全確保への活用度を評価し、事業者等に対する5段階評価の調査において、中期目標期間の年度毎に標準より高い4.00以上を維持することが適当

(2) 療護施設の設置・運営

① 自動車事故による遷延性意識障害(脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害者)に対して公平な治療機会を確保しつつ効果的な治療を提供するため、療護センターにおいて必要なハード・ソフト両面の措置を講じた上で質の高い治療・看護を実施する。

また、療護施設機能一部委託病床(以下「委託病床」という。)においても、他の療護センター及び委託病床(以下「療護施設」という。)との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施する。

② 委託病床のうち一貫症例研究型委託病床においては、引き続き急性期~回復期~慢性期において連続した治療・リハビリの臨床研究を進め、遷延性意識障害者のための治療・リハビリの検討、改善を行い、ガイドライン等の策定に向けた検討を行う。

さらに、一貫症例研究型委託病床における知見・成果の普及を図るとともに、遷延性意識 障害に精通する脳外科医等の育成を図る。

③ 早期の治療開始が効果的であることから、より多くの遷延性意識障害者の回復に資するべく、病床や入院審査のあり方の検討を含め入院希望者の待機期間の短縮に努める。

あわせて、療護施設全体の今後のあり方について、国と連携して現状及び今後の課題等について整理した上で、関係者の意見・ニーズ及び新たな技術の向上を踏まえつつ、療護施設で提供する「サービスの充実」について検討するとともに、経年劣化が進む千葉療護センターの老朽化対策については、最も経済的かつ効率的な方法による対策を講じていくことを前提とした上で、リハビリの充実等、利用者等からのニーズを的確に踏まえた最適な機能強化を図ることを視野に入れ検討する。

【指標】

・療護施設全体の待機期間(平成29年度から令和2年度までの平均待機期間:3.4ヶ月)

【困難度:高】

入院希望者の待機期間については、急性期における入院希望者の治療が長引く場合や入院希望者の容態により療護施設へ搬送できない場合等の外部要因に強く影響を受ける指標であるため。

- ④ 以上の取組により治療改善効果を高め、療護施設の退院患者における遷延性意識障害度評価表(ナスバスコア)を用いた入院時スコアの平均値から退院時スコアの平均値の差を、中期目標期間の年度毎に12.5点以上に維持する。
 - (注)「遷延性意識障害度評価表 (ナスバスコア)」とは、日本脳神経外科学会で定義された「植物状態」を基に、療護施設の入院患者の症状について、その程度を判定するための統一基準をいう。

【困難度:高】

療護施設の治療改善効果は、入院患者にかかる事故の様態、脳の損傷部位、受傷時の年齢等の影響を大きく受けるものであり、また、入院患者の高齢化や重症化(遷延性意識障害度評価表(ナスバスコア)が高い)も進んでいるため。

⑤ 療護施設で得られた知見・成果については、機構にとどまらない遷延性意識障害の治療等にも寄与するという社会的意義を有することから、日本脳神経外科学会や日本意識障害学会等において研究発表を年間55件以上実施するほか、部外の看護師等への研修の実施等を通じて、他の医療機関等への治療・看護技術の普及促進を図る。

また、退院に向けた援助や、看護師のケア知識やノウハウ等の情報提供を積極的に行うことにより、在宅介護者等への支援を進めるとともに、療護センターにおける短期入院についても、既存病床の稼働状況等を踏まえつつ、利用者のニーズに即して積極的に受け入れるとともに、一部の療護センターにおける短期入院時のリハビリの実施を検討する。

〈目標水準の考え方〉

- ④ 療護施設においては、治療改善効果を可視化し、治療・看護の質の向上につなげるための 指標として遷延性意識障害度評価表(ナスバスコア)を活用していることから、前中期目標 期間実績を考慮し、同水準以上を目指すことが適当(平成29年度から令和2年度までの退院 患者に係る入院時スコアの平均値から退院時スコアの平均値の差:12.5点)
- ⑤ 日本脳神経外科学会や日本意識障害学会等における研究発表について、機構にとどまらない遷延性意識障害の治療等にも寄与するという社会的意義を有することから、前中期目標期間の実績以上の目標値を設定することが適当(平成29年度から令和2年度までの平均学会発表件数:55件)

(3) 介護料の支給等

① 重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じて介護サービス利用や介護用品の購入等のための介護料を支給するとともに、受給者等のニーズに沿った形での訪問支援実施のため、訪問支援のリモート化を採り入れつつ、その対応の中で明らかになった課題などを検証し必要な情報を効率的に提供するための情報端末の活用や訪問支援結果の整理分析・共有等を通じて、訪問支援の質の向上及び効率化を図り、重度後遺障害者及びその家族に対する支援を強化する。

なお、毎年度の訪問支援実施割合について、全介護料受給資格者に対して訪問支援を毎年 実施することを視野に入れ、中期目標期間の年度毎に、前年度末介護料受給資格者数に対す る割合について、70%以上を維持し、当年度の介護料受給資格新規認定者(以下「新規認定 者」という。)に対しては100%とする。

【重要度:高】

介護料制度は、被害者救済政策上の見地から、自動車事故における被害者の自賠責保険制度による保険金等だけでは十分にカバーされない日々の介護に要する費用を補い、在宅介護を受ける自動車事故の被害者保護の増進を図るためのものであり、被害者援護業務の根幹となっている。これを土台として、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会の変化やデジタル技術の進展を踏まえ、孤立しがちな被害者やその家族の精神的支柱となる訪問支援について、従来の対面による実施に加え、リモート化による対応など介護料受給者の精神的支援の一層の充実を図ることが大変重要となるため。

【困難度:高】

介護料受給資格者の中には本人又は家族が働いていることや、家庭の事情から訪問を望まない方もおり、必ずしも戸別訪問が実施できる訳ではないため。

- ② 国と連携しつつ、在宅介護を受けている重度後遺障害者のメディカルチェックや家族の負担軽減等を目的とした短期入院・入所の利用を促進するべく、短期入院・入所協力病院等(以下「協力病院等」という。)のスタッフとの意見交換会を実施するほか、短期入院・入所に際して協力病院等の担当窓口及び利用者等との連絡・調整等を事前に行うことにより、受入環境を把握した上で利用者等に情報提供し要望を協力病院等に伝えるなど、安心して協力病院等を利用できるよう支援措置を検討し、実施する。
- ③ 重度後遺障害者及びその家族等を支援し、そのニーズを把握する観点から、相互に情報交換や交流できる場を設ける。なお、介護料受給資格者及びその家族との交流会を全支所年1回以上開催する。

また、介護者なき後(親なき後)に備えるための必要な制度情報や施設情報について、国 と連携して適時更新し、充実した情報提供を行う。さらに、重度後遺障害者及びその家族等 のニーズ等を踏まえ、必要な支援の充実を図るとともに、関係機関の動向を踏まえつつ、更 なる介護者なき後(親なき後)への対応について国と検討を行う。 ④ 以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.39以上とする。

【指標】

・調査票回収率 (平成29年度から令和2年度までの平均回収率45.7%)

〈目標水準の考え方〉

- ① 毎年度の訪問支援実施割合について、前中期目標期間実績を維持することが適当(平成29年度から令和2年度までの平均訪問支援実施率:72.1%)
- ② これまで以上に「量」より「質」を重視した取組とするため、事故後経過期間が短い等、より情報提供や精神的な支援が必要な新規認定者に対して100%とすることが適当(令和2年度の新規認定者に対する訪問支援実施率:88.5%)
- ③ 介護料受給資格者及びその家族との交流会について、全国 50 支所の体制を活用して、各支 所において少なくとも年1回以上の開催を必須とすることが適当(令和2年度の交流会開催 回数実績:51回(全支所1回以上)
- ④ 重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度について、サービス水準の維持を図る観点により、前中期計画と同水準である毎年度毎に4.39以上とすることが適当(平成29年度から令和2年度までの平均実績:4.44)

(4) 自動車事故被害者等への相談対応及び情報提供の充実等

① 自動車事故被害者及びその家族、遺族の置かれている状況に対する理解をさらに深めるため、これらの者を構成する団体との交流をさらに進めるとともに、地方公共団体や障害者福祉関係団体との連携を図り、自動車事故被害者のニーズに応じた相談先の紹介等の相談支援機能の強化を図るほか、自動車事故被害者への情報提供の充実に取り組む。

また、相談対応及び情報提供の充実のため、専門的かつ高度な業務を実施する被害者支援 専門員(コーディネーター)の養成をさらに進め、全支所への配置を目指し、中期目標期間 の最終年度までに令和2年度末全職員の50%以上とする。

【指標】

- ・各支所の管轄する地域の自動車事故被害者及びその家族、遺族を構成する団体との交流実施件 数
- ② 自動車事故被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度や他機関の援護制度・ 事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な相談対応及び情報提供を的確に行う。

【指標】

- ・ホットラインの相談件数(平成29年度から令和2年度までの平均相談件数:2,151件)
- ・在宅介護相談窓口における相談件数(平成29年度から令和2年度までの平均相談件数:1,115件)

③ 国土交通省が実施する調査研究事業に協力するとともに、当該調査研究事業の結果を踏まえ、国と連携し、重度脊髄損傷者が十分な治療・リハビリテーションを受けられる環境整備を図るための検討を進める。

<目標水準の考え方>

① 今後の相談対応及び情報提供の充実のため、専門的かつ高度な業務を実施する被害者支援 専門員(コーディネーター)の養成数について、中期目標期間の最終年度までに令和2年度 末全職員(令和2年度末時点職員数:338人)の50%以上とすることが適当(平成29年度か ら令和2年度までの平均増加人数:8.5人、令和2年度末の被害者支援専門員(コーディネ ーター)数:65人)

(5) 交通遺児等への生活資金の貸付

- ① 交通遺児等に対して必要な生活資金の貸付を行うとともに、交通遺児等の健全な育成に資するよう、交通遺児家族等同士の交流促進などにより、精神的支援を効果的に実施する。 なお、交通遺児家族等同士の交流会の実施件数について、全支所年2回以上とする。
- ② 貸付の対象者である交通遺児等のニーズを把握し、その支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討し、必要に応じて見直すものとする。
- ③ 以上の施策を実施することにより、交通遺児家族等に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.61以上とする。

【指標】

- ・調査票回収率(平成29年度から令和2年度までの平均回収率:32.3%)
- ④ 適切な債権管理を行い、引き続き、債権回収率90%以上を確保する。 あわせて、債権管理・回収コスト要因を分析し、債権管理・回収を一層強化しつつ、引き 続きコスト削減を図る。

〈目標水準の考え方〉

- ① 交通遺児家族等同士の交流会について、全国 50 支所の体制を活用して、各支所において少なくとも年 2 回以上の開催を必須とすることが適当(令和 2 年度の交流会開催回数:120 回(全支所 2 回以上)
- ③ 交通遺児家族等に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、サービス水準の維持と向上を図る観点により、前中期目標と同水準である年度毎に4.61以上を必須とすることが適当(平成29年度から令和2年度までの平均実績:4.68)
- ④ 債権回収率について、前中期目標期間の水準を目標値とすることが適当(平成 29 年度から 令和 2 年度までの平均債権回収率:92.4%)

(6) 自動車アセスメント情報提供業務

- ① 車両の安全性能に関する公正でわかりやすい情報提供を進めることにより自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるために、国土交通省が定める自動車アセスメント事業の拡充のためのロードマップ(以下「ロードマップ」という。)に基づき、国及び関係機関と連携しつつ、国の実施機関として効率的かつ効果的に車両の安全性能について試験及び評価を行うとともに、評価結果をよりわかりやすく発信するため、衝突安全性能評価及び予防安全性能評価等を統合した車両全体としての総合評価に取り組む。
- ② 消費者の立場、被害者の立場に立った機構ならではの取組となるように努め、ロードマップに基づき、技術の進展により新たに実用化された安全性能の高い装置等に関する評価項目の導入、既存評価項目の充実等のため、交差点における被害軽減ブレーキ、通信を利用した衝突回避支援技術、歩行者に対するペダル踏み間違いによる急発進抑制装置、前面衝突時の加害性を考慮した乗員保護、先進的脚部インパクタを使用した歩行者脚部保護の評価方法の策定のための検討を行う。この検討を効率的に実施するため、海外アセスメント関係機関等との情報共有を積極的に実施する。

【重要度:高】

高齢運転者による死亡事故が相次いで発生している中、第11次交通安全基本計画(令和3年3月29日決定)において令和7年までに世界一安全な道路交通の実現を目指し、24時間死者数を2,000人以下、重傷者数を22,000以下にするとの目標達成のために先進技術導入への対応が特に注視すべき事項とされている。そのため、近年の自動車の安全技術の進展・多様化にあわせて、自動車アセスメントの実施により自動車ユーザーに分かりやすく伝え、時勢に合わせて安全効果の高い自動車が市場で選択されやすい環境を整え、より安全な自動車の普及拡大及び自動車製作者のより安全な自動車の研究開発を促進する必要があるため。

③ 以上の施策を実施することにより、安全な自動車の普及促進に資するよう、評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率を中期目標期間の各年度において80%以上とする。

【困難度:高】

評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率については、自動車メーカーの経営判断による販売台数の多い車種のモデルチェンジ等によりカバー率が大きく下がるなどの外部要因に強く影響を受ける指標であるため。

④ 自動車ユーザー等がより安全な自動車等を選べるよう、自動車アセスメント事業における 自動車等の安全性能の評価結果等をパンフレット、ホームページ等において分かりやすく表 示するとともに、積極的な広報活動により自動車ユーザー等に発信する。

同様に、予防安全装置やチャイルドシートなどの自動車の安全装置等が適切に使用されるよう、パンフレット、ホームページ等において分かりやすく表示するとともに、積極的な広報活動により自動車ユーザー等に発信する。

なお、中期目標期間の年度毎に広報活動件数を50件以上とする。

〈目標水準の考え方〉

- ③ 評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率について、評価を実施する年度において市場投入された車両を一定程度網羅できるよう80%以上を目標値とすることが適当(令和2年度の年間新車販売台数に対するカバー率:80.9%)
- ④ 広報活動件数について、全国 50 支所の体制を活用して、各支所において少なくとも年1件 以上の開催を必須とすることが適当(令和2年度の広報活動件数:60件)

4. 業務運営の効率化に関する事項

- (1)業務改善の取組
- ① 事業全般の精査・見直しを行い、引き続き、効率的な運営体制を確保しつつ、管理業務の 簡素化等を図る。
- ② 業務運営の効率化を図ることにより、一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、中期目標期間の最後の事業年度において、令和3年度比で15%以上削減するとともに、業務経費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、中期目標期間の最後の事業年度において、令和3年度比で10%以上削減する。
- ③ 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、契約監視委員会を活用するとともに、一者応札の解消、企画競争や新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について適正契約検証チームによる事前点検を実施するなど、毎年度策定する「調達等合理化計画」において前年度の自己評価や課題を踏まえ、更なる調達の合理化を推進するために重点的に取り組む分野の具体的な設定を行い、同計画を着実に実施し、効率的な予算執行及び運営費交付金の適切かつ効率的な使用に努める。
- ④ 機構の各業務の改善状況等について、タスクフォースにより、外部評価を行い、その結果 をホームページ等で公表する。
- (2) 業務のデジタル化及びシステムの最適化

情報システムの整備及び管理については、デジタル技術の的確な利活用により利用者の利便性の向上や法人の業務運営の効率化が実現されるよう、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

5. 財務内容の改善に関する事項

(1) 財務運営の適正化

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質

の維持を図る。

独立行政法人会計基準(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定)の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位としての業務ごとに予算と実績を管理する。

また、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努める。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意 した上で、厳格に行うものとする。

(2) 自己収入等の拡大

療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と協力しつつ、外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図るほか、安全指導業務の受益者負担の適正化や自動車アセスメント情報提供業務に係る自動車メーカー等からの委託試験の促進などを行い、国費負担の圧縮を図る。

【指標】

・療護センターにおける外部検査受入件数(平成29年度から令和2年度までの平均件数:11,301件)

(3) 保有資産の見直し

保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その必要性について、自主的な見直しを不断に行う。

6. その他業務運営に関する重要事項

(1) 内部統制の充実強化

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知)等を踏まえ、引き続き必要な規程類や体制の整備を行うほか、コンプライアンスの推進及びリスク管理の徹底等による内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行う。

さらに、法人のミッションや長の指示について、法人内電子掲示板システム等を活用し、全 役職員間で共有することを徹底する。

また、独立行政法人の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)及び個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。

(2)情報セキュリティ対策

「サイバーセキュリティ戦略」(令和3年9月28日閣議決定)等の政府方針を踏まえ、関連する規程類を適時適切に見直す。また、これに基づき、情報セキュリティインシデント対応の訓練や情報セキュリティ対策に関する教育などの情報セキュリティ対策を講じ、情報システム

に対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むとともに、 上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図 ることとする。

(3) 施設及び設備に関する事項

業務の確実な遂行のため、施設・設備の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持 管理を行う。

(4) 人事に関する事項

給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取組を踏ま え、国家公務員等の給与水準等も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく 見直すものとする。

産業カウンセラー、介護職員初任者研修等の資格を取得させるとともにそれらの職員の活用 を図り、また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行う。

さらに将来を担う職員の資質の向上のため、機構の人材育成方針を随時改定していくことにより、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用・育成強化を図るとともに、職員のモチベーションの向上を図る。

(5) 自動車事故対策に関する広報活動

機構の全国組織を活用し、関係機関との連携の下、自動車損害賠償保障制度及び機構業務について、テレビやラジオ、新聞、SNS など広く国民に知ってもらうための取組を中心として、効果的に広報活動を行う。

さらに、自動車事故発生の防止や被害者支援の啓発に資するために、自動車運送事業者等に 対する安全指導業務等において自動車事故被害者の置かれた実態を広く伝える機会などを拡大 する。

とりわけ、被害者援護業務については、不知によりサービスが享受できないことがないようホームページや SNS、パンフレット、地方公共団体、障害者福祉関係団体、医療機関、警察、損害保険会社、学校等の関係機関との連携を通じた事業内容や利用方法の周知を積極的に行う。

【指標】

- ・各支所の管轄する地域の地方公共団体、障害者福祉関係団体、医療機関、警察、損害保険会社、 学校等に対する広報活動件数(令和2年度の広報活動件数:2,332件)
- ・ホームページのアクセス件数、SNS の閲覧件数(令和 2 年度のホームページのアクセス件数: 2,105,927 件、SNS (Facebook) の閲覧件数:8,710 件)

(独) 自動車事故対策機構 政策体系図

自動車損害賠償保障法 (抄)

第一条 この法律は、自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立することにより、被害者の保護を図り、あわせて自動車運送の健全な発達に資することを目的とする。

自動車事故対策計画 (抄)

※自賠法附則(抄)

- 1. 被害者の保護の増進の対策
- 2. 自動車事故の発生の防止の対策

交通政策基本計画

(令和3年5月28日閣議決定)

第4章 基本的方針 C

目標② 輸送の安全確保と交通関連事業を支える担い手の維持・確保

医療・介護技術の進歩や、社会保障制度の状況、高齢化の進展等による自動車事故被害者やその家族を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、自動車事故被害者等のニーズにきめ細かに対応していけるよう、より効果的な被害者支援の充実方策について検討する。

第4次犯罪被害者等基本計画

(令和3年3月30日閣議決定)

V 重点課題に係る具体的施策

第2 1(8) 自動車事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等 国土交通省及び独立行政法人自動車事故対策機構において、(中略)療 護施設の充実やリハビリテーションの機会の確保に向けた取組を推進す る。(中略)介護料の支給等を推進するとともに、相談・情報提供等の介 護料受給者への支援の充実・強化を図る(後略)

国土交通省政策目標・施策目標

【政策目標】 5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保

【施策目標】 16 自動車事故の被害者の救済を図る

■**独立行政法人自動車事故対策機構法**(平成14年法律第183号)(抄)

(機構の目的)

第三条 独立行政法人自動車事故対策機構(以下「機構」という。)は、自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導、自動車事故による被害者に対しその身体的又は財産的被害の回復に資する支援等を行うことにより、自動車事故の発生の防止に資するとともに自動車損害賠償保障法 (昭和三十年法律第九十七号。以下「自賠法」という。)による損害賠償の保障制度と相まって被害者の保護を増進することを目的とする。

独立行政法人自動車事故対策機構(第5期中期目標期間における重点事業)

安全指導業務等

- ▶ 非対面、遠隔の方式による安全指導業務の充実を図る等、ICTの活用による利便性向上と業務の効率化に取り組む
- ▶ 高齢運転者による事故防止を図るため 加齢変化による影響等を考慮した新た な適性診断の測定項目の検討

被害者援護業務

- ▶ 訪問支援業務のリモート化等のデジタ ル技術を活用した介護料受給者支援の 充実
- ▶ 被害者団体との交流を更に進めるとと もに、地方公共団体等との連携を図り、 相談支援業務等の充実

自動車アセスメント情報提供業務

- ▶ ロードマップに基づき、先進安全技術等の自動車技術の進展に対応した安全性能評価項目を充実
- ▶ ユーザーが安全な車を選択しやすいようなわかりやすい情報提供に加え、メーカーによる安全な車の開発の保護

独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)の使命等と目標との関係

(使命)

安全・安心な車社会を実現するため自動車事故対策機構では、自動車事故により重度後遺障害を負った方等を救済するため、療護施設の設 置・運営、介護料の支給及び訪問支援等の被害者援護業務を行うとともに、事業用自動車の輸送の安全確保のため、運行管理者への講習及び 運転者への適性診断等の安全指導業務や、安全性能の高い自動車の普及促進を図る自動車アセスメント情報提供業務を一体で実施。

(現状•課題)

◆強み

- 運送事業者の安全対策、被害者からの相談対応、自動車の安全性能 等に係る高い専門性を持った職員を347名(令和3年現在)有する。
- 全国50カ所に支所を設置し、全国各地に各業務の提供を可能とする体 制を確保し、さらに、遷延性意識障害者を専門に治療・看護する療護施 設を全国11カ所に設置・運営する。

◆弱み・課題

- 訪問支援については、複雑多様化した被害者のニーズ等に適切に対 応するため、デジタル技術を活用した支援の強化や地域の関係機関等 との一層の連携を図り、相談支援機能の強化を図ることが必要。
- 安全指導業務については、より効果的な実施手法の検討、利用者利 便の向上や高齢運転者への対策が必要。

(環境変化)

- 新型コロナウイルス感染症拡大後、人との接触機会回避のニー ズが高まっているため、従来の対面による業務実施から非対面化 への転換が求められる。
- ICT技術の進展により、従来対面で実施してきた業務を非対面で 行うことを可能とする技術が普及してきている。
- 輸送の安全確保については、全国一律に求められる一方、輸送 の安全確保のための教育については、各地域の交通状況や各々 の業務実態に応じた内容の提供を求められている。
- 自動車の安全技術が進展・多様化しており、新たな技術の進展 に対応した自動車アセスメントを実施し、その結果について情報 提供を実施することが必要である。

(中期目標)



- 訪問支援のリモート化や情報端末の活用等による訪問支援の質の向上及び効率化を図り、被害者等のニーズに沿った支援の強化を図る。
- 地域の関係機関・団体等との一層の連携を図り、被害者等のニーズに応じた的確な相談先の紹介等の相談支援機能の強化を図るほか、被害 者等への情報提供の充実を図る。
- 運行管理者に対する講習及び運転者に対する適性診断等を実施する安全指導業務については、効果を検証しつつ、非対面・遠隔の方式によ る業務の充実を図る等、ICT技術の活用による利便性の向上と業務運営の効率化を図る。
- 安全な自動車の普及や事故削減に資する自動車アセスメント情報提供業務については、自動車安全技術の更なる進展等に対応した必要な 評価項目の拡充を図り、自動車アセスメント情報を引き続き提供する。

国道高管第76号 令和4年2月18日

独立行政法人評価制度委員会 委員長 澤田 道隆 殿

国土交通大臣 斉藤 鉄夫 (公印省略)

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の 第5期中期目標の策定について(諮問)

標記について、独立行政法人通則法 (平成 11 年法律第 103 号) 第 29 条 第 3 項に基づき、別紙につき独立行政法人評価制度委員会の意見を求める。

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 中期目標(第5期) (案)

独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定める。

I 政策体系における法人の位置付け及び役割

「道路関係四公団民営化の基本的枠組みについて(平成 15 年 12 月 22 日政府・与党申し合わせ)」(以下「民営化の基本的枠組み」という。)において、「民間にできることは民間に委ねる」との原則に基づき、以下の3つの民営化の目的が提示されている。

- 1 道路関係四公団合計で約40兆円に上る有利子債務を一定期間内に確実に返済
- 2 有料道路として整備すべき区間について、民間の経営上の判断を取り入れつつ、 必要な道路を早期に、かつできるだけ少ない国民負担の下で建設
- 3 民間のノウハウ発揮により、多様で弾力的な料金設定、サービスエリアを始め とする道路資産や関連情報を活用した多様なサービス提供等を図る

このため機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに東日本高速道路株式会社、 首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高 速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「会社」と総称する。)に 対する貸付け、承継債務その他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な 返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、会 社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することが求められている。

また、民営化後 10 年を迎えた平成 27 年 7 月に国土交通省がとりまとめた「高速道路機構・会社の業務点検」では、民営化の目的に加え、民営化後の重大な災害や事故の発生による、国民の安全・安心な通行の確保に対する意識の高まり等を踏まえ、機構及び会社は、民営化時点では明示されていなかった役割についても適切に対応していく必要があるとされたところである。

これらを踏まえ、機構は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成 16年法律第100号。以下「機構法」という。)に基づき、会社と緊密に連携しなが ら、民営化の目的に即して、有利子債務を着実に返済するとともに、開通の前倒しや コスト縮減を達成するなど着実な成果をあげている。

一方で、近年自然災害が激甚化・頻発化しているとともに保有する高速道路の老朽 化が進んでいることから、機構は、会社と連携しながら、強靱で信頼性のある高速道 路ネットワークの構築やそのネットワーク機能を健全に保っていく必要がある。 さらに、高速道路の維持・管理のあり方や将来像、高速道路を持続的に利用する枠組み等に関する社会資本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会等での議論を踏まえ、会社と連携しながら、実現可能な取組から、順次、適切に実施していく必要がある。

また、業務の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症やデジタル技術の進展などの環境変化に適切に対応するとともに、観光振興や地域活性化、物流支援、環境負荷軽減に資する道路利活用や次世代自動車普及促進の観点からのカーボンニュートラルへの対応など高速道路に関する社会的要請を踏まえる必要がある。

なお、機構は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)等を踏まえ、業務運営の効率化を図りつつ、自主的かつ自律的な経営の下、国の政策実施機関としての機能の最大化を図ることとする。

(別添1)政策体系図

(別添2)法人の使命等と目標の関係

Ⅱ 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間とする。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

機構は、協定に基づき、会社と連携協力しつつ、以下に掲げる会社による管理の 適正な水準の確保を通じた高速道路資産の適切な保有及び貸付け、債務の返済等の 業務を実施することにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、国民 が良好な高速道路網を活用できるよう、会社による高速道路事業の円滑な実施を支 援する目的を達成すること。

※ 独立行政法人の目標の策定に関する指針における「一定の事業等のまとまり」は、高速 道路事業(本章中の1~7及び9)、鉄道事業(本章中の8)の2つとする。

1 会社による管理の適正な水準の確保を通じた高速道路資産の適切な保有及び 貸付け

- ① 機構は、高速道路に係る道路資産の内容を適正に把握した上で、その保有及び貸付けを適切に実施すること。
- ② 機構は、貸し付けた道路資産が適切に良好な状態に保たれるように、笹子トンネル天井板崩落事故(平成24年12月発生)後の道路法改正等により、橋梁やトンネルなどの道路構造物の定期点検が全道路管理者に義務化されたこと等を踏まえ、国及び会社と一体となって、高速道路の老朽化対策(特定更新等工事等)や耐震対策を計画的に推進するとともに、管理水準の向上を図ることに

より高速道路の安全性を一層向上させること。また、国及び会社と連携しつつ、維持管理・修繕・更新の現状や新たな知見を踏まえ、会社が実施する高速道路の維持管理等のあり方の適切な見直しを進めることにより、効率的な維持管理等を図ること。なお、実地確認等を通じて機構が把握している高速道路の管理の実施状況、老朽化対策や耐震対策の進捗状況等の情報については、全ての会社の高速道路の管理等に適切に反映されるよう、国及び全会社に提供し情報の共有化を図ること。

③ 機構と会社との間で設定しているアウトカム指標について、機構がリーダーシップを持って、その達成が適切になされるよう会社と連携しつつ取り組むとともに、指標の設定に際しての会社間の考え方の統一、会社の努力を可視化できる指標の設定、高速道路を取り巻く環境を踏まえた指標の組替えに加え、中期的な目標の見直しや新たな設定などを通じ、会社が自らの経営指標として計画的に取り組むことを促し、高速道路の管理水準を一層向上させ、もって高速道路利用者に対するサービス向上を図ること。

特に中期的な目標については、中期的なサービス水準を示すとともに、その 進捗状況を確認することなどを通じて、適切な維持管理の実施、事故・渋滞対 策の推進、過積載車両の取締りの強化、SA・PAにおけるサービスの向上等 について、会社による計画的かつ実効的な事業実施を確保すること。

【重要度:高】

アウトカム指標の適正な設定は、高速道路の安全性・利便性の向上に対する各社の取組状況を分かりやすく高速道路利用者に伝えるとともに、会社がこれを自らの経営指標として計画的に取り組むことを促すために重要であるため。

④ 高速道路の適切な利用がなされるよう、料金水準や割引については、これまでの対応による影響を検証しつつ、社会状況の変化等も踏まえ、他の交通機関への影響も考慮した上で、国及び会社と連携して必要に応じて見直すこと。

具体的には、企画割引については、観光振興や地域活性化の観点から更なる推進を図るため、会社や関係機関と連携しながら、会社が貸付料の支払いに支障が生じない範囲で柔軟に運用できるように検討すること。

また、休日割引等についても、新型コロナウイルス感染症等の拡大防止のための移動自粛への対応や交通状況等を適切に考慮し、会社と連携して柔軟な運用を検討すること。

加えて、混雑状況に応じた料金の導入についても、交通需要等の偏在による 混雑の緩和を図る観点から、会社と連携して適切に検討を行うこと。 ⑤ 機構は、引き続き社会的な要請を踏まえ、高速道路の機能強化を図るため、会社と連携して、強靱性の向上、安全・安心の確保及び快適性の向上並びに持続可能性の確保及び地域活性化の促進の観点において、高速道路の更なる進化・改良を進めること。

なお、こうした進化・改良や高速道路の機能の保全を進めるに当たっては、 自動運転などの高速道路を取り巻く技術の進展を踏まえつつ、将来に必要な投 資やその負担のあり方について、関係機関と連携しながら、検討すること。

2 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済

① 会社との協定の締結に当たっては、金利、交通量、新型コロナウイルス感染症の影響、経済動向等の見通しについて十分に検討するとともに、従前の高速道路事業の実施状況も踏まえつつ、適正な品質や管理水準が確保されることを前提とした上で、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、会社から引き受けることとなる債務の限度額(以下「債務引受限度額」という。)等を定めること。

また、債務引受限度額は、事業費の管理を適切に行うことができる範囲を単位として、適正な額を設定するとともに、機構が会社から債務を引き受ける際、会社から引き受けた実際の債務の額と債務引受限度額との乖離の要因分析及びその結果を踏まえた設定方法の見直しの徹底に取り組み、今後の債務引受限度額の設定に適切に反映すること。

② 機構は、会社に対する道路資産の貸付けに係る貸付料については、機構が収 受する占用料その他の収入と併せて、債務の返済に要する費用等を貸付期間内 に償うものとなるよう定めること。

その際、毎事業年度の貸付料の額については、会社が徴収する料金収入及び 高速道路の管理費の将来の見通しを勘案して定めること。

また、計画管理費と実績管理費とで乖離が発生した場合には、その乖離についての要因を分析し、必要に応じて協定変更をするなど適切な対応を取ることにより、適正な貸付料の算定を図ること。

③ おおむね5年ごとに、機構法第12条第1項の業務の実施状況を勘案し、協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるとき又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認められるときは、債務の返済等が確実かつ円滑に行われるとともに、高速道路の管理が適正かつ効率的に行われるよう、必要に応じて、適切な措置を講ずること。

なお、協定等の変更があった場合には、その内容、理由等をわかりやすく公表し、透明性の確保及び国民に対する説明責任を果たすこと。

④ 機構は、承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済を実施するため、債務返済の見通しについて、できる限り定量的に把握し、特定更新等工事に係る債務をその他の債務と区分した上で常時適切な債務の残高の管理に努めるとともに、次に掲げる点に留意すること。

(指標)

- 有利子債務残高
- 目標期間中の債務返済額

【重要度:高】

適切に債務残高の管理を行い、有利子債務の早期の確実な返済に努めることが、民営化の基本的枠組みにおける目的の1つである「道路関係四公団合計で約40兆円に上る有利子債務を一定期間内に確実に返済」する上で重要であるため。

- 1) 全国路線網に属する高速道路(機構法第13条第2項に規定する全国路線網に属する高速道路をいう。以下同じ。)に係る有利子債務については、毎事業年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を上回らないこと。
- 2) 首都高速道路(高速道路株式会社法(平成16年法律第99号。以下「道路会社法」という。)第5条第2項第2号に定める高速道路をいう。以下同じ。)及び阪神高速道路(道路会社法第5条第2項第5号に定める高速道路をいう。以下同じ。)に係るそれぞれの有利子債務については、毎事業年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を極力上回らないよう努めること。
- 3) 各会社が高速道路の新設、改築等に要する費用に充てるために負担した 債務について機構が各会社から引き受ける額(機構法第 12 条第 1 項第 5 号又は第 7 号の規定による無利子貸付けにより行う災害復旧に要する費 用に係るものを除く。)は、それぞれ各会社から徴収する貸付料を充てて 返済することができる範囲内であること。
- 4) 全国路線網に属する高速道路にあっては、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社から徴収する貸付料を充てて返済を行う債務の額を会社ごとに試算し、各会社から徴収する貸付料を充てて行われるそれぞれの返済の達成状況を把握し、その内容を公表することとし、各会社の経営責任の明確化を図ること。

- 5) 全国路線網に属する高速道路以外の高速道路にあっては、業務実施計画 (機構法第14条第1項に規定する業務実施計画をいう。)の対象となる高 速道路ごとの債務について、各会社から徴収する貸付料を充てて行われる それぞれの返済の達成状況を把握し、その内容を公表することとし、各会 社の経営責任の明確化を図ること。
- ⑤ 機構が、会社から引き受ける債務の額は、対象となる道路資産に対し、適正 なものであるとともに、道路資産が機構に帰属する場合には、当該資産の内容 の確認を適正に実施すること。
- ⑥ 債務返済に係る借換資金等の資金調達に当たっては、長期的な観点から、将来の借換えに伴う金利上昇リスクの軽減や効率的な債務返済を継続的に行うための適切な調達年限の設定や調達手段の選定を行うことにより、支払利子の圧縮に努めること。

さらに、資産帰属計画の活用や会社発行債券の発行年限等の調整を行うため、 会社との資金調達に関する情報共有及び共通課題の検討等を実施すること。

【重要度:高】

民営化の基本的枠組みにおける目的の1つである「道路関係四公団合計で 約40 兆円に上る有利子債務を一定期間内に確実に返済」を遂行するためには、 できる限り支払利子の圧縮に努める必要があるため。

- ⑦ 債務の確実な返済のため、計画の変更等に伴い発生する不要資産の売却等を 図ること。
- 3 会社に対するスマートICの整備及び首都高速道路又は阪神高速道路の新設、 改築又は修繕のための無利子貸付け

機構が国から交付されるスマートICの整備のための補助金及び国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から交付される首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための出資金又は補助金について、国等と緊密な連携の下、これらの資金を財源とした会社に対する適切な無利子貸付けの貸付計画を協定で定めるとともに、当該出資金又は補助金が交付された場合には、会社による事業が速やかに実施されるよう、事務手続の効率化に配慮し、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施すること。

その際、機構は協定で定めた貸付計画等に基づき実施する事業については、適時進捗状況を確認することを通じて、会社の計画的な事業実施を促すとともに、 課題が生じた場合には、国、当該出資地方公共団体及び会社と協力して適切に対応すること。

4 会社に対する災害復旧のための無利子貸付け

機構は、国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から災害復旧に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして補助金が交付された場合には、会社による速やかな災害復旧及び安全かつ円滑な交通の確保に資するよう、事務手続の効率化に配慮し、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施すること。

5 高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長す るための仕組み

- ① コストの縮減は国民負担の軽減に寄与するものであり、その成果は国民に 還元されるべきものであることから、会社が、適正な品質や管理水準を確保した上で経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要す る費用の縮減を行うよう、会社に促す仕組みを適正に運用するとともに、更な るコスト縮減や、会社における安全性や資産価値の向上等を図るための技術 開発等が促され、会社にとってより活用しやすい制度となるよう運用のあり 方について検討を行うこと。
- ② 助成対象額の算定及び助成対象技術の標準化の促進については、開発された 新技術を他の工事等に適用する方法について更なる検討を行い、過去の助成案 件を踏まえて適切に実施するとともに、透明性の向上を図ること。
- ③ 本制度については、高速道路が果たすべき役割を踏まえ、カーボンニュートラルやデジタル化に関する取組のように、我が国全体として進めている政策について、会社におけるより積極的な取組につながるように、更なる改善の検討を行うこと。

6 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務

① 道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務について、会社その他の関係機関と密接な連携を図りつつ、適正かつ効率的に実施すること。

また、その事務手続のあり方については、継続的に点検を行い、道路管理事務の効率化、限度超過車両の通行の許可等の申請者の負担の軽減・利便性の向上等を図るため、引き続きシステムの導入及び改良による手続のオンライン化等を進めること。

1) 特殊車両通行許可支援システム等については、会社と連携し、適切な運用がなされるよう努めること。また、限度超過車両の通行の許可に当たっては、国と連携して、令和4年4月1日から運用開始予定である「限度超過車両の新たな通行確認制度」の利用促進を図り、手続の更なる迅速化に

努めること。

(定量目標)

・特殊車両通行許可支援システムの年間平均事務処理期間については、引き続き、標準処理期間の2分の1に短縮する。(標準処理期間:新規・変更申請許可21日、更新申請許可14日)

<目標水準の考え方>

- ・システム化に伴い、作業量が減るため、目標値を標準処理期間の2分の 1とすることが適当。
- 2) 車両制限令違反車両の削減目標を設定することに加え、会社に自動軸 重計等の計画的な整備、活用を促すなど、国及び会社と連携し、取締りの強 化を図ること。
- 3) 高速道路上の落下物について、会社と連携しつつ、物流事業者等へ車両 の積載の事前点検の強化を促すとともに、早期発見・早期回収に向けた体 制強化等を図ること。
- 4) 大雪時の対応について、会社と連携しつつ、物流事業者等に冬用タイヤ・ チェーン装着の事前点検の強化を促すとともに、大規模滞留の発生を防ぐ ための予防的通行止めを含む早期の通行規制やその早期解除等の実施に 向け、関係機関との連絡体制の強化等を図ること。
- 5) 占用入札制度を積極的に運用し、高架下の有効活用等に努めること。
- ② 通行止めに係る情報等の機構が把握する各種の情報を、利用者の利便の向上につながるよう会社や他の道路管理者とも連携しつつ、積極的にその活用を図ること。
- 7 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に 規定する業務

本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和 56 年法律第 72 号)に規定する業務の実施に当たっては、本州四国連絡高速道路株式会社と連携を図りつつ、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に係る影響の軽減を図ること。

8 本州四国連絡鉄道施設に係る業務

本州と四国を連絡する鉄道施設の管理を適切に行うこと。

なお、本州四国連絡橋(本四備讃線)(以下「本四備讃線」という。)の耐震補 強事業については、着実に実施すること。

また、本四備讃線の維持修繕に係る費用等は、利用料として鉄道事業者から確実に徴収すること。

9 業務遂行に当たっての取組

業務遂行に当たっては、以下の取組を実施し、国民に対するサービスの向上、 高速道路の利用促進及び技術開発への貢献に努めること。

① 高速道路事業の総合的なコストの縮減

協定の締結又は見直しに際しては、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理について、会社の継続的かつ自律的な効率化を促すよう措置すること。

② 高速道路の利用促進

債務の返済に要する費用等を貸付期間内に償う前提で、必要な高速道路網の整備と併せ、より高速道路の利用を促進する施策を推進するよう会社に促すこと。

なお、高速道路利便増進事業について、交通状況、減収額、利用者の利便性等を把握し、必要に応じて計画の変更を行いつつ、効果的に運用すること。

③ 利用者サービスの向上等

利用者の安全性や利便性等の向上を図るため、ネットワークの機能拡充等による生産性の向上、耐震対策、暫定2車線区間の対策、逆走対策、大雪時の対策等の安全確保、ETC専用化などについて、協定の締結又は見直しに際して、会社の計画的かつ効率的な実施を促すよう措置するとともに、会社が関連事業により実施するSA・PAを活用した観光振興や物流関係者等への支援、地域活性化の取組と連携を図ること。また、ETC2.0の普及促進・活用等や高速道路システムの海外輸出など、今後の高速道路の検討課題について、国及び会社と一体となって取り組むこと。

さらに、機構・会社が所有する資産について、一層の活用が図られるよう柔軟な運用を検討するなど、SA・PAにおける利用者サービスの充実に向けて、会社と連携しながら取り組むこと。

④ 調査・研究の実施

高速道路事業や業務上の諸課題、高速道路における自動運転の実装等の新たな課題に関し、大学等の研究機関とも適宜連携しつつ、調査・研究を実施する

とともに、その成果が広く活用されるよう、会社をはじめ関係機関に情報提供 すること。

⑤ 環境への配慮

会社に対し、高速道路の整備・管理や料金施策等の実施に際して、環境の保 全と創造に配慮するよう促すこと。

⑥ デジタル化の推進

資産保有者として、新技術の活用や道路交通データのデジタル化等を促進するとともに、デジタル化の推進に向けた会社間連携に努めること。特に、機構は管理に係る3次元データの仕様の統一など、デジタル技術を活用しながら、高速道路に関する各種データを高速道路全体として適切に管理できるよう国及び会社と連携して取り組むとともに、一般道路を含む道路全体のデータの活用を念頭に置きながら、他の道路管理者の取組との連携に積極的に努めること。また、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針(令和3年12月24日デジタル大臣決定)」に則り、PMOの設置等を通じて情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。

Ⅳ 業務運営の効率化に関する事項

機構は、会社が実施する高速道路事業の適切かつ効果的な実施及び安全性の確保 を前提とした上で、業務運営の効率化に努めること。

1 組織運営の効率化

機構は、効率的な業務運営が行われるようその組織を整備するとともに、業務や組織の在り方について継続的に点検を行い、機動的に見直しを実施すること。

2 一般管理費の縮減

機構は、必要最小限の組織として、業務運営全体の効率化を図り、一般管理費 (人件費、公租公課、システム関連経費、業務運営上の義務的経費(効率化が困 難であると認められるものに限る。)及び特殊要因に基づく経費を除く。)につ いては、令和3年度に比べ、中期目標期間の最終年度までに4%以上削減するこ と。

なお、人件費及びシステム関連経費についても、可能な限り効率的な執行に努めること。

3 調達等合理化の取組の推進

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月 25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施し、事務・事業の特性を踏まえ、 PDCAサイクルにより、公平性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むこと。

(指標)

・入札・契約手続運営委員会における契約の点検率(令和3年度点検率:100%)

4 業務評価の実施

業務の効率性及び透明性の向上を図るため、業務実績の評価を実施すること。

V 財務内容の改善に関する事項

1 財務体質の強化

債務の計画的な返済に必要な毎事業年度の貸付料を収受するなど、業務活動による収入の確保を図るとともに、業務コストの縮減を進め、債務の早期の確実な返済を図ること。

VI その他業務運営に関する重要事項

1 業務の実施について

機構が実施すべき業務を厳格に実施するため「出向職員は出向元に関係する業務に携わらない」、「利益相反が生じる場合には、出向元以外の者がリーダーとなってチームを組む」など、会社のモラルハザード等により機構の利益を害する危険を防ぐための措置を講じること。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点も踏まえ、引き続き、リモートワークの推進など効率的な運営体制の確保、管理業務の簡素化等に努めること。

2 積極的な情報公開

機構の業務運営に関する透明性の確保を図り、機構が行う業務についての説明 責任を果たすため、財務諸表等の法定の開示事項に加え、道路資産の保有及び貸付けの実態並びに債務の返済状況について、積極的な情報公開を行うこと。

また、老朽化対策・耐震対策の進捗状況などの高速道路事業の状況や機構の業務運営に関し、国民に効率的かつ効果的に広く情報が伝わるようホームページ等を積極的に活用すること。この場合において、そのアクセス状況の調査・分析などを通じて、会社とも連携を図りつつ、より利用者のニーズに的確に応えられるホームページとなるよう必要な改善を図ること。

3 情報セキュリティ対策

「サイバーセキュリティ戦略」(令和3年9月28日閣議決定)等の政府の方針を踏まえ、引き続き、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期すとともに、保有する個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進すること。

4 内部統制について

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知)を踏まえ、理事長のリーダーシップの下、引き続き必要な規程類や体制の整備を行い、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うこと。

5 国及び出資地方公共団体並びに会社との緊密な連携の推進

業務の実施に当たっては、国及び出資地方公共団体並びに会社との緊密な連携を図ること。

6 環境への配慮

物品等の調達を行うに当たっては、環境物品等の調達により、環境への負荷の低減に配慮すること。

7 危機管理

会社及び関係行政機関と協力して、大規模な交通事故、地震災害等不測の事態が生じたことによる影響を最小限度にとどめるために、より一層の迅速、的確かつ効果的な対応を取ることができるよう体制を確立し、日頃から高速道路の供用に重大な影響を与える事態を想定した情報の収集、伝達等に関する訓練を実施するなど、これまでの取組状況も踏まえ、会社とも連携を図りつつ、危機管理能力の一層の向上を図ること。

(指標)

- ・会社及び関係行政機関と連携した当該事態を想定した訓練の実施回数 (前中期目標期間実績*:1回/年)
 - *前中期目標期間実績:平成30年度から令和3年度までの平均値
- ・災害に備えた機構独自の非常参集訓練等の実施回数 (前中期目標期間実績*:3回/年)
 - *前中期目標期間実績:平成30年度から令和3年度までの平均値

8 人事に関する事項

① 機構の業務に必要な能力・専門性を向上させるため、人材育成を計画的に行い、機構の組織力向上と職員間のノウハウの承継を図ること。

また、職員の能力発揮や意欲向上に努めるとともに、ワークライフ・バランスの推進やコンプライアンスの徹底などに積極的に取り組むこと。

上記の留意すべき事項を踏まえ、人材確保・育成方針を策定すること。

- ② 人員の適正な配置により業務運営の効率化を図ること。
- ③ 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)」を踏まえ、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、事務・事業の特性を踏まえ、合理的な給与水準とするとともに、その検証結果を公表すること。

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に係る政策体系図

主な政府方針

道路関係四公団民営化の基本的枠組みについて(平成15年12月22日 政府・与党申し合わせ)【民営化の目的】

約40兆円に上る有利子債務の確実な返済

真に必要な道路を会社*の自主性を尊重しつつ 早期に出来るだけ、少ない国民負担で建設

民間のノウハウの発揮により、多様で弾力的 な料金設定や多様なサービスを提供

※「会社」とは、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第1条に規定する会社をいう。以下同じ。

機構が果たすべき役割

機構は、高速道路に係る道路資産の保有及び会社に対する貸付け、承継債務その他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的とする。

高速道路に係る資産の保有及び貸付け

会社による管理の適正な水準の確保を通じた高速道路資産の適切な保有及び貸付けを実施

- 高速道路に係る道路資産の内容を適正に把 握した上で、その保有及び貸付を適切に実施
- O 貸付けた道路資産が適切に良好な状態に保たれるように、国及び会社と一体となって、高速 道路の老朽化対策や耐震対策の計画的な実施及び管理水準を向上
- 〇 機構と会社との間で設定しているアウトカム 指標について、機構がリーダーシップを持って 取り組むとともに、中期的な目標を設定するこ と等により、会社が自らの経営指標として計画 的に取組むことを促進
- 〇 社会的な要請を踏まえ、会社と連携して、強 朝性の向上、安全・安心の確保及び快適性の 向上並びに持続可能性の確保及び地域活性 化の促進の観点において、高速道路の更なる 進化・改良

債務の早期の確実な返済

高速道路に係る国民負担の軽減を図りつ つ、債務の早期の確実な返済を実施

- 会社との協定の締結に当たっては、 金利、交通量、新型コロナウイルス感 染症の影響等の見通しを検討した上で、 高速道路の工事等の内容及び貸付期 間等を定め、貸付料については、債務 の返済に要する費用等を貸付期間内に 償うものとなるよう設定
- 債務返済の見通しについて、できる 限り定量的に把握し、常時適切な債務 残高の管理を実施
- 債務返済に係る借換資金等の資金 調達に当たって、長期的な観点から、 適切な調達年限設定・手段選定により 支払利子を圧縮するよう努力

高速道路に関する事業の円滑な実施の支援

国民が良好な高速道路網を活用できるよう、会社による高速道路事業の円滑な実施を支援

- 高速道路の新設等に要する費用の縮減を助 長するための仕組みを適正に運用するとともに、 更なるコスト縮減や技術開発等が促され、会社 にとってより活用しやすい制度となるよう検討
- 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の 権限の代行その他の業務を適正かつ効率的に 実施
 - ・ 限度超過車両の通行の許可等の負担軽 減・利便性向上等のため、引き続きシステム の導入及び改良によるオンライン化等を推進
 - 車両制限令違反車両の削減目標を設定するなど、国及び会社と連携し、取締りを強化
- 管理に係る3次元データの仕様の統一など デジタル技術を活用しながら、高速道路に関 する各種データを適切に管理できるよう国及び 会社と連携

等

等

(使命)

「道路関係四公団民営化の基本的枠組み」の民営化の目的や、自然災害の激甚化・頻発化及び加速する老朽化などの民営化後の情勢を踏まえ、高速道路に係る道路資産の保有、会社に対する貸付け、債務返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減とともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援し、強靱で信頼性のある高速道路ネットワークの構築・機能維持等を図る。

(現状・課題)

◆強み

〇高速道路会社と緊密に連携しながら、民営化の目的に即して、<u>有利子債務を着実に</u> 返済するとともに、開通の前倒しやコスト縮減を達成

◆課題

- 〇強靭で信頼性のあるネットワークの構築や高速道路ネットワーク機能の健全な維持
- 〇今後の社会的な要請を踏まえた<u>高速道路の更なる進化・改良への対応</u>

(環境変化)

- ○<u>激甚化・頻発化する自然災害</u> や加速するインフラの老朽化
- ○<u>新型コロナウイルス感染症や</u> デジタル技術の進展など

(中期目標)

【承継債務及び高速道路会社から引き受けた債務の早期の確実な返済】

- 高速道路会社との協定締結にあたって、<u>金利、交通量、新型コロナウイルス感染症の影響、経済動向等の見通しを検討</u>
- 債務返済にかかる借換資金等の資金調達にあたって、

 長期的な観点から、適切な調達年限の設定や手段の選定により

 支払利子を圧縮するよう努力

【強靱で信頼性のある高速道路ネットワークの構築・機能維持】

- 〇 道路構造物の定期点検を踏まえた計画的な老朽化対策の推進
- 安定的な維持管理・更新・機能強化等による高いサービス水準の維持

【デジタル化の推進】

○ 新技術の活用、道路交通データのデジタル化等を促進するとともに、デジタル化の推進に向けた会社間連携